

ISSN 2432-9576
ENSG, No.1, 2017年10月発行

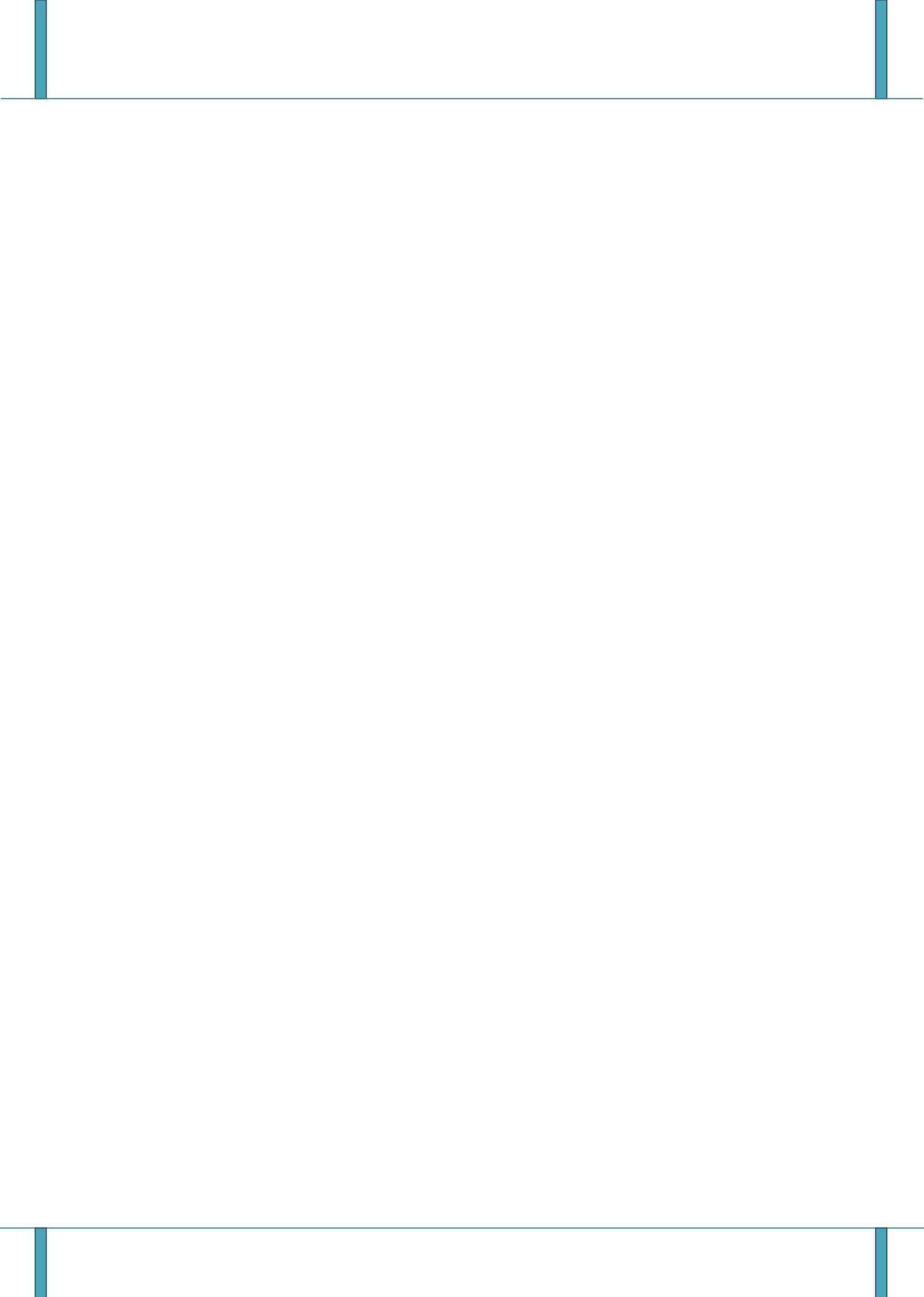
ENSG

(Ethnicity, Nation, State, and the Globe)

No.1

エスニック・マイリティ研究 第1号

エスニック・マイリティ研究会 2017年10月



『エスニック・マイノリティ研究』 第1号

目次

特集：東欧の「境界」における領域性・空間認識の比較研究

「スロヴァキア」を統計学的に把握するチェコスロヴァキア建国直後の試み

—1919年の暫定センサスの準備と実施、集計課程の分析— 香坂 直樹 5

地域的独自性を通じた民族的一体性への貢献 —第二次ウィーン裁定後の

コロジュヴァールの学術機関を事例に（1940-44年）— 辻河 典子 35

第二次世界大戦後チェコ「国境地域」における復興政策をめぐる一考察

—近年の研究動向を手掛かりに— 森下 嘉之 53

論文・研究ノート

フランス革命期マルセイユと移民 水野（角田） 延之 71

「三次元」より「二次元」のほうが好き？

—ナディン・ゴードイマの空間意識から読み取る南アの人種関係— JA 日下 87

資史料紹介

1923年国勢調査からみる両大戦間期リトアニアにおける各民族の社会構成

重松 尚 101

エッセイ

エスニック・マイノリティとジェンダー 北田 依利 125

第七期研究会報告・他学会参加報告

131

執筆者一覧・編集後記

137

特 集

東欧の「境界」における 領域性・空間認識の比較研究

「スロヴァキア」を統計学的に把握する チェコスロヴァキア建国直後の試み —1919年の暫定センサスの準備と実施、 集計過程の分析—

香坂 直樹

はじめに

本稿では1919年8月にスロヴァキア全土で実施された暫定センサスを取り上げる。暫定センサスの準備過程と内容、実施、集計体制に注目し、第一次世界大戦直後に「スロヴァキア」という領域を統計面から把握しようとした試みの一つとして本センサスが果たした意味を考察したい。

本稿の前提は「スロヴァキア」ないし「チェコスロヴァキア」という空間の新しさである。チェコスロヴァキアは第一次世界大戦後の中東欧の国境再編を経て登場した新国家であり、主にかつてのオーストリア＝ハンガリー二重帝国の領域を切り取って成立した。中でもかつてのハンガリー王国領から成立した「スロヴァキア」と「ポトカルパツカー・ルス」は第一次世界大戦以前には独立した行政単位として存在していなかった。

そのため、「スロヴァキア」地域にとってハンガリー王国からの分離とチェコスロヴァキア共和国への参加は、単に新たな国民国家への参加と権力移行を意味したのみならず、行政制度の転換と「スロヴァキア人」が統治すべき「スロヴァキア」の領域画定のプロセス、さらにはハンガリー王国の一部たる「北部ハンガリー」という地域認識から「スロヴァキア」への地域認識の移行をも伴っていたといえよう。

このため先行研究においても、1918年秋から1920年頃にかけての移行期に関しては、スロヴァキア地域内で活動した政治家や運動家の行動¹やマサリクらの亡命政治家の活動・構想の影響²への注目、「スロヴァキア」を巡る周辺国との紛争とチェコスロヴァキアの実効支配が確立する過程³に加えて、パリ講和

¹ KRAJČOVICOVÁ, Natália, Slovakia in Czechoslovakia, 1918-1938, in TEICH, Mikuláš, KOVÁČ, Dušan, and BROWN, Martin D. (eds.), *Slovakia in History*, Cambridge, 2011, pp.137-156; KRAJČOVICOVÁ, Natália, *Začleňovanie Slovenska do Československej republiky (1918-1920)*, in Zemko, Milan and Bystrický, Valerián (eds.), *Slovensko v Československu (1918-1939)*, Bratislava, 2004, pp.57-93.

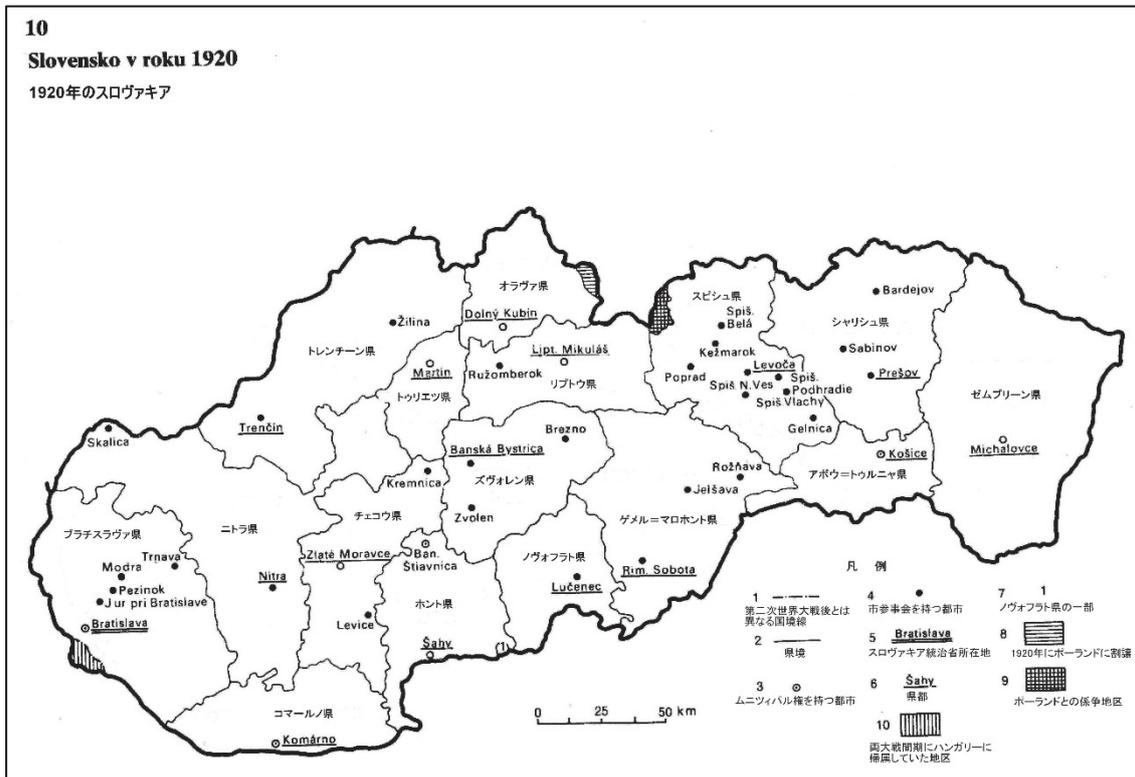
² BANDŽUCH, Tomáš, *Slovenské vize. Veľká válka, krajané a predstavy o budúcom štátu [1914 – 1918]*, Praha, 2014.

³ HRONSKÝ, Marian, *Boj o Slovensko a Trianon. 1918-1920*, Bratislava, 1998; HRONSKÝ, Marian, *Trianon, vznik hraníc Slovenska a problémy jeho bezpečnosti (1918-1920)*, Bratislava, 2011.

会議での協議ならびに協商国や周辺国との交渉を通じて「スロヴァキア」の境界線が設定される過程⁴も扱われてきた。

また、筆者もこれまでの研究を通じて、チェコスロヴァキアの建国直後から戦間期前半にかけての地方行政制度の変遷を通じて初めて「スロヴァキア」という領域が明確な境界線を伴いつつ登場し、広く認知されてきた過程を指摘してきた⁵。

図 1：1920 年のスロヴァキアの各県



(出典：KLIMKO, Jozef, *Vývoj územia Slovenska a utváranie jeho hraníc*, Bratislava, 1986 の付表を基に筆者が作成)

ところで、この「スロヴァキア」の不在の影響は行政制度以外の面でも表面化した。例えば、住民や地域の状況を数値化し、国家が把握するための住民調査や国勢調査についても、ハプスブルク帝国の領域でも 18 世紀末から開始され、オーストリア＝ハンガリー二重帝国への移行後、1869 年からは約 10 年おき（1880 年、1890 年、1900 年、1910 年）に実施される制度となり、その結果は国家当局だけでなく、それぞれの民族の運動家も注目する数字となった。この定期的な国勢調査はチェコスロヴァキア共和国

⁴ HOUDEK, Fedor, *Vznik hraníc Slovenska*, Bratislava, 1931; RASCHHOFER, Hermann, *Die tschechoslowakischen Denkschriften für die Friedenskonferenz von Paris 1919/1920*, Berlin, 1938; PERMAN, D., *The shaping of the Czechoslovak State: Diplomatic History of the Boundaries of Czechoslovakia 1914-1920*, Leiden, 1962; KLIMKO, Jozef, *Vývoj územia Slovenska a utváranie jeho hraníc*, Bratislava; KLIMKO, Jozef, *Politické a právne dejiny hraníc predmnichovskej republiky*, Bratislava, 1986; ŠVORC, Peter, *Krajinská Hranica medzi Slovenskom a Podkarpatskou Rusou v medzivojnovom období (1919 – 1939)*, Prešov, 2003.

⁵ 香坂直樹、「1927 年の州制度導入に関するスロヴァキア人政治家間の論議」、『年報 地域文化研究』第 7 号（2003 年）、東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻、2004 年、195–216 頁；香坂直樹、「1920 年代初めのスロヴァキアの地位に関する諸構想：自治論と県制度擁護論に見るスロヴァキアの定義」、『東欧史研究』第 28 号、東欧史研究会、2006 年、1–22 頁。

の建国後も継承され、戦間期には1921年と1930年に計2回実施された。そして、国勢調査の結果を基に戦間期のチェコスロヴァキアでは『統計年鑑』が計4回作成されたが⁶、これらの『年鑑』においては、当然ながら、第一次世界大戦以前の帝国ないし王国時代の調査結果も収録され、時系列的な変化も確認できる構成が採られた。その際、第一次世界大戦前の「スロヴァキア」地域の情報については、大戦後にチェコスロヴァキアに帰属した領域内にあった県（図1参照）の調査結果を収録するという形で調整された。国勢調査結果の統計処理についてもこのような形で第一次世界大戦以前のスロヴァキアの「不在」への対応、ないし、第一次世界大戦前後の境界線の変化をつなぐ対応が行われたのである。

まさにこの移行期にスロヴァキアのみで実施されたのが、本稿が注目する1919年夏の暫定センサスである。

この暫定センサスは幾つかの特異な点を有していた。第一に上記した約10年おきの定期的な国勢調査とは別個に企画され、実施された住民調査だったことである。第二に定期的な国勢調査を企画し、統轄した組織は統計局であるが、暫定センサスに対してボヘミア統計局は企画時に協力したものの、実施主体とはならなかったことである。暫定センサスはチェコスロヴァキア建国直後にスロヴァキアでの行政を担当したスロヴァキア統治大臣と彼の下のスロヴァキア統治省⁷が主体となり実施された調査であり、この点も特異だった。第三に暫定センサスの結果は前述の『統計年鑑』には収録されなかった。暫定センサスの結果は、『年鑑』とは別個に作成された『町村名鑑』⁸に収録されたものの、それ以上に継承すべき情報とは扱われなかったことである。

暫定センサスは、以上のような特徴を有していたが、何よりもまず、第一次世界大戦終結直後ないしチェコスロヴァキア共和国建国直後に実施された緊急調査だったことが最大の特徴である。その内容、項目、実施体制を分析することで、ハンガリー王国時代に実施されていた国勢調査から得られた結果の再解釈⁹以上の緊急性をもって、新国家の行政当局が「スロヴァキア」に関するどのようなデータの把握を望んでいたかがより明白に示されると考えられる。

しかし、1919年の暫定センサスに関する文献は非常に限定されている。同時代的な文献は、1922年初頭にスロヴァキアの総合誌『潮流』に掲載された短い論考¹⁰以外には、ボヘミア統計局に勤務し暫定センサスの準備にも関与したJ・ムラーズがチェコの統計専門誌『チェコスロヴァキア統計報』に寄せた報告

⁶ Státní úřad statistický, *Statistická příručka Republiky československé I*, Praha, 1920; Státní úřad statistický, *Statistická příručka Republiky československé II*, Praha, 1925; Státní úřad statistický, *Statistická příručka Republiky československé III*, Praha, 1928; Státní úřad statistický, *Statistická příručka Republiky československé IV*, Praha, 1932.

⁷ スロヴァキア統治全権大臣: Minister s plnou mocou pre správu Slovenska. スロヴァキア統治全権大臣職はプラハ政府主導が主導してスロヴァキアの実効支配を進めるために1918年12月10日付の1918年法令集第64号政府政令に基づき設置された職である。1920年まではスロヴァキア統治に関する広範な権限を保持・行使し、行政の各部門を担当する政府委員(referent)とともにスロヴァキアの新国家への組み込みを進めた。統治全権大臣は、1918年12月の設置当初はスロヴァキア北西部のジリナに本拠地(スロヴァキア統治省)を置いたが、1919年2月初めにブラチスラヴァに移転した。1920年2月末に共和国憲法が制定され、チェコスロヴァキアの統治体制が安定した後もスロヴァキア統治省と統治全権大臣職は権限を縮小されながらも維持されたが、1928年の地方行政制度改革とスロヴァキア州の成立に伴い廃止された。

⁸ MINISTERSTVO S PLNOU MOCOOU PRE SPRÁVU SLOVENSKA, *Soznam miest na Slovensku dľa popisu ľudu z roku 1919*, Bratislava, 1920.

⁹ HOUDEK, Fedor, Zemepisné podmienky vývinu miest. Zemepisné a štatistické črty zo Severného Uhorska, in *Národné noviny*, roč.XLIX (1918), č.126, 26. Oct. p.3; č.127, 29. Oct. pp.3-4; č. 129, 2. Nov. p.2; č. 130, 5. Nov. p.3; č.135, 16. Nov. pp.2-3; č.136, 19. Nov. p.3; č.141, 30. Nov. p.4; č.142, 3. Dec. p.3; MRÁZ, Josef, *Slovensko ve světle statistiky*. Praha, 1920.

¹⁰ Houdek, Fedor, Obyvatel'stvo Slovenska r. 1919, in *Prúdy*, roč.VI, č.2, 1922, pp.121-124.

(1920年12月と1921年3月に掲載)¹¹のみに留まり、1918年12月から1919年にかけてスロヴァキア統治全権大臣を務めたV・シロバルの回想録¹²にも詳しい言及は見られない。

また、この時期に関する概説書にもおいても1919年夏の暫定センサスについては手短な事実関係が言及される程度だった。しかし、近年になりスロヴァキア地域の人口動態の専門とするP・ティシュリアルが1919年の暫定センサスに関する研究を発表している¹³。ティシュリアルは、1919年の暫定センサスをチェコスロヴァキアで初めて実施された人口調査であり、スロヴァキアでの近代的な人口把握の過程における転換点として肯定的に評価する。しかし、彼の主眼はスロヴァキアの人口動態に置かれ、「スロヴァキア」という単位は自明視されている。そのため、1919年に暫定センサスが行われた意味とスロヴァキアの領域把握における本センサスの意義について踏み込んで評価しているとは言えない。

暫定センサスの過程と内容、実施体制を把握する際の重要な一次史料は、スロヴァキア国立文書館(SNA)¹⁴の現代史部門のスロヴァキア統治大臣(MPS)史料に収められた「1920年住民調査」に関する文書¹⁵である。これらの文書は、暫定センサス実施後の1920年に、内務省の求めに応じてスロヴァキア統治省が所持していた暫定センサスに関する資料をまとめ、内務省に宛てて送付した文書の写しと考えられる。そのため、暫定センサスに関する文書をすべて含む史料ではない。しかしながら、暫定センサスの実施計画草案、調査員用手引書の草稿と完成版(スロヴァキア語版とハンガリー語版)、各種の調査表用紙、県庁が作成した調査員名簿の一部、県レベルでの集計の下書きなどは残されており、暫定センサスの実施体制を知る上での重要な手がかりとなる。

また、上記したチェコの統計専門家ヨーゼフ・ムラーズが『チェコスロヴァキア統計報』に発表した論考も当事者視点から暫定センサスの準備過程と調査状況を把握するための史料として利用したい。

1. 暫定センサスの準備過程

暫定センサスの調査項目や調査手法などの分析を始める前に、ムラーズの論考をもとに暫定センサスの立案と準備の過程を確認したい。

ムラーズによれば、1918年12月30日の閣議での決定が「スロヴァキア」全土での暫定センサスの実施に向けた準備作業の起点となった。その理由は、ハンガリー王国時代の国勢調査結果の信頼性に対する疑いと講和会議に向けた資料作成の要請である。つまり、王国時代の統計結果にはスロヴァキア人が過少に示されるバイアスが作用していたという認識に基づき、講和会議においてスロヴァキアの「正確な」住民構成とチェコスロヴァキアによる領土要求の正当性を示す資料を作成するためにスロヴァキアの現状に関するデータを収集することである。これが暫定センサスの企画時点の主要な動機だった¹⁶。

¹¹ MRÁZ, Josef, O předběžném sčítání lidu na Slovensku roku 1919, in *Československý statistický věstník*, roč. II, 1920, pp.1-39, 120-143.

¹² ŠROBÁR, Vavro, *Osvobodené Slovensko. Pamäti z rokov 1918-1920 zväzok I*, Praha, 1928; ŠROBÁR, Vavro, *Osvobodené Slovensko. Pamäti z rokov 1918-1920, zväzok II*, Bratislava, 2004.

¹³ TIŠLIAR, Pavol, *Mimoriadne sčítanie ľudu na Slovensku z roku 1919. Príspevok k populačným dejinám Slovenska*, Bratislava, 2007; TIŠLIAR, Pavol – ŠPROCHA, Branislav, Zaznávaný a nepoznaný cenzus 1919 či len kuriozita? In *Historický časopis*, roč.63 (2015), č.2, pp.253-274.

¹⁴ スロヴァキア国立文書館：Slovenský národný archív.

¹⁵ SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919.

¹⁶ MRÁZ, O předběžném sčítání lidu, pp.1-2.

暫定センサスの実施に向け、スロヴァキア統治全権大臣の V・シロバルはチェコの専門家による支援を要請した。これに応える形で 1919 年 1 月初めに政府官房はボヘミア統計局に対して、スロヴァキア統治省への要員派遣の可能性を打診し、1 月半ばに統計局に勤務していたムラーズを当時統治全権大臣が本拠を置いていたジリナに派遣することが決定された¹⁷。

ジリナ滞在中に、ムラーズは統治全権大臣補佐官との協議（1 月 22・23 日）及び統治全権大臣配下の行政担当政府委員¹⁸との協議（1 月 24・25 日）をもった。前者の大臣補佐官との協議において、両者は暫定センサスの範囲を人口動態及び住民構成の調査に限定する方針を確認した。また、後者の政府委員との協議では準備作業の分担範囲を決定し、ムラーズはプラハへの帰任後に調査表用紙や調査員用手引書の作成と印刷の手配といった統計技術面に関する用意を進め、一方スロヴァキア統治省側は準備委員会を設置し、調査員の確保などといった行政面の準備を進めることを確認した。

1 月末にプラハに帰任したムラーズは、センサスの実施要綱と各種調査票の原案を早速作成し、2 月 8 日までにジリナに、次いで統治省の移転先であるブラチスラヴァに送付した。しかし、この時期よりスロヴァキア側からムラーズへの連絡は途絶えた。ムラーズによれば、彼は 2 月 25 日付の新聞記事を通じて、2 月 20 日付でスロヴァキアの暫定センサスに関するスロヴァキア統治大臣令がすでに公布されたことを知ったという¹⁹。

この後、ムラーズは 2 月末にプラハを訪問したシロバル大臣と二度、暫定センサスの準備に関する協議をもった（26 日と 28 日）。協議の席でムラーズは調査員用手引書の原案をシロバルに手渡し、細則の詰めを進めた。一方で、シロバル大臣から 3 月 24 日を調査基準日に設定したと聞き、「最大の驚き」を受けつつも、ムラーズは 3 月 15 日までに調査表用紙及び調査員用手引書を印刷し、スロヴァキアへと発送する手筈を国立印刷局から取り付けるなど、引き続き暫定センサスの準備に向け尽力した。しかし、3 月 12 日付で調査表用紙の追加印刷に関する依頼がブラチスラヴァから届く事態に陥り、ついに 3 月 15 日にムラーズは現状では期日通りのセンサス実施への責任を負えないと統治省側に通告するに至った²⁰。

さらに、ムラーズは調査基準日（3 月 23 日から 24 日にかけての深夜）を挟んだ 3 月 23 日と 25 日にチェコの新聞紙上にチェコの教師に向けて暫定センサスの調査員に応募するよう呼びかける告知が掲載されたとも述べている²¹。また、SNA の MPS 史料に含まれている各県の調査員名簿の作成日（表 1 参照）も主に 4 月以降の日付が記されており、3 月下旬の時点ではスロヴァキアの各県における調査員の人選も完了していなかった可能性が高い²²。

スロヴァキアでの暫定センサスの実施が延期された理由として、ムラーズは論考において、3 月 21 日にハンガリーで発生した政変とチェコスロヴァキアを含む周辺国とハンガリーとの関係悪化が理由だと述べている²³。しかし、上記の経緯からは、3 月半ばにおいても、調査表用紙の手配や調査員の選任といった暫定センサス実施に向けた準備作業が完了していなかった状況が推察できる。もしチェコスロヴァ

¹⁷ Ibid., p.2.

¹⁸ ムラーズは論考において原則的にスロヴァキア統治省内の各官職に付いている人物の名前を記していない。

¹⁹ MRÁZ, O předběžném sčítání lidu, pp.3-4.

²⁰ Ibid., p.4.

²¹ Ibid., pp.5-6.

²² SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919.

²³ MRÁZ, O předběžném sčítání lidu, p.6.

キアとハンガリーとの関係悪化がなくとも、3月下旬のセンサス実施は延期された可能性が高かったと結論付けられよう。

また、以上の経緯からは、1919年2月初めのスロヴァキア統治省のブラチスラヴァへの移転及びそれに前後したブラチスラヴァでのゼネストへの対応といった突発事件への対応を考慮したとしても、スロヴァキア統治省と各県庁の準備作業が滞っていたことも明白に認識できる。暫定センサスという事業がスロヴァキア統治省及び各県に多大な業務負担を及ぼした状況が伺えよう。

最終的に、暫定センサスの準備は、ハンガリーとの軍事衝突とスロヴァキアの緊張が沈静化した後、1919年8月になって再開された。そして、8月20日から21日にかけての深夜を基準点とする形で、8月下旬に「スロヴァキア」の「全土」において暫定センサスの調査が実施されることとなった。

2. 暫定センサスの調査項目と調査手法

2.1. 統治大臣令に基づく調査項目

上記のとおり、暫定センサスの実施目的は第一次世界大戦後のスロヴァキアにおける住民構成と人口動態状況を把握することだった。また、戦後の物資や人材の払底という事情も反映され、調査項目は住民属性に関する項目と町村に関する項目に限定された。以下、本節では、1919年2月20日付の暫定センサスに関する統治全権大臣令、及びその原型となった2月8日付でムラーズが作成した調査計画原案、そして調査表用紙と調査員用手引書を基に暫定センサスの調査項目と調査手法を紹介したい。

暫定センサスの実施に関する2月20日付のスロヴァキア統治全権大臣令は、第2条において以下の15項の調査項目を定めた。

- a) 第1条で設定された基準日〔1919年3月23日から24日にかけての深夜：香坂注〕の深夜に調査地点にいた全ての人物の現在の名前と名字、最後の改名前、及び世帯主との続柄。
- b) 性別
- c) 婚姻状況
- d) 出生地（町村名と県名、ハンガリー王国外部の場合は町村名と郡名、領邦名）
- e) 全個人の年齢
- f) 宗教
- g) 民族帰属[národnosť]
- h) 教育
- i) 言語能力
- k) 軍務
- l) 戦争への参加
- m) 戦争での負傷
- n) スロヴァキア語での正確な町村名
- o) 町村内での役所や学校、宗教施設においてハンガリー語が導入された時期

p) 家庭内で戦争の影響（戦死・病死、捕虜、行方不明）を受けた人物の数²⁴

以上の15項目は、ムラーズが2月8日付でスロヴァキア統治省に送付した調査計画原案に記載された15項目²⁵にほぼ完全に対応しており、項目選定にあたってムラーズが多大な影響を及ぼした点を確認できる²⁶。

また、以上の項目は個人に関する項目（a～m項とp項）と町村に関する項目（n項とo項）に大別でき、この2つが暫定センサスの目標であることがわかる。一方で、個人に関する情報であっても個々人の収入や職業などといった経済的状況に関する調査項目が設定されていない点も特徴的である。ここからも、この暫定センサスの目的がスロヴァキアの社会状況の全般的把握ではなく、民族構成や言語状況の把握に特化していた点を確認できる。あくまでも、暫定センサスは講和会議での領土交渉に関する資料作成という特定の目標に向けた限定的な調査として企画されたと言えよう。

2.2. 家庭用調査表用紙と調査員用手引書から見る調査内容

暫定センサス用に作成された4種類の調査表用紙と集計表用紙²⁷の形式も、以上で述べた限定された調査項目に対応していた。これらの調査表用紙のうち、現地で訪問調査と集計作業を担った調査員が使用した2種類の調査用紙（家庭用調査表用紙（第1表）と調査区域／町村集計表用紙（第2表）²⁸、及び調査員に配布された調査員手引書を手掛かりに、以上の項目がどのように調査され、記入されたかを確認したい。

まず用紙の形式であるが、家庭用調査表用紙（第1表）はA2版程度の大判の用紙（両面印刷）であり、家屋ごとに1枚ずつ作成される。左ページには第1列から第14列まで、右ページには第15列から第36列までの欄があり、見開きの左右両ページを使用して調査表を完成させる形式である（図2～4参照）。

²⁴ Ibid., pp.18-19.

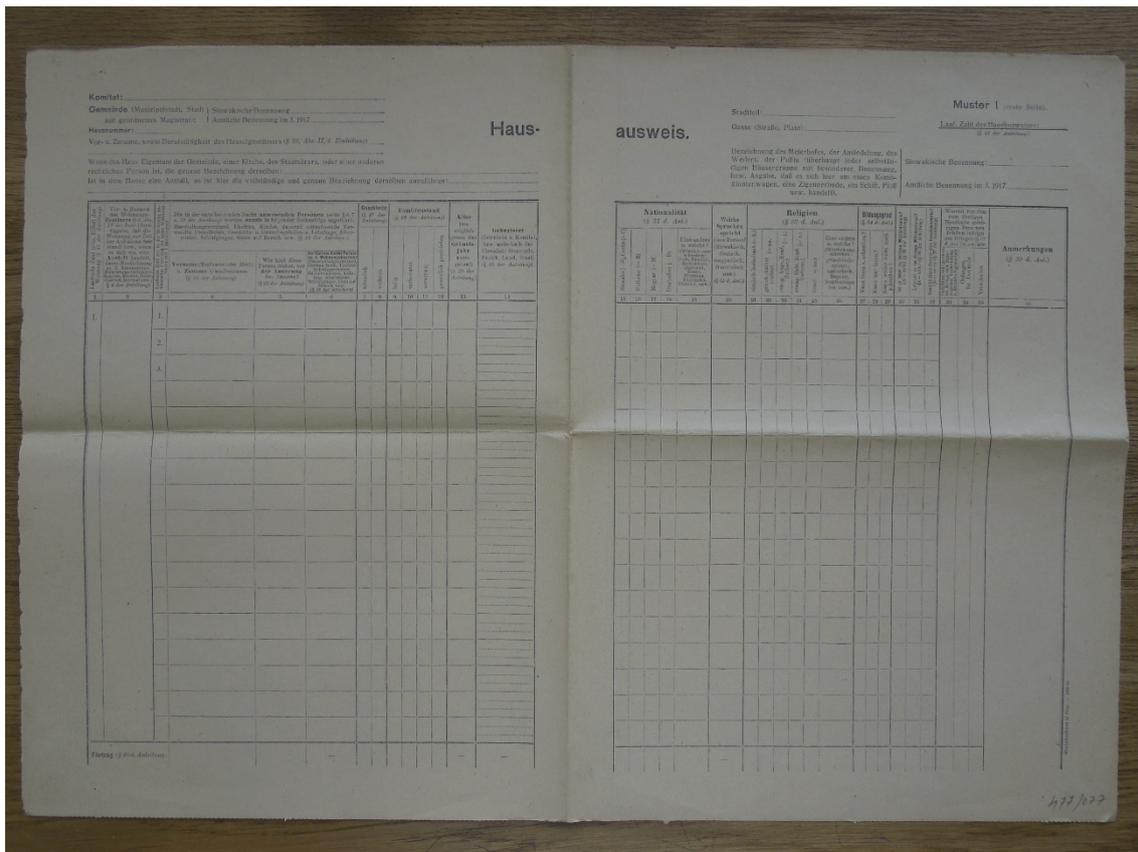
²⁵ 1919年2月8日付の調査計画原案において、ムラーズが示した調査項目は以下の通り。1)調査対象者全員の氏名、2)非マジャーリ的な名字のマジャーリ化に向けた行動の効力を測定するために最終改名前の名字、3)調査対象者と世帯主との続柄、4)性、5)家族状況（未婚、既婚、死別、離別）、6)年齢（満年齢）、7)出身地（町村名と県名、ハンガリー王国以外の場合は町村、郡、領邦の名称）、8)民族帰属（サブカテゴリー：スロヴァキア人—チェコ人、ルシーン人、ハンガリー人、ドイツ人、その他）、9)宗教（サブカテゴリー：ローマ・カトリック、ギリシャ・カトリック、改革派教会、福音派教会、ユダヤ教、その他）、10)言語の知識、11)教育（読み書きの知識、単に読む能力のみ、読み書きできず）、12)軍隊への所属、13)戦争への参加、14)負傷（調査対象者が傷痍年金を受給しているか否か）、15)家庭内で戦争の影響で死亡した人物がいるかを特定する質問（あるいは負傷のために死亡したか、戦争の後遺症を負ったか、行方不明、捕虜も含めて）（SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919.）

²⁶ 統治大臣令とムラーズの調査計画原案との間で大きく異なる点としては、ムラーズの原案において、改正前の名字を調査する動機としてハンガリー化（マジャーリ化）の影響の測定を明確に打ち出している点が目立つ。

²⁷ 家庭用調査表用紙（第1表）、調査区域／町村集計表用紙（第2表）、郡集計表用紙（第3表）、県集計表用紙（第4表）の4種類である。

²⁸ 第2表は各調査員が担当した調査区域ごとの集計と町村ごとの集計という2つの目的のために利用できるように設計されている。

図 2：家庭用調査表（第 1 表）表面全面（ドイツ語版）



(出典：SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919.)

一方、調査員用手引書は全体で 7 章に区分され、全 50 条の注意事項が記されている²⁹。この内、第二章第 13 条から第 20 条までが各家庭への訪問調査（家庭用調査表作成）時の全般的手順や注意事項、第三章第 21 条から第 39 条までが家庭用調査表の各項目の記入に関する注意事項となっている。約半数の条項が家庭用調査表の記入に関する内容であり、家庭用調査表の作成過程が重視されていたことが伺える。

以下、調査員用手引書の記載内容を基に、家庭用調査表の調査項目と記入方法を確認したい。なお、基本的に調査員が調査表を記入することが前提である³⁰。

また、調査の対象者は調査基準日（3 月 23 日から 24 日にかけての深夜）に「スロヴァキア」に滞在した全ての人物であり、原則的に調査基準日に滞在した場所を調査表に記入するよう求められた。この点に関し、調査員用手引書においては、巡回芸人やサーカス団、ジプシー、筏乗りなど、定住せずに各地

²⁹ 調査員用手引書の構成は以下の通り。第 I 章：全般的規定（第 1～12 条）／第 II 章：家庭用調査表（第 1 表）の記入に関する全般的注意事項（第 13～20 条）／第 III 章：家庭用調査表の各項目の記入に関する特別な注意事項（第 21～39 条）／第 IV 章：家庭用調査表の追加作業（第 40～41 条）／第 V 章：調査区域集計表の作成（第 42～45 条）／第 VI 章：町村集計表の作成（第 46～48 条）／第 VII 章：最終調整と全資料の引き渡し（第 49～50 条）。（SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919.）

³⁰ 例外として、工場や兵舎、駅などの大規模施設ならびに調査基準日の翌朝から宿泊者の移動が想定される各種の宿泊施設に関しては、センサス調査を円滑に進めるため、調査員が事前に各施設を訪問し、それぞれの施設に第 1 表を必要数預け、各施設の管理者に調査と記載を依頼する手法が指定された。（手引書の第 4 条、第 12 条など）

を移動する人々の代表例を挙げつつ、彼らからも調査表を得るべく、調査初日の初めに彼らを訪問するよう調査員に呼びかけている³¹。

図3：家庭用調査表（第1表）左ページ上部

Komitat: _____
 Gemeinde (Municipalstadt, Stadt | Slowakische Benennung _____
 mit geordnetem Magistrat: | Amtliche Benennung im J. 1917 _____
 Hausnummer: _____
 Vor- u. Zuname, sowie Berufstätigkeit des Hauseigentümers (§ 18, Abs. II, d. Einleitung) _____

Wenn das Haus Eigentum der Gemeinde, einer Kirche, des Staatsfürars, oder einer anderen rechtlichen Person ist, die genaue Bezeichnung derselben: _____
 Ist in dem Hause eine Anstalt, so ist hier die vollständige und genaue Bezeichnung derselben anzuführen: _____

Laufende Zahl (vom Ziffer) der Wohnung (§ 21 der Anleitung)	Vor- u. Zuname des Wohnungsbesitzers (§ 2, Abs. 17 der Anst.) (bzw. Angabe, daß die Wohnung zur Zeit der Aufnahme leer stand) bzw., wenn es sich um eine Anstalt handelt, deren Bezeichnung (z. B. Krankenhaus, Waisenhaus, Gefängnis, Kaserne, Kloster, Hotel, Gasthof, Internat usw. § 4 der Anleitung)	Laufende Zahl der in der Wohnung anwesenden Personen (immer mit 1 anzurechnen)	Die in der entscheidenden Nacht anwesenden Personen (siehe § 6, 7 u. 19 der Anleitung) werden einzeln in folgender Reihenfolge angeführt: Haushaltungsvorstand, Ehefrau, Kinder, davor mitwohnende Verwandte, Dienstmoten, Geschäfts- u. Gewerlehrlinge u. Lehrlinge, Arbeiter, Schlafgänger, Gäste auf Besuch usw. (§ 23 der Anleitung)		Vorname (Taufname oder ähnl.) u. Zuname (i. Familienname) (§ 24 der Anleitung)	Wie hieß diese Person früher, vor der Änderung des Namens? (§ 25 der Anleitung)	Verhältnis dieser Person zu d. Wohnungsbesitzer (Haushaltungsvorstand, Ehefrau, Sohn, Tochter, Schwiegermutter, Dienstmädchen, Lehrling, Arbeiter, Schlafgänger, Gäste auf Besuch usw. (§ 26 der Anleitung)	Geschlecht (§ 27 der Anleitung)		Familienstand (§ 28 der Anleitung)			Alter (womöglich genau das Geburtsjahr anzugeben) (§ 29 der Anleitung)	Geburtsort (Gemeinde u. Komitat, bzw. außerhalb der Slowakei: Gemeinde, Bezirk, Land, Staat) (§ 30 der Anleitung)
			männlich	weiblich				ledig	verheiratet	verwitwet	gesetlich geschieden			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
I.		1.												
		2.												

(出典：SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919 より著者が一部拡大)

各列の内容（列番号は写真中段の左から右に振られている数字）

第1列：住居番号／第2列：世帯主（通常は家長）（住居ごとに記入）／第3列：個人の番号（住居ごとに振る）／第4列：現在の名字と名前／第5列：最後の改姓前の名字／第6列：世帯主との続柄／第7・8列：性別／第9～12列：婚姻状況／第13列：年齢／第14列：出身地

家庭用調査表の左頁の内容は次のとおりである。

まず、調査員は第2列に各家庭の世帯主[drzitel' bytu]の名前を記す。集合住宅の場合は住居ごとに世帯主を記し、工場や駅など場合は施設名称を記す。第4・5列は各家庭内の住民の氏名を記入する欄である。第4列には現在の氏名を、第5列は最終改姓前の旧姓を記すよう調査員は求められた。第6列には世帯主を基準に世帯内の各人の続柄が記される。以上が、大臣令のa項の調査事項に対応する項目である。

続く第7・8列は大臣令のb項に対応した各住民の性別をチェックする項目である。第9～12列は家庭内の各人の婚姻状況を記入する項目（大臣令c項に対応）であり、当該者が未婚者の場合は第9列にチェックし、既婚者、離別者、死別者の場合はそれぞれ第10、11、12列にチェックを入れるよう手引書は調査員に指示した。なお、手引書には、婚姻関係は法的関係の見地から理解するよう記され、必要な場合は調査員が調査世帯内の書類等を確認するようにも求めた。そして、第13列には年齢（大臣令e項）

³¹ 調査員用手引書第8条。

を、第 14 列は各人の出身地について旧ハンガリー王国内の出身者であれば町村と県の名称を、王国以外の地域の出身者であれば町村と郡、両方の名称を記入するように求めた（大臣令 d 項に対応）。

以上が、家庭用調査表の左ページの調査項目と記入方法である。

図 4：家庭用調査表（第 1 表）右ページ上部

Muster I (erste Seite).

ausweis.

Stadtteil: _____

Gasse (Straße, Platz): _____

Lauf. Zahl des Hausausweises: _____
(§ 41 der Anleiheung.)

Bezeichnung des Meierhofes, der Ansiedlung, des Weilers, der Pußta (überhaupt jeder selbständigen Häusergruppe mit besonderer Benennung, bzw. Angabe, daß es sich hier um einen Kombi-diantenwagen, eine Zigeunerbude, ein Schiff, Floß usw. handelt).

Slowakische Benennung: _____

Ämtliche Benennung im J. 1917: _____

Nationalität (§ 31 d. Anl.)					Welche Sprachen spricht diese Person? (Slowakisch, deutsch, magyarsch, französisch usw.) (§ 32 d. Anl.)	Religion (§ 33 d. Anl.)					Bildungsgrad (§ 34 d. Anl.)				Anmerkungen (§ 39 d. Anl.)						
15	16	17	18	19		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36

(出典：SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919 より著者が一部拡大)

第 15～19 列：民族意識／第 20 列：言語知識／第 21～25 列：宗教・宗派帰属／第 27～29 列：教育程度／第 30 列：軍隊勤務／第 31 列：戦争への参加／第 32 列：戦争での負傷／第 33～35 列：家庭内の戦争被害者の有無／第 36 列：備考（世帯主の署名）

続く右頁には、民族意識と宗教・宗派への帰属、戦争の影響に関する欄が設けられた。

第 15～19 列が扱う民族意識調査（大臣令 g 項）と言語調査（第 20 列）（大臣令 i 項）の詳細に関しては後に回し（2.3.を参照）、先に第 21 列以降の内容を紹介したい。

第 21～26 列は大臣令の f 項に対応し、各人が信仰している宗教・宗派を記入する欄である。主要な宗教・宗派については、対象者がローマ・カトリック教徒の場合は第 21 列に「k」、ギリシャ・カトリック教徒の場合は第 22 列に「un」、福音派教会の信徒（ルター派）は第 23 列に「l」、改革派教会の信徒（カルヴァン派）は第 24 列に「r」、ユダヤ教徒は第 25 列に「z」と記入するよう手引書は調査員に求めた。この他の宗教の信徒である場合は、第 26 列にその宗教の名称を記入することとされた。

続く、第 27～29 列は大臣令の i 項に対応し、教育程度を問う項目である。実際上は住民それぞれの読み書き能力を問い、読み書き能力を保有している／読む能力のみ／読み書きできない、の 3 レベルに分け、第 27～29 列にチェックを入れる規定である。

第 30 列は大臣令の k 項に対応した項目であり、各住民が現在チェコスロヴァキア軍に勤務しているか否かを問うた。第 31 列（大臣令の l 項に対応）では第一次世界大戦での従軍体験の有無が問われた。当

然ながら、第31列では、第30列とは異なり、従軍時の所属先はチェコスロヴァキア軍（及びその前身となる組織）に限定されていないものの、労働動員は対象外であることが手引書に明記されている。

第32列（大臣令のm項に対応）は戦時の負傷の有無を記入した。

第33～35列（大臣令のp項に対応）では当該家屋に居住していた人物の中からの戦争被害に関し、戦病死（第33列）、国外での捕虜（第34列）、行方不明者（第35列）という結末に至った者の名前を記す欄とされた。

最後の第36列は備考欄である。備考欄の主な用途は、各世帯の調査結果と調査表への記入内容に誤りがないかを確認した旨の署名を世帯主が記すこと、ならびに調査からの抜け落ちや重複を防ぐために、家族の一員であるが調査基準日に不在にしていた人物の名前を記すことだった。

2.3. 民族意識調査の詳細

家庭用調査表の紹介の最後に民族意識の調査手法とその問題点を上げたい。

上述したように家庭用調査表の第15～19列には各住民の民族意識を記入するよう調査員は求められた。具体的には当該人物が「チェコ人」と申告した場合は第15列に「Č」と書き入れ、「スロヴァキア人」と申告した場合は同じく第15列に「S」と記入するよう手引書は明記している。この他、「ルシーン人」の場合は第16列に「R」、「ハンガリー人」（マジャール人）であれば第17列に「M」、「ドイツ人」であれば第18列に「N」と記入し、その他の民族であれば、第19列にその民族名を記入するように要請した。

この第15～19列の民族意識の調査に関して、調査員用手引書の第31条は、他の項目に比して際立って綿密な調査方法と詳細な注意事項を調査員に示している。

まず、手引書は民族意識を「成人（14歳以上）かつ精神的に健全な者が特定の民族体ないし民族に対して、一族としての帰属関係に応じて、個々に抱く民族的・政治的信念」³²と定義した。つまり、「民族」とは各人の自己意識であると規定し、君主国時代の言語を基礎とした調査（オーストリア側では「日常語」、ハンガリー王国では「母語」が基準となった）ではないことを強調したといえる。また、戦間期に2回実施されたチェコスロヴァキアの国勢調査においても自己意識が「民族」の指標として使用されたが、この言語から自己意識への転換を1919年時点ですで行っていた点も注目に値する。

この転換に関し、暫定センサスの制度設計を行ったムラーズは、2月8日付の調査計画原案において、ハンガリー王国時代の統計調査に際し、調査員が学校でハンガリー語を習得した非ハンガリー系の児童をもハンガリー語の母語話者として記録する傾向があったと指摘しつつ、自己意識を基準とすることでより正確な情報を入手できると説明している³³。ムラーズは基本的にハンガリー王国時代の統計調査には「バイアス」が存在するとの認識に基づき、この「バイアス」を「排除」し、より「中立」的な立場からより「正確」な情報を入手するための調査手法を採用しようとしたと考えられる。

「バイアス」を排除し「中立性」を求める傾向は、第15～19列の他の注意事項にも反映された。例えば、手引書は調査員が第15～19列の記入内容に何らかの修正を施すことを原則的に禁じることを明記した。修正を施す場合は修正箇所と修正理由を明記した理由書を調査表に添付するようにも求め、違反した調査員は罰金ないし懲役刑も含めた刑事罰を受ける可能性があるとも警告した。手引書において調査

³² 調査員用手引書第31条（SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919.）

³³ SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919.

員が犯した違反への処罰に言及された箇所はこの部分のみであり、調査の「改ざん」として受け取られかねない行為に注意が払われたことを確認できる。

他方、手引書の想定においては、調査に対する最大の圧力の行使者は調査員ではなく、調査対象者ないし調査対象者の周囲の人物だった。例えば、手引書には「調査に対する圧力は、もし、ある人物がある民族の言語をまったく知らないにも関わらず、その民族〔への帰属〕を申告した場合は、特にほぼ確実であり、この場合〔調査員は民族の定義を〕正確に説明しつつ、調査対象者が自由意志に基づいて決定できるよう説得しなくてはならない」³⁴との注意事項が記されている。ここで暫定センサス調査に対する圧力の行使者として想定されているのは、調査対象者の背後から回答内容を指示している（とみなされた）人物であり、聞き取り調査を通じて調査対象者の回答を変えさせようとする調査員ではないことは明白である。また、上に引用した調査員による修正禁止規定に関しても「明らかに不正確なデータについて、調査員ないし〔同じ町村を担当する複数の調査員が構成する：香坂注〕調査委員会は、調査対象者との面談を通じ、データの不正確さを説得させることができた場合にも、これを修正できる」³⁵とも記されている。ここでも調査員の「修正」行為は、圧力ではなく、不正確な聞き取り結果に対する是正措置として扱われているのは明らかである。

また、先述したように暫定センサスでは「民族」の指標は言語から自己認識ないし自己申告へと転換されたが、上に示した手引書の注意事項からは、調査現場では従来通り、調査員が言語と民族とを連関する指標として処理するよう期待されていたことも示している。この意味では、調査対象者が十分に理解できる言語の名称を記入する第 20 列も、第 15～19 列の民族意識調査の回答の「正誤」を判断する補助線として機能したと言えるだろう。

以上のように、手引書は民族調査への圧力に警戒を払いつつも、調査への不正行為や圧力は調査員以外から及ぶものと想定していた。一方で調査員による「修正」行為がどの程度行われたかに関しては、現在のところ調査表自体を確認できていないため判断できない。今後の課題としたい。

以上、家庭用調査表用紙の各項目と調査手法を分析した。以上からは家庭用調査表は前述の大臣令で規定された暫定センサスの調査項目の内、個々人に関する調査内容（a～m 項と p 項）を遺漏なく記載するために設計されたことがわかる。また、調査員用手引書からは個々人の調査の中でも特に民族意識調査に細心の注意が払われたことを確認できよう。大臣令の中で残る n 項と o 項（町村に関する項目）を扱うのが、調査区域／町村集計表用紙（第 2 表）である。次にこの第 2 表を紹介したい。

2.4. 調査区域／町村集計表用紙（第 2 表）の項目

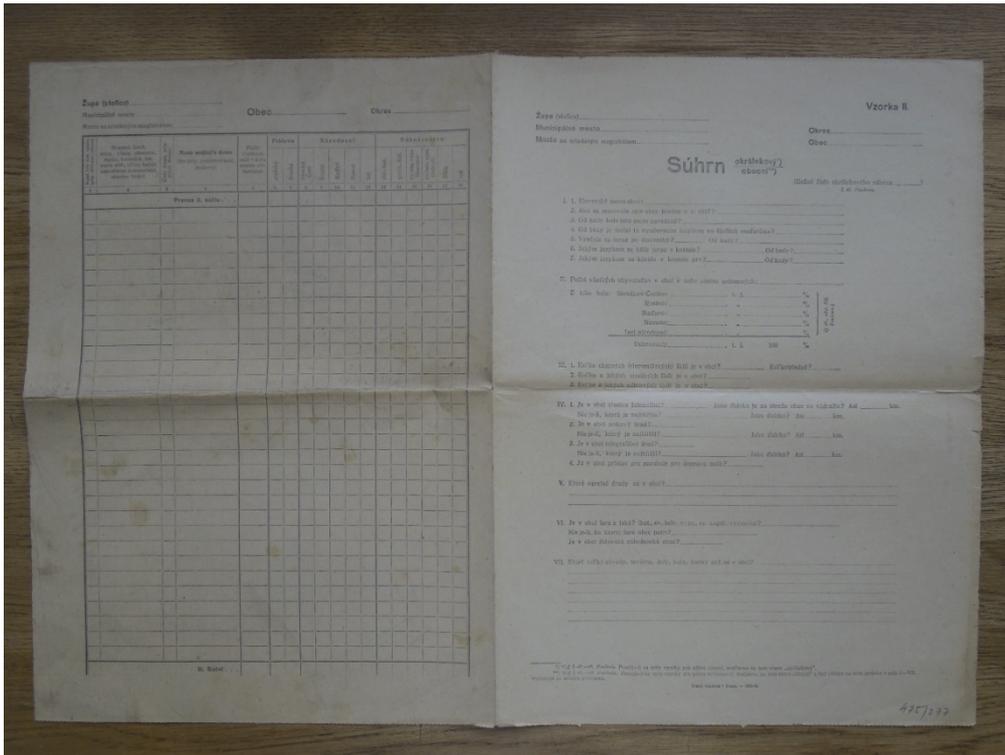
第 2 表（図 5～7 参照）は各家庭・家屋の訪問調査を終えた調査員が担当区域ごとの集計と町村単位での集計に用いる表である。前述したように同一の表が担当区域ごとと町村単位での集計という 2 つの目的のために使用できるように設計されている。

図 5 に示したように、第 2 表は大きく 2 つの部分から構成されている。最初の頁は町村の情報を記入する頁であり、町村集計のみで使用される。

³⁴ 調査員用手引書第 31 条（SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919.）

³⁵ Ibid.

図5：調査区域／町村集計表用紙（第2表）



中折で使うため、右頁が第1頁、左が第4頁となる。裏面の第2、3頁は第4頁と同じ形式である。

(出典：SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919.)

2頁目以降は訪問調査で得られた住民の情報の内、住民総数（第5列）と性別の住民数（第6、7列）、民族別の住民数（第8～12列）、宗教・宗派別の住民数（第13～18列）に限って転写するために用いられた。各行の単位は、調査区域集計では家屋ごと（つまり家庭用調査表の集計結果）、町村集計では町村内の地区ごとと定められた。

図6：第2表の第4頁上部

Župa (stolica) _____ Municipálne mesto _____ Mesto so sriadeným magistrátom _____			Obec _____		Okres _____													
1	2	3	4	5	Pohlavie		Národnosť					Náboženstvo						
					6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
					mužské	ženské	Slováci	Česi	Rusini	Maďari	Nemci	Iní	rím.-kat.	gréck.-kat.	ev. ang. vyzn. (lutetm)	ev. luth. vyzn. (kalvín)	židia	iní

第2列：町村内の地区名（町村集計のみで使用）、第4列：家屋所有者（ないし施設管理者）の氏名、第5列：家屋内・地区内の住民の総数、第6・7列：男性・女性の数、第8～12列：民族意識（各民族の人数）、第13～18列：各宗教・宗派の信徒数

(出典：SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919 より著者が一部拡大)

第 III～V 問は町村内の公共施設に関する設問であり、教育機関の有無（第 III 問）、鉄道駅や郵便局、電信局の有無と最寄りの設備からの距離（第 IV 問）、町村内にあるその他の公共施設（第 V 問）について回答を求めた。第 VI 問は町村内の宗教状況に関する設問であり、どの宗派の聖職者がいるか、あるいは当該の町村がどこの教区に属するか、そして、ユダヤ教の共同体が存在するかを尋ねている。最後の第 VII 問は町村内に大規模な工場や鉱山、鉱業施設、銀行などが存在するかを尋ねた。

以上の各点を通じ、町村名鑑の作成に向け、町村の行政や教育、宗教、産業、人口に関する基礎情報を収集する意図が第 2 表の 1 頁目に込められていたと言えよう。

調査員の職務は、本節で紹介した手引書に基づいて、担当区域内の家庭を訪問し家庭用調査表（第 1 表）を記入し、その内容に基づいて調査区域集計表と町村集計表（第 2 表）を作成することと定められた。そして、以上の職務を 2 週間以内に終え、全資料を県知事に提出するまでの作業を求められたのである。

3. 調査体制と調査員の構成

3.1. 調査員の人数と適性、選出方法

以上に述べてきたように、1919 年の暫定センサスでは調査員が住民からの情報収集と集計において大きな役割を果たした。また、スロヴァキアの住民の識字能力と迅速な集計の必要性を考慮した結果、住民による自書式ではなく、基本的に調査員が調査表を作成する方式が全土で採られたため、一定程度の適性と能力を有する調査員を大量に確保し、配置する必要があった。

では、第一次世界大戦後直後のスロヴァキアでどのような人々が調査員の適格者として認められ、配置されたのだろうか。本節ではこの点を考察したい。

まず、調査員の人数であるが、スロヴァキア国立文書館（SNA）に収蔵されている MPS 史料には全県分の調査員名簿は残されていないため、現在のところ正確な人数を示すことはできない。代わりに、暫定センサスの制度設計時にムラーズが行った試算を紹介したい。

ムラーズは、1919 年 2 月 8 日付の調査計画原案において、1900 年の王国時代の国勢調査の実績をもとに、暫定センサスにあたって同様に各調査員が住民約 600 人（約 100 家屋）、調査区域の面積にして約 10 平方 km を担当する条件を想定した。そして、ムラーズは、1900 年の国勢調査において、大戦後のスロヴァキアに相当する地域、つまりハンガリー王国北部の 16 県の面積を 56,266 平方 km、全住民数は 3,328,283 人、家屋数は 533,731 戸と算定した。この領域に上記の条件を適用した場合、約 5,550 人の調査員が必要になるとムラーズは結論付けた³⁶。また暫定センサス終了後に発表した論考においてもムラーズは約 5,000 人の調査員が動員されたと述べている³⁷。これらのムラーズの概算をもとに考えるならば、少なくともスロヴァキア全域で総計約 5,000 人の調査員の確保が目指されたと言えよう。

これだけの数の調査員を確保する場合、もっとも簡便な方法は前回の国勢調査時に調査員を務めた人物を再任する方法である。しかし、ムラーズによれば、第一に社会が戦争の影響を受け、第二に戦前のハンガリー王国の行政に関与していた人物は民族的に信頼できないという 2 つの理由から、1910 年の国勢調査の調査員を暫定センサスの調査員に登用する方法は退けられた。そして、彼らに代わり「可能性

³⁶ SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919.

³⁷ MRÁZ, O předběžném sčítání lidu, pp.121-122.

に応じて、良き、信頼できる、自立した、かつ知的なスロヴァキア人」³⁸を選び、調査員の任務を委ねることとなった。

しかし、ムラーズ自身も認めたように当時のスロヴァキア社会において、このような人材の確保は困難な課題だった。第一次世界大戦直前のハンガリー王国ではスロヴァキア語による中等教育機関は存在せず、知識人の中でスロヴァキア人としての民族意識を備え、新政府の信頼に足るとみなされうる人物の数は少ないと考えられていたためである。

このような状況の中、県知事を介しスロヴァキアの各県が調査員の確保を分担する方法が採用された。当時の県知事はチェコスロヴァキア建国後に新たに任命されたスロヴァキア系の知識人が主であり、彼らが人脈を活用することを期待したためである。この他、町村からの推薦も調査員を確保する重要な方法として位置付けられた。

こうして県レベルで調査員の選任が開始されたが、やはり適格者の確保は難航したと考えられる。前述のように MPS 史料に見る限り各県の調査員名簿作成は 3 月 23 日の調査開始前までには終了しなかった（表 1 参照）。さらに、ムラーズも目撃したように新聞広告などを介してチェコに勤務するチェコ人教師をも動員することでようやく調査員を確保できたのである。

3.2. 調査員の構成：オラヴァ県とリプトウ県の調査員名簿から

次に、以上の経緯を経て暫定センサスの調査員に選定された人々の構成を確認したい。この点に関する重要な史料が先ほどから言及している各県の調査員名簿であり、その一部が SNA に保管されている。

表 1：調査員名簿作成日付³⁹

県名	名簿作成日
ニトラ県	5月13日
トレンチーン県	不明（記載なし）
トゥリエツ県	4月10日
オラヴァ県	4月19日
リプトウ県	5月3日
ズヴォレン県	5月13日
ノヴォフラト県	4～5月（8月に再作成）
アバウーイ＝トルナ県	3～4月

（SNA, f. MPS krah. č. 277, sign. č. 10688/1919 を基に筆者作成）

これらの調査員名簿は暫定センサスに関する 1919 年 2 月 20 日付の統治全権大臣令を受け、調査員選定などを求め各県知事に宛てて発令された指令に基づき作成された文書である。県知事宛の指令では、調査員名簿の形式と記すべき内容（1910 年時点の家屋数や住民数などの各調査員が担当する調査区域の情報、ならびに調査員の氏名や職業、住所、使用言語など調査員に関する情報）も規定された。各県も

³⁸ Ibid., p.123.

³⁹ ブラチスラヴァ県、コマルノ県、チェコウ県、ホント県、スピシ県、シャリシ県、ゲメル県、ゼムプリーン県（及びウジュホロト県）の調査員名簿は SNA では確認できない。

指令にほぼ沿った形の名簿を作成し、統治省に送付している。そのため、SNAに全県分の名簿が保存されていない点を考慮したとしても、これらの名簿は1919年の暫定センサスに動員された調査員の職業や使用言語などを知る重要な史料であり、ひいてはチェコスロヴァキア建国直後の時期に新政府が「信頼できた」スロヴァキアの知識人の構成を把握するうえでも重要な史料になると思われる。

調査員の構成を知るためのもう1つの手がかりが、ムラーズが自身の論考で言及している1920年に統計局が暫定センサスの調査員を対象に実施した質問票調査である。こちらも、後述する理由のため調査員の構成を完全に明らかにするものではなく、また現在のところ、質問票調査の原史料自体は確認できていない。それでも調査員名簿との照合を通じて、調査員の構成をある程度まで再構成することができると考えられる。

以下、スロヴァキア北部のオラヴァ県とリプトウ県の調査員名簿、そして統計局が実施した質問票調査の結果を基に1919年暫定センサスの調査員の職業構成を確認したい。

オラヴァ県（ハンガリー語名：アールヴァ県）は現在のスロヴァキア北西部、ハンガリー王国時代も王国の北西部に位置し、王国時代は北でオーストリア側のガリツィアに接した。また、1918年秋のチェコスロヴァキア独立後はチェコ側のチェシーンとともにポーランドとの国境紛争の舞台にもなった地域（県北に位置するトゥルステナー郡など）でもある。

オラヴァ県にはドルニー・クビン郡、ザーモツキ郡、トゥルステナー郡、ナーメストヴォ郡の4つの郡が設置され、調査員名簿も郡ごとに作成された。山間地が多い地域であるため県内に大都市はなく、住民の多い町で調査区が3つ設置され、3人の調査員が分担する事例⁴⁰がみ見られる程度であり、反対に、それぞれ独立した調査区域として登録されている複数の村を1人の調査員が兼轄した事例⁴¹も見られた。

表 2-1：調査員名簿に基づくオラヴァ県各郡の調査区域数と調査員数

郡名	町村数	調査区域数	調査員数
ドルニー・クビン郡	29	35	26人
ザーモツキ郡	19	20	18人
トゥルステナー郡	22	41	41人
ナーメストヴォ郡	26	51	50人
オラヴァ県 合計	96	147	135人

(SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919 を基に筆者作成)

オラヴァ県で調査員を務めた人物を職業別に整理した場合（表 2-2 参照）、圧倒的多数が教師（68人）であり、次いで各種役場に勤める公務員（36人）である。第3位の教育関係とは主に学生（ならびに教師以外で学校に勤務する人物）である。教師と彼らを併せるならば、オラヴァ県では学校に関係する人々が暫定センサスの実地調査の主力を供給したと言えよう。性別ではオラヴァ県の135人の調査員の内、女性は5人のみであり、圧倒的多数が男性だった。使用言語に関しては、調査員名簿には調査員の大多数がスロヴァキア語とハンガリー語を理解すると記録されており、スロヴァキア語のみの話者は北部の

⁴⁰ ドルニー・クビン郡のザーズリヴァー町（1910年時点の人口3,024人）やトゥルステナー郡のヤブロンカ町（現在のポーランド領ヤブウォンカ）（同2,017人）などは3つの調査区域に区分された。

⁴¹ ドルニー・クビン郡のレスティン（1910年時点の人口304人）、オサートカ（同192人）、スルニャツィエ（同54人）、ポクリヴァーチ（同203人）の4村を1人の調査員が兼轄する事例などがある。

トゥルステナー郡の名簿に7人確認できたのみに留まる。

表 2-2：調査員名簿に基づくオラヴァ県各郡の調査員の職業構成（単位：人）

郡名	教師	公務員	農民	教育 関係	商工業	聖職者	自由業	その他	計
ドルニー・クビン郡	15	9	0	1	1	0	0	0	26
ザーモツキ郡	13	4	0	0	1	0	0	0	18
トゥルステナー郡	14	14	2	4	0	5	0	2	41
ナーメストヴォ郡	26	9	2	6	5	1	1	0	50
オラヴァ県合計	68	36	4	11	7	6	1	2	135

(SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919 を基に筆者作成)

次に、オラヴァ県に南接するリプトウ県の状況を見たい。リプトウ県もオラヴァ県と同じく4つの郡から構成される。加えて、市格を有するルジョンベロク市も県の領域に含まれていたため、リプトウ県の調査員名簿は4郡分とルジョンベロク市（+周辺地域）分の計5つから構成された。

調査区域設定では、リプトウ県でもオラヴァ県と同様に1つの町村を1つの調査区域とし、1人の調査員が担当する形が基本である。しかし、小規模な村が多いネメツカー・リュプチャ郡では複数の村を1人の調査員が兼轄する例が多いため、調査区域数に比べ調査員数は少ない。他方、ルジョンベロク市(1910年の人口6,013人)には7つの調査区域(調査員7人)が設定された他、ルジョンベロク市内に立地した3つの大工場(製紙工場、セルロース工場、衣料廠)を特別に担当する調査員6人(製紙工場とセルロース工場に1人ずつ、衣料廠に4人)が任命された点が特徴的である。

表 3-1：調査員名簿に基づくリプトウ県各郡の調査区域数と調査員数

郡名	町村数	調査区域数	調査員数
ネメツカー・リュプチャ郡	39	41	24人
リプトウスキー・ミクラーシ郡	36	46	40人
フラードク郡	18	41	39人
ルジョンベロク郡	16	28	26人
ルジョンベロク市と周辺	市+4町 (+3工場)	20	20人
リプトウ県 合計	114	176	149人

(SNA, f. MPS krab. č. 277, sign. č. 10688/1919 を基に筆者作成)

リプトウ県の調査員の職業で分類すると、オラヴァ県と同様に、教師(67人)と公務員(29人)が調査員(全149人)の主力を構成した状況を確認できる。性別でもオラヴァ県と同様に女性の調査員(6人)は非常に少ない傾向が見られた。調査員の使用言語に関しては、リプトウ県の名簿の内、ルジョンベロク市の名簿は彼らの使用言語を記載せず、またリプトウスキー・ミクラーシ郡とルジョンベロク郡の名簿は全員に対して(言語を)「理解する」とのみ記した。このためこれらの3つの調査員名簿からは調査

員の使用言語を把握することはできないが、残るネメツカー・リュプチャ郡とフラードク郡の名簿からはスロヴァキア語とハンガリー語を理解する調査員が主体であり、リプトウ県においてもオラヴァ県と同様に知識人の二言語理解が標準であることを確認できる。

表 3-2：調査員名簿に基づくリプトウ県各郡の調査員の職業構成（単位：人）

郡名	教師	公務員	農民	教育関係	商工業	聖職者	自由業	その他	未記入	計
ネメツカー・リュプチャ郡	11	6	5	0	0	2	0	0	0	24
リプトウスキー・ミクラシ郡	13	10	1	1	10	2	0	2	1	40
フラードク郡	24	5	2	0	2	6	0	0	0	39
ルジョンベロク郡	14	5	0	0	2	3	1	1	0	26
ルジョンベロク市と周辺	5	3	0	0	5	0	0	0	7	20
リプトウ県 合計	67	29	8	1	19	13	1	3	8	149

(SNA, f. MPS krah. č. 277, sign. č. 10688/1919 を基に筆者作成)

以上の2郡の名簿に記された調査員の職業構成を併せてみたい（表4参照）。2郡併せて284人の調査員の内、教師は135人（48.9%）となり、調査員のほぼ半数を占めたことがわかる。

この結果は、あくまでも北部の2つの郡の合計であり、スロヴァキア全体の状況を示すものではない。しかし、教師や公務員といった普段より行政と関係を保っていた知識人が調査員の主な供給源となった傾向を提示できるだろう。

表 4：オラヴァ県とリプトウ県の調査員の職業構成と比率

調査員の職業	オラヴァ県(人)	リプトウ県(人)	2県合計(人)	比率(%)
教師	68	67	135	48.9%
公務員	36	29	65	23.6%
商工業	7	19	26	9.4%
聖職者	6	13	19	6.9%
農業	4	8	12	4.4%
教育関係	11	1	12	4.4%
自由業	1	1	2	0.7%
その他	2	3	5	1.8%
未記入	0	8	8	
合計	135	149	284	

(SNA, f. MPS krah. č. 277, sign. č. 10688/1919 を基に筆者作成)

3.3. 1920年の質問票調査から見る調査員の構成

次に、調査員の構成を知るためのもう1つの手掛かりを紹介したい。1920年前半に国立統計局が実施した暫定センサスの調査員経験者に対する質問票調査である。

これは定期国勢調査の計画立案に向けて、暫定センサスでの経験や障害、問題点を聞き取るために実施された調査である。上述したように、この調査の調査票自体は確認できていないが、自身の論考の中でムラーズが言及した内容に従って紹介したい。

ムラーズの記述からは、まず、この質問票調査が暫定センサスに参加した全調査員の間に実施されたものではないことを確認できる。彼によれば調査票の発送者は1)1919年12月末のチェコの新聞紙上での告知と、2)1920年1月の国立統計局からスロヴァキアの各県への調査員名簿の提供依頼という2つの方法を通じて集められた⁴²。

しかし、1)についてはチェコから派遣された調査員を中心に182人から返信を得られたに留まった。また、2)についてもスロヴァキアの全ての県から返信が届いたわけではなかった。ブラチスラヴァ県、コマーノ県、オラヴァ県、トゥリエツ県、ズヴォレン県、ノヴォフラト県、リプトウ県、スピシ県、シャリシ県、ゲメル県、ゼムプリーナ県、ウジュホロト県、及びバンスカー・シュティアフニツァ市からの名簿提供はあったものの、ニトラ県、トレンチーン県、チェコウ県、ホント県、アバウーイ＝トルナ県、及びブラチスラヴァ市、コシツェ市からは提供されなかったとムラーズは記録している⁴³。

この2つの方法を通じて氏名と住所を入手した計1,851人の調査員から、重複した人物と正確な住所が記載されていなかった人物を除いた1,741人の調査員経験者に対し、国立統計局は1920年5月までに質問票を発送した。そして、717人から返送を受ける形（このうち有効な情報を記したのは632通、625人分）でこの質問票調査は実施された⁴⁴。

以上の経緯からわかるように、国立統計局による調査もまた、対象者と対象地域に偏りがあり、スロヴァキア全土を対象にしたものではなかった。しかし、先に取り上げた調査員名簿とともに、調査員の構成を知るための重要な史料だと言えよう。

まず調査員の性別では、質問票調査の625人分の有効回答の内、607人が男性、18人のみが女性だった⁴⁵。上記したオラヴァ県とリプトウ県の調査員と同様に、質問票調査からも調査員の主力が男性だったことを確認できる。また、この質問票調査からは、調査員名簿には記されていない調査員の年齢に関する情報も得られた。ムラーズによれば、625人の回答者の内、最多の年齢層36～40歳（90人）であり、回答者の41.4%（259人）が31～45歳の範囲に収まる。なお、もっとも若年の回答者（調査員）は16歳、最高齢の回答者は71歳だった⁴⁶。

職業構成では、質問票調査でも初等学校の教師が最大勢力（280人、44.8%）を占め、各種公務員（125人、20.0%）と農民（64人、10.2%）が続く結果が示された（表5参照）⁴⁷。

⁴² MRÁZ, O předběžném sčítání lidu, pp.120-121.

⁴³ Ibid.

⁴⁴ Ibid., p.121.

⁴⁵ Ibid., p.122.

⁴⁶ Ibid., p.123.

⁴⁷ Ibid., pp.123-124.

表5：国立統計局による質問票調査に基づく調査員の職業構成

職業カテゴリー	人数（人）	比率（%）
初等学校などの教師	280	44.8
各種の公務員	125	20.0
農民	64	10.2
教育関係（学校と関係を持つ教師以外の人物）	54	8.6
商工業	34	5.4
神父・牧師、聖職者一般	31	5.0
その他の自由業・知的職業	10	1.6
その他	27	4.3
合計	625	

この質問票調査と上記したオラヴァ、リプトウ 2 県の調査員名簿の情報とを照合するならば、両者とも教師と各種公務員とが調査員の主力を占めた状況を示している。暫定的ながらも、教師、次いで公務員が 1919 年の暫定センサスの調査員の主要な供給源になったとの結論を引き出せよう。彼らが識字・筆記能力は当然のこととして事務処理能力を備えていたこと、普段から行政との関係を保持していたこと、そして、任地の住民事情にある程度通じていたことが調査員の主力として動員された理由であろう。さらに、政治的転換と新国家成立の後も教師や公務員として勤務を継続できていた点も、彼らが政治的に「信頼できる」理由になったと考えられる。

最後に調査員の民族構成も確認したい。国立統計局の質問票調査の有効回答全 625 人中、スロヴァキア人は 436 人、チェコ人は 138 人だった⁴⁸。これらのチェコ人の多くはスロヴァキア地域の居住者ではなく、チェコからの応援者だった。ムラーズによれば、調査に協力した 625 人の内、スロヴァキア以外に住所を置くものは 114 人である。彼らは、スピシ県やシャリシ県、コシツェを含むアバウーイ＝トルナ県、ゼムプリーン県など東部と南部の諸県に集中的に配置された（表 6 参照）⁴⁹。

表6：国立統計局調査に基づくチェコ出身の調査員の配属先

県名（市名）	人数（人）	県名（市名）	人数（人）
ブラチスラヴァ市	6	スピシ県	15
ニトラ県	6	シャリシ県	15
ズヴォレン県	1	アバウーイ＝トルナ県	7
チェコウ県	15	コシツェ市	23
ホント県	3	ゼムプリーン県	19
ゲメル県	2	ウジュホロト県	3
		合計	115 ^[sic]

（表 5、表 6 の出典：Mráz, O předběžném sčítání lidu, pp.123-124 を基に筆者作成）

⁴⁸ Ibid., p.124.

⁴⁹ Ibid.

これはスロヴァキア東部と南部の諸県において現地住民の間から十分な人数の調査員を選任できなかったための措置であると考えられる。しかし、東部と南部はハンガリー系住民が多い地域である。そのため、スロヴァキア東部と南部にハンガリー語を理解しないチェコ出身の調査員を配属したことは、訪問調査時に言葉の問題を生じさせた誤った措置だったとムラーズは指摘している⁵⁰。

この他、質問票調査の結果によれば、23人のドイツ人、19人のハンガリー人、9人のルシーン人も調査員に含まれていた⁵¹。しかし、ムラーズはドイツ人とハンガリー人の数はさらに多かったのではないかと推測する。この推測の根拠として、ムラーズは返送された質問票に含まれた無効票に注目した。彼によれば、無効票として扱われた質問票のうち59枚にチェコ語のみで記された質問票は理解できないとの抗議文がドイツ語ないしハンガリー語で記されていた。ムラーズはこの59枚の質問票の送付者はドイツ人やハンガリー人であると推測しつつ、このような事例を勘案するならば、ドイツ人やハンガリー人の調査員の比率は質問票の有効票の分析で示された結果よりも高かったのではないかと結論付けている⁵²。

以上、本節では、オラヴァ県とリプトウ県の調査員名簿及び国立統計局が実施した質問票調査を用い、暫定センサスの実地作業を担った調査員の構成を分析した。その結果、暫定的な結論として、各地域に居住する教師や公務員が調査員に選任される傾向が存在したことを確認できた。しかし、一方で在地の住民だけでは調査員の必要数を満たすことはできず、チェコからの応援者が求められたことや、調査員には「民族的な信頼性」が求められつつも、ドイツ系やハンガリー系の住民も調査員として一定数採用されたことも明らかになった。

4. 調査結果の集計と『町村名鑑』

前述したように調査員の職務は家庭用調査表（第1表）と調査区域集計表・町村集計表（第2表）の作成までであり、この段階で調査員は作成した全資料を各県の県知事に引き渡した。この後、各県庁が郡単位と県単位の集計作業を行い、さらに統治省が県単位の集計を基にスロヴァキア全土に関する集計を作成した。最終的に『町村名鑑』⁵³の編集と発行をもって暫定センサスの集計作業は完了する。

以下、本節では、県での集計作業の内容と『町村名鑑』の内容を基に、暫定センサスで得られた情報がどのように加工されたかを確認したい。

4.1. 各県庁での集計内容

調査員から各種資料を受領した後、各県庁では県内の郡ごとと県全体での結果集計を実施した。その際、郡ごとの集計では郡集計表用紙（第3表）が、県全体の集計では県集計表用紙（第4表）がそれぞれ使用された（図8、図9参照）。

⁵⁰ Ibid.

⁵¹ Ibid.

⁵² Ibid.

⁵³ MINISTERSTVO S PLNOU MOCOOU PRE SPRÁVU SLOVENSKA, *Soznam miest na Slovensku dľa popisu ľudu z roku 1919*, Bratislava, 1920.

郡集計表用紙（第 3 表）では各行に当該の郡内に存在する町村それぞれの情報を記し、県集計表用紙（第 4 表）では同様に各行に県内の各郡の情報を記載する体裁がとられた。

まず、郡集計表では、町村自体の情報として、町村の現在の名称（第 2 列）と 1917 年時点のハンガリー語での名称（第 3 列）、ハンガリー語名称の採用年（第 4 列）を記した。ついで、学校及び町村内の宗教施設での使用言語（スロヴァキア語か、ハンガリー語か）をチェックし（第 5・6 列、第 8・9 列）、さらに、それぞれの施設でのハンガリー語の導入年度（第 7 列、第 10 列）を記した。そして、町村内の住民総数（第 11 列）と彼ら／彼女らの性別（第 12・13 列）、民族意識別（第 14～18 列）、宗教・宗派別の人数（第 20～25 列）、ならびにチェコ人とスロヴァキア人の住民総数に占める比率（第 19 列）を記録した。概して町村集計（第 2 表）の第 1 頁目に記録された情報を基に作成され、その中でも民族意識別と宗教・宗派別の住民数の記録を重視した構成がとられたことを確認できる。

県集計表でも同様の傾向がみられる。まず、スロヴァキア語での郡名（及び市格を有する都市の名称）（第 2 列）を記したのち、郡内の町村に関する情報として、町村の総数（第 3 列）を記した後、それらの町村をチェコ人とスロヴァキア人が住民に占める割合で分け、記録するように求めた（第 4～第 13 列）。つまり、チェコ人とスロヴァキア人の比率が 90.1%から 100%まで、80.1%から 90.0%までというようにチェコ人とスロヴァキア人の比率を 10%単位で区切り、それぞれの区分に当てはまる町村の数を記載するように求めた。さらに、学校及び宗教施設でスロヴァキア語とハンガリー語を使用している町村の数を記載した（第 14～17 列）。残りの第 18～31 列）は郡集計と同様に各郡の住民総数と性別、民族意識別、宗教・宗派別の住民数を記録した。

以上が、集計表用紙から見た郡集計表と県集計表の要点である。町村の情報と住民の宗教・宗派別構成と民族意識、特にスロヴァキア人意識とハンガリー人意識とその基礎をなす町村での言語使用状況の把握を重視した集計となっていることを確認できる。

4.2. 『町村名鑑』の内容

以上に見た家庭用調査表の作成と調査員と県庁での集計を経た後、1919 年の暫定センサスの最終的な結果を集約する目的から作成されたのが、1920 年に発行された（前文では 1920 年 12 月の日付記載がある）『町村名鑑』（*Soznam miest na Slovensku dl'a popisu ľudu z roku 1919*）である。

『町村名鑑』は、第 I 部：県別の町村情報[miestopis]（図 10 参照）⁵⁴、第 II 部：郡ごとの人口動態比較表（1880、1890、1900、1910、1919 年の調査結果の比較）、第 II 部 I：県及びムニツィパル権保有都市の人口動態比較表、第 IV 部：結果概略表、第 V 部：アルファベット順の町村リスト、第 VI 部：編集中心の変更点、第 VII 部：正誤表の計 7 部分から構成された。第 I 部が暫定センサスの調査結果を記した『町村名鑑』の主要部分であり、第 II～IV 部は暫定センサスの結果と以前のハンガリー王国の国勢調査結果とを比較する部分、第 V～VII 部は付属の部分と分類できる。

⁵⁴ 『町村名鑑』では、1920 年に確定されたスロヴァキアの領域に従い、県名のアルファベット順に、アバウーイ＝トルナ県、ブラチスラヴァ県、ゲメル＝マロホント県、ホント県、コマーノ県、リプトウ県、ニトラ県、ノヴォフラト県、オラヴァ県、スピシ県、シャリシ県、チェコウ県、トレンチーン県、トゥリエツ県、ゼムプリーン県、ズヴォレン県の計 16 県に分けて、町村の情報が記載された。

図 11：郡ごとの人口動態比較表（シャリシ県の頁を一部拡大）

Župa	Bežné číslo	Slúžnovský okres, mesto so sriadeným magistrátom, samosprávne (municipálne) mesto	Počet obyvateľstva									Počet obcí													
			v roku	suhhrnej	národnosti					pohlavia		s väčšinou s menšinou													
					česko-slovenskej	rusínskej	maďarskej	nemeckej	inej	mužského	ženského	českoslov. obyvateľstva v ‰													
												90-100	80-90	70-80	60-70	50-60	40-50	30-40	20-30	10-20	0-10				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			
XI. šarišská	2	Giraltovce	1880	15160	11730	1325	281	1196	627					28	13	6	1	1	2				2	6	
			1890	15569	11500	2051	318	1136	564					29	11	2	2	1	1				3	10	
			1900	16242	12359	1694	464	1094	631	7525	8717			31	12	2	1	2				1	1	8	
			1910	16945	11835	1568	1423	850	1268	7953	8992			22	10	9	5	3						1	8
			1919	16352	15332	349	132	66	473	7722	8630			60	49	5	4	1							1
	3	Lemešany	1880	17002	15315		318	672	697					28	10	3									
			1890	16451	15249	3	353	625	241					30	11	3									
1900			16591	15128	2	590	450	421	7710	8881			29	8	1										
1910			15277	14313	29	818	371	746	7476	8801			22	13	4	1	1								
1919			17489	16769	223	292	91	114	9009	8480			41	39	1	4									
4	Liplany	1880	28197	16772	8645	222	1382	1176					12	11	1		1						9		
		1890	27100	15455	9739	258	1461	187					16	2	2			1	1	1			10		
		1900	25584	13624	9894	452	1251	363	11912	13672			18	1	1	1							13		
		1910	23733	11792	9151	1300	797	693	11102	12631			12	5	2		1						11		
		1919	22729	19669	2752	175	43	90	10804	11925			38	30	3		1		2				1		
5	Prešov	1880	25495	21722	455	580	1762	976					37	14	1	1			1			2			
		1890	25088	22471	579	718	1065	255					46	6	1							1	1		
		1900	25734	23829	405	1222	1044	234	12126	13608			46	6	1	1				1			1		
		1910	25363	15463	752	1701	760	694	11841	13522			40	8	3	2							2		
		1919	24508	23450	70	520	210	258	11459	13049			56	50	6										
6	Sabinov	1880	19919	17077	994	166	972	710					31	15	1							2	2		
		1890	20058	16827	1759	324	812	336					36	8		1	1					2	2		
		1900	20128	16397	2395	491	562	283	9603	10525			35	4	2	1	1	1				5	2		
		1910	19963	15463	2586	732	452	730	9437	10526			30	11	2								7		
		1919	19292	18691	354	148	44	55	9145	10147			51	48	2	1							1		
7	Vyšný Svidník	1880	14499	3353	9695	78	630	743					15	3								1	23		
		1890	15037	2177	10977	91	1199	613					4	3	1	1						1	23		
		1900	16073	4951	9592	193	862	535	7231	8792			14	3	1			1	2			4	18		
		1910	16251	1167	12899	270	1095	820	7405	8845			10	1	2						2		28		
		1919	15336	7105	7858	39	88	246	7109	8227			60	11	8	4	2	3	8	1	1	3	10		

(出典：Soznam miest na Slovensku, p.164 を筆者が一部拡大)

第 II 部と第 III 部の比較表はほぼ同じ構成をとっている（図 11 参照）。記載内容は住民数[Počet obyvateľstva]と町村数[Počet obcí]に大きく分けられ、住民数に関しては、郡ないし県ごとの住民総数と民族別と性別の住民構成をハンガリー王国時代の 1880 年、1890 年、1900 年、1910 年にそれぞれ実施された国勢調査と、1919 年の暫定センサスの結果とを比較可能な形式で記述した。町村数については、町村の総数（第 13 列）に加え、各町村を町村内のチェコスロヴァキア系、つまりチェコ人とスロヴァキア人の住民総数に占める比率に応じて分類し、90~100%や 80~90%などというように 10%ごとに区分した欄（第 14~23 列）にそれぞれのカテゴリーに収まる町村の数を記入した表が付けられた。

この表は前述した県集計で実施された町村の分類に基づいて作成されたと考えられる。また、計 5 回の調査結果を時系列順に配置し、1880~1910 年の調査において各町村のチェコスロヴァキア系住民の比率が低下する傾向にあったこと、そして、1919 年の暫定センサスにおいてその傾向が逆転しチェコスロヴァキア系の比率が上昇したことを確認できる構成をとった。言い換えるならば、1919 年の結果を基準にした場合、ハンガリー王国自体の統計において住民の「ハンガリー化」傾向が記録されていたことを証明する表だったと言えよう。

表7:「スロヴァキアの住民数」に関する表

年	総計	民 族									
		チェコ スロヴァキア		ルシーン		ハンガリー		ドイツ		その他	
			%		%		%		%		%
1880	2,474,221	1,501,619	60.69	89,010	3.60	553,470	22.37	225,504	9.11	104,618	4.23
1890	2,606,655	1,603,717	61.52	96,331	3.70	645,698	24.77	234,056	8.98	26,853	1.03
1900	2,816,912	1,704,591	60.51	99,120	3.52	764,051	27.12	215,427	7.65	33,723	1.20
1910	2,952,781	1,689,698	57.22	111,280	3.77	901,792	30.54	198,876	6.74	51,135	1.73
1919	2,948,307	1,962,766	66.57	93,411	3.17	692,831	23.50	198,876	4.87	55,710	1.89

表8:「スロヴァキアの町村数」

年	総計	多 数 派					少 数 派				
		チェコスロヴァキア系住民の割合 (%)									
		90-100	80-90	70-80	60-70	50-60	40-50	30-40	20-30	10-20	0-10
1880	3,527	1,559	688	161	64	42	18	26	36	92	677
1890	3,533	1,812	454	127	57	38	30	25	35	72	633
1900	3,542	1,818	425	140	53	52	31	31	42	67	641
1910	3,542	1,612	470	161	83	65	48	34	44	63	626
1919	3,542	2,087	282	101	52	41	52	38	63	119	545

(表7と表8の出典: *Soznam miest na Slovensku*, p.170 の表を筆者が一部翻訳し作成)

以上の第I~III部の内容のまとめとして置かれたのが、第IV部の結果概略表である(表7、表8参照)。スロヴァキアの住民と町村に関する2つの表が主に置かれ、「スロヴァキアの住民数」の表からは1880~1919年にかけての住民総数と民族構成の変化、そして1919年暫定センサスによる性別と宗教・宗派別の住民構成⁵⁵(表7では略)が示された。「スロヴァキアの町村数」の表では、郡および県ごとの人口動態表と同様にチェコスロヴァキア系住民の比率に従って町村を分類する方式が採用され、ハンガリー化の傾向と1918年以降の反転を示した。

表7と表8に示したように、暫定センサスの調査時は別カテゴリーとされたチェコ人とスロヴァキア人が完全に同じカテゴリーに統合され、合算された。また、主要4民族の並び順からは、自身の民族自決権に基づいて新国家に参加したと規定されたルシーン人が、新国家の国家形成民族とされた「チェコスロヴァキア人」に次ぐ存在として扱われていること、ハンガリー人及びドイツ人は住民数にも拘らずルシーン人に次ぐ存在として扱われたこと、「ユダヤ人」は民族ではなく宗教のカテゴリーで扱われたことを確認できる。

以上の結果ないし『町村名鑑』の発行⁵⁶をもって、1919年暫定センサスの集計作業は終結し、第一次

⁵⁵ *Soznam miest na Slovensku*, p.170.

⁵⁶ 上記したように『町村名鑑』の前文には1920年12月との日付表記がある。しかし、『町村名鑑』の第VI部「編集中的変更点」の箇所には、チェコスロヴァキアとポーランド間の国境に関し、1924年2月に国境画

世界大戦直後の「スロヴァキア」を統計的に把握する作業は一先ず完了したのである。

まとめに代えて

以上、第一次世界大戦後のスロヴァキアの状況を新国家が把握する試みとして、1919年夏にスロヴァキア全土で実施された暫定センサスに関し、その準備過程と設問内容、実施体制、集計体制に焦点をあて叙述した。以上の内容を踏まえ、1919年の暫定センサスの特徴を幾つか指摘したい。

第一に暫定センサスの目的は限定的であり、調査項目も限定されていた点を指摘できる。第1節で確認したように、暫定センサスは、当初は、講和会議に提示する資料の基礎情報を収集するために企画された、緊急性を伴ったプロジェクトだった。この性格は、暫定センサスの調査項目にも反映された。チェコスロヴァキア国民国家の領土要求を補強するための資料政策が目指されたため、第2節と第4節でみたように、「スロヴァキア」の民族別人口の把握が調査項目及び調査員への注意を通じて重視されたのみならず、集計過程においても、各町村や各郡、各県の民族構成の把握に注意が払われた。また、この点と関連して、各町村での言語使用の状況の把握も目指されていた。もう一点重視された項目は町村内の公共施設の有無といった町村の基礎情報である。これは、新政府が実効的な統治のために求められた情報として理解できるだろう。

そして、これと関連して第二と第三の特徴を指摘できる。

第二の特徴は民族の定義が変更されたことである。第一次世界大戦以前の帝国ないしハンガリー王国で実施された国勢調査では、民族定義と関連した指標として言語（帝国の西半分では日常語、ハンガリー王国では母語）が調査されていた。しかし、1919年の暫定センサスでは第2節でみたように住民各自が抱く自己意識が民族の指標として利用される形へと変更され、この点は調査員への手引書でも特別の注意が払われていた。

第三にスロヴァキアの民族構成を把握する際に、「正確さ」と「中立性」の担保に注意が払われていた点も確認できる。この特徴は暫定センサスの制度設計を行ったムラーズが、民族の指標を転換した理由として、言語を指標として使用した際のバイアスを排除するためと説明した点から確認できる。また、調査員手引書において民族の項目の修正が原則的に禁止された点からも中立性の重視を見て取れよう。一方で、第2節で確認したように、暫定センサスにおける圧力の担い手として想定されていたのは、ムラーズ自身がハンガリー王国時代の統計調査員による圧力行使を指摘していたにもかかわらず、各家庭を巡回し調査を実施した調査員ではなかった。調査員手引書は、圧力の行使者は調査対象者の周囲の人々であると想定しつつ、調査員には周囲の人々からの圧力を見抜き、「正しい」回答を引き出す役割を要請した。その際、調査員が圧力を見出す契機として、調査員用手引書では、言語使用と民族意識の回答のずれが提示されていたことも重要である。上記したように、暫定センサスの民族の指標は言語から自己意識へと転換されたものの、実地の調査員に対しては、従来と同じく言語使用と民族意識を関連付けさせる志向が求められていたと言えよう。

第四に暫定センサスという事業はチェコからの支援なしには実施できなかった点を指摘できる。第1

定委員会で合意され、両国政府が承認した国境変更の内容も記載されている。この点を考慮するならば、『町村名鑑』の実際の発行は前文に記載された日付よりも大きく遅れ、1924年にまでずれ込んだ可能性も否定できない。

節及び第2節で確認したように、暫定センサスの準備はボヘミア統計局に勤務していたムラーズの知識と経験に大きく依存しており、項目選定や質問内容も彼が作成した原案にほぼ準拠していた。また実務段階においても、第3節でみたように調査員の確保はスロヴァキア現地のみでは完結できず、チェコから応援に入った調査員がスロヴァキア全土での暫定センサス実施に不可欠だった。これらの事実は、第一次世界大戦後のスロヴァキアにおいて新政府・新体制が信認しえた知識人の範囲が狭く、絶対数も少なかった状況を改めて示している。

また、調査員名簿と統計局が実施した質問票調査からは、新国家が信認し動員しえた知識人の主な層は教師と各種の公務員であることも明らかである。19世紀後半の中欧のナショナリスト運動においても各地方の教師が運動の担い手となった事実がすでに指摘されているが、第一次世界大戦後の北部ハンガリーないしスロヴァキア、チェコスロヴァキアにおいても、在地の知識人として、教育活動以外に関しても様々な役割を期待される構図が引き続き存在していたことも指摘できる。

しかし、1919年の暫定センサスに当初求められていた役割、つまりチェコスロヴァキア代表団が自国の領土要求を補強するために講和会議に提出するスロヴァキアの住民構成に関する史料の情報収集に立ち返るならば、実際の暫定センサスはこの期待に明らかに応えられなかった。本論中で述べたようにスロヴァキア各地における実際の調査は1919年8月下旬から開始されたが、パリ講和会議においては、すでに1919年5月の時点で、チェコスロヴァキアを含む新国家の国境線の大枠はすでに決定されていた。また、暫定センサスを集計した『町村名鑑』の刊行は前文の日付に依拠したとしても1920年12月にずれ込み、『町村名鑑』に収録された「スロヴァキア」の町村は講和条約等を通じて決定された新国境線の内側にある町村に限定された。

スロヴァキアの領域の定義という筆者の関心に引き付けつつ、この点を整理するならば、「スロヴァキア」の領域を把握するために「スロヴァキア」の住民を調査するという当初の調査目的が、暫定センサスの実施と集計の段階では、新国家の実効支配ないし統治下に入った「スロヴァキア」の住民構成と町村の基礎情報を描写することに変化したと指摘できよう。このように目的は変化しつつも、1919年の暫定センサスの現地調査を経て、戦前の王国時代の国勢調査の結果と再解釈に依拠しない住民と町村の情報が獲得された。これは、ハンガリー王国から分離した「スロヴァキア」のみを示す情報であり、統計面でも明確な境界線を持つ「スロヴァキア」の分離が達成されたのである。

では、講和会議に間に合わないことが明らかになった後も、第一次世界大戦直後のスロヴァキアにおいて多大の人員と物資、資金を費やし暫定センサスを実施した理由はどこにあるのだろうか。

これに関しては、第一に新国家が動員しうる知識人の具体的な人数や構成を把握する目的があったと想定できる。調査員に任命された人物は新国家の統治に（最低でも消極的に）協力できる人物であり、彼らはその新国家が実施する他の事業に対しても協力を仰ぎうる層として計算できる人々となる。そのような人々を具体的に把握し、調査員として動員することそれ自体がスロヴァキア統治省にとって暫定センサスが持つ意味になりえたのではないだろうか。

第二に暫定センサスは、「スロヴァキア」各地に居住する住民をチェコスロヴァキアの一地域たるスロヴァキアの住民としてチェコスロヴァキア国家ないしその出先機関であるスロヴァキア統治省が把握する行為だった。調査地域がハンガリー王国（あるいはポーランド）ではなくチェコスロヴァキアに属することを確認し、自らが暮らしている国家を住民に知らしめ、確認させる意味をスロヴァキア統治省が重視していたとも想定できる。

しかし、これらの仮説について、ならびに暫定センサス調査を受け、チェコスロヴァキア国家への所属を確認された住民側の反応について判断するだけの史料は、現在のところ筆者の手元にはない。1919年暫定センサスと前後の定期国勢調査との関係も含め、今後の課題としたい。

An Attempt to Understand the Situation of “Slovakia” through Statistics Immediately after the Foundation of the Czechoslovak State:

An Analysis of the Provisional Population Census in Slovakia in 1919.

Naoki KOSAKA

In this paper, the author aims to analyze the provisional population census, which was held on summer 1919 in Slovakia. Especially he focuses on the contents of the questionnaire and the composition of researchers at that census. Originally the newly created Czechoslovak provisional government and the Ministry for the administration of Slovakia (MPS) planned to hold the provisional census in Slovakia was to collect the information about composition of the population living in “Slovakia” to justify their territorial demand at the peace conference. According to this purpose, the questionnaire of the provisional census was specialized in the national consciousness, religious affiliation and the language usage of the inhabitants. About the number of the researchers, the MPS estimated at 5,500 and planned to mobilize the local intellectuals with the Slovak national consciousness, such as the teachers of elementary schools and public servants. But at that time, it was too hard to collect such a number of Slovak national-oriented intellectuals. So, the MPS relied on the Czech intellectuals, through the intermediary of the Ministry of School, a lot of Czech teachers was mobilized as the researchers. Because of the delay of preparatory works and of implementation of the provisional census, the original purpose of this census, that is, data collection for the Paris Peace Conference was not accomplished. But through the process of preparation and of implementation of this census, the MPS obtained not only the newest information about the population and communities in Slovakia, but also the information of the Slovak national-oriented intellectuals who might cooperate with the new Czechoslovak state.

地域的独自性を通じた民族的一体性への貢献 —第二次ウィーン裁定後のコロジュヴァールの 学術機関を事例に(1940-44年)—

辻河 典子

はじめに

第一次世界大戦で敗戦国となったハンガリーは、講和条約として1920年6月にトリアノン条約に調印した。この条約は翌年7月末に関係各国の間で批准書が交換されて発効し、大戦前のカルパチア盆地を中心とした同国領（いわゆる歴史的領土）の約三分の二が周辺の継承諸国家（チェコスロヴァキア、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、オーストリア）に割譲された。その結果、約300万人のハンガリー語話者が周辺国に在住することとなった。このため、戦間期ハンガリーではトリアノン条約の修正と領土回復が最重要な外交課題であった。

1933年以来ナチス・ドイツへ接近したハンガリーは、1939年2月には防共協定に参加して枢軸国陣営に組み込まれていく。ハンガリーはドイツの影響下で国境線の変更にも成功し、1938年11月の第一次ウィーン裁定で旧上部地方〔Felvidék〕のうち南スロヴァキアとルテニア地方の一部（翌年3月に軍事侵攻によりルテニア地方全域を併合）を、1940年8月の第二次ウィーン裁定ではトランシルヴァニア〔Erdély〕の北部を再び領内に収めることとなった。更に1941年4月、ハンガリーはユーゴスラヴィアに侵攻して第二次世界大戦に参戦し、旧南部地方〔Délvidék〕の北部などを占領する。再びハンガリーの統治下に入った地域では様々な再統合政策が採られた。なお、これらの部分的に「達成」されたハンガリーの「領土修正」は、第二次世界大戦の講和条約であるパリ条約により全て無効とされた。

本稿では、トランシルヴァニアの代表的な文化都市であり、第二次ウィーン裁定後にハンガリー領となった北トランシルヴァニア〔Észak-Erdély〕に属したコロジュヴァール〔クルジュ、現クルジュ・ナボカ〕に注目し¹、ハンガリー政府による学術面での「再統合」政策とそれに対するコロジュヴァールの知識人たちの対応の特徴について考察する。北トランシルヴァニアは1944年10月にはルーマニア軍および赤軍に占領されるため、本稿で主に論じるのは北トランシルヴァニアがハンガリーの統治下にあった1940年9月から1944年夏までとする。

¹ 本稿では日本語での慣例に従ってルーマニア語表記のトランシルヴァニアを用いるが、トランシルヴァニアの各都市名は慣例表現があるとは言いがたいため、ハンガリー統治下の時期についてはハンガリー語名で表記する。その他の地名に関しても適宜両言語で併記する。ハンガリー語話者に関しては国籍や時期を問わず姓・名の順で表記する。

第二次ウィーン裁定後のトランシルヴァニアについては²、当事者の回顧録³や概説的な紹介に加え⁴、外交⁵、領土修正主義も含めた民族的少数派をめぐる諸問題⁶などをテーマとして様々に議論されてきた。近年の研究では、これらの「領土修正の部分的達成」が実現された境界地域をハンガリーへと再統合するため知的・経済的資源が動員された状況の分析が取り上げられるとともに⁷、境界地域の知識人たちが政府の思惑とは異なる独自の活動を見せていた点についても考察が進んでいる。

特にエグリ・ガーボルの諸研究は、トランシルヴァニアを拠点とした政治的・知的エリートの動向がハンガリー政府の意向とは必ずしも一致していなかった状況を明らかにする⁸。トランシルヴァニアをめぐる表象から1920年代から第二次世界大戦期までのハンガリー国内とトランシルヴァニアとの関係を考察した彼の論文では⁹、19世紀以降に「ハンガリー人」としての共通性や一体性とトランシルヴァニアの歴史的・地理的独自性との間で緊張関係が存在してきたことを示した上で、前者を重視したハンガリー政府側からハンガリー人のカルパチア盆地での民族的使命の受容を働きかけられたトランシルヴァニアの政治的・知的エリートがそれに必ずしも合意せず、戦間期の彼らが経験した社会再編の成果を全ハンガリー人に届けることを課題としたことが示されており、本稿のテーマとも深く関わる。

一方で、1940年秋から1941年末にかけてハンガリーで行われた学術機関の再編がコロジュヴァールの知識人たちにもたらした影響については、十分に議論されてきたとはいえない。特にトランシルヴァニア学術研究所[Erdély Tudományos Intézet]は1940年秋のコロジュヴァール大学の「再開」に併せて設立され、翌年12月にはブダペシュトの政治学研究所と歴史学研究所と並んでテレキ・パール学術研究所

² 全体的な研究動向は Tóth-Bartos András, „Észak-Erdély 1940-1944. Szakirodalmi áttekintés”, *Limes*, 25.évf. 2.sz., 2012, 51-64 に詳しい。

³ Bethlen Béla, *Észak-Erdély kormánybiztosa voltam*, Budapest, Zríny Katonai Kiadó, 1989; Rónai, András, *Térképezett történelem*, Budapest, Püski, 1989.

⁴ Ablonczy Balázs, *A visszatért Erdély 1940-1944*, Budapest, Jaffa Kiadó, 2011. アブロンツィや後述するティルコフスキには第二次ウィーン裁定の締結当時の首相だった地理学者テレキ・パールに関する研究もあり、その中で彼の対トランシルヴァニア政策への言及も見られる。Ablonczy, Balázs, *Teleki Pál*, Budapest, Osiris Kiadó, 2005 [*Pál Teleki (1874-1941): The Life of a Controversial Hungarian Politician*, New York, Columbia University Press, 2006]; Tilkovsky Loránt, *Teleki Pál: legenda és valóság*, Budapest, Kossuth Könyvkiadó, 1969 [*Pál Teleki: A Bibliographical Sketch*, Budapest, Akadémiai Kiadó, 1976]; Id., *Teleki Pál titokzatos halála*, Budapest, Helikon, 1989; Id., „Teleki Pál-- ahogy a történész látja (Teleki Pál emlékezete)”, *Földrajzi Közlemények*, 125 (49) (1-2), 2001, 13-20.

⁵ L. Balogh Béni, *A magyar-román kapcsolatok 1939-1940-ben és a második bécsi döntés*, Csíkszerda, Teleki László Intézet, Pro-Print Könyvkiadó, 2001 [*The Second Vienna Award and the Hungarian-Romanian Relations 1940-1944*, New York, Columbia University Press, 2011]; Seres Attila, „Márton Áron és a kisebbségi reciprocitás kérdése a magyar-román kapcsolatokban: Magyar diplomáciai iratok 1940-1943”, *Limes*, 24. évf. 2.sz., 2011, 75-96.

⁶ 主なものとして Csatári Dániel, *Forgószélben: Magyar-román viszony, 1940-1945*, Akadémiai Kiadó, Budapest, 1968; Tilkovszky Lóránt, *Revízió és nemzetiségpolitika Magyarországon 1938-1941*, Budapest, Akadémiai Kiadó, 1967; Benkő Levente, „Magyar nemzetiségi politika Észak-Erdélyben (1940-1944)”, *Pro minoritate*, 2002. Ősz. 7-41; Horváth, Franz Sz., “Minorities into Majorities: Sudeten German and Transylvanian Hungarian Political Elites as Actors of Revisionism before and during the Second War”, in Marina Cattaruzza, Stefan Dyroff and Dieter Langewische (ed.), *Territorial Revisionism and the Allies of Germany in the Second World War: Goals, Expectations, Practices*, New York/Oxford, Berghahn Books, 2013, 30-55; Egry Gábor, *Etnicitás, identitás, politika: Magyar kisebbségek nacionalizmus és regionalizmus között Romániában és Csehszlovákiában 1918-1944*, Budapest, Napvilág Kiadó, 2015.

⁷ 例えば Halász Aladár, *Erdészettörténet a visszacsatolt országrészekről 1938-1944*, Erdészettörténeti közlemények 71, Budapest, Innova-Print, 2007 は第一次ウィーン裁定以降に再びハンガリー領となった地域の再統合政策を林業に注目して論じる。

⁸ 特に Egry, *Etnicitás, identitás, politika* は R.ブルーベイカーの「集団主義 [groupism]」への批判や、P. M. ジャドソンや T. ザーラらによる境界地域の住民に注目した諸研究も参照しながら、トランシルヴァニアとスロヴァキアのハンガリー系地域エリートの動向を扱う。

⁹ Egry Gábor, „Erdély-képek és mítoszok,” Romsics Ignác (szerk.), *A magyar jobboldali hagyomány 1900-1948*, Budapest, Osiris Kiadó, 2009, 506-533.

の一つとして再編された学術機関であるが、史料制約もあり¹⁰、開設当時の講演録¹¹、当事者による回顧¹²、紹介記事¹³、トランシルヴァニアにおける学説史の観点からの論考¹⁴が見られるにとどまっている。これらの文献からは同研究所が第二次ウィーン裁定後の北トランシルヴァニアにおけるハンガリー文化研究の一つの拠点であったことは示されるものの、同時期のハンガリー政府の諸政策との関係についての言及は少なく、同時期にコロジュヴァールに存在した他の主要学術機関（コロジュヴァール大学¹⁵とトランシルヴァニア博物館協会¹⁶）との競合についての考察も十分になされているとはいえない。トランシルヴァニア学術研究所の設立がハンガリーへの「再統合」のための知的資源の動員を目的としたものであれば、その状況への現地の知識人たちの対応を分析することは、ハンガリーの「領土修正の部分的達成」後の実態を考察する上で重要な手がかりとなる。

政治と学知との関わりについて、例えば青島陽子は主にソ連を事例として、社会主義における学知が、世界各地に拡大した普遍的なイデオロギーである社会主義と固有性を持つ土着の社会とを結び、新たな空間的単位を構築する役割を果たしていたことを指摘する¹⁷。本稿はこれと類似の問題意識にもとづき、1940年代前半のハンガリーを事例として、ハンガリー・ナショナリズムとトランシルヴァニア社会を繋ぐ学知の役割に注目し、そこから浮かび上がるトランシルヴァニアという空間の特徴を考察する。主に取り上げるのは、コロジュヴァールを拠点に活動した言語学者サボー・T・アティッラ（1906-1987年）の論考である。まずは議論の前提として、第二次ウィーン裁定後のトランシルヴァニアをめぐる状況と1940年代前半までのハンガリー政府の学術政策を境界認識の観点から確認する。次に、サボー・T・アティッラの論考から、トランシルヴァニア博物館協会、コロジュヴァール大学、トランシルヴァニア学術研究所の各機関に対する彼の認識を整理した上で、当時のコロジュヴァールにおける学問や高等教育についての彼の展望を明らかにする。最後に民族学者ミケチ・ラースローによるトランシルヴァニア学術研究所への批判と比較し、そうした展望がトランシルヴァニアの地域的独自性を主張する立場の反映であることを示したい。

¹⁰ 国立外国語図書館 Országos Idegennyelvű Könyvtár が所蔵するトランシルヴァニア学術研究所の活動に関する史料も 1940-41 年の史料に限られる。

¹¹ 例えば Bisztray Gyula, Szabó T. Attila és Tamás Lajos, *Erdély magyar egyeteme: Az erdélyi egyetemi gondolat és a M. Kir. Ferenc József Tudományegyetem története*, Kolozsvár, Az Erdélyi Tudományos Intézet, 1941.

¹² 例えば Imreh István, „Az Erdélyi Tudományos Intézet és a táj kutatás”, *Korunk*, 3. folyam (1994), V/9., 17-21.

¹³ 例えば Für Lajos, „Magyarságkutatás a két háború között”, Rácz István (szerk.), *Parasztság és magyarság: Tanulmányok Szabó István történetíró születésének 90. évfordulója tiszteletére*, Debrecen, Kinizsi Mgtisz Szakszövetkezet, 1989, 79-93.; Benkő Samu, „Az Erdélyi Tudományos Intézet”, *Válóság*, 1992. 4., 62-72.

¹⁴ 例えば Székedi Levente, „A romániai magyar szociológia átalakulása a második világháborút követő években”, *Pro Minoritate*, 2015. tavasz, 40-47.

¹⁵ ハンガリー王立フェレンツ・ヨーゼフ大学 M. Kir. Ferenc József Tudományegyetem。本稿ではコロジュヴァール大学で統一する。近代的な大学としては 1872 年に設立され、第一次世界大戦後のルーマニア統治下では閉鎖された。ハンガリーは 1921 年にコロジュヴァール大学をセグドへ、第一次世界大戦後にチェコスロヴァキア領となったブラティスラヴァ [ポジョニ] にあった大学をペーチへ「移転」させた。第二次ウィーン裁定後の 1940 年 10 月下旬、コロジュヴァール大学は「再開」された。

¹⁶ Erdélyi Múzeum-Egyesület。ハンガリー国民博物館の設置を求めてコロジュヴァールで 1859 年に設立された組織。第一次世界大戦後はルーマニア政府からの干渉を受けるが、1930 年代からは新たな体制の下で活動を行っていた。

¹⁷ 青島陽子「学知はソ連体制をどう構築したか？—自然科学、歴史学、建築学、地理学を手がかりに」、『地域研究』第 10 巻第 2 号、2010 年、6-13。同号では「社会主義における政治と学知：普遍的イデオロギーと社会主義体制の地域化」と題した特集が組まれている。

1. トランシルヴァニアをめぐるハンガリーの領土修正と学知

1.1. 第二次ウィーン裁定と「北トランシルヴァニア」の成立

本稿での「トランシルヴァニア」とはカルパチア盆地東端部、第一次世界大戦後にルーマニア領となった旧ハンガリー王国領を指す¹⁸。12世紀にはトランシルヴァニアへのハンガリー王国の支配が強まるが、ルーマニアのナショナル・ヒストリーではルーマニア人の起源はローマ帝国の属州ダキアのダキア人とローマ人の混血から生まれたダコ・ロマン人にあるとされ、近代以降はハンガリーとルーマニアの間でその領有が争われてきた。

戦間期の中央・東ヨーロッパ情勢は、フランスがポーランド、チェコスロヴァキア、ルーマニアなどパリ講和会議で有利な条件を獲得した国々と同盟を結ぶことで維持されてきた。1930年代に入るとこの状況は崩れ始め、1940年6月にフランスがドイツに降伏すると、ルーマニアは国際的な後ろ盾を失った。その結果、ルーマニアの領土をめぐるソ連とドイツの対立、更にはルーマニアと領土問題を抱えるハンガリーやブルガリアからの領土修正要求が強まった。1940年8月にドイツはイタリアと第二次ウィーン裁定を行い、ルーマニアからハンガリーへのトランシルヴァニア北部の割譲を定めた。

第二次ウィーン裁定に対して、ハンガリー側では歓迎の一方で部分的「領土回復」への不満の声も聞かれ、ルーマニア側では強い反発が生じた¹⁹。裁定の履行の過程では暴力事件が頻発し、最終的にはドイツ軍将校2名とイタリア軍将校2名から成る軍事委員会の監督下でルーマニア軍の撤退とハンガリー軍の進駐が行われた²⁰。ハンガリー領北トランシルヴァニアでもルーマニア領南トランシルヴァニアでも民族的少数派の問題は深刻化し、双方で民族的少数派住民の相手側への強制的な移送が繰り返された²¹。こうした民族的少数派への暴力はドイツ、イタリアの仲介と北トランシルヴァニアでの文民行政の導入により1940年11月以降は収束に向かうが、ハンガリーとルーマニアの両政府による各支配領域内での民族的少数派の生活の継続が困難になる政策が行われる状況は、ハンガリーの北トランシルヴァニアでの統治が崩れる1944年の秋まで続いた²²。

ハンガリー政府は北トランシルヴァニアの統治において、建前上は「聖イシュトヴァーン」の伝統の採用、すなわち様々な言語話者が居住するカルパチア盆地をハンガリー王国が支配してきた歴史にもとづいて個々の住民の母語使用を容認しており、北トランシルヴァニアからのルーマニア人少数派の追放や住民交換による問題解決は意図しない傾向にあったとされている²³。しかし、実際には当局からの商工業、公務員、弁護士などに従事するルーマニア人に対する差別など、北トランシルヴァニアでのルーマ

¹⁸ このトランシルヴァニアは、1867年にハンガリー王国と合同する旧トランシルヴァニア侯国の領域（地理的および歴史的トランシルヴァニア）、17世紀にトランシルヴァニア侯国に編入されたパルティウム *Partium*、これらの地域には属しないが第一次世界大戦後にルーマニアへ編入された領域の三つに大別できる。パルティウムはラテン語で「諸部分」の意で、17世紀末までオスマン帝国の統治下にあったトランシルヴァニア侯国と、ハプスブルク家の統治下に入っていたハンガリー王国との間の領域を指した。Rónai András, *Térképezett történelem*, Budapest, Magvető Könyvkiadó, 1989, 203-206.

¹⁹ 詳細は L. Balogh, *The Second Vienna Award and the Hungarian-Romanian Relations 1940-1944*, 240-260.

²⁰ *Ibid.*, 276-283.

²¹ *Ibid.*, 312-317.

²² *Ibid.*, 424.

²³ *Ibid.*, 424-431.

ニア人少数派への抑圧は様々に行われていた²⁴。ハンガリーと北トランシルヴァニアとの結びつきを強化するためにインフラ整備などの開発も行われた²⁵。

一方、ルーマニア政府も南トランシルヴァニアのハンガリー人少数派に対して経済的な抑圧、母語使用の制限などの政策を採った。ルーマニア語新聞や北トランシルヴァニアからのルーマニア人避難民によって引き起こされた反ハンガリー的な世論や、国家ないし地方当局からの抑圧的な政策により、1940年8月から1944年2月までに約20万人のハンガリー人少数派がハンガリー側へ逃れた²⁶。第二次ウィーン裁定後の南トランシルヴァニアのハンガリー語文化は、トランシルヴァニアでのハンガリー文化の中心であったコロジュヴァールがハンガリーに編入されたことでその繋がりを失って衰退し、当局による検閲や移動の制限、公共の場での集会の禁止によって機能しなくなった。

なお、本稿の舞台となるコロジュヴァールの南境に位置するフェレク Felek [フェレヤク Feleacu] が新たなハンガリー・ルーマニア国境に面していた²⁷。第二次ウィーン裁定後のコロジュヴァールは、ハンガリー・ルーマニア間の対立の最前線の地域に位置しながら、引き続きトランシルヴァニアにおけるハンガリー文化の拠点という性格を有していたことになる。

1.2. 領土修正と学知、およびトランシルヴァニア学術研究所

第二次ウィーン裁定での国境線は、政治学研究所 [Államtudományi Intézet] が作成した地図に示された民族境界線と大半が一致していた²⁸。政治学研究所は、1920-21年と1939-41年に首相を二度務める地理学者のテレキ・パール Teleki Pál のイニシアティブにより1926年に設立された。戦間期ハンガリーで講和条約および領土の修正が最重要な外交課題のひとつであったことに対応して、学術界でもハンガリーの領土修正を理論的に根拠づけるための動きが見られた。そうした動向の中で、テレキを中心とする地理学および関連分野の研究者たちは非常に大きな役割を果たした²⁹。

歴史学者とハンガリーの領土修正主義との結びつきも見られた。1927年9月に創刊された保守系論説誌『ハンガリー評論』には当時のハンガリー首相ベトレン・イシュトヴァーン Bethlen István が深く関わった。戦間期ハンガリーを代表する保守派の歴史家であったセクフュー・ジュラ Szekfű Gyula も同誌の編集長を務め、『ハンガリー評論』は当時のハンガリーの政治、社会、文化をめぐる公的な議論の場と

²⁴ *Ibid.*, 431-436.

²⁵ Ablonczy, *A visszatért Erdély 1940-1944*, 175-187.

²⁶ L. Balogh, *The Second Vienna Award and the Hungarian-Romanian Relations 1940-1944*, 436.; Thirring Lajos, „A romániai menekültek főbb adatai az 1944. februári összeírás szerint”, *Statisztikai Szemle*, 1944, 9-12.sz., 410.

²⁷ Ablonczy, *A visszatért Erdély 1940-1944*, 46.

²⁸ L. Balogh, *The Second Vienna Award and the Hungarian-Romanian Relations 1940-1944*, 231.

²⁹ 彼は1924年に当時のベトレン政権から要請を受けてハンガリー科学アカデミーの監督下で中央ヨーロッパ各国の経済地理学や人口地理学の関係から研究を行う社会誌学研究所 [Szociográfiai Intézet] を設立し、1926年にはハンガリー統計協会 [Magyar Statisztikai Társaság] の支援を受けて継承諸国家の統計局のデータの収集および解析、公的刊行物の収集を行う政治学研究所を設立した。これらの機関は中央統計局 [Központi Statisztikai Hivatal] と同じ建物内に置かれた。Rónai, *Térképezett történelem*, 113. 中央統計局は1867年に農業・産業・通商省内に設立された統計部門が前身で、国勢調査の実施などの国家運営に関わる統計の作成に従事する。中央統計局の歴史は同局の web サイト内の「歴史年表」に詳しい。http://www.ksh.hu/mult_torteneti_kronologia (2017年6月30日閲覧。以下の web ページも全て同様。) また、戦間期からハンガリー統計協会が刊行する機関誌『統計雑誌』はハンガリー社会の統計的な把握と分析において大きな役割を果たしている。Tiner Tibor, „A földrajztudomány 1945-ig”, Kollega Tarsoly István (főszerk.), *Magyarország a XX. században IV. kötet: Tudomány I. Műszaki és természettudományok*, Szekszárd, Babits Kiadó, 2000, 349. http://mek.oszk.hu/02100/02185/html/822.html

して機能した³⁰。また、ハンガリー歴史協会〔Magyar Történelmi Társulat〕が第二次ウィーン裁定直前の1940年8月初旬に刊行した論集『トランシルヴァニア』³¹には、歴史学者に限らず地理学者や言語学者も寄稿した。各論考ではトランシルヴァニアとハンガリー本国との歴史的一体性が主張された。同書の序文ではそのプロパガンダ的性格が否定されたものの、冒頭で「ヨーロッパの公正な再編の前夜において、我々が真実の諸武器を取り出し、ハンガリー人民の血と知識によって獲得された諸法および過去に証明された民族の諸努力を自然や歴史の諸真実の公言によって支援しようという時が到来した。これがこの著作の刊行によるハンガリー歴史協会の目的である」と述べられた³²。同論集には、当時の首相であったテレキ、宗教・公教育相だった歴史家ホーマン・バーリント Hóman Bálint が「カルパチア盆地の一体性」と題されたセクションで寄稿した³³。これらを考慮すれば、この論集はトランシルヴァニアをルーマニアが領有することを否定してハンガリーへの再帰属の要求を正当化するためのプロパガンダ的な性格を有していたと言える。同書に寄稿した言語学者のタマーシュ・ラヨシュ Tamás Lajos は後にトランシルヴァニア学術研究所の初代所長となる。

第二次ウィーン裁定後の政治学研究所は、1938-39年の国境線変更時よりも多くの課題を抱え、事実上の公的組織となった。1940年10月23日、テレキ首相はかつての教え子でもある地理学者ローナイ・アンドラーシュ Rónai András 宛に政治学研究所の所長を委託する書簡を送り、その中で領土修正の交渉に貢献したそれまでのローナイの仕事を高く評価した³⁴。

一方、1940年11月初旬には、コロジュヴァール大学とトランシルヴァニア学術研究所の人事が宗教・公教育省から発表された。トランシルヴァニア学術研究所はホーマン宗教・公教育相が「ハンガリーと特にトランシルヴァニアの地理、民族誌、言語、歴史、社会ならびに他の人民の諸問題、および他の国々の人民との諸関係について学術的な研究を行う目的から」コロジュヴァールに設立を定めた機関であった³⁵。同学術研究所には地理学、民族学、歴史学、考古学、社会学、言語学、ハンガリー人・ルーマニア人関係、ハンガリー人・サース人（ザクセン人）関係、文学、人類学、心理学の11の部門が設けられ、各部門の活動計画も作られた³⁶。

トランシルヴァニア学術研究所の所員には、ブダペシュトを拠点としてテレキ首相と近い人物も複数含まれていた。その中には高等教育をコロジュヴァールで受けた人物も複数いた。一方、後述するサボー・Tのように戦間期トランシルヴァニアでハンガリー文化の振興のための活動を続けたトランシルヴァニア博物館協会の中心的な会員など、トランシルヴァニアで活動する者もいた。また、セグド大学から異動した研究者も含まれた。ホーマン宗教・公教育相は1940年10月19日付で先の論集『トランシル

³⁰ 同誌の戦間期ハンガリーにおける保守系の論壇としての地位の高さについては、例えば Saád József, „A reformkonzervativizmus lapja”, *Magyar Szemle*, 6.évf. 11-12.sz., 1997, 23-37.に詳しい。

³¹ Deér József (szerk.), *Erdély*, Magyar Történelmi Társulat, 1940.

³² „Bevezető” in *Erdély*, 5.

³³ Teleki Pál, „Erdély helyzete Magyarországon és Európában”, in *Erdély*, 9-20.; Hóman Bálint, „A magyarság történeti hivatása”, in *Erdély*, 21-36.

³⁴ Rónai, *Térképezett történelem*, 256.

³⁵ *Hivatalos Közlöny*, XLVIII. évf., 21.sz., 1940. november 1., Magyar királyi vallás- és közoktatásügyi minisztérium, 414.

³⁶ Tamás Lajos, „Az Erdélyi Tudományos Intézet” in Bisztray Gyula, Szabó T. Attila és Tamás Lajos (szerk.), *Erdély magyar egyeteme: Az erdélyi egyetemi gondolat és a M. Kir. Ferenc József Tudományegyetem története*, Kolozsvár, Az Erdélyi Tudományos Intézet, 1941, 412-415. サース人（ザクセン人）はトランシルヴァニアのドイツ語話者。中世以降のトランシルヴァニアで、ハンガリー人貴族、辺境防衛を担ったハンガリー語話者のセーケイ人と共に特権身分を構成した。

ヴァニア』の編集代表者となったデール・ヨーゼフ Deér József と政治学研究所の所長となったローナイをトランシルヴァニア学術研究所の設立に関するブダペシュトでの準備業務に当たらせる指示を出した³⁷。このように、宗教・公教育省主導で設立されたトランシルヴァニア学術研究所では、政権に近くブダペシュトでの準備作業に携わる研究者、ブダペシュトから派遣される研究者（政権に近い人物も多い）、戦間期からコロジュヴァールを拠点とした研究者、ならびにセグド大学から異動した研究者が協力する形式で、トランシルヴァニアのハンガリー文化研究の一大拠点となることが目指された。

1.3. テレキ・パール学術研究所の設立

1941年に入ると、政治学研究所ではテレキの下で第二次世界大戦後の交渉に備えた資料の準備が新たな課題となり、図書館等の設備の拡充とともに地図資料の作成が進められた³⁸。しかし1941年4月初旬のテレキの自殺により、この状況は大きく変化した。当時のハンガリー政府は、ドイツによるユーゴスラヴィア攻撃のためのハンガリー領内の通過許可ならびに北セルビアの支配回復を条件としたハンガリーのバルカン方面作戦への参加要請を受けていた。テレキの自殺はドイツ軍によるユーゴスラヴィア侵攻への抗議を示した。その直後にハンガリーは第二次世界大戦に参戦する。

テレキの自殺後、彼が創立以来深く関わってきた諸学術機関の再編が行われた。ホーマン宗教・公教育相は政治学研究所に対して手厚い支援を行い、同研究所を自立した研究機関として位置づけただけでなく、ブダペシュトに新たに歴史学研究所〔Történettudományi Intézet〕を開設し³⁹、コロジュヴァールのトランシルヴァニア学術研究所と併せて、1941年12月にこれら三つの独立した研究所からなる研究所の集合体をテレキ・パール学術研究所〔Teleki Pál Tudományos Intézet〕として成立させた⁴⁰。

この研究所の課題は「ハンガリー人ならびにハンガリー人と共に生きる隣人の諸人民の生活の—その歴史の、国家および社会のシステムの、経済および文化の状況の—方法論的な研究と周知」であり、関連分野の研究者たちとの関係については「その活動においては他の諸機関や諸協会との協働を認め、それらの類似の性格を有した諸研究を支援する」こと、「その職務に割り当てられた学術的諸問題における専門家の組織として当局の裁量に任されている」ことが定められた⁴¹。政治学研究所長だったローナイが「二つの関連研究所とは友好的な関係以外に我々は結びつきがなかった」、「二つの研究所の体制、

³⁷ *Hivatalos Közlöny*, 1940. november 1., 414. 同じ官報でローナイはホーマン宗教・公教育相からコロジュヴァール大学経済学部の政治地理学講座の正教授に指名されたが、彼は政治学研究所の指揮をブダペシュトで執るために引き受けなかった。*Hivatalos Közlöny*, 411.; Rónai, *Térképezett történelem*, 256-257. その後、ローナイは同年末に母校でもあるブダペシュトのヨーゼフ・ナードル工科・経済大学〔現ブダペシュト工科大学〕に経済学部の政治地理学講座の教授として招聘され、1941年から政治学研究所の業務と並行して講義を担当した。Rónai, *Térképezett történelem*, 275-276.

³⁸ Rónai, *Térképezett történelem*, 275-277.

³⁹ 同研究所は現在のハンガリー科学アカデミー歴史学研究所の前身として位置づけられ、2012年作成の同研究所のwebページでも「ハンガリー科学アカデミー歴史学研究所は、1941年に設立されたテレキ・パール研究所の歴史部門から1949年に設立され、[...]」と明記されている。„Küldetésnyilatkozat”, A Magyar Tudományos Akadémia Történettudományi Intézete, 2012. március 25.

<https://tti.btk.mta.hu/intezetunk/rolunk/kuldetesnyilatkozat.html>

⁴⁰ „A m. kir. miniszterium 8.646/1941. M. E.szanni rendelete”, *Hivatalos Közlöny*, XLIX. évf., 24.sz., 1941. december 15., 713-715. (Megjelent a *Budapesti Közlöny* 1941. évi folyamának 278. számában.)

⁴¹ „A m. kir. miniszterium 8.646/1941. M. E.szanni rendelete”, 713-714.

活動領域、構成、目標、所員数は全く異なっていた」と回顧録で述べるように⁴²、テレキ・パール学術研究所に属する三つの研究所の活動は独立していた⁴³。

トランシルヴァニア学術研究所について、ホーマン宗教・公教育相は1941年11月19日にテレキ・パール学術研究所の設立に関する宗教・公教育省令の草案を閣議に示して、「政治学研究所で進行中の研究に加え、トランシルヴァニア北部の返還と現地に存在する特殊な状況により、トランシルヴァニアで生活するハンガリー人と他の諸人民の現在と過去に関連する諸情報の収集、記録、学術的な評価と分類が必要となった。この課題の専門的で継続的な備えのために1940年にトランシルヴァニア学術研究所が設立された」と説明していた⁴⁴。先述の通り、南北に分かれたトランシルヴァニアではハンガリー政府とルーマニア政府の双方が互いの支配領域内に住む民族的少数派の問題をめぐって対立し、コロジュヴァールは両国の国境線に近接していた。トランシルヴァニア学術研究所がコロジュヴァール大学内の機関として設立された経緯も併せると、ハンガリー政府（特にホーマン宗教・公教育相）が同研究所を通じてハンガリー文化圏の一角としてトランシルヴァニアを位置づけるための学術的裏付けを国内外に示そうとしていたことが読み取れる。

2. サボー・T・アティツラの著作にみるトランシルヴァニアの学術機関の理念

2.1. サボー・T・アティツラの経歴⁴⁵

本章では、コロジュヴァールを拠点に活動した言語学者サボー・T・アティツラ（1906-1987年）の論考を主に参照しながら、第二次ウィーン裁定後のトランシルヴァニアをめぐる学知の役割を通じて浮かび上がるトランシルヴァニア像の特徴を考察する。

サボー・T・アティツラは1906年に当時はハンガリー領だったトランシルヴァニア中部マロシュ県のフェヘルエジハーザ Fehéregyháza [現ルーマニアのアルベシュティ Albești] に生まれた。幼少期をデーシュ Dés [デジュ Dej] で暮らした後、コロジュヴァールの改革派学寮、大学、改革派神学研究所でプロテスタント神学を学び、スコットランドのエディンバラ大学とセント・アンドリュース大学にも留学した。コロジュヴァールでは、言語学者のチューリ・バーリント Csúry Bálint、神学者のタヴァシ・シャーンドル Tavaszgy Sándor、歴史学者のケレメン・ラヨシュ Kelemen Lajos らに師事した⁴⁶。

彼は1926年からトランシルヴァニア博物館の文書館で研究を開始した。チューリの勧めでハンガリー語の歴史や方言の研究を始めた彼は、1929年にはチューリと共にモルドヴァのハンガリー語話者であるチャーンゴ一人の社会調査を行う。1930年代にアイウド Aiud [ハンガリー語でナジエニェド Nagyenyed]

⁴² Rónai, *Térképezett történelem*, 302.

⁴³ ローナイによれば、来たるべき講和会議ではおそらく第一に地理的・経済的諸関係が重要なテーマになる（歴史についての諸関係の重要度はより小さい）と考えられていたので、ホーマン宗教・公教育相は講和会議への学術的な準備は引き続き政治学研究所所長のローナイの指揮下で行うことを委託していた。Rónai, *Térképezett történelem*, 303-304.

⁴⁴ Magyar Nemzeti Levéltár Országos Levéltár K27(Minisztertanácsi jegyzőkönyvek) 1941.11.19.

⁴⁵ 以下の記述は Kenyeres Ágnes (főszerk.), *Magyar Életrajzi Lexikon 1000-1990 I-IV*, Budapest, Akadémiai Kiadó, 1967-1994 のハンガリー国立図書館作成によるオンライン版 [http://mek.oszk.hu/00300/00355/html/index.html] の„Szabó T. Attila”の項を参照した。

⁴⁶ Ibid.

とザラウ Zaláu [ハンガリー語でズィラフ Zilah] で短期間教員を務めた後、彼はケレメンと共にトランシルヴァニア博物館の文書館員として活動する⁴⁷。

第二次ウィーン裁定後の彼は、1942年からコロジュヴァール大学で言語学を教えながらトランシルヴァニア博物館とトランシルヴァニア学術研究所を主導し、それぞれの機関誌である『トランシルヴァニア博物館』と『トランシルヴァニア学術パンフレット』の編集長も務めた。1941-43年にはバルツイ・ゲーザ Bárczi Géza と『ハンガリーの人民の言葉』を刊行し、地名の収集と方言研究に従事した⁴⁸。この時期にはトランシルヴァニアでのハンガリー語やハンガリー文化の探索を目指した社会調査が盛んに行われ、言語学者だけでなく民族学者、人類学者なども参加した。代表例がトランシルヴァニア学術研究所によるボルシャ谷の調査である。

第二次世界大戦後に再びルーマニア領となったクルジュ [コロジュヴァール] では、1945年にハンガリー語大学としてボヤイ大学が設立された。サボー・Tもこの大学で一時期を除いて教員を続けた。1959年にボヤイ大学はヴィクトル・バベシュ大学⁴⁹と統合されてバベシュ・ボヤイ大学に再編されるが、彼は1971年の退職まで同大学で教えた。また彼はハンガリー語史の研究を1987年に亡くなるまで精力的に続け、1975年からは彼を編者とした『トランシルヴァニア・ハンガリー語源集』が刊行された⁵⁰。

以上のように、サボー・T・アティッラは1930年代以降、ハンガリー言語史・方言研究において重要な役割を果たした。本稿との関連では、第二次ウィーン裁定後にハンガリー領となった1940年代前半のコロジュヴァールで、彼がトランシルヴァニア博物館とトランシルヴァニア学術研究所でのハンガリー言語学に関する分野を主導し、コロジュヴァール大学の教員でもあったことから、各学術機関の研究者を結びつける形で社会調査に深く関わり、現地のハンガリー語・ハンガリー文化の研究を行う中心人物の一人として活動した点を指摘しておく必要があるだろう。

2.2. 戦間期トランシルヴァニアでの研究環境への認識

1940年代前半のサボー・T・アティッラの研究活動の前提として、1938年にトランシルヴァニア博物館協会の法・社会学部門が開いた連続講演「社会調査の百年」の中で彼が行った講演「トランシルヴァニアのハンガリー人の社会研究」⁵¹から、戦間期トランシルヴァニアにおけるハンガリー語での研究環境に対する彼の認識を踏まえておきたい。

この講演で、彼は18世紀末から当時までの約150年間のトランシルヴァニア社会に関する研究動向を整理し、最後に当時の彼らのトランシルヴァニア社会の研究環境の課題を述べた。彼は当時のトランシルヴァニアでは社会研究が真には実現されていないと考えており、その理由として、彼らの間で学術政策 [tudománypolitika : 学術研究を進めるための様々な指針の意だと考えられる] が全く存在しないこと、および、それと密接かつ相互に関わり合う形で学問を担う人々が輩出されていないことを指摘した⁵²。彼

⁴⁷ Ibid.

⁴⁸ Ibid.

⁴⁹ 1919年5月にクルジュではルーマニア語で教授する大学としてフェルディナント1世大学(後にヴィクトル・バベシュ大学と改称)が設立された。同大学は第二次ウィーン裁定後に南トランシルヴァニアのシビウ Sibiu [ナジセベン Nagyszeben] へ移転し、第二次世界大戦後にクルジュに戻る。

⁵⁰ „Szabó T. Attila” <http://mek.oszk.hu/00300/00355/html/index.html> 語源集は第12巻まで刊行済みである。

⁵¹ この講演内容はクルジュ [コロジュヴァール] で1936年から1944年にかけて刊行された代表的な社会科学雑誌『信用』の1938年第1号からの特別号として、トランシルヴァニア博物館協会の学術パンフレットシリーズから刊行された。本稿ではこのパンフレットを参照した。

⁵² Szabó T. Attila, *A transylván magyar társadalomkutatás*, Cluj, Gloria Könyvnyomda, 1938, 21-22.

は、学術研究に触発されて学問を志す人が現れ、その人たちが必要な指導を受けることで学術研究に従事する人になりうると考えていた⁵³。特に指針の不在に関して、彼は社会研究の問題を指針にもとづく計画に組み込むような唯一のハンガリー系学術組織・機関がトランシルヴァニアに存在しないことを挙げた⁵⁴。また彼は、社会研究は現在の社会問題の検証だけでは不十分であり、歴史的な関心を超えてなお現代的であるような問題を偏りなく明らかにすることが絶対に必要であるとも考えた⁵⁵。

以上から、サボー・T・アティッラは 1920 年代末からトランシルヴァニア博物館文書館を拠点としてハンガリー語の歴史や方言の研究を行う中で、トランシルヴァニアにおける社会研究には学術研究を進めていくための様々な指針の策定と研究者の育成の両方が必要であると考えられるようになったことがわかる。そして、この社会研究では時代を通じて重要な問題を検証することが必要であるとも彼は主張した。但し、彼はそうした指針の策定に関して、当時の彼らの状況では全般的な解決は非常に困難でほぼ不可能な課題であると述べており⁵⁶、ルーマニア統治下のトランシルヴァニアでハンガリー語による社会研究が非常に厳しい状況にあると彼が認識していたことが読み取れる。

2.3. 第二次ウィーン裁定後のコロジュヴァールの学術機関とその活動

ここでは、第二次ウィーン裁定後のコロジュヴァールの学術環境に対するサボー・T・アティッラによる評価を検証する。この時期のコロジュヴァールにおける代表的な学術組織・機関としては、トランシルヴァニア博物館協会、コロジュヴァール大学、トランシルヴァニア学術研究所の三つが挙げられる。

① トランシルヴァニア博物館協会

この三つの中で最も長い歴史を有したのがトランシルヴァニア博物館協会である。トランシルヴァニアは 17 世紀末にオスマン帝国領からハプスブルク領となった後もトランシルヴァニア侯国としてハンガリー王国と並存していた。トランシルヴァニア侯国では 18 世紀からハンガリー文化にまつわる文物の収集や学術組織の形成の試みが見られ⁵⁷、1841/43 年のトランシルヴァニア議会でコロジュヴァールにハンガリー国民博物館の設立が決定された⁵⁸。実際にトランシルヴァニア博物館の設立集会在が招集されたのは 1859 年 11 月である⁵⁹。

同協会の第一の目的は博物館の設立とその維持だったが、1872 年にコロジュヴァールに大学が設立されると、協会は運営機能を残しながらも文書史料、手稿、図書館の古い資料、考古学史料などのコレクションについては大学（すなわち国家）へ管理を譲渡する代わりに利用料を受け取るようになった⁶⁰。博物館協会では 1879 年に歴史学部門と医学・自然科学部門が設けられ、前者は 1918 年まで機関誌『トランシルヴァニア博物館』を刊行した⁶¹。1906 年には規約の改正で、博物館を維持すること、博物館の豊

⁵³ *Ibid.*

⁵⁴ *Ibid.*

⁵⁵ *Ibid.*, 20.

⁵⁶ *Ibid.*

⁵⁷ Szabó T. Attila, *Az Erdélyi Múzeum-Egyesület története és feladatai*, Kolozsvár, Az Erdélyi Múzeum-Egyesület Kiadása, 1942, 6-14.

⁵⁸ Szabó T. Attila, „Az erdélyi tudománypolitika kérdéséhez”, *Hitel*, 6-7.köt., 1940-41, 2.sz., 184.

⁵⁹ *Ibid.*, 26. 当初の機関名は„Erdélyi Múzeum Egylet”だったが、後に公式に„Erdélyi Múzeum-Egyesület”が使われるようになった。Szabó T., „Az erdélyi tudománypolitika kérdéséhez”, 184. jegyzet 1.

⁶⁰ Szabó T., *Az Erdélyi Múzeum-Egyesület története és feladatai*, 32.

⁶¹ *Ibid.*, 36.

富な文物を各部門あるいは出版物で取り上げること、祖国ハンガリーに関する知識とハンガリーの学問全般を洗練させることが博物館協会の活動目的とされ、各会員は人文学・言語学・歴史学、自然科学、医学、法学・社会学の4部門のいずれかに属することになった⁶²。

戦間期の博物館協会はルーマニア政府からの干渉を受けて組織的な活動ができなかったが、1930年からは毎年、冬に25から30の啓蒙活動的な連続講演を、夏には地方のハンガリー大都市で当局から講演を拒否されなければ移動集会を開催した⁶³。『トランシルヴァニア博物館』も1930年から刊行が再開され、「トランシルヴァニア学術パンフレット」シリーズの刊行も始まった。サボー・T・アティッラはこうした活動が行われた時期を「トランシルヴァニア博物館協会の活動の英雄的な時期であった」と回顧した⁶⁴。

サボー・Tによれば、第二次ウィーン裁定後のハンガリーの学術政策および、より一般的な教育政策は、トランシルヴァニア博物館のコレクションに対して大いなる価値を見出し、博物館協会の将来に多大な期待を寄せた。その結果、博物館協会は、大学による博物館の保管庫の利用の代償としてハンガリー国家から受ける財政支援と自らの収入を利用することで、第一の課題であるトランシルヴァニア博物館の所蔵品の拡大と管理が可能となった⁶⁵。その上で、彼はトランシルヴァニア博物館協会のこれからの時期の最重要課題を「トランシルヴァニア博物館をトランシルヴァニアのハンガリー人および一般的に全てのトランシルヴァニアの教育の諸価値にとって誇るべき貯蔵庫とすること」であると考えた。彼は、この目標設定ゆえに、トランシルヴァニア博物館はトランシルヴァニア・ハンガリー国民博物館としてコロジュヴァール大学の諸機関からは切り離されて自立せねばならず、博物館の自立はトランシルヴァニアのハンガリー人の自信を高めるために絶対に必要であると主張した⁶⁶。

但し、彼は博物館協会固有の目標をトランシルヴァニア博物館のコレクションの拡大、管理、ある程度の再分類、改善のみに置いていたわけではなく、機関としての学術的な専門教育も博物館協会の重要な課題であると考えていた。彼によれば、博物館協会の「最も初めの課題とは、コレクションにおける膨大な隠れた民族のおよび学術的諸価値を分析して然るべき形で刊行すること」であり、このような方法を通じてトランシルヴァニア博物館の諸価値は民族の、更には国際的な宝物とならねばならなかった⁶⁷。その第一歩とは博物館協会が既に取り組んできた学術的な諸成果の普及であり、普及のための連続講演や移動集会によって博物館協会が再びトランシルヴァニアの博物館の維持と学術教育を支援する社会を形成するようになるのである⁶⁸。

以上から、サボー・T・アティッラの考えるトランシルヴァニア博物館協会の役割とは、文物の収集や保管を通じてトランシルヴァニアのハンガリー人の精神的な拠り所となる自立した国民博物館を維持すること、およびコレクションの分析を通じて明らかにされた学術的な価値を大衆にも普及させることであった。彼は、そうすることでトランシルヴァニア博物館が（トランシルヴァニアのみならず）ハンガリー民族、更には国際的にも価値あるものとして見なされることになることを考えたのである。

⁶² *Ibid.*, 39-40.

⁶³ Szabó T., *Az Erdélyi Múzeum-Egyesület története és feladatai*, 51-52.

⁶⁴ *Ibid.*, 52.

⁶⁵ Szabó T., „Az erdélyi tudománypolitika kérdéséhez”, 185-186.

⁶⁶ *Ibid.*, 186.

⁶⁷ *Ibid.*

⁶⁸ *Ibid.*

② コロジュヴァール大学

①からも判るように、コロジュヴァール大学とトランシルヴァニア博物館協会との間では、トランシルヴァニア博物館が所蔵するコレクションの利用をめぐる取り決めの存在や、教育機関としての役割の重複が見られた。このため、1872年のコロジュヴァール大学の設立以来、戦間期のルーマニア統治の時期を除いて、両者の間では目に見える形で問題が生じていた⁶⁹。この状況に対し、サボー・Tは、コロジュヴァール大学の課題は学術教育〔tudósnevelés〕ないしは最低でも真剣に訓練された専門家の育成〔komolyan felkészült szakemberek nevelés〕であり、この点でトランシルヴァニア博物館協会および後述するトランシルヴァニア学術研究所の目標設定と相反しないと考えていた⁷⁰。

一方で、彼は博物館協会によるトランシルヴァニアのハンガリー人の中での民族的な学術研究への貢献も重視していた。彼によれば、学術教育は機関としては大学に属するが、学術研究は大学外での偶発的で個人的な作業であり、大学外の諸機関においてのみ実現できるものであった。これらの諸機関では大学に勤める教員と補助的な学術要員たちが大学外で活動する研究者たちと結びつくことができ、民族的な学術研究は、このように知識人階層を結びつける精神的な試み、すなわち民族の結束や社会の連帯を助ける文化政策の要素となると彼は考えた⁷¹。トランシルヴァニアのハンガリー人の世界では、トランシルヴァニア博物館協会のみがこうした機関としての伝統や実践を有していると彼は見なした。彼曰く、博物館協会はその諸部門（人文学・言語学・歴史学、法学・社会学、自然科学、医学）に属する諸組織の弾力性のおかげで、社会的立場や大学の学科、一般的にあらゆる外部要素から独立したトランシルヴァニアの学術研究の諸課題への従事に特に適していた⁷²。こうした状況分析にもとづき、サボー・Tは、トランシルヴァニアの学術研究については大部分が、学術研究の能力ある者たちが博物館協会の枠組みで用意される諸可能性をどのように利用するか、同時にその可能性の利用とは民族の精神生活を豊かにすることや、民族の知識層の望ましい形で統合することをどれだけ理解できるか次第であると考えた⁷³。

以上から、サボー・T・アティッラは、コロジュヴァール大学の役割を学問教育ないし専門家の育成に見出す一方で、博物館協会によるトランシルヴァニアのハンガリー人の中での民族的な学術研究への貢献を重視し、大学の枠組みを越えて研究者たちがトランシルヴァニア博物館協会を介して結びついてハンガリー民族的な学術研究が行われることによってハンガリー人としての民族的な結束や社会の連帯につながることを、トランシルヴァニア博物館協会の様々な枠組みを利用することによってハンガリー民族の精神生活の涵養や知識層の統合につながることを指摘していた。

③ トランシルヴァニア学術研究所

サボー・Tによれば、トランシルヴァニア学術研究所はコロジュヴァール大学ともトランシルヴァニア博物館協会とも異なって本質的には学術研究の機関であり、そのために大学から独立した組織によって形作られていた。しかしながら、同研究所の研究は、研究所内に限られたものではなく、トランシルヴァニアのあらゆる生活領域で進んでいた。研究所員についても宗教・公教育相によって一部は大学の教員たちから、一部はその価値あるハンガリー人研究者たちから指名されていた⁷⁴。

⁶⁹ Ibid., 187.

⁷⁰ Ibid.

⁷¹ Ibid., 187-188.

⁷² Ibid., 188.

⁷³ Ibid.

⁷⁴ Ibid. 但し、サボー・Tはこの論考で、当時はトランシルヴァニア学術研究所の組織が未形成だが、業務や

トランシルヴァニア学術研究所の研究は、個別研究と共同研究という二つの特徴を持っていた。全ての所員は自身の個別の研究業務を遂行するが、それだけでなく、同研究所の上位に位置する当局、指導者たち、所員たちが等しく、それぞれの領域で取り組む者たちが互いにその諸成果を考慮したり、互いに研究を支援したりしながら、トランシルヴァニア世界の幅広い分野を検討するように努力することも目的とされた。研究所の諸計画によれば、この共同研究の目的に近づくために、研究所員たちと招集された専門家たちが、毎年夏にいくつかの地域で集団での学術調査を行うことになっていた⁷⁵。

サボー・Tは、例として1941年夏にコロジュヴァール近隣にあるルーマニア人が多数派を占めるコロジュボルシャとその周辺諸村で最初の調査が予定されていることを紹介する。これらの諸村が最初の調査地となったのは、コロジュヴァールに近接しているため、および人民と社会の関係が興味深いため、民族学者、方言研究者、統計学者、民族研究者の集団が訪れることになっていた⁷⁶。これがトランシルヴァニア学術研究所の活動の代表例として言及されるボルシャ谷の学術調査へと発展する⁷⁷。

サボー・Tはこの学術調査に期待を寄せる一方、トランシルヴァニア学術研究所とは専門家たちの仕事を支援して諸成果を公表する研究機関であるだけでなく、毎夏に行われる学術調査とそれに続く分析の時期には、大学で成長する若者たちに対して学問的な実践の可能性を提供する機関でもあると位置づけた。すなわち、研究所に指名された大学の教員たちは、助手として優秀な学生たちを夏季の学術調査に送り出し、彼らが大学で理論的には修得していた研究手法を実践する機会を紹介し、その後の資料分析の際に方法論の理解によって能力ある者たちを見分けるのである。また、同様にトランシルヴァニア学術研究所はトランシルヴァニア博物館協会とも関わりを持っていると彼は考えていた。彼曰く、歴史的な性格を持つ研究において学術研究所は博物館協会のコレクションに依存しており、まだ探究されていない学問的諸価値を公にするという形で博物館協会を助けていたからである⁷⁸。トランシルヴァニア学術研究所のコロジュヴァール大学、およびトランシルヴァニア博物館協会との関係について、サボー・Tは「大学と研究所の間では、個人的な関係を越えた学術研究のための教育が、博物館協会と研究所の間では互恵的な相互依存が継続的で健全な関係を保障しうる」と考えていた⁷⁹。

以上から、サボー・Tは、トランシルヴァニア学術研究所をコロジュヴァール大学やトランシルヴァニア博物館協会とは異なる独自の研究機関であると同時に、活動の延長で両機関と協働してトランシルヴァニアに関する教育と研究の両面で寄与する存在として位置づけていたことがわかる。

活動は既に始まっていたと記した。Ibid. 次に述べる1941年夏の調査の計画を「この夏に」と書いていること、および1945年のモノグラフによれば1941年春に既に調査を行っていることから、1941年初旬の状況を指したと考えられる。Szabó T. Attila és Gergely Béla (bevezetéssel és jegyzetekkel közzéteteszi), *A kolozsmegyei Borsavölgy helynevei*, Kolozsvár, Minerva, 1945, 8.

⁷⁵ Szabó T., „Az erdélyi tudománypolitika kérdéséhez”, 188.

⁷⁶ Ibid. チョマファアヤ Csomafája [チョマファアヤ Ciumăfaia]、キデ Kide [キデヤ Chidea]、ヴァーラスウート Válásút [ラスクルチ Răscruci] など調査地となった村の多くが代表的なハンガリー人居住村だった。„Borsa-völgy”, Ortutay Gyula (főszerk.), *Magyar Néprajzi Lexikon*, I. kötet, Budapest, Akadémiai Kiadó, 1977 <http://mek.oszk.hu/02100/02115/html/1-908.html>

⁷⁷ コロジュヴァール周辺の農村部を民族学等の見地から調査することは、1930年代に中央・東ヨーロッパで広まった農村探索の影響を受けて既に行われていた。H. Csukás György - Kecskés Péter, „Bevezetés: Az Erdélyi Tudományos Intézet és a Borsa-völgyi kutatások” in Vargha László, *Kide és a Borsa-völgy népi építészete*, Szentendre, Szabadtéri Néprajzi Múzeum, 5.

⁷⁸ Szabó T., „Az erdélyi tudománypolitika kérdéséhez”, 189.

⁷⁹ Ibid.

2.4. トランシルヴァニアにおける学問と教育

サボー・Tは、これら三機関が大局的見地から見ればトランシルヴァニア文化の学術的な調査とその調査を可能にすることという共通の目標に取り組んでいると位置づけた⁸⁰。そして彼は、外部の諸条件⁸¹のために過去25年間損なわれてきたトランシルヴァニアの学術研究が三機関によって新たな力を得ただけでなく、手法において、組織において、そして諸視点においても、更新されて強力になり、トランシルヴァニアの知の問題に従事しているように思われると考えた⁸²。2.2.で述べたように、1938年時点の彼は、ルーマニア統治下のトランシルヴァニアでのハンガリー語による社会研究が非常に厳しい状況にあると認識していた。この状況が第二次ウィーン裁定後に大幅に好転したと彼は考えたのである。同様の見解は彼の晩年（1979年）にも示されている⁸³。

そこから彼は「積年の高貴なトランシルヴァニアの伝統から出発する学術研究が、真実の追究においても、対外強硬主義になったり偏見を持ったりすることなしに民族的であり続けることが期待される」と主張する⁸⁴。彼によれば、トランシルヴァニアの伝統から出発する学術研究が民族的となるのは、その学術研究がハンガリー人民の痕跡を歴史的トランシルヴァニアの地域、更にはそれを超えて弛まず探究し、トランシルヴァニアの物質文化および精神文化の形成における他の非ハンガリー系のトランシルヴァニア人民の役割を党派的だったり偏ったりすることなく定める時であった⁸⁵。すなわち、サボー・Tは歴史的トランシルヴァニアにおけるハンガリー文化の調査として当時の宗教・公教育相の支援も受けて開始された学術研究が客観性を維持し続け、研究の対象が地理的に拡大するのみならず、非ハンガリー系住民も含めて客観的にトランシルヴァニアの物質・精神文化を評価するまでに拡大することを期待した。ここから、彼がトランシルヴァニアにおける農村社会の調査を通じた学術研究によって、トランシルヴァニアを当時のハンガリー政府の見解を反映してハンガリー文化圏の一角として位置づけるのではなく、非ハンガリー系住民も含めた文化的多様性を持つ領域として位置づけようとしていたことが指摘できる。

3. トランシルヴァニア学術研究所への批判

2.では第二次ウィーン裁定後のコロジュヴァールにおける学術機関の諸活動の特徴とそこから見える活動理念およびトランシルヴァニアの文化的独自性の認識についての1941年初旬のサボー・Tの見解を整理した。しかし、彼の1945年のモノグラフ『コロジュ県のボルシャ谷の地名』で調査対象地に関して「遠方の地域、主にセーケイフェルドの調査については当時既に到来していた戦争の接近と食料難、軍の召集のために〔トランシルヴァニア学術〕研究所は更に大規模な計画を用意することができなかった」と述べられているように⁸⁶、実際の活動では社会情勢などにより様々な制約があったことが推測される。

⁸⁰ Ibid.

⁸¹ 明記はされていないが、ルーマニアの統治下にあったことを指すと考えられる。

⁸² Szabó T., „Az erdélyi tudománypolitika kérdéséhez”, 189.

⁸³ Szabó T. Attila, „Az erdélyi magyar nyelvtudomány kérdései” in Szabó T. Attila, *Nép és nyelv: Válogatott tanulmányok, cikkek IV*, Budapest, Kriterion Könyvkiadó, 60-61.

⁸⁴ Szabó T., „Az erdélyi tudománypolitika kérdéséhez”, 189.

⁸⁵ Ibid.

⁸⁶ Szabó T. Attila és Gergely Béla, *A kolozsmegyei Borsavölgy helynevei*, Erdélyi Tudományos Intézet, Minerva Irodalmi és Nyomdai Műintézet RT., Kolozsvár, 1945, 8.

また、宗教・公教育省主導で設けられたトランシルヴァニア学術研究所の活動に関する批判も現れた。その代表例が、チャーンゴ一人に関する著作もある若手民族学者ミケチ・ラースローがトランシルヴァニア博物館協会から1944年に発表したパンフレット『新しいトランシルヴァニアの学問：トランシルヴァニア学術研究所の活動への注釈』である⁸⁷。彼はトランシルヴァニア学術研究所の研究活動について、諸分野による共同調査の成果の概略をまとめて総合的に取り扱う研究が必要であると主張し、そうした研究は対象地への訪問だけでなく年単位でその地域に暮らして調査を行うことで可能となると述べた⁸⁸。同時にミケチは、学術研究者が人民の擁護者になろうということではないと断りながら、ハンガリー人についてのより良い、より真実に近い像を生み出し、その像に従って自分たち〔ハンガリー人〕が生活の中で改善したり変化したりするために研究が続いていくのだと述べた。彼はこうした研究が行われている例としてフィンランドを挙げる⁸⁹。そしてトランシルヴァニア学術研究所の指導部に対して、真理の探究やハンガリー人の精神の刷新を可能とする研究を特権的に担っていることへの責任感の自覚を求めた⁹⁰。

ミケチのパンフレットの最後には『トランシルヴァニア博物館』編集部からの注釈が添えられていた。先述のように、同誌の編集ではサポー・T・アティッラも主導的な役割を果たしていた。注釈では、これまでトランシルヴァニア博物館協会がトランシルヴァニア学術研究所について言及してこなかった理由が二点挙げられていた。ひとつの理由は、トランシルヴァニア学術研究所の初代所長タマーシュ・ラヨシュが同誌編集部との間で、何らかの研究により客観的な批評を伴って賞賛される研究成果を出すまでは、学術研究所についての回顧は時期尚早であろうと合意していたからである。もうひとつの理由は、学術研究所の活動の周知、評価、賞賛のために誰であれ依頼されることが同誌編集部にとって学術研究所との関係を長らく微妙なものにしていたからである⁹¹。

しかし、その年(1940年)の内に学術研究所の活動が様々な面で批判されるようになると、『トランシルヴァニア博物館』編集部はトランシルヴァニアで最も古い学術雑誌である同誌上で学術研究所での活動を論評しないようにせざるをえないと考えようになった。この状況に責務を覚えたミケチは1944年5月に編集部にはパンフレットの原稿を送付したのである⁹²。これに関して、当時の同誌編集部がタマーシュと合意して学術研究所の活動への賞賛のみならず批判的な見解もミケチから出されるまで待っていたのはほぼ不必要だと現在の編集部が考えている旨も表明されており⁹³、トランシルヴァニア博物館協会がその歴史と研究の質に強い自負を持っていたことをうかがわせる。

また、学術研究所初代所長のタマーシュが近く退任する見通しでもあったので、ミケチの原稿は学術

⁸⁷ Mikecs, László, *Új erdélyi tudomány: Jegyzetek az Erdélyi Tudományos Intézet működéshez*, Kolozsvár, Az Erdélyi Múzeum-Egyesület Kiadása, 1944.

⁸⁸ *Ibid.*, 25.

⁸⁹ *Ibid.*

⁹⁰ *Ibid.*, 25-26. ここで彼は「もしトランシルヴァニア学術研究所が、〔ハンガリー人の〕音楽におけるバルトークの名前、更にはコダーイの名前や、〔ハンガリー人の〕文学における我々の人民作家の名前と同じものをトランシルヴァニア学術研究所の名がハンガリー人の学問において意味できることを理解するなら」という表現を用いた。バルトーク、コダーイ、人民作家はその調査手法から土着的なハンガリー文化と結びつく存在として位置づけられる。上述のように彼は調査対象地で長期間生活した上で研究を行うことの重要性を指摘しており、ここではトランシルヴァニア学術研究所の夏季調査では調査対象地に根ざした理解が不十分であることが示唆されている。

⁹¹ *Ibid.*, 26.

⁹² *Ibid.*

⁹³ *Ibid.*

研究所の第一期の終わりに合わせて1944年6月に刊行されるはずだったが、「例外的な諸関係[a rendkívüli viszonyok]」ゆえに印刷所と編集者が手を引いてしまい、刊行は最も早くても同年10月になった⁹⁴。『トランシルヴァニア博物館』編集部は、学術研究所の指導部が7月に改編されたので、それ以降に起きた出来事のためにいくつかの点は修正あるいは書き換えを著者に促すかもしれないが、刊行されたパンフレットの内容は5月の時点から変更がない旨を最後に断っている⁹⁵。

ミケチのパンフレットおよびそれに添えられた『トランシルヴァニア博物館』編集部による注釈からは、トランシルヴァニア博物館協会がトランシルヴァニア学術研究所の研究活動の質に対して強い不満を抱いていたにもかかわらず、両機関の間での政治的関係により批判が難しかったことが読み取れる。ミケチはそうした状況を是正する責務を感じて学術研究所を批判するパンフレットを執筆した。彼は、学術研究所による夏季の共同調査が対象地に根ざしておらず、個々の研究成果を総合的に取り扱うものではないことを批判するとともに、調査対象地に根ざした研究成果を通じてハンガリー人の精神の刷新が可能になることを指摘し、学術研究所がそうした研究を特権的に担っている責任への自覚を求めた。トランシルヴァニアに関する真理を探究する総合的な研究がハンガリー人の精神、ひいてはハンガリー人の刷新につながるというミケチの主張、ならびにトランシルヴァニア博物館協会による自組織の歴史とその研究の質への強い自負には、トランシルヴァニアの文化的独自性の認識とその独自性のハンガリー人全体への還元を目指す姿勢が表れていた。

おわりに

第二次ウィーン裁定以前から、ハンガリーはトランシルヴァニアの領有を学術的に正当化するためのプロパガンダ活動を行っていた。第二次ウィーン裁定ではトランシルヴァニアの北部のみがハンガリー領となったが、宗教・公教育省はハンガリー文化圏の一角としてトランシルヴァニアを位置づけようとする施策を試みた。コロジュヴァール大学の「再開」とトランシルヴァニア学術研究所の設置はその一環であった。

サボー・T・アティツラは、トランシルヴァニアの文化的中心都市でありながらルーマニアとの国境線にも近かったコロジュヴァールでの学術研究において重要な役割を担った研究者の一人であった。彼は、1940年11月以降にコロジュヴァールに鼎立した博物館協会、大学、学術研究所が相互補完的な機能を有すると考えながら、トランシルヴァニアにおける農村社会の調査を通じた学術研究によって、ハンガリー文化圏の一角としてではなく、非ハンガリー系住民も含めた文化的多様性を持つ領域としてトランシルヴァニアを位置づけようとした。彼は、戦間期のルーマニア統治時代のトランシルヴァニアではハンガリー語による社会研究が非常に厳しい状況にあったと認識しており、第二次ウィーン裁定後のコロジュヴァール大学の「再開」とトランシルヴァニア学術研究所の設置、および様々な形でのハンガリー国家からの支援という研究環境の大きな変化を好意的に受けとめた。

一方、19世紀半ばからコロジュヴァール〔クルジュ〕を拠点に活動してきたトランシルヴァニア博物館協会にとって、トランシルヴァニア学術研究所による研究活動は不満の多いものであったにもかかわらず、同研究所を批判することは難しかった。ミケチ・ラースローによる学術研究所を批判したパンフ

⁹⁴ *Ibid.*

⁹⁵ *Ibid.*

レットがサボー・T・アティツラも機関誌の編集に携わる博物館協会から最終的に刊行されたことは、両機関の関係性を大きく変えうるものであった。

しかし、1941年当時のサボー・T・アティツラの主張と1944年のミケチ・ラースローの主張を比較すると、確かにトランシルヴァニア学術研究所に対しては正反対の評価であるが、どちらもトランシルヴァニアにハンガリー本国と異なる文化的独自性を見出し、それを農村社会の調査を通じて学術的に探究することでハンガリー文化圏全体に寄与ことを訴えている点で共通している。彼らはハンガリー・ナショナリズムにもとづくハンガリー文化圏の一体性を認識していたが、土着的な学術研究を通じてトランシルヴァニアの文化的多様性という独自の特徴とこの一体性を結びつけることで、新たに文化的最前線としてのトランシルヴァニアという空間が認識されていったのである。

**Contribution to the Hungarian National Unity through the Transylvanian Local Identity:
A Comparison of the Three Academic Institutions in Kolozsvár after the Second Vienna Award
(1940-44)**

TSUJIKAWA Noriko

This paper discusses the tension over cultural identification of Transylvania between local intellectuals of Kolozsvár [Cluj] and the Hungarian government during the period from the autumn of 1940 to the summer of 1944, when Hungary regained and kept control over the northern part of Transylvania following the Second Vienna Award. This paper examines a linguist Szabó T. Attila's articles on the three academic institutions: the Transylvanian Museum-Association [Erdélyi Múzeum-Egyesület], University of Kolozsvár and Transylvanian Scientific Institute [Erdélyi Tudományos Intézet--hereafter ETI]. It also reviews an ethnographer Mikecs László's pamphlet on ETI. Although the evaluations on ETI by these researchers are contradictory to each other, both recognise the local uniqueness of Transylvania as having a potential for contributing to the cultural and spiritual development of the whole Hungarian nation.

第二次世界大戦後チェコ「国境地域」における 復興政策をめぐる一考察 —近年の研究動向を手掛かりに—

森下 嘉之

はじめに

チェコにおける人文社会科学の領域において、「国境地域 (Pohraničí)」という語は主にドイツ系住民が居住し、戦後直後のドイツ人追放を受けてチェコ系住民が入植した地域を指す呼称として用いられる (図参照)。本稿はまず、チェコ史学において「国境地域」と称される領域をめぐる研究動向を分野別に概観・整理を行った後、第二次世界大戦終結から共産党政権成立 (1945～1948 年) のチェコスロヴァキアにおいて遂行された、この領域における戦後復興政策に焦点を当てるものである。

第 1 節で後述するように、第二次世界大戦後から現代に至るチェコとドイツ (あるいはオーストリア) の境界領域を扱う研究は多岐にわたる。その多くは、ドイツ系住民追放、チェコ系住民の入植という民族政策を研究の出発点としている。同地域には国内外から様々な出自をもつ住民が入植した背景から、歴史学のみならず民俗学、人類学、社会学、地理学の分野においても多くの研究が蓄積されてきた。社会学者イェジャーベクらの研究によれば、チェコ「国境地域」とは、戦後の住民移動によって民族・社会経済構造が大きく変化した地域であり、農業集団化や財産国有化・工業開発が大規模に遂行された地域、ドイツ系村落の大規模な消滅に伴い、空き家が別荘として使われるようになった地域という特徴が示される¹。地理学の分析対象としてチェコ「国境地域」の概念化を試みたフロミーは、同地域の特徴を、「中心部との接触が少なく、隣国関係の上に構築された辺境 (peripheric)、山地としての特殊な自然環境、ドイツ人追放に伴う社会文化的な戦前との非連続性」の 3 点に求めている²。地理学者アンリ・ルフェーヴルの空間論を近代チェコに適用したマードックは、「近代の境界地域とは、領域的・政治的・文化的地域として現れたもの」であり、「物理的・歴史的・社会的な相互作用の中で構築された、変わりゆく場所」と定義することで、「領域的・政治的・文化的地域」としてのチェコ・ドイツ境界領域の性格を浮き彫りにした³。ナチス・ドイツによる占領、戦後チェコスロヴァキアにおける共産党政権という歴史の変遷を経た

¹ Milan Jeřábek, Jaroslav Dokoupil, Tomáš Havlíček (ed.), *České pohraničí - bariéra nebo prostor zprostředkování?* Praha, 2004, pp. 41-42.

² Pavel Chromý, „Historickogeografické aspekty vymezení pohraničí jako součást geografické analýzy“, in: *Geografie: sborník České geografické společnosti* 105, no. 1, 2000, pp. 63-76.

³ Caitlin E. Murdock, *Changing places: society, culture, and territory in the Saxon-Bohemian borderlands, 1870-1946*, University of Michigan Press, 2010, pp. 4-8 ; 拙稿「書評 カイトゥリン・マードック『変わりゆく場所—1870-1946年におけるザクセン・ボヘミア国境地域における社会・文化・領域』『境界研究』5号、2015年、193-197頁

これらの地域が、どのような「社会的な相互作用の中で構築された」のかを問い直すことが求められているといえよう。

本稿が、1945年から1948年の戦後期に焦点を当てるのは、後述するように当時の共産党を中心とする戦後政権⁴がチェコの特定期域を「国境地域」として法制化し、同地域に向けた諸政策を集中的に推進した時期にあたるためである。具体的には、1948年の共産党政権成立以前の、共産化が規定路線ではなかった戦後直後という時期における「戦後復興」「私有財産」という観点から⁵、チェコ史学において「国境地域」と称される領域をめぐる政策を問い直す。戦後政権にとっての最重要課題は、まず戦後復興であり、この時期にはドイツ人追放・チェコ人入植政策に関連して、復興記念の博覧会が各地で開催された。本稿では、この時期の代表的な博覧会活動を比較考察することで、戦後政権が「国境地域」を復興政策のなかに位置づける過程を明らかにする。さらに、戦後政権が復興において重視した原則として、入植者への財産とりわけ住宅供給政策に着目する⁶。戦後直後の、共産主義化直前の時期における復興政策において、計画経済と私有財産の間でどのような社会的原則を打ちたてようとしていたのか、その一端を探ることが本稿の目的である。

チェコ「国境地域」を実体としてではなく歴史的に構築された地域と捉えるならば、この地域概念を用いて分析を行う時期設定について慎重でなければならない。現在のチェコ共和国において、行政区分としての「国境地域」は存在せず、歴史的な概念と現在のEU加盟下での「国境沿いの境界領域」「ユーロリージョン」とは区別される必要がある。そのため本稿では、第二次世界大戦後の共産党政権およびチェコの学術研究が使用した語として「国境地域」という表現を用い、現在の国境をさす場合には普通名詞として国境領域または境界領域などと表記する。

1. 地理的・法的・社会的前提

1.1. 歴史的な地域としての「国境地域」

チェコ史学において、「国境地域 (Pohraničí)」という地域概念は19世紀以来の歴史を有するが、法的にも学術的にも本格的に用いられるようになったのは、第二次世界大戦後のことである。国内他地域に比しての「国境地域」の特殊性として、チェコ史学において指摘されてきたのは、この地域の人口動態であった。この呼称が意味する領域は、1938年のミュンヘン協定に伴って、ドイツ系住民が多数を占める地域であるとの理由からナチス・ドイツに割譲された「帝国管区ズデーテンラント (Reichsgau Sudetenland 以下、「ズデーテン管区」とする))」とほぼ重なる。「ズデーテン」とは、チェコ北東部、現在ではポーランドとの国境 (1945年以前はドイツ) に位置するズデーテン山地 (チェコ名スデティ) に由来するが、チェコスロヴァキア独立以降は、広くドイツ系住民が居住する地域名として用いられるよ

⁴ 1945年4月の「コシツェ綱領」によって、共産党他5政党が「国民戦線政府」を形成し、以降1948年の共産党政権成立まで政権運営を担っていた。本稿では特に断りのない限り、戦後政権とは国民戦線政府を指す。

⁵ 「ヨーロッパ文明」における「私的所有権」の意味については、池田嘉郎「20世紀のヨーロッパ史から照らし出す」近藤和彦編『ヨーロッパ史講義』山川出版社、2015年においても述べられている。

⁶ 筆者は既に、拙稿「チェコスロヴァキア第三共和国 (1945-1948年) 期における社会政策の変容—住宅政策の分析を中心に—」『スラヴ研究』59号、2012年、93-114頁において、当該期チェコにおける住宅政策について論じている。本稿と合わせて参照されたい。

うになった⁷。

戦後チェコスロヴァキア政府は、このようなドイツ人の歴史を惹起する「ズデーテンラント」の呼称を禁じる法律を定め、以降「国境地帯」の名称が用いられることになった⁸。ミュンヘン協定でナチス・ドイツに割譲された「ズデーテン管区」は、1930年統計によれば、チェコ側の面積の3分の1に相当する28,643 km²に住民363万7726人を数えた。終戦時の1945年5月には、「国境地帯」の住民数は332万5千人であったが、国内の全ドイツ系住民320万人中272万5千人が「国境地帯」に居住していた。ドイツ系住民を「組織的」に国外へと追放する措置がポツダム会談によって承認された後、1946年1月から10月にかけて225万人が追放されたが、このうち「国境地帯」からのドイツ人被追放民は195万人を占めた。「野蛮な」追放政策によってチェコを離れたドイツ人を含めると、1945年から1947年にかけて同国を離れたドイツ系住民は300万人を数えた⁹。

ドイツ人追放と並行して、戦後政権は「チェコ系」住民の「国境地帯」への入植政策を推進するために「入植局 (Osídlovací úřad)」を設立し、「国境地帯」の領域を29,087 km²、67郡3,925自治体へと拡張した¹⁰。1948年に成立した共産党政権は、「国境地帯」の行政再編を推し進め、1953年には自治体カテゴリーA（生産地域）/B（農業地域）を導入することで、同地域の集中的な開発を促したほか、東西冷戦の進展によって、国境から2キロメートル以内の居住禁止を決定した。これらの施策も、共産党政権時における「国境地帯」の固定化、他地域との差別化を促したといえよう。

入植局の統計によれば、戦前から「国境地帯」に居住するチェコ系住民は、1945年5月当時には58～62万人であったが、同年8月までに60万人以上の流入があり、ドイツ人の組織的移送が開始される1946年初頭には、「国境地帯」のチェコ系住民は、戦前から居住する「旧住民」を含めると188万人に達していた。1947年6月1日時点で「国境地帯」の人口は255万133人であったが、このうち240万人をチェコ人およびスロヴァキア人が占めており、ドイツ人は14万9千人であった¹¹。中でも戦後「国境地帯」に入植した「新住民」は、1947年5月には126万3千人にのぼり、「旧住民」を大きく上回った。「新住民」の80%以上はチェコ国内からの入植者であった一方、ハンガリーとの住民交換政策によって移送されたスロヴァキア系ハンガリー人に加え、在外チェコ人を主体とする「スラヴ系」帰還民の再入植政策が推進された¹²。

主に国外帰還民を中心とする入植政策は1950年代も継続され、ウクライナやブルガリア、ルーマニア、ユーゴスラヴィアなどから「スラヴ系」帰還民が「国境地帯」へと再入植を果たした。この結果、1950年3月の統計によれば、同年での国外からの「スラヴ系」再入植者は20万2526人を数えた¹³。以上の経

⁷ Matěj Spurný (ed.), *Proměny sudetské krajiny*, Praha, 2006. 拙稿「「追放」と「入植」をめぐる研究の新展開—第二次世界大戦後のチェコ「国境地帯」への入植をめぐる研究」『歴史学研究』929号、2015年3月、29-38頁も参照。

⁸ *Úřední list československé republiky*, 1945.5.24, no. 8, p. 1.

⁹ Nad'a Valášková, Zdeněk Uherek, „Novoosídlenecké pohraničí“, in: Zdeněk Uherek (ed.), *Kultura - společnost - tradice. II. soubor statí z etnologie, folkloristiky a sociokulturní antropologie*, Praha, 2006, pp. 54, 58-59. ; Miroslav Kreysa, *České pohraničí*, Praha, 1947, pp. 7-12.

¹⁰ Kreysa, *České pohraničí*, p. 15.

¹¹ Kreysa, *České pohraničí*, 1947, pp. 9-12, 24 ; *Osídlování 2*, no. 12, 1947.10.25, p. 245

¹² Václav Houžvička, Lukáš Novotný (eds.), *Otisky historie v regionálních identitách obyvatel pohraničí: sebedefinice a vzájemné vnímání Čechů a Němců v přímém sousedství*, Praha, 2007, p. 26.

¹³ 1947年統計によれば、スロヴァキアからの国内入植者は11万300人を数えた。ハンガリーからは7万人以上のスロヴァキア人が移住したほか、ウクライナ（ヴォルギーニ）からは33,077人が再入植した。1949年には、ルーマニアからは2万1千人、ユーゴスラヴィアからは1万1千人、オーストリアからは1万6千人（1950

緯から、チェコ「国境地域」は戦後の短期間で住民構成が大きく入れ替わったことがうかがえる。戦後のチェコへの流入民は多様な出自を有していたにもかかわらず、統計上はスラヴ系の「チェコ人」として扱われたため、戦後の統計では国内（現チェコ共和国）のチェコ人比率が90%を超えた¹⁴。

1.2. 民俗学、社会学、地理学における境界領域

しかし現実には、上記の経緯から、戦後「国境地域」の住民は「チェコ系」ではとらえきれない多様な出自を持っていた。さらに、ドイツと接するチェコ北部の工業地域は、後述のグラスハイムが分析するように1950年代以降、重度の環境汚染に見舞われた地域であった。このような喫緊の課題を踏まえたうえで、共産党政権は1970年代から80年代にかけて、科学アカデミーに「国境地域」研究を進めさせた¹⁵。その中心となったチェコ民俗学研究所 (Ústav pro etnografii a folkloristiku) は、農業から音楽、衣装、住居に至る戦後「国境地域」の文化・民俗研究を発表した¹⁶。当地への入植者の農業集団化（社会化）を主題としたヘロルドヴァーの研究に見られるように、社会主義期の民俗学研究は、多様な出自を持つ帰還民・再入植者の、社会主義チェコスロヴァキアへの統合という問題関心のもとに進められた¹⁷。このような時代的限界を持つものであったが、1980年代における一連の研究は「国境地域」の歴史的背景と文化的多様性に焦点を当てた初の成果であり、後の歴史研究、社会学・地理学研究に大きな影響を与えた。特に、ドイツ人追放後のチェコ「国境地域」における「民族混在」が公式のテーマとされ、ウクライナ人、ルシン人、ジプシー（ロマ）、ルーマニアやブルガリアからのスロヴァキア人入植者、ギリシャ人の事例が取り上げられたことは、当時の研究の大きな成果であった。

体制転換後の1990年代後半から2000年代以降、欧州統合を見据えた国境開放という観点から「多文化地域」としての国境領域に関する社会学的研究が進展した。フィールド調査に基づくチェコ・ドイツ国境における社会経済交流、越境をめぐる研究成果が陸続と現れていることも付け加えなければならないだろう。とりわけ、バイエルンとチェコ(西ボヘミア)にまたがる「ボヘミアの森(シュマヴァ)」を中心とした社会経済的越境を扱ったアイシュの研究が先駆的である¹⁸。同じくチェコ(南ボヘミア)とオーストリア側の境界領域についても、「ボヘミアの森」を主題とする両国間の共同研究が進められてきた¹⁹。ザクセンと北ボヘミアの領域における国境交流については、主に人類学・社会学の方法論からライプツィヒ大学およびドレスデン大学の研究グループとウースター・ナド・ラベムのプルキニェ大学が陸続と共同研究の成果を発表している²⁰。

年)の再入植に加え、1950年にはギリシャ難民1万2100人を受け入れていた。Valášková, Uherek, „Novoosídleňské pohraničí“, pp. 59, 65-75.

¹⁴ チェコ統計局HPより(2017年6月5日閲覧)

http://cvvm.soc.cas.cz/media/com_form2content/documents/c3/a3921/f11/100023s_Samanova-narodnost.pdf

¹⁵ Eagle Glassheim, *Cleansing the Czechoslovak Borderlands. Migration, Environment, and Health in the Former Sudetenland*, Univ of Pittsburgh Press, 2016, p. 164.

¹⁶ 『チェコの民(Český lid)』の一連の論考を参照。これらの研究成果は、アカデミー民俗学研究所編の一連の出版物において現れている。*Etnické procesy v novoosídleňském pohraničí: Dělnictvo v etnických procesech 1-2*, Praha, 1986.; *Etnické procesy v pohraničí českých zemí po roce 1945 1-3*, Praha, 1985-1986; *Materiály k problematice novoosídleňského pohraničí 1-9*, Praha, 1982-1985

¹⁷ Iva Heroldová, „Příchod do pohraničí, první léta života v pohraničí do socializace zemědělství“, in: *Český lid* 69, no. 1, 1982, pp. 42-46.

¹⁸ Katharina-Angus Eisch, *Grenze: eine Ethnographie des bayerisch-böhmischen Grenzraums*, München, 1996

¹⁹ Andrea Komlosy, Václav Bůžek, František Svátek (Hg.), *Kulturen an der Grenze: Waldviertel, Weinviertel, Südböhmen, Südmähren*, Wien, 1995

²⁰ Miloš Řezník (Hg.), *Grenzraum und Transfer: Perspektiven der Geschichtswissenschaft in Sachsen und Tschechien*,

これらの研究、とりわけドイツ側において用いられる「境界 Grenze/Grenzland」はチェコ史の文脈における「国境地域」というよりもむしろ、歴史的背景を踏まえた現在のチェコ共和国・ドイツ連邦共和国間の経済・文化交流という文脈で用いられている。その背景としては、体制転換後の1990年代に展開されたチェコ・ドイツ両政府間の歴史認識をめぐる「和解」と両国の歴史家間の相互交流が組織化された点が挙げられよう。さらに、体制転換に伴う国境開放から2004年のチェコのEU加盟という時期に、まさに「国境地域」を中心とする領域内でドイツ人被追放民による財産補償要求が政治問題と化したことも指摘されなければならない。「国境地域」とは実質的には、チェコ西部・北部とドイツとの境界領域に限定されており、その点を踏まえたうえで、「国境地域」を主題にするものの政治性については意識される必要があるだろう²¹。

他方、近年ではチェコ地理学の領域において、主に「風景」「記憶」という視点から、改めてこの地域に焦点を当てた研究が進められている。地理学者フロミーによれば、チェコ国境地域の研究は東西冷戦という時代状況を踏まえつつ、アメリカ・メキシコ国境のように二つ以上の経済システムが接触する地域にも応用可能であるとされる。すなわち、「様々なエスニシティ、言語、文化が接触する中で、単一の行政システム・法制度の適用範囲が切れる地域」という性格が示されるという²²。これらの研究を受けて、近年の地理学においては、空間論、歴史記憶、景観(ランドスケープ)論から研究が進められている。歴史地理学者クチェラは文化・記憶に焦点を当てることで、大規模な文化的変容を経験した「チェコ・ドイツの民族的境界」において、地域住民が入植先をどのように「故郷 (domov)」「風景 (landscape/krajina)」としてアイデンティファイしたのかが問われる場であると主張する²³。

歴史学の領域においては、被追放民の記憶研究²⁴の進展を受けて、コレギウム・カロリヌム(ミュンヘン)のツェツケルトは、チェコ「国境地域」のみならず中東欧における住民移住と「失われた風景」の関係を地理学の成果を踏まえて分析することの重要性を主張する²⁵。既に、1950年代前半には、ドイツ人追放後に残されたドイツ人の記念碑や墓地なども含めて、国内全体で改称された地名は23,030にももの

Berlin, 2007 ; Petr Lozoviuk, *Grenzland als Lebenswelt: Grenzkonstruktionen, Grenz Wahrnehmungen und Grenzdiskurse in sächsisch-tschechischer Perspektive*, Leipzig, 2012 ; Milan Jeřábek (ed.), *Česko-saské pohraničí - prostor konkurence a/nebo kooperace?* Ústí nad Labem, 2012 ; Stefan Garsztecki, Milan Jeřábek, Ilona Scherm, Martin Munke (Hg.), *Sachsen und Tschechien: regionale Identitäten und transregionale Verflechtungen in Ostmitteleuropa = Sasko a Česko : regionální identity a transregionální propojení ve střední a východní Evropě*, Dresden, 2016. 邦語では、体制転換後のオーストリアとスロヴァキアの境界領域における社会変動を人類学の領域から考察した、神原ゆう子『デモクラシーという作法—スロヴァキア村落における体制転換後の民族誌』九州大学出版会、2015年が重要である。

²¹ 例えば、チェコ人とドイツ人の間における境界領域の「地域アイデンティティ」を主題とした社会学研究の成果を参照。Václav Houžvička, Lukáš Novotný (ed.), *Otisky historie v regionálních identitách obyvatel pohraničí: sebedefinice a vzájemné vnímání Čechů a Němců v přímém sousedství*, Praha, 2007 ; Ondřej Roubal, *Biografická identita v pohraničí: teritoriální identita v životních příbězích poválečných osídlenců pohraničí severních Čech*, Praha, 2013.

²² Pavel Chromý, „Historickogeografické aspekty vymezení pohraničí jako součást geografické analýzy“, in: *Geografie: sborník České geografické společnosti* 105, no. 1, 2000, pp. 63-76.

²³ Zdeněk Kučera, „Utváření domova ve změněné krajině pohraničí Česka“, in: Kristýna Ledererová Kolajová, *Domov a Krajina*, Praha, 2016, pp. 29-30. ; „Historical geography of persistence, destruction and creation: The case of rural landscape transformations in Czechia's resettled borderland“, in: *Historická geografie* 38, no. 1, 2012, pp. 165-184.

²⁴ 代表例として、冷戦期「鉄のカーテン」研究という主題から、バイエルンとチェコ西部の国境と被追放民の記憶を扱ったコムスカの研究を参照。Yuliya Komska, *The icon curtain: the Cold War's quiet border*, The University of Chicago Press, 2015.

²⁵ Martin Zückert, Heidi Hein-Kircher (ed.), *Migration and Landscape Transformation. Changes in Central and Eastern Europe in the 19th and 20th Century*, Göttingen, 2016, pp. 1-13.

扱ったことが明らかにされている²⁶。また、1970年代におけるチェコ北部の工業都市モストの再開発を扱ったスプルニーの研究によれば、かつてのドイツ人居住区を中心に実施された旧市内の爆破解体は、過去の記憶の抹消という側面よりもむしろ、「進歩」の名のもとに新しい街の「風景」をつくりだす政策であり、都市住民の大多数を占めるチェコ人入植者たちもこの理念を受け入れていたという²⁷。このようにチェコ境界領域をめぐる歴史研究は極めて多岐にわたるが、本稿の目的に従って再度、戦後直後の時期における「国境地域」に視点を戻してみたい。

2. 戦後直後の「国境地域」をめぐる歴史研究

2.1. 歴史研究としての「国境地域」

歴史研究の領域においてチェコ「国境地域」が取り上げられる場合、その多くはナチス支配を念頭に置いた「ズデーテンラント」および戦後直後におけるドイツ系住民の追放を主題としてきた。「ドイツ人追放」をめぐる問題については、前世紀より膨大な研究蓄積があるが、本稿における問題関心とは直接重ならないため、ここでは扱わない²⁸。

戦後直後の時期を扱う「国境地域」の歴史研究においては、共産党主導によるチェコ系住民「入植」政策という観点を持ち込んだアルブルクの一連の研究がまずは参照されるべきである。彼は、共産党が「辺境」としての「国境地域」を、政治、経済、文化における「パイオニア」地域として位置づけようとしていた点に着目する。その具体的な政策として、共産党による地域全体の「空間秩序・統治政策」を、その担い手であった「国家再興基金 (Fond národní obnovy)」「入植局」に着目した上で問い直す²⁹。これらの論議を踏まえたうえで、「国境地域」全体の入植政策を詳細に体系化したのが、チャプカらの研究である³⁰。同書では、「国境地域」で実施された政策を、農業入植、非農業入植、国外からの再入植の3点にまとめたうえで、西ボヘミア、北西ボヘミア、北東ボヘミア、南ボヘミア、北モラヴィア・シレジア、南モラヴィアの各地域に関する詳細な文献リストを掲載している。

²⁶ Milan Hlavačka, „Ztráta historické paměti v důsledku umělého přejmenování krajiny“, in: Milan Hlavačka (ed.), *Paměť míst, událostí a osobností: historie jako identita a manipulace*, Praha, 2011, pp. 528-550. ; Pavel Hájek, *Jde pevně kupředu naše zem. Krajina českých zemí v období socialismu 1948-1989*, Praha 2008, pp. 53-54.

²⁷ Matěj Spurný, *Most do budoucnosti: laboratoř socialistické modernity na severu Čech*, Praha, 2016.

²⁸ 一例として、ナイマーク『民族浄化のヨーロッパ史』が、ポーランドおよびチェコスロヴァキアにおけるドイツ人追放を「民族浄化」という観点から考察している。一民族の歴史的・文化的痕跡の抹消を図る政策は、肉体的殺戮に及ばずとも「民族浄化」という概念のなかに位置づけうるというナイマークの論考は、チェコ国内においても反響を呼んだ。Norman M. Naimark, *Fires of Hatred: ethnic Cleansing in twentieth-Century Europe*, Harvard University Press, 2001 (ノーマン・M・ナイマーク (山本明代訳)『民族浄化のヨーロッパ史—憎しみの連鎖の20世紀』刀水書房、2014年)。「民族浄化」概念を、「対敵協力者」に対する戦後の人民裁判による「報復」を事例に導入したのがフロンマーの研究である。Benjamin Frommer, *National Cleansing: Retribution against Nazi Collaborators in postwar Czechoslovakia*, Cambridge University Press, 2005.

²⁹ Adrian von Arburg, „Tak či onak: nucené přesídlení v komplexním pojetí poválečné sídelní politiky v českých zemích“, in: *Soudobé Dějiny* 10, no. 3, 2003, pp. 253-292. ; Adrian von Arburg, „Peripherie oder Pionierland? Konzeptionen zur neuen Funktion des tschechischen Grenzgebietes 1945-1951“, Peter Lozoviuk (Hg.), *Grenzgebiet als Forschungsfeld: Aspekte der ethnografischen und kulturhistorischen Erforschung des Grenzlandes*, Leipzig, 2009, pp. 85-112.

³⁰ František Čapka, Lubomír Slezák, Jaroslav Vaculík, *Nové osídlení pohraničí českých zemí po druhé světové válce*, Brno, 2005.

さらに、ドイツ人追放とチェコ人入植政策が 1948 年の共産党政権成立に及ぼした影響を、「国境地域」における計画経済導入の視点から分析したヴィーデマンの研究が重要である。彼は、経済・文化政策など様々な側面から、戦後直後における「国境地域」の入植者統合政策と、その多様なエスニシティの実態に迫ろうとする。彼は、国内他地域との差異縮小を目指した共産化後の計画経済・重工業化政策が、農業地域を多く抱える「国境地域」西・南部から工業地域への人口流出を招き、「国境地域」内での差異化を引き起こしたことを指摘する³¹。このように、近年の「国境地域」研究は、「民族浄化」としてのドイツ人追放問題にとどまらず、チェコ人入植政策を共産党政権成立の契機として位置づけていることが特徴だといえる。

2.2. グラスハイムの「国境地域」論

これらの研究成果を踏まえた最新の成果が、2016 年に発表されたグラスハイムの『チェコスロヴァキア国境地域の浄化』である³²。本書の射程は、共産主義化以降の「国境地域」における失われた風景、環境問題、ドイツ人被追放民の記憶など多岐にわたるが、本節では戦後直後、共産党政権成立に至るまでの時期に限定したうえで論点を整理したい。

グラスハイムの研究においても主題となっているのが、社会主義化を見据えた共産党の「国境地域」認識、とりわけ「社会主義による近代化の実験室」という観点である。「国境地域」わけでも北ボヘミア地域は、戦前より褐炭を産出する重工業地域であったが、ドイツ系住民が追放され、チェコ系住民が入植したことで、大規模な工業開発が可能になったという。共産党の政策においては、ドイツ人からの「解放」と計画経済の導入、社会主義、経済成長が一直線に結び付けられ、「物質主義」「近代化」のもとで推進される条件が整えられていたとされる。「国境地域」に対するこのような見方は、アルブルクおよびヴィーデマンの研究においても共通している。

これら先行研究においては、「国境地域」を社会主義の「実験室」と捉える言説が、当時の入植政策の史料から分析されているが、グラスハイムの研究において特徴的なのは、「国境地域」に「フロンティア」性を見出す言説に着目している点である。ドイツ人追放政策の時期に、ドイツ人が残した家屋財産を目指して多くの流入者が「国境地域」に出没したことは広く知られている。彼らはしばしば当時の史料で「黄金狂い (zlatokop)」と呼ばれており、「カリフォルニアへ行くのかい?」「違うよ、ズデーテンさ!」というイラストも残されている³³。このような視点は前述のアルブルクの研究においても共通しており、そこでは共産党が「国境地域」について、「カリフォルニアであってクロナイクではない」地域であり、「無限の可能性を持つ新しい居住地域」として、熱心な「植民者」に、輝かしい未来が約束される地域として位置づけていたことを明らかにしている³⁴。「カリフォルニア」という例えからもうかがえるように、戦後政権にとって「国境地域」はフロンティアという表象を帯びていたことにグラスハイムは着目する。すなわち、フロンティアという眼差しが、国内地域に比して極端に「物質主義的」な、後に環境破壊につながる重工業開発を「国境地域」において可能ならしめたという。

さらにグラスハイムは、戦後「国境地域」における歴史記憶の断絶に焦点を当てる。戦後直後のベネ

³¹ Andreas Wiedemann, „Komm mit uns das Grenzland aufbauen!": Ansiedlung und neue Strukturen in den ehemaligen Sudetengebieten 1945-1952, Essen, 2007

³² Eagle Glassheim, *Cleansing the Czechoslovak Borderlands. Migration, Environment, and Health in the Former Sudetenland*, Univ of Pittsburgh Press, 2016.

³³ Glassheim, *Cleansing the Czechoslovak Borderlands*, p. 96.

³⁴ Arburg, „Peripherie oder Pionierland?“, pp. 90-91.

シュ政権は、「名前も、宗教も、街も、習慣も、わが共和国を非ドイツ化する」ことを掲げ、徹底したドイツ人の記憶の断絶を目指した³⁵。この結果、ドイツ人追放後の「国境地域」とりわけ北ボヘミアにおいては、数多くの村落が打ち捨てられたうえ、アルコール中毒や犯罪が蔓延する地域というネガティブな印象が、移住者の流入を遠ざけたという³⁶。

このように、戦後の「国境地域」については、ドイツ人追放、チェコ人入植という「民族」のアリーナとして、さらに、社会主義を体現する「実験場」「フロンティア」としての側面が着目されてきたといえよう。とりわけ、「国境地域」における記憶の断絶は、ドイツ人追放民、チェコ人入植者の両者に共通する問題として、社会主義期の40年間を超えて21世紀に至るまでが分析の対象とされている。これに対して本稿では、「国境地域」という地域概念を、現在に至るまで実体化された領域として用いるのではなく、戦後直後の復興政策が推進された場として限定したい。これらの研究成果を踏まえた上で、次節では改めて、「戦後復興」としての側面から、「国境地域」の復興政策に焦点を当てることにする。

3. 「戦後復興」としての「国境地域」再興

3.1. 「復興支援」としての展覧会

ドイツ人政策と並行して実施されたチェコ系住民の「国境地域」への入植政策によって、同地の社会構成は一変することになるが、その最中に行われたのが、1946年から47年にかけて開催された、戦後復興や入植・経済政策を主眼とする一連の博覧会事業であった。博覧会などの催しは各地で開催されたが、オストラヴァ、オパヴァを中心とする北モラヴィア・シレジアにおいて、戦後復興を促進するために開催された活動が、「シレジアを建設しよう (Akce budujeme Slezsko 以下、「シレジア建設」)」であった。これまで概観した「国境地域」研究において、シレジアでの活動について触れた研究は管見のかぎり存在しない。以下では、この活動についての整理を行ったクシェノフスカの研究に基づき、位置づけを試みたい³⁷。

「シレジア建設」が開催された契機としてまず指摘されるべきは、オストラヴァおよびシレジア州における戦争時の経緯である。この地域は1938年のミュンヘン協定によって、オパヴァ（ドイツ語名トロップパウ）およびフルチーン郡を中心とする地域が「ズデーテン管区」としてナチス・ドイツに併合されたほか、チェスキー・チェシーンを中心とする地域がポーランドに編入された経緯を持つ。これらはいずれも戦後、「国境地域」として位置づけられたが、リベレツなど北部工業地域に比して最大の相違点は、この地がソ連軍の進軍経路となり、チェコ側で最も大きな戦争被害を生んだことにある。同地域最大の工業都市であったオストラヴァでは、33,982家屋が損害を受けており、家を失った家族は5,145件、損失額は90億コルナに上った。また、9,090家屋が損害を受けた近隣の自治体ノヴィー・イチーンでは、人口比に対して最大の被害を出しており、「ズデーテン管区」の中心都市オパヴァにおいても3,211家屋の被害を出した³⁸。

³⁵ Glassheim, *Cleansing the Czechoslovak Borderlands*, p. 102.

³⁶ Glassheim, *Cleansing the Czechoslovak Borderlands*, p. 92.

³⁷ Věra Křenová, Akce „Budujeme Slezsko“, in: *Slezský sborník* 71, no. 4, 1973, pp. 282-294. 近年では、フルチーン博物館がこの活動に関する展覧会を開催した。Zdeněk Bajgar, *Zázraky lidské solidarity: akce Budujeme Slezsko*, Hlučín, 2015 を参照。

³⁸ Jana Kutnohorská-Kiebelová, „Osídlování zemědělských usedlostí v expozituře ZNV Ostrava“, in: *Demokratické*

このような状況下で、同地域の戦後行政を担った、共産党を中心とする州国民委員会（Zemský národní výbor）オストラヴァ支部の最大の課題が、この地の戦後復興であった。当地においても他の「国境地域」と同様に、ドイツ人追放政策およびチェコ人入植政策が遂行されたが、とりわけ入植政策を進める上で、戦後復興は喫緊の課題であった。この地域での戦後復興が急がれた背景には、同地域が国内でも最大級のヴィートコヴィツェ製鉄所および炭鉱を抱える重工業地域であり、それゆえにナチスによる占領政策の主目的となっていたことがあげられる。終戦から4か月後の1945年9月、州国民委員会はシレジア地域の復興支援を呼びかけるマニフェストを発表し、ラジオを通じた3週間にわたる宣伝活動の結果、950万コルナの寄付を集めた。さらに、同年10月から11月にかけて、オストラヴァ市図書館ホールで復興支援をテーマとする写真・絵画展を開催した。これらの活動成果を踏まえて、翌1946年2月にはプラハ政府からの支援を取り付けることに成功し、3月にはプラハのシレジア文化団体（Slezský kulturní ústav v Praze）がオパヴァ商工会議所の支援を得てプラハ国立博物館において、展覧会「シレジア週間（Slezský týden）」を開催した³⁹。この展覧会では、重工業・鉱業、織物工業・農業における戦争被害と復興が主題とされ、式典に参加した通産大臣が「シレジア工業の国有化」についての講演を行うなど、経済問題が重視された展覧会であったことがうかがえる⁴⁰。

オストラヴァ州国民委員会は、1946年から1947年にかけての「シレジア建設」活動で、ヴィートコヴィツェ製鉄所などの地元企業や民間からの支援を得て、建設資材や産業機械、交通機関に加えて、シーツや靴、家具、住宅設備などの日用品、本、文化財を手配した。このために用意された資材は、レンガ7万個、2000キロ分の釘、厚紙2千㎡分にのぼり、貨車数両分の木材、アスベスト（セメント）、屋根ふき材料、金網が準備された。これらの費用は2815万7484コルナにのぼったが、このうち935万コルナは前述のラジオ放送による呼びかけで賄われたほか、中央組合評議会（Ústřední rada odborů）から220万コルナ、工業経営者から218万コルナ、さらに民間から284万コルナの支援が数えられた⁴¹。「シレジア建設」の活動は経済復興にとどまらず、戦争孤児や若者への支援活動にも及んだ。プラハでの「シレジア週間」展覧会においては、孤児・若者支援のブースが設けられ、支援が募られたほか、シレジア各自治体で支援活動の組織化がすすめられた。これらの活動は国内にとどまらず、チェコ社会福祉省と連合国救済復興機関（UNRRA）、スイス赤十字との協同による、孤児の国外引き取り協定が締結された⁴²。このように、「シレジア建設」は、シレジア地域のみならずプラハでの展覧会を通じた幅広い宣伝活動を伴う、戦後復興の重要な一環であったといえるだろう。

3.2. リベレツ博覧会

各地で開催された戦後の復興支援事業は、地域・時期によってその開催形態が変容した。とりわけ特徴的なのは、1946年の後半以降に戦後復興事業が「博覧会」という形をとって開催されるようになったことである。この中でも際立っていたのが、追放・入植政策が終了に近づいた1946年8月に「国境地域」

tradice ve vývoji československého zemědělství po roce 1918. Sborník příspěvků z celostátní vědecké konference, konané ve dnech 22. - 23. května 1990 v Uherském Hradišti, Uherské Hradiště, 1991 pp. 123-134. ; Blažena Przybylová (ed.), Ostrava, Praha, 2013, p. 503.

³⁹ Křenovská, Akce „Budujeme Slezsko“, pp. 285-287.

⁴⁰ シレジア文化団体については、以下を参照。Jiří Knapík, „Slezský kulturní ústav v Praze 1945-1948: struktura, osobnosti a cíle“, in: *Časopis Slezského zemského muzea. Série B - vědy historické* 64, no. 2, 2015, pp. 165-176.

⁴¹ Křenovská, Akce „Budujeme Slezsko“, pp. 288-289.

⁴² Křenovská, Akce „Budujeme Slezsko“, pp. 291-293.

北部の中心都市リベレツ(ドイツ名ライヘンベルク)で開催された博覧会「解放区を建設しよう(Budujeme osvobozené kraje)」であった⁴³。この博覧会については、グラスハイムをはじめとする先行研究においてもたびたび取り上げられているが、本稿では国内各地で開催された博覧会・戦後復興活動の中に、同博覧会を位置づけなおすを試みる。

博覧会が開催されたリベレツは、戦前およびナチス期にはドイツ系が多数を占める「ズデーテン」地方の中心都市であった。また同市はハブスブルク帝国期より繊維業を中心とする産業都市としての性格を有しており、ドイツ系住民の追放と並行して進められたチェコ人入植政策においては、経済復興・産業促進が主要課題であった。このため、同市の商工会議所は、共産党の入植局・地区国民委員会と共同で、「社会主義、近代性、生産性を国境地域と結びつける」ことを目的に、博覧会の開催を準備した。このために1200万コルナを投じてリベレツ市内に建設された博覧会場は、本部ホールAに加えて、生産・販売を主要テーマとするホールB、都市自治をテーマとするホールC、中央当局の意向が反映されたホールDの4つのパヴィリオンから構成された。各ホールにはさらに詳細なテーマ設定による展示が行われたが⁴⁴、中でもパヴィリオンBでは、チェコの北部国境地域から52社が織物や靴、ガラス製品などの商品が展示された。1946年8月4日に開幕した同博覧会は当初、9月までの予定であったが、その反響の大きさから、10月13日まで延長された。

さらに、この博覧会は巡回展として同年12月7日から翌年1月にかけて、南ボヘミアの「国境地域」中心都市チェスケー・ブジェヨヴィツェ(ドイツ名ブドヴァイス)において、同地の商工会議所と入植局・地区国民委員会との協同によって開催された。この博覧会はリベレツでの開催をモデルに、同地におけるチェコ人の歴史的正当性と南ボヘミアの経済復興を示すことを目的とするものであり、鉱山やガラス、織物、化学、材木加工など21の工業分野の展示が行われた。このように、地理的にも社会経済的にも大きな相違のある「国境地域」において、国内地域との差異を縮小するという目的のもとに共通の課題が設定されたことがうかがえる⁴⁵。

博覧会がリベレツの地域産業のみならず、政府の民族政策においても重要な位置づけを与えられていたことは、ベネシュ大統領による祝辞や、数多くの政府首脳が同会に出席したことからもうかがえる。

⁴³ Glassheim, *Cleansing the Czechoslovak Borderlands*, pp. 106-110. ; Wiedemann, „Komm mit uns das Grenzland aufbauen!“ p. 347.

⁴⁴ パヴィリオンA: 1. 入口ホール「解放区を建設しよう」 2. 国境地域の発展 3. 自然と人間 4. 技術・経済 5. 社会・政治世界 6. 環境の精神 7. 国境地域の望み 8. 生活のふるい 9. 対立の例 10. 「計画」とは何か 11. 生活の中の人 12. 計画に関するホール 13. 生活の規則化 14. 国境地域の深遠な目的 15. 光と音の部屋 16. 配電盤 17. Bへの通路

パヴィリオンC: 1. インフォ 2. 国家計画局 3-5. 県組合評議会 6. 建設者団体 7. リベレツ商工会議所 8. 自治体中央当局 9. 社会保険局 10. 日刊紙『北の防衛』 11. リベレツ郡行政委員会 12. ヤプロネツ・ナド・ニソウ 13. ポドモクリ・ジェチーン 14. ミモン 15. ヤプロネー・ポド・イエシュチェデム 16. イレムニツェ 17. イエセニツェ・ウ・ポドボジャン 18. 国家土地基金 19. ヴァルンスドルフ 20. ルンブルク 21. ボル・ウ・チェスケーリーピ 22. ウースチー・ナド・ラベム 23. ヴェイプルティ 24. テプリツェ=シャノフ 25. リベレツ 26. 入植局

パヴィリオンD: 1. 入口ホール 2. 教育省 3. 交通省 4-5. 中央組合評議会(ÚRO) 6. 消防 7-10. 国民戦線諸政党 11. 監視 12. 厚生省 13. チェコ農民中央連盟 14-15. 社会福祉省 16-17. 郵政省 18. 工業省 19. 手工業・外国人増加中央連盟 20. 国内商業省 21. 情報相 22. 国防省 23. 国民戦線機関誌 24. 農業省 25. 保健省 26. インフォ 27. 応急処置 (Svatopluk Technik, *Výstava Budujeme osvobozené kraje v Liberci roku 1946*, Liberec, 2001, pp. 16-19)

⁴⁵ *Osidlování 1*, no. 14-15, 1946.12.10, p. 317. 北ボヘミアでは住民の48%が工業に従事していたが、南ボヘミアでは工業比率は低かったとされる。Glassheim, *Cleansing the Czechoslovak Borderlands*, p. 111.

政府を代表して開会の宣言を行ったコペツキー情報相は、かつてナチスの街であったリベレツの人びとがチェコの衣装を身にまとって博覧会開催に至った経緯に触れ、「傲慢なドイツ人に属していたものはすべてチェコのものとなった」と述べた⁴⁶。ベネシュもまた、「国境地域からのドイツ的要素の一掃」によって、工業・産業がチェコ人の手によって取り戻されたと述べている⁴⁷。「解放区をつくりだす」という博覧会のスローガンからもうかがえるように、「国境地域」の復興計画とドイツ人追放及び地域の「チェコ化」政策の結びつきを見出すことは容易であろう。

他方で、博覧会で示された戦後構想が、民族的な側面にとどまらず、計画経済の実現を目指す国家的事業であったことも無視しえない。リベレツで発行された共産党の地域機関誌『国境地域からの報告』によれば、同博覧会は「チェコ国境地域における近代工業・経済・商業の組織化の記念碑」であり、ドイツ人追放後の地域再生を学術的・統計的に吟味することで、国境地域のみならず全国レベルでの経済生活の組織化を展示するものであるという⁴⁸。さらに、リベレツの共産党機関紙『北の防衛』は、博覧会で展示された産業化計画がこの年より開始される共産党主導の経済「二か年計画」に直接組み込まれることを明記している⁴⁹。

これらの博覧会の総決算とも言えるのが、1947年10月にプラハ美術工芸館（Svaz českého díla）で開催されたパネル展「チェコ国境地域（České pohraničí）」であった。ドイツ人追放政策が終了した1946年10月より、戦後政府は、「国境地域」の復興計画を含む「二か年計画」を開始しており⁵⁰、同博覧会はいわば入植政策における決算というべき性格を具えていた。同展覧会は、「国境地域」の「スラヴ的境界」という側面を強調し、とりわけ隣国ポーランドとの協同をうたっていた⁵¹。さらに、「二か年計画」を経て、工業や農業の分野における計画経済の進展に伴う「国境地域」とその他国内地域との社会的差異の解消が強調された。いわば、「国境地域」の経済復興は国家全体の復興であり、新しい計画経済に基づく社会の建設であるという位置づけがなされたのである⁵²。

入植局にとって博覧会開催の目的は、「国境地域」開発のためにさらなる入植者を呼び寄せることであった。そのため、入植局発行の機関誌『入植』は、「国境地域」の未来像として、伝統との調和を目指した理想都市モデル「入植地（Osídlov）」を提示する一方、住宅をはじめとするドイツ人からの接收財産のチェコ人入植者への分配を重要課題として挙げていた⁵³。ここには、「国境地域」という場における博覧会事業と入植政策が、住宅という私有財産の問題に結び付けられることが見て取れよう。「国境地域」における国有化を中心とする計画経済の推進と、入植者への財産保障の両立という課題について、以下では考察していく。

⁴⁶ Zpravodaj z pohraničí 1946.8.4, no. 4-5, pp.3-6,

⁴⁷ Technik, Výstava Budujeme osvobozené kraje, pp. 45-46.

⁴⁸ Zpravodaj z pohraničí 1946.8.4, no.4-5, pp.1-2,

⁴⁹ Stráž severu 2, no. 176, 1946.8.4, příloha, p. 1.

⁵⁰ ドイツ人追放政策の終了が1946年10月に設定されたのは、チェコスロヴァキア建国記念（10月28日）に合わせるためであり、「二か年計画」開始もこの期日と対応していた。このことについては、Wiedemann, „Komm mit us das Grenzland aufbauen!“を参照。

⁵¹ 戦後、ポーランドとの間ではチェシン、クオツコ地域をめぐる領土問題を抱えていたが、1947年10月という時期において、ソ連の影響による「東側諸国」の統合がすすめられていたことが背景にあると考えられよう。この問題については、Jiří Friedl, Zdeněk Jirásek, Rozpačité spojenectví: československo-polské vztahy v letech 1945-1949, Praha, 2008 を参照。

⁵² Osídlování 2, no. 10-11, 1947.10.10, pp. 210-211.

⁵³ Osídlování 1, no. 5-6, 1946.8.10, pp. 99-102.

3.3. 「国境地域」における住宅分配政策

「国境地域」における博覧会は、ドイツ人追放・チェコ人入植政策の終結を機に開始された大規模な戦後復興政策「二か年計画」へと結びつけられた。「国境地域」各地における博覧会活動の後、追放・入植政策を担った「入植局」及び地区国民委員会は、地域開発を見据えて、1947年に「われわれとともに国境地域をつくりあげよう (Pojd' s námi budovat pohraničí!)」というスローガンのもと、チェコ人入植を積極的に推し進めた。戦後政権による入植過程での財産分配政策については、ヴィーデマンらの先行研究で紹介されているが、本稿ではこれまで概観した博覧会の開催地の状況に焦点を当てた上で、財産分配政策の持つ意味を捉えなおす⁵⁴。具体的には、当地での入植計画をおさめたパンフレット及び当時の各種機関誌を通して、1947年時点での「国境地域」における復興政策、とりわけ労働入植者の需要増にどのように対処しようとしたのかについて見ていきたい。

冒頭において、「1946年末までに、わが共和国のすべてのドイツ系住民の組織的移送が終了されなければならない。ドイツ人移送後の国境地域では、250万人のわが市民が暮らすだろう」⁵⁵という政府の計画が紹介される。しかし実際には、1947年時点で「国境地域」の入植者はまだ20万人以上、当初の予定を下回っていたという。このため、入植局はチェコ系住民の入植を促すための施策を打ち出す必要に迫られた。

入植局が重視したのは、将来的に「国境地域」に定着することを見越した若い世代を呼び込むことであつた。とりわけ喫緊の課題となつたのが、入植者への住環境であつた。リベレツをはじめとする「国境地域」では、戦時中にドイツ系住民が建設した賃貸家屋は1,200にも上り、ドイツ人追放後に住居の余剰が見込まれていた⁵⁶。しかし現実には、ドイツ人追放政策によって、「国境地域」では多くの家屋が空き家となつて打ち捨てられており、衛生環境も劣悪であつたうえ、入植者が流入した都市部では、深刻な住宅不足が生じていたという。1946年の博覧会を前に、開催地のリベレツ市長はプラハ当局に、「国境地域」での住宅問題の解決を要請していたが、政府の対応は鈍く、統計上は住宅の余剰が示されているにもかかわらず、地域の実情が反映されていないことへの不満が示されていた⁵⁷。リベレツと同様に「国境地域」北部の中心都市ウースチー・ナド・ラベムにおいても、住宅分配に1,500件以上の応募が殺到した⁵⁸。その一方で、同市の近隣に位置するリトムニェジツェでは750戸が空き家のまま残されているが、希望者は400人とどまっていたという⁵⁹。「国境地域」における住宅問題もまた、自治体と地区入植局の政策によって大きな対応差があつたことがうかがえる。

入植局が「国境地域」への入植を促進するために掲げたのが、この地が入植者にとっての新しい「故郷」となるというメッセージであつた。これは具体的には、この地で定職・収入を得ることで家族をつくり、最終的には家族のための家を持つといううたい文句で、入植を促進するものであつた。入植局は、1947年4月末までに「国境地域」へと入植した者に対して、家具販売価格の据え置きや転居費の工面を打ち出した。さらに、工業部門への従事を前提とされていた若年入植者に対する職業訓練のための専門学校の設定も掲げられた⁶⁰。

⁵⁴ Wiedemann, „Komm mit uns das Grenzland aufbauen!“ pp. 190-234.

⁵⁵ *Pojd' s námi budovat pohraničí!*, 1947, p. 5.

⁵⁶ *Náš hraničář* 1, 1946, no. 2, pp.3-4.

⁵⁷ *Zpravodaj z pohraničí* 1946.8.4, no.4-5, pp.3-6

⁵⁸ *Zpravodaj z pohraničí* 1947.4.10, no. 5, p. 9.

⁵⁹ *Zpravodaj z pohraničí*, 1947.2.20, no. 3, p.3.

⁶⁰ *Pojd' s námi budovat pohraničí!*, pp. 5-7. 同様の指摘は、既に1946年のリベレツ博覧会においても示されてい

このような施策が急がれた背景には、ドイツ人追放に伴う「国境地域」の大幅な人口減少と産業の衰退への危機感があった。追放政策の結果、チェコ側での総人口は戦前に比して 245 万人減少していた。特に、戦後の「国境地域」においては、戦前に稼働していた 13,000 工場（46 万 6 千人）のうち 8000 工場が操業停止しており、40 万人分の雇用を確保する必要に迫られていた⁶¹。他方で、「国境地域」へのチェコ系住民の入植政策において、入植局側は移住者の「自由意思」を強調していた。この「自由意思」を促すために入植局が掲げたのが、「住宅所有、社会的上昇、家族を持つ可能性」であった。ドイツ系住民から接収した家屋財産の分配は、入植政策の最重要課題として位置づけられていたのである⁶²。

入植局は、「国境地域」の住居にかかる家賃を、国内他地域に比して 4 分の 3 程度に抑えることで、家族の移住への便宜を図ろうとした。この施策によれば、年収 36,000 コルナで子どもが 3 人いる家族は、家賃にかかる費用は年収の 12%、4,320 コルナに抑えられるため、「国境地域」への移住が促進されることが期待されたのである⁶³。実際、1946 年 3-4 月の時点において、200 万人以上のチェコ人家族が、ドイツ人から接収された財産を所有していたという⁶⁴。このような住宅所有への援助を通して、入植局は移住者に対して「新しい故郷」への愛着を植え付けることを試みた。

チェコ政府は、1946 年 10 月のドイツ人追放政策の終了と軌を一にして、前述のように戦後復興のための初の大規模な経済政策「二か年計画」に乗り出し、ドイツ人から接収した企業を計画経済へと組み込んだ。この計画は、ドイツ人人口の減少に伴う工業生産力の低下を克服し、戦前比 10%の生産増を目指すものであった。重工業などの基幹産業、金融機関の国有化政策が共産党主導で着手されたことから、この「二か年計画」は後の社会主義・計画経済への準備段階と捉えられてきた。他方で、「住宅所有」を掲げて入植者を募集していたことからもうかがえるように、私有財産と国有化・計画経済の関係は、後の共産主義期のように必ずしも明確ではなかった。前述のようにリベレツでの博覧会は「二か年計画」の一環であったが、他方で博覧会主催者である商工会議所は、個人経営たる手工業者は国有化を懸念する必要はないと強調した⁶⁵。博覧会が目指した新しい社会の実現という目標は、戦後復興と入植という課題から掲げられたものであったが、実態としての戦争被害における地域差も映し出すことになった。他方で、「国境地域」という場で目指されていた新しい社会の「実験」は、家屋財産の個人所有といういわば「普遍的」な原則の上に打ち立てられるものとされていたのである。

4. おわりに

以上、本稿ではまず、チェコ史において「国境地域」と称される領域の歴史的構築過程を概観したうえで、歴史学、民俗学、社会学、地理学など多様なディシプリンから分析される対象としてのチェコ境界領域の研究整理を試みた。次に、対象時期を戦後直後に限定したうえで、同時期における「国境地域」を共産党による重点的な重工業政策を推進する場と位置づける研究動向についても確認した。

た。そこでは、入植者は未熟練の若者が望ましいとされ、彼らのための教育支援が訴えられていた。Zpravodaj z pohraničí, 1946.8.1, no. 4-5, p. 1.

⁶¹ また、1930 年には 35 万を数えていた農業経営は、1946 年には 16 万に減少していたが、戦前の農業経営が平均 5 ヘクタール程度であったのが、1946 年には 10-12 ヘクタールへと増大した。Kreysa, *České pohraničí*, pp. 18-21.

⁶² Kreysa, *České pohraničí*, p.26.

⁶³ *Pojď s námi budovat pohraničí!*, pp. 24-25.

⁶⁴ Kreysa, *České pohraničí*, p. 29.

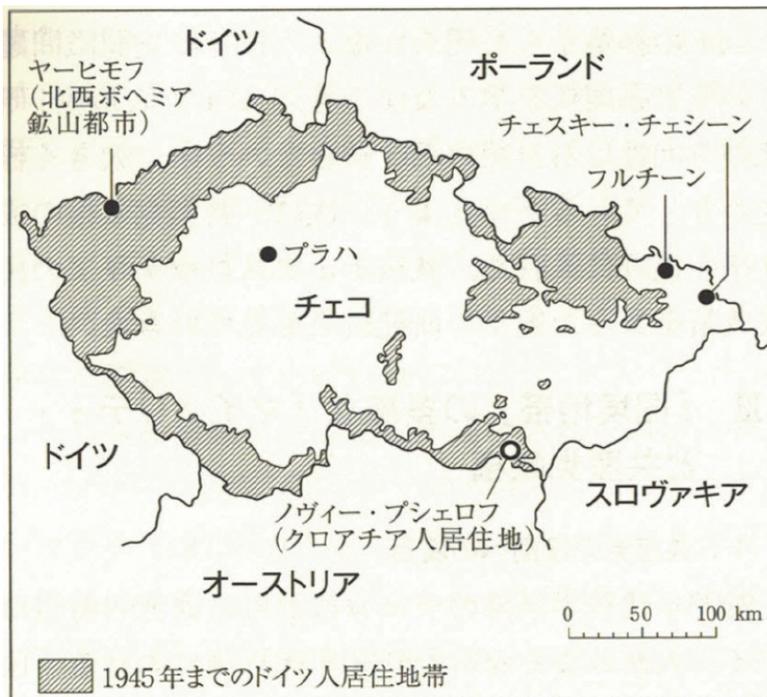
⁶⁵ Zpravodaj z pohraničí, 1946.8.1, no. 4-5, p. 1.

他方で、「社会主義の実験場」として説明されてきたリベツでの「国境地域」博覧会で主題とされていたのは、戦後復興とそのためのさらなる住民の入植政策であった。「国境地域」への入植政策を推進する一助となったのが、「家族住宅」という財産所有の実現であった。「庭付きの安価な住宅」を購入し、「家族を持つ」ことが、入植を促す動機として積極的に宣伝されていたのである。住宅財産の所有という側面に着目すれば、この施策は「国境地域」に限定されず、チェコスロヴァキア全体、さらには戦後ヨーロッパの社会経済を映し出すものであるとも言えるかもしれない。もっとも、入植局が掲げた「国境地域」は、実質的には北ボヘミアの工業地域を指しており、南ボヘミアの農村地域、さらには戦争被害の大きかった北モラヴィア・シレジア地域の状況については、より個別的な分析が必要である。その意味では、歴史的・地域的コンテクストを捨象して「国境地域」を概念化することには、また、当地に過度の特殊性、「辺境」「フロンティア」性を投影させることには慎重であらねばならない。

その一方で、私有財産としての住宅政策に着目することで、戦後直後の「国境地域」に限定されることなく、より広いパースペクティブのもと、比較の可能性を広げることができるのではないか。後の共産主義化を知る者からは、その直前の「二か年計画」に伴う産業国有化は必然の過程に映るかもしれない。しかし、国有化政策が始まった戦後直後の時期に、入植者の生活の根幹にかかわる住生活という側面で、住宅分配政策が共産党当局によって実施されたことの意味を考える必要がある。そのためには、この時期の住宅所有に関する法的基盤を確認することが必要になるが、この課題は別稿において取り組みたい。

本稿は、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター平成 28 年度「プロジェクト型」共同研究利用の成果である。

図：1945年以降のチェコ「国境地域」概念図



出典：拙稿「「追放」と「入植」をめぐる研究の新展開—第二次世界大戦後のチェコ「国境地帯」への入植をめぐる」『歴史学研究』929号、2015年3月

Research trend about the postwar Czech “Borderland” (Pohraničí) history

Yoshiyuki MORISHITA

Many Germans inhabited the Czech “Borderland” (pohraničí) before WWII and almost all of them were exiled to Germany, while several Czech immigrants settled in the same area, especially between 1945 and 1948. Hence, there exists a vast amount of research on the theme “Transfer of Germans” (odsun němců). Nowadays, there are various views on Czech Borderland, not only from historical, sociological, or ethnographic studies but also from geographical or collective memory studies. Recent research assumes that the Czech Borderland is not important as it is considered to be a historically constructed (imagined) area. It is perceived as the postwar “laboratory” of socialism, because the Communist Party of Czechoslovakia (KSČ) organized exhibitions on postwar reconstruction and spread propaganda for building socialism in this area from 1946 to 1947. Moreover, the policy of KSČ on building socialism was reflected in the settlement policy of Czech immigrants, especially housing (house and property distribution to Czech settlers), as houses were the most important property for them. In particular, KSČ had to pay attention to the task of war damage and reconstruction and respect the principle of private property such as houses. The future research agenda on Czech Borderland is to concretely consider housing ownership or property rights just before 1948 i.e., when the rule of KSČ started, until 1989.

論文

・

研究ノート

フランス革命期マルセイユと移民

水野(角田) 延之

はじめに

第二次世界大戦後のマルセイユのコスモポリタンの状況について論稿をまとめた Yvan Gastaut(2003)によれば、数多くの学術研究が、マルセイユにおける長期にわたる住民混淆の実態について研究してきた¹。例えば Emile Temime 編の *Migrance*(1990-)である。これはマルセイユのコスモポリタンの性質を強調しつつ、同都市の誕生以来の移民の歴史を辿ったものである。Temime には他にベルサンス地区についての研究もあり、その研究は複数の地区における多様性が明白であったことを示す。他には経済学者 Bernard Morel による研究、社会学者 Jocelyne Cesari, Véronique Manry, Jean Viard の研究、Michel Péraldi の研究もあるという。

Gastaut は同論稿で歴史におけるマルセイユの表象からコスモポリタンの性質の連続性を描いている。例えば 1720 年のペストの流行の後の 1725 年に、ある貿易商は、マルセイユはフランスにあるが、小さなトルコ、小さなイタリア、小さな野蛮国（北アフリカのこと。水野注）、良くも悪くもこれらの国の縮図のようであると証言している。18 世紀終わりには、人口の半分はマルセイユ出身ではなかった。主な外国人のグループは、イタリア人、オート＝プロヴァンス人ガヴォ Gavot、スペイン人、ギリシャ人、中近東の出身者であった。Gastaut は、Joseph Vernet が 1754 年に描いた絵に言及する。それは『マルセイユの港の内部』*Intérieur du port de Marseille* であり、様々な出身の人間が入り混じったカヌビエール通りの群衆を描いたものである。フランス革命期には、マルセイユのコスモポリタンの性質が、1792 年から 1793 年の革命的言説において遠景に現れている。そこではマルセイユは、ジェノヴァ、ピエモンテ、シチリア、全イタリア、スペイン、野蛮国（ここでは北アフリカのこと：水野注）の島々の牢獄から吐き出された犯罪の泡が浮き上がるのを我々が目にする都市であり、我々の地理的位置、我々の商業関係の悲しい宿命を目にする都市である、とされた。その他にも、1844 年に Flora Tristan という女性作家が、イタリア人、ギリシャ人、トルコ人、アフリカ人、中近東の人々の存在を指摘し、マルセイユはフランスの街ではないとした。1927 年に Albert Londres というレポーターは、アルジェリア、モロッコ、チュニジアが見たければ（マルセイユの）シャプリエ通りに連れて行こう、と述べている。

近現代史においてもマルセイユには様々な移民が流入している。19 世紀末以降はイタリア人とギリシャ人、1917 年にはロシア人、1915 年と 1923 年にはアルメニア人、1936 年にはスペイン人、戦間期以降はマグレヴ（アルジェリア、チュニジア、モロッコからの移民）、1945 年以降はアフリカ人、1962 年以降にはピエ・ノワール（アルジェリアにいたヨーロッパ系植民者）等々である。

¹ ここでの記述には以下を参照した。Y. GASTAUT, « Marseille cosmopolite après les décolonisations : un enjeu identitaire », *Cahiers de la Méditerranée*, 67, 2003, p.269-285.

Gastaut によれば、多くの学術研究がマルセイユ都市内における地区の論理を強調した。マルセイユは小さな村のような場所 *villages* のモザイク、111 の地区からなる都市である。都市が細かく区切られていることは、交流の場の発展と隣人関係に都合が良かった。パニエ地区の 12 の大通りやシャブリエ地区は異文化間の交流の場所であるし、歩道、カフェ、共同の洗濯場、女性たちが市を開いていたランシュ広場は、異国間の交流の場である。また、船工場もコスモポリットの間である。

かくして、Gastaut によればマルセイユのコスモポリタンの状況は全ての時期について証明されている。Gastaut 自身は、1970 年代以降のマルセイユの調査から、マルセイユのコスモポリットの性質を問おうとしている。だが本稿は、フランス革命期(特に 1789 年～1793 年)についての諸研究の調査を通して、マルセイユのコスモポリタン性を問うものである。

1. フランス革命期マルセイユ (1789 年～1793 年)

まず先行研究を基に、マルセイユにおけるフランス革命の展開に触れておこう²。

1789 年初頭、フランス全土で、当然プロヴァンスにおいても、課税の平等に対する要求、それから、全国三部会召集の要求が高まった。マルセイユはその中心であった。アンシャン・レジーム末期のマルセイユは、食糧の危機に陥っていた。そのため市民の不満は市政に向いた。不満は全国三部会のための選挙キャンペーンで表明された。市政は市民を抑えようとしたが、市民を止めることはできなかった。3 月 23 日には、地方長官 *directeur général* であったルビュフェル *Rebuffel* の館が略奪され、リヴ・ヌーヴの商店街には群衆がひしめいた。

このような民衆からの圧力により、地方税改革が約束され、特権階級も市のために費用負担をすることになった。市政は第三身分の代表へと開かれ、秩序の維持のために民兵が組織されることになった。ジャン=フランソワ・リュートー *Jean-François Lieutaud* やルイ・アルノー *Louis Arnaud* といった若き人員が動き出し、6,000 人からなる民兵の創設を決定したのである。そして 5 月にマルセイユに入ったプロヴァンス地方軍指揮官 *commandant en Provence* カラマン伯 *comte de Caraman* が、民兵を名士と貿易商からなるブルジョワ兵へと改組した。

7 月 18 日、マルセイユにネッケル罷免およびバステューユ陥落の報が届いた。マルセイユにおける革命精神は高揚し、民衆の要求は過熱、7 月 20 日に三身分議会が再召集された。民衆の代弁者には、若き弁護士バルバルー *Barbaroux* がいた。このような民衆意識の高揚の中で、8 月 19 日に公表された扇動的な文書は、義勇兵にトゥーレット広場に集まるように呼びかけた。結果、義勇兵ではなく群衆がその場に現れ、鎮圧のためにブルジョワ民兵も動員された。そして再び暴動が始まり、街に広がった。都市役人 *échevin* であったラ・フレシュ *La Flèche* の館は襲われ、カラマン伯は竜騎兵とスイス人傭兵を率いて鎮圧に乗り出した。エルネスト *Ernest* 率いるスイス人傭兵が館を解放し、略奪者は捕えられた。捕えられた者の中には、貿易商のトロフィム・ルベッキ *Trophime Rebecquy*、樽職工のオメル・グラネ *Omer Granet*、薬屋のトゥーサン・パスカル *Toussaint Pascal* などがある。彼らはその後、革命家として活躍することになる人物である。

² ここでは以下の諸研究を参考にした。R. BUSQUET, *Histoire de Marseille*, Paris, 1945(eds, 1998). M. VOVELLE, « La Révolution », in : *Histoire de Marseilles*, Toulouse, 1973. M. KENNEDY, *The Jacobin Club of Marseilles, 1790-1794*, Ithaca, 1973. W. SCOTT, *Terror and repression in Revolutionary Marseilles*, London, 1973. J. GUILHAUMOU, *Marseille républicaine 1791-93*, Paris, 1992.

10月に議会や都市行政職の刷新が行われた。三身分議会は8月の暴動の際にその無力を証明していたため、パリ中央の国民議会により都市行政が確定されるまでの間、マルセイユには臨時市政が敷かれることになった。エクス出身である国王委員 *commissaire du roi* のダンドレ M. d'Andre が、84人からなる市議회를創設した。1790年1月からこれらの人員は更新されることになった。

12月8日には、シヨンプレ Chompré やブレモン=ジュリアン Brémond-Julien らにより群衆の騒擾が引き起こされた。ブレモン=ジュリアンは同日に逮捕され、シヨンプレは12月15日に捕えられた。今回は地方役人による事後処理がフランス全土で問題となった。イフ島に収監された者たちは不満を国民議会へと訴え、市議会は彼らを釈放した。国民議会では、1790年1月に議論が開始された。1月26日にミラボー Mirabeau が弁護のための演説を行った。3月11日には地方役人による裁定の取り消しが決定された。イフ島やサン・ジャン城に収監されていた被告は裁判所の牢へと移された。この顛末は各地方から称賛された。このように、1789年はマルセイユにとって激動の年であった。

1789年11月12日および、12月14日のデクレにより、新市政が誕生した。マルセイユは25のセクションに分けられ、21人からなる市評議会と42人からなる市議会有することになった。後にセクションは都市部と農村部合わせて32に再区分されることになる。市政選挙は1790年1月28日から2月5日にかけて行われた。かつての都市役人の1人であり貿易商であったエティエンヌ・マルタン Etienne Martin が市長に選出された。彼は革命に対し好意的であった。こうして開始された市政は、まず12,000人からなる国民衛兵創設を決定した。これはマルセイユ駐留の国王の軍隊を遠ざけるための措置であった。だが国王の軍隊は駐留を続けた。マルセイユの民衆はこれに不満であった。3月20日にロワイヤル・マリヌ司令官 *colonel du Royal-La Marine* のダンベール侯 le marquis d'Ambert がエクス門に現れた際には、入市許可証の所有をめぐる国民衛兵と口論となり、群衆が集まる騒ぎとなった。その翌日は市庁舎にてダンベールに敵対的な示威行動が発生した。そして4月7日、ダンベールは投獄された。彼はその翌日、自身の支持派により釈放されたが、街を出ることを余儀なくされた。この事件を受け国王の軍隊は順次マルセイユを離れることとなった。これはマルセイユにおける民衆運動の新たな勝利であった。

民衆運動の高まりにより、4月11日、チュバノー通りの球戯場において、憲法の友の会、すなわちマルセイユのジャコバン・クラブが誕生した。他にも革命精神の高揚は様々な形で現れた。4月30日には、旧権力の牙城であったノートルダム・ド・ラ・ガルド城塞とサン・ニコラ城塞が、5月1日から2日にかけてはサン・ジャン城塞が、国民衛兵によって占拠された。これらの事件はプロヴァンス駐屯の王国軍指揮官の辞職や亡命に繋がった。

1789年12月22日の法が施行されると、県制が敷かれた。マルセイユは独立した県であることを望んだが拒否された。行政区画や制度の問題に関して、マルセイユとエクス=アン=プロヴァンスの利害は対立した。結局、かつてのプロヴァンス州の州都であったエクスが、新たなブッシュ=デュ=ローヌ県において県庁所在地となった。そしてマルセイユはこのブッシュ=デュ=ローヌ県に含まれることになった。1790年7月20日、エクスにおいて県の総評議会が開かれた。県知事はマルセイユ人の、市長と同名異人のエティエンヌ・マルタンであった。彼は県の行政機関である執行部のメンバーを選出した。そこにはマルセイユ人のオメル・グラネもいた。この執行部は7月22日からその機能を開始した。プロヴァンス地方における新体制において、マルセイユは従属的な地位に置かれた。

1790年4月と5月の騒擾は、マルセイユ市政に反省を迫り、市長は動乱の終焉を望んだ。ジャコバン・クラブは騒擾を支持したため締め付けられることになった。国民衛兵隊指揮官のリュートーが先頭に立

ってクラブを攻撃した。クラブにおいて反撃を行ったのはバルバルーであった。8月17日、リ्यूトー派の衛兵によってクラブのメンバーが襲撃される事件が起きた。リ्यूトーは事件の司法的審議に際し返答を拒否、兵を動員する構えを見せた。リ्यूトーに反対する民衆運動が起き、10月末まで続いた。市民たちは諸セクションに集合し、リ्यूトーの解任を主張し続けた。最終的にリ्यूトーは職を辞し、別荘に退去した。彼は12月17日に逃亡を試みたが捕えられ、12月30日にマルセイユにて投獄されることになった。国民衛兵長にはクラブの議長が就いた。クラブは権力闘争に勝利した。

リ्यूトー敗北の後には、マルセイユには小休止が訪れた。その後の大きな出来事としては、1791年6月のルイ16世のヴァレンヌ逃亡事件が挙げられる。これにより王の権威は失墜することになった。そのすぐ後に、先の、国民衛兵によるクラブ・メンバー襲撃事件に関する司法の結論が下された。国民議会はデクレを発し、容疑者の責任を問わないこと、彼らを解放することを命じた。群衆はリ्यूトーの脱出に反対した。だが彼はスイス人傭兵エルネストの協力を得て逃亡に成功しパリへと辿りついた。このことを糾弾されエルネストの部隊はエクスへと追い出された。

1791年8月には、パリ中央の立法議会召集のためとマルセイユ市政更新のための選挙集会が開かれた。立法議会入りを果たしたブッシュ＝デュ＝ローヌ県代表は市長のエティエンヌ・マルタン、それからマルセイユ人のオメル・グラネとマチュー・ブラン＝ジリー Mathieu Blanc-Gilly であり、皆、良きクラブリストであった。マルセイユ市政については数学者であり革命家であったピエール・ムライユ Pierre Mourraile が新市長となった。市政のメンバーは皆クラブリストから選出された。以降、マルセイユ市は上位権力に対して反抗的な姿勢を見せるようになった。例えばアルル・ディストリクトを反革命派に甘いとして糾弾した。そこではシフォニストと呼ばれる王党派が愛国派を抑圧していた。1792年1月31日マルセイユ市議会はムライユの提案で、立法議会にディストリクトを糾弾する声明を送ることを決定した。バルバルーとロワ Loys の2名がこの声明を携えパリへと向かった。

1792年2月26日、マルセイユの国民衛兵がエクスに向かいエルネストの部隊を武装解除した。非武装化された部隊はトゥーロンへと飛ばされた。マルセイユとクラブはまたも勝利を治めた。ただその結果は明るいものではなかった。エクスから戻った衛兵たちをマルセイユの民衆は歓迎したが、その最中、反革命的なある女性市民と革命的な女性市民が口論を行い、この反革命女史が街灯に吊るされるという事件が起きた(2月28日)。革命精神の高揚によるこのような路上での殺人行為はその後も続発する。

マルセイユからの声明が立法議会に届くと、同議会は3月14日にデクレを発しブッシュ＝デュ＝ローヌ県のディストリクトのメンバーを召喚すること、その権限を停止することを決定した。県の総評議会が指名する9人からなる委員会が暫定的にこれらのメンバーに取って代わることになった。この状況は1792年11月28日の市政更新まで続いた。

同時期、立法議会は南フランスの秩序を維持するために軍を創設することを指示した。マルセイユ市はこれを利用し新部隊を創設した。指揮官はトロフィム・ルベッキとベルタン Bertin であり、市はこの部隊によってアルルの王党派鎮圧を目論んだ。3月22日に部隊はマルセイユを出発した。反革命派のシフォニストは既に逃げていたため、部隊は負傷なくアルルに入城し、そこで愛国派のモネディエの権威の確立に成功した。ルベッキとベルタンは続いて、立法議会より、同時期フランスに統合されることになっていたアヴィニョンの行政組織の設立を命じられた。

4月20日にフランスはオーストリアに宣戦布告を行い国情は緊迫し始めた。立法議会は革命的な施策を打ち出すが、5月29日立憲王政下における衛兵組織を解散し、パリに2万の国民衛兵の陣営を創設す

ることを決めたことが特に重要であった。だがこれに対し国王は拒否権を行使し抵抗した。このような国情はマルセイユの革命史にとって重要であった。マルセイユ市議会は、6月27日立法議会に王権を批判する共和主義的な請願を送付することを決定したからである。この請願は国民主権の原理を確認し、国王の管轄であった行政権のメンバーを人民によって選出することを説いたものである。この請願の共和的原理はクラブから来たものであった。そしてパリにいたバルバルーは上記のような国王の抵抗を受け、マルセイユ市長ムライユにマルセイユ人部隊の派遣を要請した。マルセイユ市は600人弱からなる部隊を創設しパリに派遣した。部隊はフランソワ・モワゾン François Moisson によって率いられ、7月2日に出発し、7月30日にパリに到着した。8月2日パリを破壊する旨の、敵軍の将ブラウンシュヴァイクの宣言が届き、パリに決定的な危機意識が醸成された。こうして8月10日には、マルセイユ兵を含む連盟兵によるテュイルリー宮の襲撃事件が起き、王権が停止されるのである。マルセイユの部隊からは犠牲者も出た。同部隊は9月14日にパリを出発し、10月20日にマルセイユに帰着した。マルセイユ民衆は彼らを大いにもてなした。

同時期、マルセイユでは革命的高揚が激化し、街では反革命派狩りが行われるようになり、路上での殺人が横行するようになった。中心となって反革命派容疑者を街灯に吊るしていたのは、荷担ぎ人であったジャン・サヴォン Jean Savon とローラン・サヴォン Laurent Savon の兄弟である。これらの殺人の一部にはクラブも加担していた。市長ムライユはこれを知りながら取り締まることなく放置した。

行政機関の移転もこのような熱狂の下、クラブの協力で8月22日に行われた。マルセイユを出発した一団が県庁と刑事裁判所のメンバーをエクスからマルセイユに連行したのである。県行政はマルセイユのベルナルディーヌ修道院に設置されることになった。以後、クラブが県行政に影響を及ぼすようになる。重要なことを決定する際には県、ディストリクト、市の3行政が合同で議会を開くことになったが、そこにもクラブが代表を派遣した。

9月6日、国民公会議員選挙のための選挙集会在アヴィニョンで開かれた。この集会も県行政の移転を承認した。この選挙集会により国民公会議員に選出された者たちは、ムライユ、ルベッキ、バルバルー、オメル・グラネ、県総代であったモイズ・ベール Moyse Bayle、県行政員であったピエール・バイユ Pierre Baille などであった（ムライユは辞退）。9月27日には王政を廃止する国民公会の決定がマルセイユに伝わった。マルセイユの街は歓喜に包まれた。12月21日には、クラブ、県議会、市議会が、国王を死刑に処すことを強力に主張した。翌1793年1月6日の祭典においては、マルセイユ市全体が王政への憎悪を宣言した。ルイ16世の処刑は1月21日に行われたが、その報は1月28日にマルセイユに届き、街は祭りのような騒ぎとなった。またかねてより問題になっていた路上の秩序悪化は、1792年10月1日に設立された民衆法廷により一定の収束を見た。反革命容疑で投獄されていた者たちは釈放されることになった。

民衆法廷の設立のため市政に働きかけたのは国民公会議員になったバルバルーであった。彼はマルセイユに影響力を有していたが、ルイ16世裁判をめぐる論争において、判決を人民に委ねる「人民上訴 *appel au peuple*」を主張したためクラブの不興を買った。クラブはこれを国王の延命措置であると解釈したのである。クラブはバルバルーを除名した。結果的に「人民上訴」はなされなかったが、クラブはその後長くバルバルーらを「上訴派 *appelans*」として敵視した。1793年3月には、国民公会に向けて「上訴派」の解任を要求する声明を出すに至っている。この声明は国民公会で読まれたが、告発の対象となった「上

訴派」すなわちジロンド派からだけでなく、反対派の議員からも反発を買った。こうしてクラブはマルセイユ内外において主権者さながらの振る舞いをするようになっていた。

クラブへの反対が強まったのは1793年3月後半であった。3月19日、クラブの指示で市内の反革命容疑者の武装解除が行われることになった。これに市長ムライユと市総代セートル *Seytres* が反発した。この施策に反発する者は市内に数多くおり、その者たちはクラブと距離を置き、セクション集会を主な活動拠点とするようになった。3月28日には30万人の兵の徴集の任を帯びた派遣議員モイズ・ベールとボワセ *Boisset* がマルセイユにやってきた。クラブは彼らの助力を受け、ムライユとセートルを攻撃した。4月12日、派遣議員たちはこの2者の権限を停止した。

これまでセクションはクラブと共同歩調を取ってきたが、反革命容疑者の武装解除が行われた1793年3月後半以後、徐々に自律的に行動するようになっていた。4月13日には反革命派狩りの急先鋒であったジャン・サヴォンを逮捕させた、そしてムライユとセートルの裁きを自前の民衆法廷にて行うことを主張した。クラブはこれを認めなかった。またセクションは中央委員会を結成し活動を続けた。クラブとセクションが反目を深める中で、クラブに協力的であったベールら派遣議員はセクションと対立することになり、4月28日マルセイユから逃亡した。彼らはモンテリマールに着き、そこで5月2日セクションによる民衆法廷と中央委員会の廃止を要求する行政命令を作成した。だがセクションは従わなかった。中央委員会は5月初めに改組され、クラブから除名されていたバルバルーに接近した。民衆法廷は当の行政命令の後で一度停止したがすぐ活動を再開した。法廷はムライユとセートルを裁いた。だが罰を与えることはなかった。法廷が死刑にしたのはサヴォン兄弟である。この判決は4月30日に出た。

5月17日には、民衆法廷の命で主要なクラブリストが捕えられた。シヨンプレ、ボーセ *Bausset*、アレクサンドル・リコル *Alexandre Ricord* などである。捕われたクラブリストの中で、ユーク *Hugues* とアルザール *Alezard* の2名は、獄中で自殺した。そしてついに6月3日、中央委員会はチュバノー通りのクラブを閉鎖した。長らく実質的な権力の中心にあったクラブはこうして敗北することになった。

パリでは、5月31日から6月2日にかけてパリの民衆が公会を包囲し、ジロンド派の議員を追放させた事件が起きたが、マルセイユがこれを知ったのは6月6日であった。セクションは、自身による選挙集会から選出された、自身からの委任を受けた議員が、自身の判断を仰ぐことなく一方的に追放されたことに憤怒し、国民公会の権威を否認することを決定した。こうしてセクションの、そしてマルセイユの反乱が始まった。

セクションの中央委員会は、公会を解放するための国民委員会を結成することを構想した。またブッシュ＝デュ＝ローヌ県軍を組織することを決定した。6月9日には民衆法廷を改めて設立し、12日、マルセイユに臨時市政を組織し現行の組織に取って代えた。続いて7月2日には臨時の県政を組織した。

7月4日、かつての県行政員であり、クラブリストであったルイ・バルテルミー *Louis Barthélemy* が広場で処刑された。その後も、前年の夏の反革命派狩りの責任を問われた者たちが、継続的に処刑されていた。

中央委員会は軍を組織し、リヨンと手を組み、公会の軍を撃退することを企図した。こうして7月初めにブッシュ＝デュ＝ローヌ県軍が出発し、まずアヴィニオンへと向かった。アヴィニオンの協力を得ることを期待してのものであったが、この時期同都市はヴォークリューズという新県の県庁所在地の地位を公会から与えられていたため、その立場は公会寄りであった。アヴィニオンは兵を送ってブッシュ＝デュ＝ローヌ県軍のデュランス河の通過を妨害した。だが県軍は河を渡り、アヴィニオンに入り、ア

ヴィニョン人を潰走させた。しかし県軍が到達できたのはオランジュまでであり、そこでカルトー将軍 le général Carteaux 率いる公会の軍と衝突した。県軍はアヴィニョンへ退却したが、ここもすぐに公会軍によって解放された。県軍は小競り合いで勝利を治めたこともあったが、最終的にはデュランス河以南に押し戻され、7月26日敗走を開始した。県軍が敗北しカルトーの公会軍がマルセイユに入ったのは8月25日のことである。セクションの反乱は鎮圧され、以降、公会によってマルセイユに報復的な恐怖政治が敷かれることになる。

2. 先行研究による検証

2.1. フランス革命期マルセイユ都市住民の社会構成

フランス革命期マルセイユについては、多くの先行研究が、社会経済的、あるいはエスニック的調査をまとめている。以下では、そのいくつかから、同市の実態を見ていきたい。まず社会構成である。このテーマについては Michel Vovelle が長年調査をしているが、それをまとめた Vovelle(2009)によれば³、1793年の人口は農村部 25,000 人、都市部 92,000 人あるいは 93,000 人であった。マルセイユは 1790 年 9 月以降、都市部 24 セクション、農村部 8 セクションに区分されている。Vovelle の調査が及んだのは、都市部の 59,172 人であり、男性 26,535 人、女性 32,637 人である。これは都市部の人口の約 3 分の 2 である。年齢別の構成は以下の通りである。

表 1 年齢別人口構成

	20 歳未満		20~40 歳		41~60 歳		61 歳以上	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
人口(人)	10,072	9,086	13,236	9,022	7,032	6,118	2,297	2,309
割合(%)	52.57	47.42	59.46	40.53	53.47	46.52	49.86	50.13

Vovelle(2009 : 47)の表より筆者作成。

この表によれば、調査できた 20 歳以上の男性人口は 17,449 人であるが、別の基準から Vovelle は 20 歳以上の男性人口 18,523 人を算出し、職業構成を以下のようにまとめている。

表 2 20 歳以上男性の職業別人口とその割合

職業	数	%
農業 Agriculture	402 人	2.2%
海関係 Mer	1,753 人	9.5%
工場 Industrie	1,330 人	7.2%
職工 Artisanat	6,720 人	36.3%
商業 Commerce	2,244 人	12.1%
運送業 Transports	900 人	4.81%

³ ここでは以下を参照した。M. VOVELLE, *Les sans-culottes marseillais, Le mouvement sectionnaire du jacobinisme au fédéralisme, 1791-1793*, Aix-en-Provence, 2009.

自由業 Professions libérales	364 人	2%
サービス業 Services	1,280 人	6.9%
有閑 Oisifs	759 人	4.1%
不明 Indéterminés	2,848 人	15.4%

Vovelle(2009 : 46)の表より筆者作成。

Vovelle は女性についても職業構成を調査している。明らかにできたのは 5,341 人であり、前述の 32,637 人の約 16%である。その内 2,455 人が召使い domestiques であり、306 人が工場労働 activités industrielles、1,370 人が職工 activités artisanales、商店 boutique が 545 人、高度な職業 statut professionnel plus élevé が 156 人である。芸術家 artistes は少しいたが、娼婦、有閑などはカウント外である。

Vovelle は都市部の 24 セクションにおける一部の職業のロケーションも整理している。以下の通りである。(靴直し cordonniers、手工業者 artisans、商人 marchands、小売商 boutiquiers、工場における親方および職人 maîtres et employés dans l'industrie、貿易商 négociants、召使い domestiques、地主 propriétaires、ブルジョワ bourgeois, サービス業 personnels de service)

表 3 全 24 セクションにおける職業のロケーション (1・少 2・平均 3・やや多 4・多)

	靴直し	手工業者	商人および 小売商	工場にお ける親方お よび職人	貿易商	召使い	地主	ブルジョワ	サーヴィ ス業
S1	1	1	1	1	4	4	3	4	1
S2	2	2	1	1	3	4	2	3	1
S3	4	4	1	1	2	2	1	2	1
S4	3	4	4	2	4	4	4	3	2
S5	2	2	2	2	4	4	3	4	4
S6	4	4	3	2	4	4	1	2	4
S7	4	4	4	2	2	2	3	3	3
S8	4	4	3	1	2	4	1	2	3
S9	4	3	4	2	4	2	1	2	2
S10	4	3	3	2	2	3	2	2	3
S11	4	3	3	2	1	1	3	1	3
S12	2	2	2	4	1	1	3	2	3
S13	4	3	2	4	1	1	4	1	1
S14	3	3	2	4	1	1	2	2	2
S15	3	3	2	4	1	1	2	2	3
S16	1	2	2	1	3	2	3	2	2
S17	1	1	3	1	1	1	3	1	2
S18	2	2	4	2	4	3	3	3	2
S19	2	2	4	2	1	2	4	2	3

S20	1	2	1	4	2	1	2	1	2
S21	2	2	2	3	2	3	2	3	2
S22	2	2	1	2	1	3	2	3	4
S23	1	2	1	1	3	3	2	3	4
S24	不明	1	1	1	1	1	1	1	1

Vovelle(2009 : 53, 57, 59, 66, 67)の図より筆者作成。

2.2. フランス革命期マルセイユにおける外国人移民の構成

2.2.1 非定住人口

ここまではフランス革命期マルセイユにおける社会経済的状況を見てきた。次に、外部からの移住者の状況を見てみたい。まず全体を把握した上で、特に数の多かったイタリア人の調査に移ることにしたい。

Vovelle(1968)はフランス革命期マルセイユの非定住人口について、宿泊施設の記録 *Registre des hôtels et garnis* を史料に調査している⁴。この記録は1791年1月初めから、1793年7月14日に及ぶ。Vovelleによれば、ここには5,857人の来訪者が記録されているが、完全な統計とは言えない。1820年代に公表された『マルセイユの牢の統計』*Statistique des Prisons de Marseille*によれば、非定住人口の動きは年間で25,000人以上に及ぶ。そのため、調査できた人口は少ない。Vovelleの調査が及んだのは51のホテルと356のガルニである。これも全てを網羅してはいない。Vovelleが数えるのは3,105人である。その内、一時的な来訪者 *voyageurs* で確定できている者が883人である。その中で、商用で訪れた者は495人で、そこには例えば、貿易商334人、商人53人が含まれている。これら商用の来訪者の出身地は、数の多い順に、リヨン、モンペリエそれから、エクス、ニーム、トゥーロン、ジェノヴァなど国内外の南部の諸都市である。一時的な来訪者は他にも、巡礼者、劇団員、軍人、地方行政関係者、個人的な旅行者がいる。

次に移動労働者であるが、Vovelleはガルニの記録から1,334人を見出している。これも完全な記録ではない。本文中で説明されている内訳は、サービス業65人、職工635人、工場労働者173人、低熟練労働者178人、海関係の労働者161人、元農民57人、召使い14人、物乞い16人である。元農民は、農村から出てきたという記録で知られている者たちである。

労働者の季節的な動きに関してはどうか。Vovelleによれば、マルセイユのガルニへの来訪者は1791年1月と3月、1792年2月と7月に多い。そしてホテルへの来訪者は1791年1月と3月、1792年2月、6月、7月、8月に多い。ただしこれも全てを網羅したものではない。

移動労働者の中で出身地が分かっている者は1,228人である。まず、227人の労働者はブッシュ＝デュ＝ローヌ県出身である。Vovelleによれば、この数は移動労働者全体の中での比率としては低い。そしてヴァール県出身が98人、ヴォークリューズ県出身が92人である。ラングドック地方のガール県やエロー県は相対的に多くはない。ロワール、オート＝ロワール、アルデーシュといった中央高地の麓の諸県よりも、アルプスの諸県の方が多。特にイゼール県からは77人が来ている。歴史的に、アルプス地方のガヴオ *gavot* と呼ばれる人びとはマルセイユに良く来ていたため、アルプス地方は重要である。また、リヨ

⁴ ここでは以下を参照した。M. VOVELLE, « Le prolétariat flottant à Marseille sous la Révolution française », *Annales de démographie historique*, Volume 1968, Numéro 1, 1968, p.111-138.

ンからは 92 人が来ており、この都市もマルセイユにとって重要であった。そして上記以外で目を引く数字を数えているのは、126 人のイタリア人たちである。その内訳は、ピエモンテから 73 人、ジェノヴァから 30 人、残りはイタリアのその他地域である。ピエモンテには 21 人のニース出身者と、9 人のサヴォワ出身者を含む。マルセイユにおける移動労働者の約 10%がイタリア人で占められていることになる。なおパリ出身者は 34 人であり、他には出身者が 20 人を超える地域はない。出身者が 1 人もいないフランスの県はあまり多くはなく、計 18 である。ここから Vovelle は、フランス革命期のマルセイユが外部に開かれていた都市であると結論している。

以上の中で、職工（指物師と樽職工）の出身地はほぼ全フランスに跨っている。調査された 83 人の中で、プロヴァンス地方とコンタ地方出身者は 18 人を占めるに過ぎない。靴直しと仕立て屋の出身地も多様である。ロレーヌ、フランドル、フランス西部、ラングドックなどが目立つが、リヨンとサン=テティエンヌは 20 数人を出している。イタリア人も 26 人おり、そのほとんどがピエモンテ地方出身者である。他方で、建築関係労働者はプロヴァンス地方、コンタ地方、アルプス地方出身者が多い。織物関係労働者はリヨン、ニーム、アヴィニョンの出身者が多い。また、荷担ぎ人やドッカーはブッシュ=デュ=ローヌ県、ヴォークリューズ県、ドーフィネ地方出身者が多い。ピエモンテとジェノヴァのイタリア人もまた多い。アルプス地方のガヴォ *gavot* とピエモンテ地方からの移民は、貧しさゆえのものであり、この者たちは低熟練労働に従事することも多かった。そして、海関係の労働者は、エロー県のアグドからイタリアのジェノヴァまでの、地中海地域から多くの出身者を受け入れていた。

マルセイユにやってきた移動労働者たちは市内のどこに逗留していたか。そこに職業や国籍ごとの差は存在したであろうか。Vovelle はここでは国籍ごとの区別については言及していない。だが、職業ごとの差には触れている。まず靴直しは、その 4 分の 1 がカルム丘にいたが、それ以外は市内に拡散していた。水夫に関しては、カルム丘の他に、港の北岸に多くが逗留していた。仕事のしやすさから滞在地域を選ぶ職業もあった。例えば樽職工たちはリヴ・ヌーヴに集まっていたが、近隣のモングラン通りにベルガスという工場の酒倉があったためであった。また、日雇や低熟練労働者はその多くがカルム丘に集まっていた。織物関係労働者や元農民、荷担ぎ人、日雇い、物乞いなどは、カルム丘にその多くが集まっていた。

2.2.2 定住人口

中世から 20 世紀末までの、マルセイユにおける移民の歴史を辿った Echinard & Temime(1989-1990)は、その第 1 巻（1989 年）でフランス革命期を取り扱っている⁵。Echinard & Temime は Vovelle とは異なり、フランス革命期マルセイユにおける定住移民を調査しているが、今日で言うところの外国人移民に調査の対象を絞っているように思われる。そのため、マルセイユ外のフランス人定住移民の数がどの程度に上るのかはその研究からは判然としない。Vovelle(1977)によれば、同時期のマルセイユ人口の 48%はマルセイユ外の出身であり、その中で多く（4 分の 1）を占めていたのはガヴォ *gavot* とイタリア人であった。ガヴォ *gavot* は特にオート=プロヴァンスとドーフィネから来ていた⁶。だが、Vovelle の言うこれらガヴォ *gavot* とイタリア人が、定住人口であるかどうかは分からない。

⁵ ここでは以下を参照した。P. ECHINARD et E. TEMIME, *Migrance : Histoire des migrations à Marseille, T1. La préhistoire de la migration(1482-1830)*, EDISUD, 1989.

⁶ 以下を参照した。VOVELLE, « Gavots et Italiens : les Alpes et leur bordure dans la population marseillaise au XVIII^e siècle », *Provence historique*, t.XXVII(108), 1977, p.137-171.

Echinard & Temime の調査史料は『宿泊所証明書請求記録』 *un registre des demandes de certificat d'Hospitalité* である。これは 1793 年 9 月 6 日の法律が、フランス国外で出生した全ての外国人に宿泊所証明書の請求を義務付けたために残っている記録である。Echinard & Temime はこの史料から、季節的な、あるいは一時滞在でない外国人移民について探ることができると考えた。ただしこの史料には問題もある。この時期は戦時であり、敵国の国民は多くが逃げ出しており、例えばイギリス人やスペイン人、ポルトガル人はその数を減らしていた。ナポリやトスカーナ出身のイタリア人も減っていた。また、当時ニースやサヴォワの人間はフランス人と見なされていたため、上記『記録』に登録されてはいるものの、実際よりも数が少ないことも想像される。他にも外国で生まれたフランス人は入っているが、国内で生まれた外国人は入っていないなどの問題がある。以上を踏まえた上でその分析を見ていきたい。

Echinard & Temime のまとめによれば、革命期のマルセイユには相当数の移民がいた。Echinard & Temime は定住外国人移民の諸情報を、北部ヨーロッパ（スウェーデン・デンマーク・イギリス・アイルランド・オランダ・ベルギー）、中部および東部ヨーロッパ（スイス・ドイツ・オーストリア・チェコ・ハンガリー・ポーランド・ロシア）、地中海側ヨーロッパ（ポルトガル・スペイン・イタリア・ドゥブロヴニク・クロアチア）、地中海中部および東部都市（北アフリカ・マルタ・中東）、アメリカ（ニューオーリンズと合衆国の他地域）に分けて巻末表に記載している。調査の及んだ 16 歳以上の定住外国人移民計 2,897 人の内、最多はイタリア人であるが、スイス人が 278 人、ドイツ人も 132 人含まれていた。

Echinard & Temime によれば、特に多かったイタリア人については、少ない統計は 242 人、多いものは 5,000~6,000 人という数字を出している。後者の数字は Vovelle が非定住のイタリア人人口を算出したものであり、Echinard & Temime(1989)は定住イタリア人人口を 2,500 人としている。その内同書が調査できたのは 16 歳以上の 2051 人である。

移民の中で大きな位置を占めるのはイタリア人であるが、当時の「イタリア」という語は現在よりも広域を指示しており、ニースも含まれていた。出身の内訳は以下の通りである。

表 4 革命期マルセイユ都市部におけるイタリア系住民の出身地域別人口（1793 年）

ニース	33 +2	ピエモンテ	368 +30	ナポリ	50 +8
オネリア	31 +1	L.V.T	64 +2	シチリア	16 +0
リグリア	1122 +66	トスカーナ	136 +5	サルデーニャ	19 +4
サヴォイア	40 +3	教皇領	48 +3		

Echinard & Temime(1989: 165)の表より筆者作成。

L.V.T はロンバルディア、ヴェネツィア、トレンティーノである。+は確定的でない人数である。ニース、オネリアおよびリグリア地方の出身者で 1,255 人を数え、これは 2,900 人の約 43%であった。リグリア地方では特にジェノヴァとサン・レーモ出身者が多かった。次に多かったのはピエモンテ地方の出身者であり、398 人であった。同地方は特にトリノから移民を出していた。イタリア中部からは 192 人が来

ており、その大半はトスカーナ地方出身者であった(141人)。その他の地域のイタリアからの移民は少なかった。

2.2.3. 定住人口の職業構成

定住外国人移民はどのような職業に従事していたであろうか。以下では、Echinard & Temime(1989)の巻末表から、特に目立つ数字を取り上げたい。定住外国人移民の中でイタリア人の占める比率は高かったため、どの職種においてもイタリア人の数字が大きい。その他の国からの移民の数字も重要である。まず**貿易商**と**その他商人**であった定住外国人移民は計396人であるが、その中ではスイス人が72人、ドイツ人が40人で上位である(イタリア人が最も多く176人である)。**宿の貸主・食堂・飲料店**は計121人で、その内58人をスイス人が占める(イタリア人は50人)。**贅沢品および精密なものをつくる職工**は計50人で、多い数字としてはスイス人の20人がある(イタリア人は26人)。**衣料および付帯品職工**は計516人で、その中にはドイツ人40人、スイス人25人、ベルギー人19人(イタリア人は392人)。**木材や石材などの切り出し、加工に関係する職工**は計170人で、ドイツ人が27人、スイス人が12人で多い(イタリア人は121人)。**工場や採掘、多くの人手を必要とする労働に従事している者**は、詳細不明な労働者と合わせて計40人、イタリア人がその内38人を占める。残りはベルギー人(ガラス製造)とスペイン人(石鹼製造)である。**繊維工場働く者**は計146人で、イタリア人が最多であり(113人)、マルタ人がそれに続く(16人)。**力仕事および内容不詳の労働に従事する者**は計262人で、ここでもやはりイタリア人が多い(253人)。次に多いスイス人は6人である。**海関係の労働者**は計570人で、最多がイタリア人の507人、それに続くのがマルタ人の24人とスペイン人の17人である。**サービス業と自営業**は計136人、イタリア人の96人、スイス人の19人が上位である。**公的私的サービス従事者**は計77人、最多はイタリア人の47人、次はスイス人の6人。**芸術および見世物で生計を立てていた者**は計84人、一番多いのはイタリア人の57人、次はスイス人の10人。**有閑および何らかの理由で仕事の無い者**は計353人、最多はイタリア人177人(男性ブルジョワ10人、男性無職3人、女性ブルジョワーズ16人、女性無職141人、身体に障害がある者2人、物乞いが5人)、続くスイス人は43人(男性ブルジョワ5人、女性ブルジョワーズ7人、女性無職31人)、スペイン人は38人(男性ブルジョワ7人、女性ブルジョワーズ4人、女性無職26人、身体に障害がある者1人)である。そして**複数の仕事に就いていた者**が計4人で、イタリア人3人、スイス人1人であった。イタリア人については後にまた述べる。

2.2.4. 定住人口の居住地区

居住地区の判明している定住外国人移民の、市内の居住地域を見てみたい。Echinard & Temime(1989)の図によれば、まず定住外国人移民の10~15%はセクション17に居住している。次に5~10%はセクション3(Echinard & Temimeの作成した都市図では5。Vovelle都市図では3。以下同)・5・6・15・16・18・19に居住している。ギリシャおよび中東の出身者(103人)はセクション5・3・23に15%以上が居住し、セクション1に10~15%が居住している。ドイツおよび中東欧(143人)はセクション5と3に15%以上、セクション2と6に10~15%が居住している。スイス人(263人)はセクション6に15%以上、セクション3と5に10~15%が居住している。比率の高いイタリア人については後述する。

2.2.5. イタリア系住民の職業構成

フランス革命期マルセイユ（1793年）におけるイタリア人移民はどの職業にも数多く従事していたことが分かった。Echinard & Temine(1989)のまとめによれば、イタリア人は同都市の外国人商業エリート（以下外国人は省略）に占める比率は相対的に低く、22%である（全商業エリート 93 人の内、20 人）。他方で小商人については、約3割をジェノヴァ出身者（16 人の内、5 人）が、15%をピエモンテ地方出身者が占める（同 2 人）。職工の中では、靴直しに占めるイタリア人の割合が高く、78%である（240 人の内、188 人）。46%はピエモンテ地方出身者であり（109 人）、ジェノヴァ出身者も多い（リグリア地方出身者は 50 人）。他に、女性仕立て屋の半数を、お針子の3分の2を、女性レース製造者の全部を、ジェノヴァ出身のイタリア人女性が占める（全仕立て屋 76 人の内、女性は 34 人。イタリア人は 43 人。リグリア地方出身者は 19 人。ただしジェノヴァ人女性が何人であるかは表からは特定できない。全お針子 72 人、女性は 72 人、イタリア人は 60 人、リグリア地方出身者は 41 人。全レース製造 28 人、女性 28 人、イタリア人 28 人、リグリア地方出身者 28 人）。イタリア人の存在を無視できないのは海関係の仕事である。前述のように、イタリア人で海関係の仕事に就いていたのは 507 人である。この中ではリグリア地方出身者が最も多く 420 人である。ピエモンテ地方出身者は少なく 4 人である。Echinard & Temine は定住イタリア人人口を 2,500 人としているから、海関係の仕事でその 20%ほどとなる。他方、フランス革命期マルセイユにおけるイタリア人の状況について調査したプロヴァンス大学修士論文である Trabant(1969)⁷は、1780 年から 1796 年までに海関係の仕事に従事したイタリア人を 517 人とする。これが正しいとすれば、前掲の Echinard & Temine(1989)は定住イタリア人人口を 2,500 人としているから、その 20%ほどとなる。

2.2.6. イタリア系住民の居住地区

1793 年にイタリア人移民はマルセイユのどこに住んでいたか。Echinard & Temine(1989)は、特定できたジェノヴァ出身者 1,115 人の内、15%以上がセクション 17 に、10%~15%がセクション 16 と 19 に、5%~10%がセクション 6、15、18 に居住していたとする。同書の巻末の表によれば、より具体的には、調査できたリグリア地方の出身者全 1122 人の内、セクション 17 に住んでいたのは 321 人であった。セクション 16 には 125 人、19 には 115 人、以下セクション 6 に 58 人、セクション 15 に 76 人、セクション 18 に 83 人であった。他方で、ピエモンテ地方の出身者の多くは別の地区に住んでおり、特定できた 372 人の内、10%~15%がセクション 11 に、5%~10%がセクション 6、7、8、10、13、15 に住んでいた。同じく巻末の表によれば、セクション 11 に 38 人、セクション 6 に 35 人、セクション 7 に 29 人、セクション 8 に 21 人、セクション 10 に 24 人、セクション 13 に 23 人、セクション 15 に 27 人である。ジェノヴァ出身者が最も多く住んでいたセクション 17 には、ピエモンテ地方出身者の内 1%~5%が住んでいた（8 人）。セクション 17 におけるイタリア人およびリグリア地方出身者のプレゼンスが分かる。同セクションは海関係の労働者が多い地域であり、リグリア地方出身者はこの労働に多くが従事していたため、比率が高くなっている。

⁷ F. TRABANT, *Recherche sur la composition d'une société urbaine : les Italiens à Marseille à la fin de l'Ancien Régime, 1780-1796*, Mémoire de Maîtrise à l'Université de Provence, 1969.

2.2.7. イタリア系住民と統合

イタリア系住民はマルセイユにいかに入力されていたであろうか。まず居住地区の偏りの問題がある。Vovelle(1977)⁸、Echinard & Temine(1989)とは異なり、革命期の「戸籍」によってではあるが、同様に偏りを見出している。だが Vovelle によれば、それはゲットーというわけではなかった。そして Echinard & Temine(1989)も述べていることであるが、イタリア人とフランス人の通婚はよくあった。Vovelle が参照したのは 1793 年の政府調査と『戸籍』であるが、1789 年～1795 年までの期間におけるイタリア人の結婚において、フランス人男性とイタリア人女性の結婚は 9%、イタリア人男性とフランス人女性の結婚は 65%、イタリア人同士の結婚は 26%であった。Vovelle によるこのデータをもって、イタリア人がマルセイユに受け入れられていたと結論することは難しいかもしれない。だが、全く排除されていたわけではなかったということはできるだろう。

イタリア系住民の「統合」は、政治への参画の度合いによっても考えることができるだろう。前述の通り、特にイタリア系住民が多く住んでいたのはセクション 17 であるが、同セクションについて調査したプロヴァンス大学修士論文 Brico(1974)が参考になる。革命期にマルセイユの諸セクションはよく集会を開いており、これがマルセイユ市政に影響を及ぼしていたが、イタリア人でセクション 17 の集会に参加していたのは北部出身者が 7 人、南部が 2 人だけであり、熱心に参加していたのは北部の 1 人だけであった。同集会にはマルセイユ出身のフランス人が最も多く参加した(66 人。熱心に参加したのは 25 人)という当然ともいえる調査結果が出ているため、Brico は移民が小さな別世界を形成していたか、統合が表面的であった、という評価を下している⁹。その他は、ブッシュ＝デュ＝ローヌ県出身者が 13 人、その内熱心に参加したのは 3 人。コート・ダジュール出身者が 2 人、熱心な参加者は 1 人。アルプス地方出身者が 3 人、熱心な参加者は 1 人。ラングドック地方出身者は 1 人、熱心な参加者は 1 人。他のフランス地域出身者は 4 人、熱心な参加者は 1 人であり、全て合わせると 98 人になる。セクション 17 の集会参加者数は Vovelle(2009)によれば 370 人である。イタリア系住民の参加者が少ないという印象は確かに受けるものの、Brico のように結論するべきであるかどうかは、筆者にはまだ分からない。

今後の展望

フランス革命期のマルセイユはコスモポリタンの都市であり、移民に対し包摂的であったかという点を引き続き調べたい。先行研究を整理するのみならず、一次史料の調査を行う必要がある。最終的には、移民の側からのローカル・アイデンティティという問題にまで踏み込むことができると考えている。

⁸ VOVELLE, *Op, cit.*, 1977.

⁹ S. BRICO, *La section dix sept : son personnel-son activité politique, 19 juin 1791-mai 1793*, Mémoire de Maîtrise à l'Université de Provence, 1974.

Immigrés à Marseille au temps de la Révolution française**Nobuyuki MIZUNO(TSUNODA)**

Marseille était et c'est toujours une ville cosmopolite? Plusieurs recherches l'attestent. Par exemple, l'article d'Yvan Gastaut sur le cosmopolitisme marseillais qui traite de ce thème dans cette ville d'après-guerre. Il y présente plusieurs experts de cette thèse. Auteur, historien, et qui mène plus précisément des recherches sur l'époque révolutionnaire de Marseille, a pour souhait de confirmer cette thèse, au temps de la Révolution française. C'est pourquoi, l'auteur présentera et enquêtera, dans cet article sur des études antérieures qui parlent de la situation de l'immigration à l'époque de la Révolution, comme celles de Vovelle ou encore d'Echinard&Temime, entre autres. Grâce à ses contributions, nous pourrions arriver au monde des Italiens majoritaires, et nous voudrions savoir les identités locales qui s'y rattachent.

「三次元」より「二次元」のほうが好き？ —ナディン・ゴードィマの空間意識から読み取る 南アの人種関係—

JA 日下

はじめに

2014年、南アフリカを代表する作家の一人ナディン・ゴードィマ (Nadine Gordimer) が惜しくもこの世を去った。ゴードィマはアパルトヘイトという特殊な社会体制下に生き、白人でありながら黒人側を精神的に支持してきた作家として知られる。本稿は、彼女の作品に描かれている空間に着目することで、彼女自身が白人としての社会的居場所を模索する問いが空間描写と密接に結びついていることを論じる。南アの社会情勢の変化とともにその問いに対する答えが変わっていったことを示しつつ、彼女のたどった道程を再訪したい。本稿で扱う作品は「こういった出会いしかないの？」(原題“Is There Nowhere Else Where We Can Meet?”)と「ジャンプ」(原題“Jump”)の短編二作品と、小説『保護管理人』(原題 *The Conservationist*) 一編である。「こういった出会いしかないの？」が作家としての初期ゴードィマが理解する黒人と白人との関係を寓意的に語っている重要な作品であるのに対し、1990年代前半に出版された「ジャンプ」はアパルトヘイト末期に書かれた作品である。空間描写に関して両者には共通点と対比されるべき点の双方が見られ、両作品を比較することでゴードィマが考える南ア社会における白人の居場所が変化したことが明らかになる。1970年代に出版された『保護管理人』は時期的に両作品の間に書かれた作品であるが、土地所有権をテーマにしており、土地をめぐる空間認識が南アでは同時に人種間の主従関係の表象として理解されうる点で本稿の議論に欠かすことのできないジグソーパズルの1ピースとなる¹。

1. 「こういった出会いしかないの？」における人種間の平面上の衝突

20代のゴードィマが短編集『面と向かって』(原題 *Face to Face*) に「こういった出会いしかないの？」を収めたのは1949年のことであった。人種隔離政策アパルトヘイトが国家政策として開始されたのが、オランダ系白人アフリカーナーの政党、国民党 (NP) が政権に就いた1948年であるから、この短編集の

¹ ゴードィマは自分の作品一つ一つを「ジグソーパズル」や「パッチワーク」に喩え、自身の作家活動をそれらの総体として一つの大きな作品を紡ごうとしているのだと述べている (Gordimer, interview with Riis, in *Conversations*, 107; Pettersson 9)。ゴードィマの執筆時期それぞれを代表する三作品を論じて彼女の空間意識を理解するという本稿の試みは、このようなゴードィマの考え方と符合するといえるだろう。

出版年はその翌年にあたる²。もっとも、白人による南部アフリカ植民地支配の歴史を広い意味での人種差別の歴史と捉えることも多く、この見解に則ると南アにおける人種差別は17世紀中葉の本格的な植民地支配開始から1990年代前半に至るまでの約350年間続いたことになる。とはいえ、制度としてのアパルトヘイトが始まった1948年前後という文脈なしに、このわずか全4ページの短編に凝縮された白人主人公の心理を理解するのは不可能である。換言すれば、「こういった出会いしかないの？」には1940年代後半以降社会・生活への影響を強めていくことになったアパルトヘイトを背景としたある種の白人パラノイアを読み取ることができる。

「白人パラノイア」という言葉を用いるにあたり、私はガッサン・ハージが『ホワイト・ネイション』（原題 *White Nation*）で用いている同用語をある程度意識している。同書でハージは、オーストラリアの支配層を占めるアングロ・ケルト系白人が、彼らが理想として抱くネイションの空間領域（の幻想）が移民によって侵略されるかもしれないという病的危機感を「白人パラノイア」と呼んでいる（Hage）。「こういった出会いしかないの？」に描かれている主人公の白人少女が抱く感情が表象する、ゴードイマが当時鋭く嗅ぎとっていた南ア白人の社会的居場所に関する感覚は、いつか黒人によって自分達の特権が奪われるかもしれないという強迫観念をともなっており、ハージが論じる「白人パラノイア」との間に多くの共通点を見出すことができる。こうした病的危機感が南アではアパルトヘイトを生み出したと言ったとしても、それはけっして的外れな解釈ではないだろう。「こういった出会いしかないの？」では、白人パラノイアは人種間の暴力という形で妄想から現実となり、白人少女は彼女の持つ鞆を奪おうとする黒人男性と取っ組み合いになる。しかしながら、アパルトヘイトが文字通り人種を「隔離」し、人種間の交流を制限・分断するものである以上、どのような形であれゴードイマにとっては人種間のコンタクトが「ある」ということが作中何よりも重要であり、「こういった出会いしかないの？」にみられる白人パラノイアは、人種間の暴力的衝突から生じる白人の複雑な心理へと発展する。

「こういった出会いしかないの？」のプロット自体は至極単純である。野焼きの煙漂う草原を白人の少女が歩いていると、遠くに人影を認める。手に取った松葉を弄りながら歩を進めていくと、ふと気がつく先程の人影が間近に迫っている。それはみすぼらしい身なりをした黒人男性であった。すれ違い様の白人少女に対する黒人男性の関心は「牛が通り過ぎる人間を横目で見ると」程度のものでしかなかったが、その後突然少女の手荷物を奪おうと襲いかかる（Gordimer 1983: 18）³。二人は取っ組み合いになるが、少女は上手く逃れる。少女はそのまましばらく走り続け、有刺鉄線の柵の向こう側へとたどり着く。柵を乗り越えて少女はほっと一息つき、冷や汗がどっと出るのを感じる。たどり着いた場所は白人住宅地で、通りに面した家々には前庭、郵便受け、子供用のブランコなどの遊具があり、門の傍に犬がいるのが目に映る。少女は通りに面した家を訪ねようかと思案するが、扉の向こうから出てくる白人やその後警察が呼ばれる光景を想像して、結局どの家にも助けを求めることをせずに終わる。

従来この短編はメアリー・ルイズ・プラットが植民地主義を論じた著書『インペリアル・アイズ』（原題 *Imperial Eyes*）の重要な概念「コンタクトゾーン」に依拠しつつ論じられる傾向にあった（Lazar; Yelin）。

² アパルトヘイトは、パス法や背徳法などの一連の人種差別的な法律によって支えられていた政治支配システムであった。パス法とは16歳以上の黒人が白人居住区に入る際に身分証明書携帯を義務づけた法律であり、これによって黒人の地理的移動が著しく制限された。加えて、多くの黒人都市労働者は故郷から離れて単身生活を余儀なくされた。この状況に関してゴードイマは「家族の構造は都市において悲劇的なほど破壊され、黒人達は躰けられ、洗脳されてきた」と述べている（Gordimer, interview with Ellis, in *Conversations*, 91）。

³ 以下、原文の日本語訳はすべて筆者によるものである。

プラットの言う「コンタクトゾーン」とは植民地時代や奴隷制、およびポストコロニアル時代の支配者と被支配者の間にある主従関係が現出する社会空間であり、そこでは「主従の極めて非対称的な関係にもとづく不平等な文化的出会い、衝突、取り組み」が起こる場を意味する (Pratt 4)。たしかに「こういった出会いしかないの？」にはプラットが名付ける「コンタクトゾーン」が見出される。しかしゴードイマが描くコンタクトゾーンは、草原の真ん中という日常から隔離された特異な空間であり、生来の男性と女性というジェンダー関係が人種関係以上の力学として作用し、襲う者と襲われる者という構図は南ア社会における主従関係の反転となる。それを暗示するかのように同作品では「物事が上下逆転した」世界が描かれている (Gordimer 1983: 17)。空が海のように、雲の流れが波のように見えるという冒頭の風景描写は極めて象徴的に、これから起こる草原での主従関係の反転の予兆となっている。草原は南アにおける非日常的空間、文字通り所有者のいない中立地帯 (no man's land) であり、白人側と黒人側それぞれを代表する白人少女と黒人男性の二人の登場人物が出会いを許され、「暴力のみが二人を結び付ける」南ア社会の縮図となる (Gordimer, interview with Terkel, in *Conversations*, 30)

とはいえ、この見解はさらなる検討を要する。第一に、この特異な空間として非日常的な人種間の衝突が展開される草原の描写についてのさらなる考察が必要となる。野焼き後の煙漂う一面墨絵のような世界の中、主人公である白人少女は寒さや松葉を触った時の触覚が殊更強調されている。灰色な世界はたしかに黒人の空間でも白人の空間でもない色彩的に中立の空間であり、それ故両者の関係は一見社会的な主従関係がはぎ取られた、ある意味純粋な肉体的力関係に基づいているかのように読める。しかし、灰色が黒人男性の被っている赤い帽子をより一層際立たせていることに着目してみると別の構図が浮かび上がってくる。赤い帽子は草原にフォーカルポイントを作り出し、黒人男性の「見られる対象」という役割を固定化する。事実、草原という空間内では、視点人物である白人少女が黒人男性を見つめるという関係が崩れることはない。黒人男性はあくまで白人少女によって見られる対象でしかなく、思考する主体としての白人と観察される客体としての黒人、つまり主従関係のナラティブの中でのみ語られる客体としての黒人像が認められる。黒人男性の心情が終始語られることがないのはその現れである。また、二人が遭遇する前の場面で少女が草原を歩いている間、時折男性の方は立ち木の後ろに「隠れて」視界から消えるが、それは同時に白人の意識からも消えることを意味していると考えられる。以上のように物理的な力関係に関しては主従関係が逆転しているといえるであろうが、語りの視点が常に白人側にあるかぎり、コロニアルな主従関係は失われずに空間を支配し続けている。「こういった出会いしかないの？」でゴードイマが創造する (想像する) 空間は、いわば白人意識が投影された空間なのである。

第二に、白人少女の持つ鞆が白人の所有する特権の象徴であるという、この明白な事実にあらためて目を向けるべきであろう。鞆を奪おうとする一方とそれを頑なに取られまいとする他方という争いは、たしかに新たに制度化されたアパルトヘイト下で白人が抱える潜在的恐怖、つまり自らの特権が黒人によって奪われることへのパラノイアである。南アの人種差別的な社会と特殊な人種制度は、それを望む・望まないに関わらず、白人をこうしたパラノイアの共有者に仕立て上げる。若きゴードイマにとってもそれは例外ではなく、「こういった出会いしかないの？」の優れた点は、アパルトヘイトに懐疑的な立場をとるまさに彼女が、このパラノイアを象徴的に描き出していることにあるといえる。

しかしながら、さらに注目すべきは少女が白人住宅地という安全な場所へと逃げこんだときに「何故私は争ったのだろうか？何のためにそうしたのだろうか？どうして男性にお金をあげて、そのまま行かせてやらなかったのか？」と自問している点だろう (Gordimer 1983: 20)。作中最後の場面でこう自問する

少女がその答えを見出すことはないが、ゴードィマはその自問の中に白人パラノイアを越えていく可能性と逆説的に白人パラノイアへの囚われの両方を示唆する。黒人を眺めることしかなかった視点はいつしか内省的となり、白人自身を見つめ直す視点が生まれる。こうした視点の揺らぎがナラティブにおける主従関係に揺らぎを与え、白人が自問の中に特権にしがみ付く自身の姿を客体として見出すことにつながっていく。と同時に、少女の自問は「奪われる」ことを「あげる」ことに差し替える。特権を「奪われる」かもしれないというパラノイアは、主人が従者に「与える」という構図の維持へと向かうことで、白人がその潜在的恐怖から解放されることをかえって困難にする。

少女はまた、白人住宅地の住人を通じて警察に通報しなかったことを選択した自身の行為についても考えをめぐらす。この自問は前述のそれとは異なり、少女の感情が白人全体に共有されないことを示唆しているのではないだろうか。少なくとも 1949 年の時点、つまりアパルトヘイトが強大な社会体制として出現したこの時代に、ゴードィマの感情が社会において孤立感をもって描かれるものであったことを裏付ける。少女が白人の住宅地区に住む誰にも、ましてや警察にも通報しなかったのは、直接的には本来社会的被害者である黒人を加害者に仕立て上げることへの躊躇い/罪悪感によるものであるが、付け加えるべきは、自身のこの上手く言語化できない感情を白人の他の誰とも共有してもらえないという一種の諦観である。少女は有刺鉄線を越え、白人の領域へと回帰する。庭のブランコなどの日常的光景を目にして、彼女は安堵と正常性を取り戻したはずなのに、黒人との遭遇と争いという体験がイニシエーションとなった彼女の目には、それらはもはや日常とは映らない。少女はむしろ胸中に芽生えた、襲われた白人がむしろ罪の意識を感じるという奇妙な感覚、被害者が加害者であるという異常な社会構造とそうした異常性の上に存在する日常に気付いてしまったのである。こうした感覚は「何故私は争ったのだろうか」という自問となって彼女を苦しめるが、彼女は決してその答えを同じ白人には求めない。何故ならそれが口に出してはいけない感情であり、白人社会で共有されない感情だからである。逆説的ではあるが、本作品を書くことでゴードィマはそうした閉塞感を表現し、敢えて読者と共有しようとした。換言すれば、ゴードィマにとって作品は良心的読者とのコンタクトゾーンと解釈できようが、「こういった出会いしかないの?」という題名が示唆するとおり、「どこか(Anywhere)」ではなく「どこにも(Nowhere)」という言葉選びから感じられるのは、黒人と白人のコンタクトゾーンは特異な空間、しかも暴力を伴わずには起こりえないという現実に対する否定的な響きしかない。

2. 『保護管理人』における三次元空間の意味と人種間のコンタクトの喪失

1974 年に出版された『保護管理人』は、主人公である銃鉄会社社長の白人メーリング (Mehring) がヨハネスブルグ郊外に購入した 400 エーカーの農場を舞台にした作品である。アパルトヘイト廃止以前の南アでは、農場の購入には土地だけでなくそこで働く黒人使用人も含まれていた。農場購入という紙上の契約でしか農場との繋がりを主張できないメーリングと、彼が農場を購入する以前から既に農場との深い結びつきがあった黒人使用人達という対立構造が本小説のいわば竜骨となる。南ア文学にしばしばみられる一見牧歌的な農場物語は、土地をめぐる人種間の象徴的争いへと発展する⁴。『保護管理人』はメーリングの農場の真の所有者は誰か、ひいては南アの大地の真の所有者は誰かという問いを読者に投げ

⁴ 牧場を舞台にした一連の南ア白人作家の小説との関連で『保護管理人』を論じたものとして、以下の研究が挙げられる：Clingman; Coetzee; Temple-Thurston; Wagner.

かける。本小説はメーリングの国外逃亡と黒人使用人と大地との繋がりを確認して終わる⁵。

ゴードィマの作品を歴史的な脈から分析したスティーヴン・クリングマンは、『保護管理人』が執筆された1970年代南部アフリカの情勢について次のように説明している。南西アフリカ（現在のナミビア）独立に加えて、モザンビーク独立を目指すモザンビーク解放戦線（FRELIMO）の活動の活発化、そしてモザンビーク独立運動に対する本国ポルトガルの反応がみられた。また、北ローデシア（現在のジンバブエ）では独立に向けてのゲリラ戦が展開していた。こうした時代背景は南アにもアパルトヘイトの終焉が近いことを予感させるには充分であった（Clingman）。南アに黒人主導による国家誕生を予言する小説をゴードィマが書くには充分すぎるほどの近隣地域の情勢が存在したことになる。そうした文脈を色濃く反映するかのように、『保護管理人』には1940年代に書かれた「こういった出会いしかないの？」とは異なる、ゴードィマの空間意識を読み取ることができる。本小説でゴードィマは、メーリングと黒人使用人とのコンタクトが失われていく様を描き出す。メーリングは黒人とのコンタクトを切望するが、それは南ア白人特有の家父長的な幻想でしかなく、メーリングができることは、時にはるか上空を飛ばす飛行機の中で隣席の少女と情事に耽ることや地図に描かれることのない場所で女性との行為に及ぼうとすること、あるいは農場で使用人達と宴会を共に楽しむ様子を想像することしかない。

メーリングは白人資本主義者である。彼のドイツ系の名前が示す通り、メーリングは「より多く（mehr）」を望んで黒人労働力を搾取していく。ヨーロッパ系勢力（の子孫）がアフリカ資本を搾取する姿はまさに植民地主義の化身であり、作中でメーリングはアパルトヘイト体制側に加担する者として位置付けられている（Cooke 151）⁶。しかしながら、メーリングは露骨に人種差別的な態度をとるわけではない。彼の態度は農場の「保護管理人」を自負しつつ、仕事のない週末だけ農場へとやってきては主人として黒人使用人に一定の理解を示そうとする偽善に満ちている。

彼の農場の第三牧場（“the third pasture”）で名もない黒人の死体が発見される。警察当局は死体をぞんざいに扱い、その場に浅く埋めてしまう。この名もない黒人の死体は、やがて訪れる洪水により掘り出され、再び地上に姿を現す。小説の結末でメーリングは海外の「白人が逃亡先とする例の国々の一つ」に逃亡し、その一方で死体は黒人使用人全員の手により丁重に弔われる（Gordimer 1974: 266）⁷。警察に

⁵ 『保護管理人』には、ゴードィマの短編小説「この国の六フィート」（原題 “Six Feet of the Country”）という1956年出版の先行作品がある（Clingman 140）。同短編では、農場に不法滞在していた黒人使用人の弟の死体をぞんざいに処理する白人の不敬と社会悪、そして白人農場主の黒人共同体に対する理解の欠如が描かれている。この短編とそれから約二十年後に出版された『保護管理人』を比較すると、黒人側の視点から見た世界が加わっている点と、黒人共同体の再生が新たな主題となっている点が主な相違点である。

⁶ インタビューでゴードィマは「南アでは姓と名で家系がわかるほど」であるから、「名前はとても重要だ」と述べ、登場人物の名前を意図的に選んでいることを明らかにしている（Gordimer, interview with Pat Schwarz, in *Conversations*, 79）。また、メーリングが購入した農場の隣に住むデ・ビア（De Beer）一家との交友関係も彼と植民地主義（あるいは帝国主義）との関連性をより強固にしているといえる。デ・ビアという名はデ・ビース（De Beers）を連想させる。周知の通り、デ・ビースはキンバリーでのダイヤモンド採掘をセシル・ローズとの共謀で独占した後、現在でも世界のダイヤモンド市場に強い影響力を持っている同名の企業の創設者である。デ・ビアはメーリングとの会話の中で、ボタ、フェルウールト、ジョン・フォスターと一緒に写っている写真と彼らの直筆のサインを自慢してみせる（Gordimer 1974: 54）。ボタ（General Bota : 南ア首相[1978-84]）、フェルウールト（Dr. Verwoerd : 南ア首相[1958-66]）、ジョン・フォスター（John Forster : 南ア首相[1966-78]）のいずれも、アパルトヘイトの確立・維持に努めた国民党政府の重要人物である。

⁷ この死体が名前も身元も不明であるということが、物語の抽象性を増している。死んだ黒人は「農場の労働者の内の一人でもなく、誰一人その人のことを知らない」のである（Gordimer 1974: 13）。死亡した黒人は当初「彼ら（黒人）のうちの誰か一人」でしかないが、洪水後再び地表に現れたときには「黒人の仲間の一人」と形容され、小説を締め括る言葉で「彼は帰ってきたのだ。彼はこの大地の所有者となった。彼らのもので

ぞんざいに埋められた死体は抑圧された黒人文化の象徴であり、「メーリングの」農場は南ア社会の提喻であり、メーリングの国外逃亡が白人政権の終焉とアパルトヘイトの終焉の両方を暗示していることは明らかであろう。さらには、伝統と結びついた黒人がポストアパルトヘイトにおける土地所有を約束され、黒人主導の国が誕生することも予言されている。何しろ彼らは「彼（メーリング）が来るよりも前からこの農場におり、彼が農場を購入するよりもずっと前からここに居座っており、その孫たちは彼が去った後も末永く居座ると思っている」のであり、「400 エーカーの土地は彼の子供や孫に相続されることはない」のであるから（Gordimer 1974: 202; 177）。

主人として黒人使用人との友好的なコンタクトと相互理解を望むメーリングの取り組みが報われることはない。例えば、メーリングはクリスマスの夜を共に過ごそうと黒人使用人長ヤコブスに声を掛け、その楽しい情景を思い描く。しかし、ヤコブスは結局現れない。他の黒人使用人達と宴会をしていたのである。まるでメーリングを排除するかのようになり、黒人使用人同士で共同体精神に溢れた宴会で盛り上がる。そしてメーリングは一人農場の第三牧場に取り残され、孤独の中遠くで使用人が宴会で盛り上がっている音を聞く。

至るところで響いているのは、嫌になるほど遠くから聞こえる人間の祭騒ぎの音であり、夜の周縁をなぞるように聞こえてくるが、けっしてそれに触れることはない。音を一つ一つ聞き分けるのは困難である。それは遠くのほうから聞こえてくる啜り泣きのようであり、時折うめき声とも笑い声ともとれる一つの音となって一層高らかに響く。人は音の一部になってしまうと、どんな音かも想像できなくなるものだ。メーリングは座っていた椅子を後ろに傾けると左の頬に月光を感じた。まるで奇妙な日光か何かで日焼けするような感じを覚えた。だがおそらくそれは、右の頬で受けている強風の暗黒さを彼が意識していたからであろう。（Gordimer 1974: 208）

「こういった出会いしかないの？」では起こりえた人種間のコンタクトは、たとえ前者が暴力を伴う衝突であり、また、当時それ以外のコンタクトのあり方が想像できないものであったとしても、ゴードイマにとってはある意味健全なことであった。しかし『保護管理人』ではコンタクトそのものの可能性が否定され、メーリングには幻想の中でのコンタクトしか許されない。

メーリングはコンタクトへの渴望をとくに飛行機の中で擬似的に満たそうとする。草原や農場という平面から上空へと離れ、人種間のコンタクトはこの三次元空間ではより一層その可能性を失う。ゴードイマはいわば三次元の Z 軸を作品に持ち込むことで、コンタクトの喪失を描き出しているのである。海外出張の多いメーリングは飛行機からアフリカ大陸を見下ろす。彼の視線からは「見渡す限り我が天下（monarch-of-all-I-survey）」的な植民地主義的視点が見てとれるのであるが、注目すべきは彼が南アへと帰省するフライトの中で隣の席に座ったポルトガル人少女との情事を描いた場面である。メーリングは無抵抗なこのティーンネイジャーの少女に対して体を触るなどの行為に及ぶ。終始メーリングの視点から描かれている同場面では、少女自身がそれを望んで受け入れたのか、それとも恐怖のあまり萎縮してしまったのか明らかになることはないが、この主従関係には社会的弱者を利用して自らのコンタクトの欲望を満たそうとするメーリングが黒人使用人とは得られないコンタクトの代替物を得ようとしている

あるこの大地の。過去から連綿と続く黒人の伝統を受け継ぐ一人」として描かれている（Gordimer 1974: 15; 240; 267）。

ことがうかがえる。地上という同一平面上における人種間のコンタクトの喪失は、はるか上空で代替物を得ようとするしかないのである。しかもこの行為は「搭乗者達の腕に輝く時計には刻まれることのない」時に起こったものであり、「どこにも存在しない場所 (nowhere)」で起こった幻想のようなものである (Gordimer 1974: 129)。

メーリングの幻想はやがて、黒人によって「見られる」対象となることへのパラノイア、そしてコンタクトが成就されない絶望へと発展する。メーリングは農場から都市へと車で戻る途中、女性をヒッチハイクする。この女性と「いいこと」をするために「シアン化合物の廃棄物の山」に囲まれた「地図にない空間」に入って車を止める (Gordimer 1974: 258)。しかし彼は誰かが覗き見しているかもしれないという恐怖心から、結局何もできずに女性を残して逃げ出してしまう。農場から都市までの「短い旅は人々の生活のパターンや記録に残ることはなく… 一片の廃棄場は元来の目的を失い、未だ新しい目的を見出せずにいる」空間として描かれている (Gordimer 1974: 259)。この表現から連想されるのは、ゴードィマがしばしば著書や講演で引用し、愛用するアントニオ・グラムシの言葉「空白の時代 (interregnum)」であろう。この言葉は古い体制が死につつあり、新しい体制が未だ誕生していない中間期を意味する。さらにゴードィマは「様々な病的兆候が生まれる」という前述のグラムシの言葉の続きを引用しながら、空白の時代の先に南アで黒人の国が誕生する可能性を『保護管理人』や『ジュライの人々』(原題 *July's People*) で描いた旨も語っている (Gordimer 1988: 270)。メーリングが女性との行為に及ぼうとして失敗する空間はまさに「空白の時代 (時空と呼んだほうがより適切であろう)」であり、二次元という平面にありながら、存在を認識されないこの特異な空間において、彼のコンタクトへの欲求はついには代替物を得ることすら許されない。

以上のように、『保護管理人』は南アの真の土地所有者は誰なのかという問いをめぐりつつ、同時に白人側が黒人とのコンタクトを喪失する悲劇を物語った作品であるといえる。「こういった出会いしかないの？」で鞆が象徴する漠然とした白人の特権は、1970年代に入り、ゴードィマの中で土地所有権をめぐる人種間の問題というより具体的な権利へと発展を遂げる。メーリングの最終的な国外逃亡が示すように、彼と黒人使用人との間のコンタクトの喪失は、白人が南ア社会で居場所を失い、社会そのものから乖離して現実性を失っていくことの比喩として理解される。草原や農場に代表されたこれまでの二次元平面上における人種間の衝突は、『保護管理人』の作中に作られた三次元空間内では不幸にも事前に回避されてしまう。皮肉にも白人に残された可能性は、黒人とのコンタクトを妄想するか擬似的コンタクトで満足を得ようとするかのいずれかしかないが、最終的にその可能性さえも否定される。ゴードィマの作品に漂うこうした悲壮感は、次に論じる「ジャンプ」でも引き続き確認されることになる。

3. 「ジャンプ」が描き出すポストアパルトヘイトの展望と白人心理

1980年代後半、南アへの国際的な圧力が高まる中、政府によるアパルトヘイト廃止に向けた動きが始まる。黒人政党アフリカ民族会議 (ANC) の再合法化による人種間の対立の融和を目指す努力が見えはじめていた。1990年2月、当時の南ア大統領兼国民党党首フレデリック・デクラークがケープタウン沖ロベン島の監獄に長年収容されていた、かつてのアフリカ民族会議の中心メンバーの一人ネルソン・マンデラを釈放する決定を下した (同月釈放)。アパルトヘイトの支柱となっていた人口登録法、原住民土地法および集団地域法などの各法律は翌1991年に廃止され、黒人を中心としたポストアパルトヘイト社

会が確実な未来として予見された。

1991 年に出版された短編集に収録されている「ジャンプ」は同短編集の題名にもなっていることが示すとおり、この時期のゴードイマの思想を色濃く反映した代表作の一つである。そこには「こういった出会いしかないの？」への原点回帰と『保護管理人』から踏襲した三次元的空間意識の双方が読み取れ、ポストアパルトヘイト以前のゴードイマの作風の集大成であると同時に、ポストアパルトヘイト以降の展望（と戸惑い）が描かれている作品として理解される。「ジャンプ」が描く世界は、人種間の対立が激化してついには内戦へと突入し、白人政権が打倒され、黒人による新政権が誕生した架空の南ア社会である。しがたない公務員の息子である主人公は常に三人称代名詞 *he* で呼ばれ、最後まで名前が明かされることのない白人男性である。「こういった出会いしかないの？」の白人少女、『保護管理人』で死体として発見される黒人男性も名前が明かされず作中では終始三人称代名詞で呼ばれているが、「ジャンプ」の主人公も同様であり、その抽象性故にこれら三作品は南ア社会の誰にでも起こりうる普遍的物語として提示されているといえる。「ジャンプ」の主人公は大学時代パラシュート部に所属しており、加えて写真を趣味にしていた。彼は当初黒人に対して差別的な態度をとることはなかった。基本的に人種問題について無関心のリベラリストであったが、たまたま趣味で写真撮影していたところを黒人側の兵士に発見され、反黒人活動のスパイ容疑をかけられて拘留される。それを機に黒人新政権打倒を目指す反政府ゲリラ活動へと身を投じる。しかし、その後彼はゲリラ側を裏切り、黒人政府にゲリラの情報を売ることによって黒人側の人物となる。作中時間の現在、彼は高層ホテルの一室に軟禁されている。

「ジャンプ」でゴードイマは新時代到来後の自分達の社会的居場所を想像できずにいる白人心理を巧みに描き出す。主人公は日中窓のカーテンを閉め切り、眼下の街並みから自らを隔離する。彼が窓の外を眺めるのはきまって、外から自分が見られることのない町中が寝静まった夜の間だけである (Gordimer 1992: 3)。そこには、裏切りという罪の意識が未だにお日様の下で生きる決意を鈍らせている心理はもちろんのこと、社会的マジョリティとなった黒人から初めて客体として「見られる」立場となった自分に慣れていない白人像と、新しい社会に溶け込めずにいる白人心理が見出される。皮肉なことに、かつてアパルトヘイト体制下では黒人を隔離していた白人が、同作品ではカーテンによって自らを隔離しようとする象徴的行為をとる。

パラシュート部に所属していた主人公は上空から「地上に降りる」ことを日常としていた。彼の黒人への共感・無関心は白人による上から目線の態度として描かれ、彼は黒人に対する支援活動をするのもなければ、黒人と同じ目線に立つこともない。まさに「上から目線 (condescending)」という言葉が示唆するようにパラシュートを使って安全に「降下する (descend)」如く生きる彼の姿勢には、自らの立場を危険にさらすことなく南ア社会の緩やかな改善もしくは安定を願うリベラリズムが浮き彫りとなっている⁸。事実、彼の信念はけっして確固たるものではなく、自分が黒人兵士から被害を受けるとすぐさま反政府ゲリラ側につき、黒人政府の打倒に身を投じる (ハージ風に表現すれば、彼にとっての「寛容の

⁸ 南アではリベラリズムは、白人がアパルトヘイトに反対しつつも、自分たちの保身を第一に考えるような活動しか行わない、既存の体制を出ることがない人々の姿勢を指し、否定的な意味を持つ。黒人活動家スティーヴ・ビコは、南アフリカ全国学生連盟 (NUSAS) の上層部が白人によって動かされ、連盟内の黒人の意見が反映されることがない状態と連盟のリベラルな態度に反対し、黒人は黒人だけの組織を作り、そこから声をあげていくことがアパルトヘイト廃止の為に必要だと説いた。彼は 1968 年に同連盟を脱退した後、黒人のみで構成される学生組織、南アフリカ学生機構 (SASO) を結成した (Biko)。後に黒人人民会議 (BPC) 設立を助け、名誉議長となる。これらの黒人組織は 1976 年の黒人によるソウエト蜂起に強い影響を与えたが、ゴードイマにとっても大きな衝撃となった。

関」を超えるものとして黒人政府を排除の対象と認識したということになるだろう)。彼の両親もまた彼以上にリベラルな人物として描かれ、内戦による社会情勢の悪化にともない、いち早く国外に逃亡している。主人公は「両親が自分の生き方諸々を理解することはないだろう」との理由で、自分が反政府活動家の一員になったことを彼らに明かすことはない (Gordimer 1992: 12)。

「こういった出会いしかないの？」で白人少女が草原での非日常的出会いから脱出して身の安全を感じた空間である白人住宅地は、「ジャンプ」の主人公が想起する安らぎの空間と一致する。彼は黒人政府への協力の見返りとして「警備員のいる庭付きの一軒家」を要求する (Gordimer 1992: 5)。しがない公務員の息子として育った彼にとってそのような家は幼少時に「そばを通り過ぎる」ことしかできなかった空間であり、彼の憧れの原風景であった。そうした憧憬には、黒人を地理的・空間的に排除してきた白人にとっての日常の光景が、南ア社会で暮らす白人に理想化された空間像をいかに提供してきたかを読み取ることができるが、同時に理解されることはその喪失である。「ジャンプ」の主人公の要求は認められることなく、彼には都会の真ん中にそびえ立つ高層ビルの一室が与えられる。「こういった出会いしかないの？」ではなんとかたどり着くことができた理想空間が、その約 40 年後に執筆された「ジャンプ」では幻想以上の存在ではなくなっている。さらには、彼が与えられた空間は、今や黒人が闊歩し、白人が居場所を失った地上の日常から空高く離れており、白人の理想空間からも黒人空間からも遠い根無し草でしかない。

反政府活動に関する重要な情報を持つ人物としてホテルの一室に軟禁された後、上空から地上に降りるという行為は主人公にとって新たな意味を持つ。彼にとってパラシュートという安全器具なしで黒人社会に飛び込んでいくことは、黒人とコンタクトを持つことを意味し、二次元平面への回帰であり、新体制下の社会で白人としての居場所を持つとする積極的姿勢を意味する。しかしながら、主人公は地上に降りることを決断できない。それはあたかもゴードィマ自身が来たるポストアパルトヘイトの南ア社会で白人の居場所を見出せないでいることを示しているかのようである。そこから生じるフラストレーションを解消するかのごとく、主人公は白人女性とホテルの一室でアンニュイな肉体関係を持つ (Gordimer 1992: 18-19)。そこにはメーリングがはるか上空を飛行する航空機の中で隣席の少女に対しておこなう性的な行為との一種のパラレルを見出すことができるが、「ジャンプ」の主人公には明らかにみとめられないのは、アフリカの大地を見下ろしながら女性という身体を支配しようとする家父長的かつ植民地主義的な白人の傲慢さである。ゴードィマの三次元的空間意識は「ジャンプ」に継承されつつも、時代の変化に伴いその性質を変容させている。と同時に、「ジャンプ」に見出される『保護管理人』からの連続性は、象徴的に描かれた三次元空間における人種間のコンタクトの欠如であり、コンタクトの欠如は黒人こそが真の南アの主人公と認めるゴードィマにとって白人の居場所の心理的喪失へとつながる。1990 年代初頭の文脈から理解できる「ジャンプ」は、未来への新たな一歩の可能性を示唆する一方で、その一歩を踏み出せない心理的な大きな壁の存在も教えてくれる。

おわりに

本稿は、ゴードィマの作品にみられる空間の使われ方や登場人物の空間認識を通じて、彼女が南ア特有の人種関係をどのように感じてきたか、そしてそこに時代毎の変化が認められることを示した。ゴードィマが描く白人パラノイアは、黒人によって特権が奪われることへの潜在的恐怖だけではない。それ

は、人種間の接触・交流が常に主従関係を前提とし、対等に接することが否定されてきた南アの特異な社会状況において、白人の居場所を模索しようとする困難な試みの文学的表象であり、それに伴う戸惑いの現れである。それ故、ゴードィマにとってのパラノイアとはむしろ白人が黒人とのコンタクトを喪失することへの危機感の裏返しであり、彼女の作品には人種間のコンタクトの喪失が散見されることを私達は本稿を通じて確認してきた。『保護管理人』の主人公メーリングと彼の農場で働く黒人使用人との関係には、表面的な交流の奥に潜むコンタクトの喪失の可能性が巧みに描き出されている。白人の特権と彼の裕福な暮らしが作り上げる偽善的態度は、コンタクトの喪失によって復讐される。結果としてメーリングは南ア社会で自らの居場所を見いだせず海外に逃亡することになる。「ジャンプ」では、白人主人公は黒人側とのコンタクトを渴望しつつも、その勇気がないままに、黒人が日常生活をおくる地上から何メートルも上空、高層ホテルの一室で白人女性との情事にふけることでその代替物を得ようとする。当然その渴望が満たされることはない。「こういった出会いしかないの？」に見られる草原での人種間の衝突に代表されるように、ゴードィマはこうしたコンタクトを平面での事象として描く。コンタクトの喪失はしばしば三次元で表象され、上空高く昇った白人は地上にいる黒人とのコンタクトを失う。かつて「見渡す限り我が天下」的な視点から周囲を見下ろす植民地主義的な白人優位の視点は、まさに現実的な（down-to-earth）感覚を失って悲壯感が漂う。

アパルトヘイトを執筆の題材・原動力にしてきたゴードィマがアパルトヘイト廃止後何を題材とするかが注目された。研究者の間では執筆そのものが不可能になるのではないかと懸念も囁かれた。ゴードィマ自身は政治家とみなされることを嫌い、「私はアパルトヘイトについて書いているわけではない。私はその体制下にたまたま住んでいる人々のことを書いている。私はプロパガンダを書く者ではないし、レポーターでもない。私は生来の作家だ」と述べている（Gordimer, interview with Boyers, et al., in *Conversations*, 210）。しかしながら、少なくともアパルトヘイト廃止以前に書かれたゴードィマの作品に関しては、年々政治色が濃くなっており、この発言は文字通りに受けとるべきではないであろう。そうした憶測を良い意味で裏切るかのように、ゴードィマは1994年に土地の所有権をめぐる裁判を担当していた白人弁護士を主人公にした『この道を行く人なしに』（原題 *None to Accompany Me*）、1998年に法廷場面を描いた『ハウス・ガン』（原題 *The House Gun*）を発表するなど精力的に執筆活動をつづけ、私達を安心させてくれた。ポストアパルトヘイトのゴードィマの作品を垣間見ると、事実そこには『この道を行く人なしに』という題名が示唆的であるように、一方で白人と黒人が共に歩む可能性を模索している。メーリングが抱いた幻想が現実となる可能性が示されたといえるだろう。他方で『ハウス・ガン』では法廷という場で登場人物同士が対峙するが、そこには「こういった出会いしかないの？」にみられた白人パラノイアとしての「特権を奪われるかもしれない」という潜在的恐怖ではなく、むしろその病的心理と向き合うための心の準備を予感させる対峙が描かれている。「ジャンプ」に見られた人種間のコンタクトが喪失した三次元的空間意識が二次元的対峙へと変容したと解釈できるだろう。ここでは詳細に立ち入ることはしないが、このようにポストアパルトヘイトの文脈で誕生した作品にも、ゴードィマが思い描く新たな人種関係の有り様がやはり空間認識と強く結びついているのである。

Works Cited

- Biko, Steve. *I Write What I Like*. Ed. Aelred Stubbs. London: Bowerean, 1978.
- Clingman, Stephen. *The Novels of Nadine Gordimer: History from the Inside*. 2nd ed. London: Bloomsbury, 1993.
- Coetzee, J. M. *White Writing: On the Culture of Letters in South Africa*. New Haven: Yale UP, 1988.
- Cooke, John. *The Novels of Nadine Gordimer: Private Lives/Public Landscapes*. Baton Rouge: Louisiana State UP, 1985.
- Gordimer, Nadine. "Is There Nowhere Else Where We Can Meet?" *Selected Stories*. Harmondsworth: Penguin, 1983: 17-20.
- . *The Conservationist*. Harmondsworth: Penguin, 1974.
- . *The Essential Gesture: Writing, Politics, and Places*. London: Jonathan Cape, 1988.
- . *Conversations with Nadine Gordimer*. Eds. Nancy Topping Bazin and Marilyn Dallman Seymour. Jackson: UP of Mississippi, 1990.
- . "Jump." *Jump and Other Stories*. Harmondsworth: Penguin, 1992: 3-20.
- Hage, Ghassan. *White Nation: Fantasies of White Supremacy in a Multicultural Society*. London: Comerford and Miller, 1998.
- Lazar, Karen. "Feminism as 'Piffling'? Ambiguities in Gordimer's Short Stories." *The Later Fiction of Nadine Gordimer*. Ed. Bruce King. New York: Macmillan, 1993: 213-27.
- Pettersson, Rose. *Nadine Gordimer's One Story of a State Apart*. Uppsala: Uppsala U, 1995.
- Pratt, Mary Louise. *Imperial Eyes: Travel Writing and Transculturation*. London: Routledge, 1992.
- Temple-Thurston, Barbara. *Nadine Gordimer Revisited*. New York: Twayne, 1999.
- Wagner, Kathrin. *Rereading Nadine Gordimer*. Bloomington: Indiana UP, 1994.
- Yelin, Louise. *From the Margins of Empire: Christina Stead, Doris Lessing, Nadine Gordimer*. Ithaca: Cornell UP, 1998.

In Search of Whites' Sphere: Race and Space in Works by Nadine Gordimer

JA Kusaka

This paper discusses the representation of Nadine Gordimer's struggle to quest for white people's (and her own) sphere in South Africa during the time of apartheid in her works of fiction. This paper shows that her literary engagement reflects both her understanding of the necessity to have a racial contact in this racially segregated society and her fear for losing it, and that they are most represented in the characterisation of space in her works. Her persistent quest across time from the 1940s to the 1990s reflects its historical contexts and is thematically linked to her depiction of space and her characters' spatial understanding. Historically, South Africa under apartheid had peculiar social circumstances in which racial contacts between whites and blacks were either strictly denied or always included a master-servant relationship. In her fiction Gordimer has been engaged in this difficult task to seek for whites' sphere surrounded by blacks who were a numerical majority but were forced to be a political minority. The result is the symbolic representation of both such a place for whites and a sense of bewilderment that it entails in her works. This paper deals with one novel and two short stories of Gordimer's: *The Conservationist*, "Is There Nowhere Else Where We Can Meet?", and "Jump". *The Conservationist* depicts the possibility of a loss of racial contact under the superficial relationship between the white main character and his black workers in his farm. His hypocritical attitude to try to approach his workers as their master is taken vengeance upon by the loss of the very contact he craves to have. All he manages to obtain as its substitution is his fantasy for contact on the aeroplane high up in the sky or in a place that exists nowhere in the map. Unlike the main character's "three-dimensional" fantasy in *The Conservationist*, Gordimer writes about racial contacts on the two-dimensional terrain as can be seen in the veld in "Is There Nowhere Else Where We Can Meet?" White characters in her works lose contact with black characters up in the sky, and this colonial "monarch-of-all-I-survey" perspective upon the ground results in the loss of their literally "down-to-earth" sense, thus their loss of racial contact with blacks. "Jump" is a good example which describes such a loss. In this near-future short story, the main character is detained in a hotel room high up from the ground when a black regime has been established in South Africa. He wishes to dive into blacks' everyday life on the ground but has yet no courage to do so. In this work published only a few years before apartheid was abolished, Gordimer's failure to clearly visualise her place in post-apartheid South Africa can be identified in the main character's indecisiveness.

資 史 料 紹 介

1923 年国勢調査からみる両大戦間期 リトアニアにおける各民族の社会構造

重松 尚

本稿では、1923 年にリトアニアで行われた国勢調査の結果から、当時リトアニアに住んでいた主要各民族の社会構造の一端を示すデータを紹介する。なお、本稿で用いるデータは、1925 年にカウナスで発行された『リトアニアの住民—1923 年 9 月 17 日の第 1 回全国国勢調査のデータ¹』に依拠している。

この国勢調査は、両大戦間期のリトアニア共和国で行われた唯一の国勢調査である。なお、リトアニアの独立以前には、ロシア帝国時代の 1897 年に行われた国勢調査があった²。1923 年の国勢調査は、リトアニア政府が自国領としつつもポーランドが実効支配していたヴィルニウス地方や、1923 年初頭にリトアニアに編入されたばかりのクライペダ地方では実施されなかった。実施されたのはカウナス、パネヴェジース、シャウレイ、ヴィルクメルゲ（現・ウクメルゲ）の 4 市 (miestas) と 20 の郡 (apskritis)³ であり、上記 4 市は各郡とは別に集計された（地図 1 も参照）。なお、1923 年当時、郡の下位にはさらに郷 (valsčius)⁴ が設置されていた。1923 年当時の各郡の人口、面積、郷・市・町・村・教会村の数は表 1 のとおりである。人口、面積ともにシャウレイ郡が最大であった。

この国勢調査では以下の質問項目が設けられていた。すなわち、(1) 住所、(2) 氏名、(3) 性別、(4) 年齢、(5) 婚姻状態（ただし 16 歳未満の者を除く）、(6) 信仰する宗教、(7) 民族性、(8) 国籍（外国籍の場合）、(9) 識字状況、(10) 住所以外の居住地（該当する場合）、(11) 出生地、(12) 職業、(13) 生計の手段（無職の場合）、(14) 身体障害の有無、(15) 身体障害の理由、である⁵。1897 年のロシア帝国国勢調査において各自の民族性は母語によって判断されたが、この国勢調査では各自の自己申告にも

¹ Lietuvos gyventojai: Pirmojo 1923 m. rugsėjo 17 d. visuotinio gyventojų surašymo duomenys (Kaunas: P. Sokolovskienės ir G. Lano spaustuvė, 1925).

² ただし、1897 年当時プロイセン領であったクライペダ地方（ドイツ語でメーメルラント）は除く。1897 年のロシア帝国国勢調査の結果のうち、ヴィリナ（ヴィルニウス）県とコヴノ（カウナス）県については以下を参照。Первая всеобщая перепись населения: Российской империи, 1897 г., т. 4, Виленская губерния (Санкт-Петербург, 1904); Первая всеобщая перепись населения: Российской империи, 1897 г., т. 17, Ковенская губерния (Санкт-Петербург, 1904).

³ なお、日本語文献においては、リトアニア語の apskritis を「州」や「県」と訳す例も見られる。しかし apskritis は、ポーランド語の powiat やロシア語の уезд（いずれも日本語では一般に「郡」と訳される）に相当し、歴史的には、ポーランド＝リトアニア共和国時代には vaivadija（ポーランド語で województwo、日本語では一般に「県」と訳される）の下位に位置づけられ、ロシア帝国時代には gubernija（ロシア語で губерния、日本語では一般に「県」と訳される）の下位に位置づけられていた。そのため、apskritis は「郡」と訳するのが適切であると考えられる。

⁴ リトアニア語の valsčius はロシア語の волость（日本語では一般に「郷」と訳される）に相当するため、本稿でも「郷」とした。

⁵ Lietuvos gyventojai, xviii–xxi.

とづくこととされた。

次に、民族別の人口は表2のとおりである。リトアニア人に次いで多い民族はユダヤ人で、人口の7.6パーセントを占めていた。ユダヤ人に続いてポーランド人(3.2パーセント)、ロシア人(2.5)、ドイツ人(1.4)、ラトヴィア人(0.7)、ベラルーシ人(0.2)が多かった。外国人の割合は総人口の0.4パーセント程度であった。

各郡および主要4市の民族別人口(表3)および民族構成の割合(表4)を見ると、まず、ユダヤ人の割合が主要4市で突出して多い点で際立っているのが分かる。また、リトアニア人やユダヤ人がリトアニア全土に広く住んでいたのに対し、他の民族の場合は居住地域の分布に偏りがある。例えば、ポーランド人は中部のカウナス郡やケダイネイ郡、パネヴェジース郡、そしてヴィルニユス地方に近いウテナ郡、ヴィルクメルゲ郡、トラカイ郡、アリートゥス郡、セイナイ郡に多かった。逆に、クレティンガ郡、マジエイケイ郡、テルシェイ郡、タウラゲ郡といった北西部(ジェマイティヤ地方)や、ドイツ国境に近い南西部のシャケイ郡などではポーランド人は少なかった。ロシア人は、北東部のロキシユキス郡やウテナ郡、ザラサイ郡に加え、カウナス郡やトラカイ郡、シャウレイ郡、ヴィルクメルゲ郡に多かった。ドイツ人は、およそ3分の1がドイツとの国境に接するヴィルカヴィシユキス郡に住んでいた。また、ヴィルカヴィシユキス郡に隣接するシャケイ郡やマリヤンポレ郡、クライペダ地方に隣接するタウラゲ郡にも比較的ドイツ人が多かった。ラトヴィア人の居住地域は、ラトヴィア国境沿いに位置するクレティンガ郡、マジエイケイ郡、シャウレイ郡、ビルジャイ=パスヴァリース郡、ロキシユキス郡の5郡にほぼ限定されていた。ベラルーシ人の場合は、その44.0パーセントがトラカイ郡に住んでいた。

市域・町域・村域に分けて見てみると、リトアニア人、ポーランド人、ロシア人、ラトヴィア人、ベラルーシ人は8割以上が村域に住んでいたのに対して、ユダヤ人やドイツ人は市域に比較的多く住んでいたことが分かる(表5)。ユダヤ人の場合、実に63.5パーセントが市域に住み、また3割以上が町域に住んでいたのに対して、村域に暮らす者はわずか5.2パーセントに過ぎなかった。村域人口に占めるリトアニア人の割合は9割を超えていたが、町域人口に占める割合は66.4パーセントであり、市域人口に占める割合は57.0パーセントであった(図1)。地理的にはリトアニア人とユダヤ人はともにリトアニア全土に分布していたが、そのなかでもリトアニア人は村域に、ユダヤ人は市域と町域に多いという違いがあったのである。それでもなお、リトアニア人は市域や町域においても半数以上を占めていた。

表6および図2は、各宗派の信仰者の数および割合を示している。リトアニアで最も多かったのはローマ・カトリックの信者で、総人口の85.7パーセントを占めていた。民族別に見ると、リトアニア人とポーランド人のほとんどがローマ・カトリックを、ユダヤ人のほぼ全員がユダヤ教を、ドイツ人とラトヴィア人の多くがルター派を信仰していた。ロシア人の場合、63.0パーセントが古儀式派であり、残りのほとんどは正教徒であった。ベラルーシ人の場合、正教徒の割合は36.8パーセントでロシア人と大きく変わらなかったが、ロシア人の場合とは異なり古儀式派を信仰する者は皆無で、61.8パーセントはローマ・カトリックを信仰していた。なお、その他の国籍者の約7割の信仰はキリスト教およびユダヤ教以外となっているが、これは、タタール人(人口973人)の98.8パーセントがイスラーム教を信仰していたことやカライム人(人口141人)の全員がユダヤ教の一派であるカライ派を信仰していたことによる⁶。このように、信仰する宗教は民族ごとに大きく異なっていた。

各民族の年齢別人口を見ると、リトアニア国籍者ではいずれの民族も10代の人口が最も多く、民族ご

⁶ Lietuvos gyventojai, 30.

とに傾向の違いはあまり見られない（表 7 および図 3）。ただし、ラトヴィア人は若年者が他の民族より比較的少なく、年配者が多い傾向にあった。なお、外国人については、20 代の人口が最も多く、次いで 30 代で、その次に多かったのは 10 歳未満の人口であり、10 代の人口が最も多かったリトアニア国籍者の各民族とは大きく異なる傾向を示していた。

各民族の識字率（15 歳以上、なお言語は問わない）は、表 8 および図 4 のとおりであった。識字者を「読み書きができる者」に限定した場合も、「読むことしかできない者」を識字者に含めた場合も、外国人の識字率が最も高かった。また、男性の識字率が常に女性を上回っていた。

リトアニア国籍者では、「読むことしかできない者」を識字者に含めた場合、ラトヴィア人の識字率が男女ともに最も高かった。リトアニア人、ユダヤ人、ポーランド人、ドイツ人の識字率は男性で 7 割、女性で 6 割を超えていた。これに比べてベラルーシ人の識字率は比較的 low、最も低かったのはロシア人であった。識字者を「読み書きができる者」に限定した場合、リトアニア国籍者のなかではユダヤ人の識字率が男女ともに最も高く、ラトヴィア人、ドイツ人がそれに続いた。これに比べてリトアニア人やポーランド人の識字率は低く、女性の場合は特に低かった。ベラルーシ人およびロシア人の識字率はさらに低かった。

図 5 および図 6 は、リトアニア国籍者の主要 7 民族の年代別の識字率を示したグラフである。14 歳以下ではユダヤ人の識字率が最も高かったのに対して、20 代以上ではラトヴィア人の識字率も高かったことが分かる。また、リトアニア人とポーランド人の識字率を比べた場合、リトアニア人は若年層で、ポーランド人は中高年層で比較的高かった。ドイツ人とラトヴィア人を比べた場合、若年層ではドイツ人がラトヴィア人を上回っていた。

図 7 は年代別の未婚率を示したグラフである。なお、この国勢調査において婚姻状態は、「未婚」「既婚」「死別」「離婚」「不明」の 5 つに分類された。リトアニア国籍者に限って見てみると、30 代男性でラトヴィア人の未婚率が高く、20 代女性でロシア人やその他国籍者の未婚率が低いのが特徴的である。また、60 歳以上女性で未婚の者は、ユダヤ人ではほとんどいなかった。他方でリトアニア人やポーランド人では約 1 割が未婚のままであった。60 歳以上男性でも、リトアニア人およびポーランド人男性の未婚率は他の民族よりも高かった。

表 9 は、各業界に従事する者と被扶養者の数、そしてそれらが民族全体に占める割合を示したものである。また、図 8 は独立生計者に占める各業界の従事者の割合を示している。リトアニア人、ポーランド人、ロシア人、ラトヴィア人、ベラルーシ人の場合、独立生計者の 8 割程度が農業に従事していた。他方で、ドイツ人の場合は農業で生計を立てる者は 58.6 パーセントと比較的少なく、ユダヤ人に至ってはわずか 6.0 パーセントしかいなかった。ユダヤ人の独立生計者の 30.0 パーセントは商業に、21.6 パーセントは工業に従事していた。ユダヤ人のこのような傾向は、リトアニア人など他の民族とは大きく異なっていた。

図 9 は、農業や工業などの業界に占める各民族の割合を示したグラフである。農業においてはリトアニア人が 9 割以上を占め、商業を除くその他の業界でもリトアニア人が 6 割から 7 割程度を占めていた。他方で、商業においてはユダヤ人が 77.5 パーセントを占め、リトアニア人が占める割合は 17.5 パーセントにすぎなかった。

以上のように、1923 年の国勢調査の結果から、当時の社会構造が民族ごとに異なっていたことが分かる。

最後に、その後の国勢調査の結果との比較から、リトアニアの民族構成の変化を見てみたい。表 10 は、1923 年から 2011 年までリトアニアで行われた国勢調査における各民族の人口を示した表であり、図 10 は各民族が総人口に占める割合の変化を示したグラフである。1959 年にソヴェト連邦で行われた国勢調査によれば、リトアニア・ソヴェト社会主義共和国の総人口は 271 万人あまりであった。1939 年までポーランド領であったヴィルニユス地方と 1939 年にドイツに編入されたクライペダ地方が、第二次世界大戦を経てともにリトアニア・ソヴェト社会主義共和国領となったこともあり、リトアニアの総人口は 1923 年よりも大幅に増加している。

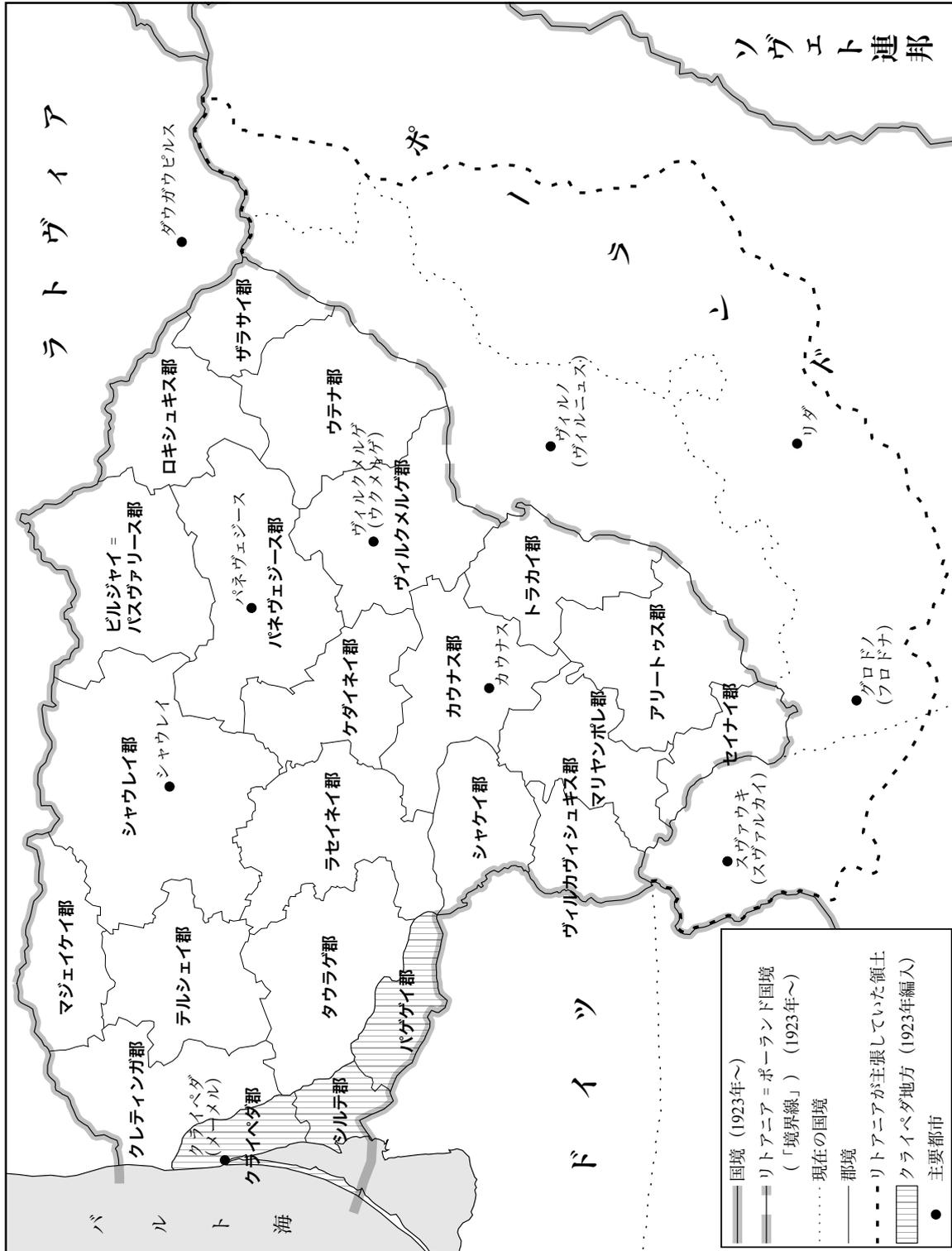
また、その民族構成も変化した。リトアニア人の割合は 84.2 パーセントから 79.3 パーセントに減少し、代わってポーランド人、ロシア人、ベラルーシ人の割合が増加した。1923 年にはわずかに 43 人のみであったウクライナ人の人口は、1 万 7692 人に激増している。これらの民族とは対照的に、両大戦間期に少数民族として最も人口が多かったユダヤ人の割合は 0.9 パーセントにまで激減し、ラトヴィア人やドイツ人の割合も減少した。このように、第二次世界大戦を経て、リトアニアの民族構成は大きく変化したのである。

Social Structures of Nations in Interwar Lithuania According to the 1923 Census

Hisashi SHIGEMATSU

The purpose of this paper is to introduce data, which show the social structures of major nations living in interwar Lithuania. In interwar Lithuania, the largest national minority was the Jews, accounting for 7.6 % of the total population. Geographically, the Lithuanians and the Jews were distributed throughout Lithuania, while other nations lived in some particular areas of the country. Each nation had different religious orientations: most of the Lithuanians and the Poles were Roman Catholics; almost all Jews believed in Judaism; more than 90 % of the Germans and the Latvians were Protestants; about two thirds of the Russians were Old Believers, and about one third of them believed in Orthodox Church; about one third of the Belarusians believed in Orthodox Church too, but two thirds of them were not Old Believers but Roman Catholics. Literacy rates of the Jews, the Latvians and the Germans were higher than other nations, and those of the Belarusians and the Russians were lower. Compared among nations, the percentage of unmarried Latvian men in thirties was relatively higher, and the percentage of unmarried Russian women in twenties was lower. About 80 % of the Lithuanian, Polish, Russian, Latvian and Belarusian independent habitants were engaged in agriculture, but so was only 6.0 % of the Jews; most of the Jews were engaged in commerce and industry. These data show that the social structures of the major nations in Lithuania were quite different during the interwar period.

地図1 リトアニア (1923年)



出典：筆者が作成。

表1 各自治体の人口、面積、人口密度、郷・市・町・村・教会村の数（1923年）

自治体 (アルファベット順)	人口	面積 (km ²)	人口密度 (km ² あたり)	郷の 数	市の数と市の名称	町の 数	村の 数	教会 村の 数
アリートゥス郡	109,678	2,849	38.5	20	1 アリートゥス	15	658	6
ビルジャイ = パスヴァリース郡	115,186	3,268	35.2	14	1 ビルジャイ	13	775	11
カウナス郡	98,918	2,618	37.8	16	1 ヨナヴァ	8	524	11
カウナス市	92,446	34	2,719.0	—	1 カウナス	2	21	—
ケダイネイ郡	86,099	2,403	35.8	13	1 ケダイネイ	13	398	11
クレティンガ郡	93,875	2,579	36.4	12	0	10	443	12
マリヤンポレ郡	99,220	2,199	45.1	20	3 カルヴァリヤ、 マリヤンポレ、 プリエナイ	2	734	15
マジェイケイ郡	71,104	2,070	34.3	9	1 マジェイケイ	15	322	1
パネヴェジース郡	119,720	3,972	30.1	16	2 クピシュキス、 シェドゥヴァ	18	805	13
パネヴェジース市	19,197	—	—	—	1 パネヴェジース	—	2	—
ラセイネイ郡	108,024	3,087	35.0	12	2 ユルバルカス、 ラセイネイ	12	839	15
ロキシユキス郡	83,220	2,255	36.9	11	1 ロキシユキス	14	568	5
セイナイ郡	38,207	1,263	30.3	9	0	4	246	5
シャケイ郡	67,474	1,773	38.1	14	2 ナウミエスティ ス、シャケイ	1	577	13
シャウレイ郡	176,628	5,714	30.9	26	1 ジャガレ	22	1,313	12
シャウレイ市	21,387	—	—	—	1 シャウレイ	—	—	—
タウラゲ郡	110,965	3,351	33.1	13	1 タウラゲ	16	935	12
テルシェイ郡	80,452	2,601	30.9	10	2 ブルンゲ、 テルシェイ	15	537	10
トラカイ郡	78,636	2,191	35.9	9	0	11	471	7
ウテナ郡	108,960	3,090	35.3	14	0	17	927	4
ヴィルカヴィシュキス郡	80,609	1,412	57.1	14	3 キーバルタイ、ヴ ィルカヴィシュキ ス、ヴィルパリス	2	819	5
ヴィルクメルゲ郡	115,705	3,199	36.2	19	0	26	389	3
ヴィルクメルゲ市	10,604	—	—	—	1 ヴィルクメルゲ	—	—	—
ザラサイ郡	42,657	1,314	32.5	8	1 ザラサイ	5	403	3
計	1,179,810	53,242	22.2	204	27	241	2,706	174

出典：Lietuvos gyventojai, 1–4; Lietuvos apgyventos vietos: Pirmojo visuotinio Lietuvos gyventojų 1923 m. surašymo duomenys (Kaunas: Centralinis statistikos biūras, 1925), vii. ただし、人口密度については一部出典元とは異なる。

表2 民族別人口（1923年）

	男	女	計	全国籍者に 占める割合	総人口に 占める割合
リトアニア人	810,614	891,249	1,701,863	84.18%	83.88%
ユダヤ人	73,547	80,196	153,743	7.60%	7.58%
ポーランド人	30,466	35,133	65,599	3.24%	3.23%
ロシア人	24,614	25,846	50,460	2.50%	2.49%
ドイツ人	14,349	14,882	29,231	1.45%	1.44%
ラトヴィア人	6,941	7,942	14,883	0.74%	0.73%
ベラルーシ人	2,215	2,206	4,421	0.22%	0.22%
タタール人	490	483	973	0.05%	0.05%
ジプシー（ロマ）	145	139	284	0.01%	0.01%
カライム人	60	81	141	0.01%	0.01%
エストニア人	9	37	46	0.00%	0.00%
ウクライナ人	12	31	43	0.00%	0.00%
フランス人	4	16	20	0.00%	0.00%
チェコ人	11	8	19	0.00%	0.00%
イングランド人	3	8	11	0.00%	0.00%
スウェーデン人	3	4	7	0.00%	0.00%
グルジア人	0	6	6	0.00%	0.00%
ハンガリー人	3	3	6	0.00%	0.00%
フィン人	0	6	6	0.00%	0.00%
アルメニア人	0	4	4	0.00%	0.00%
ギリシャ人	2	1	3	0.00%	0.00%
トルコ人	2	1	3	0.00%	0.00%
ルーマニア人	0	3	3	0.00%	0.00%
セルビア人	1	1	2	0.00%	0.00%
デンマーク人	0	2	2	0.00%	0.00%
不明	7	6	13	0.00%	0.00%
リトアニア国籍者・計	963,498	1,058,294	2,021,792	100.00%	99.65%
外国人 （無国籍・国籍不明を含む）	4,062	3,117	7,179		0.35%
合計	967,560	1,061,411	2,028,971		100.00%

出典：Lietuvos gyventojai, xxxvi, 13–18.

表3 各郡および主要4市の民族別人口 (1923年)

自治体 (アルファベット順)	リトアニ ア人	ユダヤ人	ポーラン ド人	ロシア人	ドイツ人	ラトヴィ ア人	ベラルー シ人	その他 国籍者	外国人 (無国籍・ 国籍不明 を含む)	計
アリートゥス郡	95,648	7,729	3,974	757	419	9	190	701	251	109,678
ビルジャイ = パスヴァアリース郡	104,068	4,945	936	1,268	169	3,421	28	77	274	115,186
カウナス郡	75,629	6,384	10,092	5,761	592	14	117	63	266	98,918
カウナス市	54,520	25,044	4,193	2,914	3,269	123	171	115	2,097	92,446
ケダイネイ郡	71,987	5,464	6,390	1,624	271	67	43	6	247	86,099
クレティンガ郡	84,624	5,816	121	270	479	2,275	109	0	181	93,875
マリヤンポレ郡	87,236	6,407	1,296	331	3,395	18	105	11	421	99,220
マジエケイ郡	61,707	3,999	112	1,361	341	3,157	161	23	243	71,104
パネヴェジース郡	106,787	5,610	4,397	2,406	137	147	101	22	113	119,720
パネヴェジース市	10,236	6,845	976	633	109	50	30	121	197	19,197
ラセイネイ郡	93,532	8,149	2,372	1,465	2,029	32	170	1	274	108,024
ロキシュキス郡	71,258	5,108	502	5,478	57	525	32	5	255	83,220
セイナイ郡	33,353	2,172	1,689	676	169	3	61	19	65	38,207
シャケイ郡	60,968	2,978	155	190	2,861	2	159	5	156	67,474
シャウレイ郡	156,567	8,161	1,187	4,669	576	4,716	340	33	379	176,628
シャウレイ市	15,058	5,338	119	304	198	96	30	17	227	21,387
タウラゲ郡	99,547	6,168	400	849	3,731	29	44	3	194	110,965
テルシエイ郡	71,731	6,308	294	1,431	215	54	310	3	106	80,452
トラカイ郡	59,601	4,338	9,712	2,602	63	11	1,946	200	163	78,636
ウテナ郡	90,091	8,043	5,605	4,923	46	43	65	12	132	108,960
ヴィルカヴィシユキス郡	61,363	7,161	638	658	10,045	6	116	37	585	80,609
ヴィルクメルゲ郡	99,944	4,289	8,392	2,782	24	17	59	54	144	115,705
ヴィルクメルゲ市	5,243	3,885	801	551	19	9	4	5	87	10,604
ザラサイ郡	31,165	3,402	1,246	6,557	17	59	30	59	122	42,657
計	1,701,863	153,743	65,599	50,460	29,231	14,883	4,421	1,592	7,179	2,028,971

出典：Lietuvos gyventojai, xxxviii-xxxix, 13-18.

表4 各郡および主要4市の民族構成 (1923年)

自治体 (アルファベット順)	リトアニア人	ユダヤ人	ポーラン ド人	ロシア人	ドイツ人	ラトヴィ ア人	ベラルー シ人	その他 国籍者	外国人 (無国籍・ 国籍不明 を含む)	計
アリートゥス郡	87.2%	7.0%	3.6%	0.7%	0.4%	0.0%	0.2%	0.6%	0.2%	100.0%
ビルジャイ = パスヴァアリース郡	90.3%	4.3%	0.8%	1.1%	0.1%	3.0%	0.0%	0.1%	0.2%	100.0%
カウナス郡	76.5%	6.5%	10.2%	5.8%	0.6%	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	100.0%
カウナス市	59.0%	27.1%	4.5%	3.2%	3.5%	0.1%	0.2%	0.1%	2.3%	100.0%
ケダイネイ郡	83.6%	6.3%	7.4%	1.9%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%
クレティンガ郡	90.1%	6.2%	0.1%	0.3%	0.5%	2.4%	0.1%	0.0%	0.2%	100.0%
マリヤンポレ郡	87.9%	6.5%	1.3%	0.3%	3.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	100.0%
マジエイケイ郡	86.8%	5.6%	0.2%	1.9%	0.5%	4.4%	0.2%	0.0%	0.3%	100.0%
パネヴェジス郡	89.2%	4.7%	3.7%	2.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	100.0%
パネヴェジス市	53.3%	35.7%	5.1%	3.3%	0.6%	0.3%	0.2%	0.6%	1.0%	100.0%
ラセイネイ郡	86.6%	7.5%	2.2%	1.4%	1.9%	0.0%	0.2%	0.0%	0.3%	100.0%
ロキシュキス郡	85.6%	6.1%	0.6%	6.6%	0.1%	0.6%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%
セイナイ郡	87.3%	5.7%	4.4%	1.8%	0.4%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	100.0%
シャケイ郡	90.4%	4.4%	0.2%	0.3%	4.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	100.0%
シャウレイ郡	88.6%	4.6%	0.7%	2.6%	0.3%	2.7%	0.2%	0.0%	0.2%	100.0%
シャウレイ市	70.4%	25.0%	0.6%	1.4%	0.9%	0.4%	0.1%	0.1%	1.1%	100.0%
タウラゲ郡	89.7%	5.6%	0.4%	0.8%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	100.0%
テルシエイ郡	89.2%	7.8%	0.4%	1.8%	0.3%	0.1%	0.4%	0.0%	0.1%	100.0%
トラカイ郡	75.8%	5.5%	12.4%	3.3%	0.1%	0.0%	2.5%	0.3%	0.2%	100.0%
ウテナ郡	82.7%	7.4%	5.1%	4.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	100.0%
ヴィルカヴィシユキス郡	76.1%	8.9%	0.8%	0.8%	12.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.7%	100.0%
ヴィルクメルゲ郡	86.4%	3.7%	7.3%	2.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	100.0%
ヴィルクメルゲ市	49.4%	36.6%	7.6%	5.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.8%	100.0%
ザラサイ郡	73.1%	8.0%	2.9%	15.4%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	100.0%
計	83.9%	7.6%	3.2%	2.5%	1.4%	0.7%	0.2%	0.1%	0.4%	100.0%

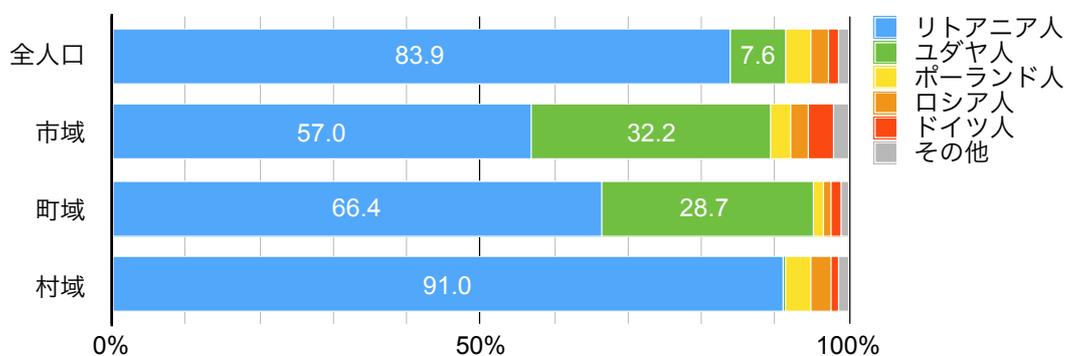
出典：Lietuvos gyventojai, xxxviii-xxxix, 13-18.

表5 市域・町域・村域における民族別人口（1923年）

(下段は民族全体に占める割合)	市域	町域	村域	計
リトアニア人	172,803 10.2%	111,374 6.5%	1,417,686 83.3%	1,701,863 100.0%
ユダヤ人	97,618 63.5%	48,087 31.3%	8,038 5.2%	153,743 100.0%
ポーランド人	8,883 13.5%	2,596 4.0%	54,120 82.5%	65,599 100.0%
ロシア人	7,458 14.8%	1,623 3.2%	41,379 82.0%	50,460 100.0%
ドイツ人	10,132 34.7%	2,104 7.2%	16,995 58.1%	29,231 100.0%
ラトヴィア人	1,594 10.7%	732 4.9%	12,557 84.4%	14,883 100.0%
ベラルーシ人	430 9.7%	184 4.2%	3,807 86.1%	4,421 100.0%
その他	322 20.2%	351 22.0%	919 57.7%	1,592 100.0%
リトアニア国籍者・計	299,240 14.8%	167,051 8.3%	1,555,501 76.9%	2,021,792 100.0%
外国人 (無国籍・国籍不明を含む)	3,694 51.5%	598 8.3%	2,887 40.2%	7,179 100.0%
合計	302,934 14.9%	167,649 8.3%	1,558,388 76.8%	2,028,971 100.0%

出典：Lietuvos gyventojai, xxxvii.

図1 市域・町域・村域における民族構成（1923年）



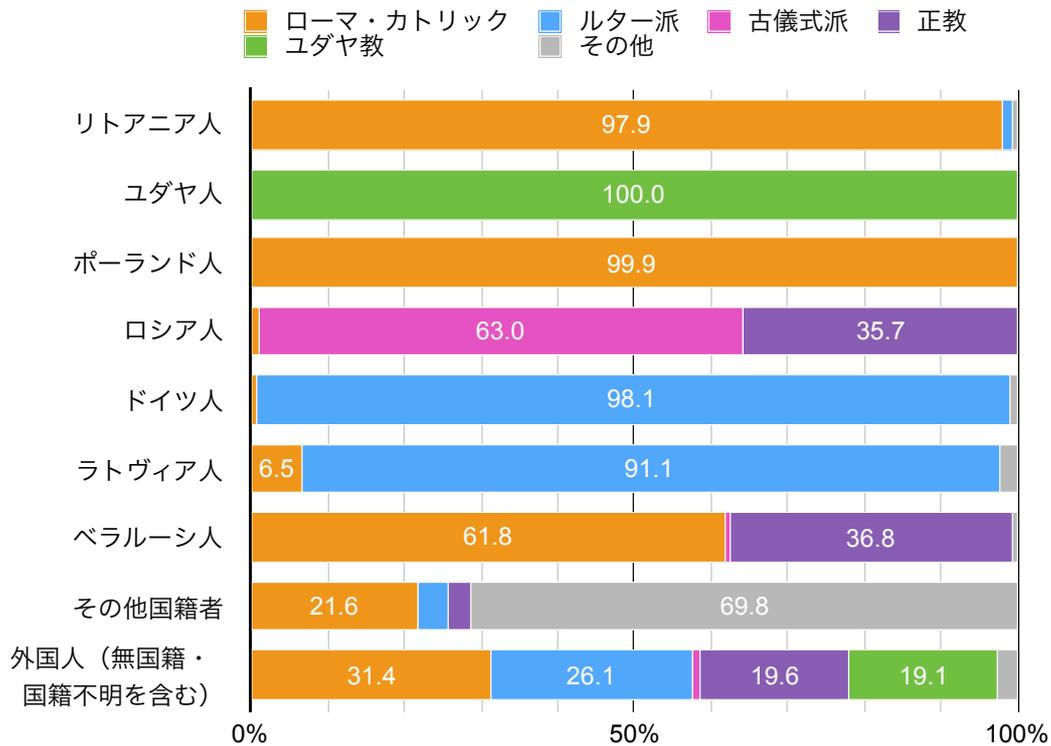
出典：Lietuvos gyventojai, xxxvii. をもとに筆者が作成。ただし、数字は一部出典元とは異なる。

表6 各宗派の信仰者数 (1923年)

	キリスト教							計
	ローマ・カトリック	ルター派	古儀式派	正教	改革派	その他	ユダヤ教	
(下段は民族全体に占める割合)								
リトアニア人	1,666,850 97.9%	22,312 1.3%	268 0.0%	1,747 0.1%	10,259 0.6%	170 0.0%	53 0.0%	204 0.0%
ユダヤ人	7 0.0%	15 0.0%	0 0.0%	3 0.0%	2 0.0%	0 0.0%	153,702 100.0%	14 0.0%
ポーランド人	65,503 99.9%	38 0.1%	0 0.0%	26 0.0%	19 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 0.0%
ロシア人	522 1.0%	47 0.1%	31,778 63.0%	18,020 35.7%	4 0.0%	87 0.2%	0 0.0%	2 0.0%
ドイツ人	207 0.7%	28,671 98.1%	0 0.0%	26 0.1%	212 0.7%	113 0.4%	1 0.0%	1 0.0%
ラトヴィア人	972 6.5%	13,555 91.1%	5 0.0%	22 0.1%	45 0.3%	283 1.9%	0 0.0%	1 0.0%
ベラルーシ人	2,733 61.8%	2 0.0%	28 0.6%	1,625 36.8%	0 0.0%	32 0.7%	0 0.0%	1 0.0%
その他	344 21.6%	65 4.1%	1 0.1%	48 3.0%	11 0.7%	11 0.7%	0 0.0%	1,112 69.8%
リトアニア国籍者・計	1,737,138 85.9%	64,705 3.2%	32,080 1.6%	21,517 1.1%	10,552 0.5%	696 0.0%	153,756 7.6%	1,348 0.1%
外国人 (無国籍・国籍不明を含む)	2,255 31.4%	1,873 26.1%	69 1.0%	1,408 19.6%	126 1.8%	57 0.8%	1,369 19.1%	22 0.3%
合計	1,739,393 85.7%	66,578 3.3%	32,149 1.6%	22,925 1.1%	10,678 0.5%	753 0.0%	155,125 7.6%	1,370 0.1%

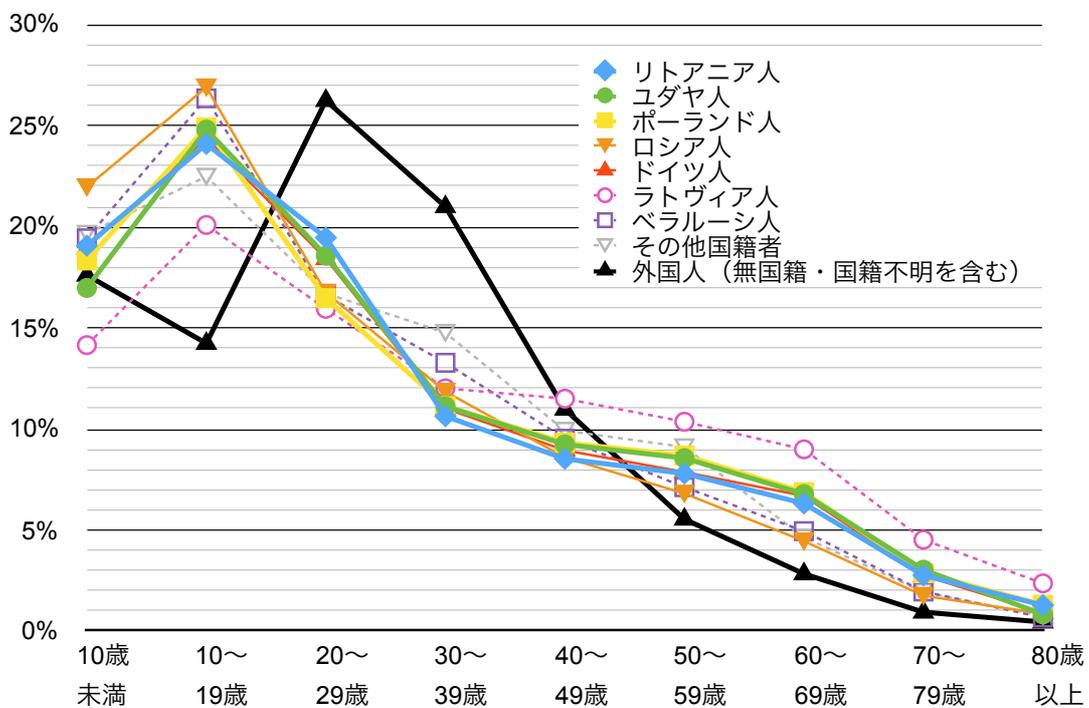
出典：Lietuvos gyventojai, 27-50.

図2 各宗派の信仰者の割合（1923年）



出典：Lietuvos gyventojai, 27-50. をもとに筆者が作成。

図3 人口に占める各年代の割合（1923年）



出典：Lietuvos gyventojai, 54-82. をもとに筆者が作成。

表7 年代別人口 (1923年)

	10歳 未滿	10～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80歳 以上	不明	計
リトアニア人	324,496 19.1%	409,999 24.1%	331,243 19.5%	180,998 10.6%	145,130 8.5%	132,761 7.8%	107,551 6.3%	47,053 2.8%	21,981 1.3%	651 0.0%	1,701,863 100.0%
ユダヤ人	26,100 17.0%	38,135 24.8%	28,555 18.6%	17,100 11.1%	14,204 9.2%	13,162 8.6%	10,432 6.8%	4,685 3.0%	1,284 0.8%	86 0.1%	153,743 100.0%
ポーランド人	12,027 18.3%	16,340 24.9%	10,805 16.5%	7,303 11.1%	6,118 9.3%	5,699 8.7%	4,513 6.9%	1,886 2.9%	864 1.3%	44 0.1%	65,599 100.0%
ロシア人	11,085 22.0%	13,574 26.9%	8,452 16.7%	5,980 11.9%	4,337 8.6%	3,438 6.8%	2,250 4.5%	889 1.8%	438 0.9%	17 0.0%	50,460 100.0%
ドイツ人	5,538 18.9%	7,125 24.4%	5,385 18.4%	3,221 11.0%	2,616 8.9%	2,302 7.9%	1,956 6.7%	806 2.8%	269 0.9%	13 0.0%	29,231 100.0%
ラトヴィア人	2,106 14.2%	2,990 20.1%	2,373 15.9%	1,788 12.0%	1,712 11.5%	1,542 10.4%	1,339 9.0%	674 4.5%	353 2.4%	6 0.0%	14,883 100.0%
ベラルーシ人	859 19.4%	1,165 26.4%	734 16.6%	587 13.3%	421 9.5%	315 7.1%	219 5.0%	87 2.0%	30 0.7%	4 0.1%	4,421 100.0%
その他	313 19.7%	358 22.5%	266 16.7%	235 14.8%	158 9.9%	145 9.1%	74 4.6%	31 1.9%	12 0.8%	0 0.0%	1,592 100.0%
リトアニア国籍者・計	382,524 18.9%	489,686 24.2%	387,813 19.2%	217,212 10.7%	174,696 8.6%	159,364 7.9%	128,334 6.3%	56,111 2.8%	25,231 1.2%	821 0.0%	2,021,792 100.0%
外国人 (無国籍・国籍不明を含む)	1,264 17.6%	1,022 14.2%	1,884 26.2%	1,507 21.0%	788 11.0%	398 5.5%	204 2.8%	68 0.9%	33 0.5%	11 0.2%	7,179 100.0%
合計	383,788 18.9%	490,708 24.2%	389,697 19.2%	218,719 10.8%	175,484 8.6%	159,762 7.9%	128,538 6.3%	56,179 2.8%	25,264 1.2%	832 0.0%	2,028,971 100.0%

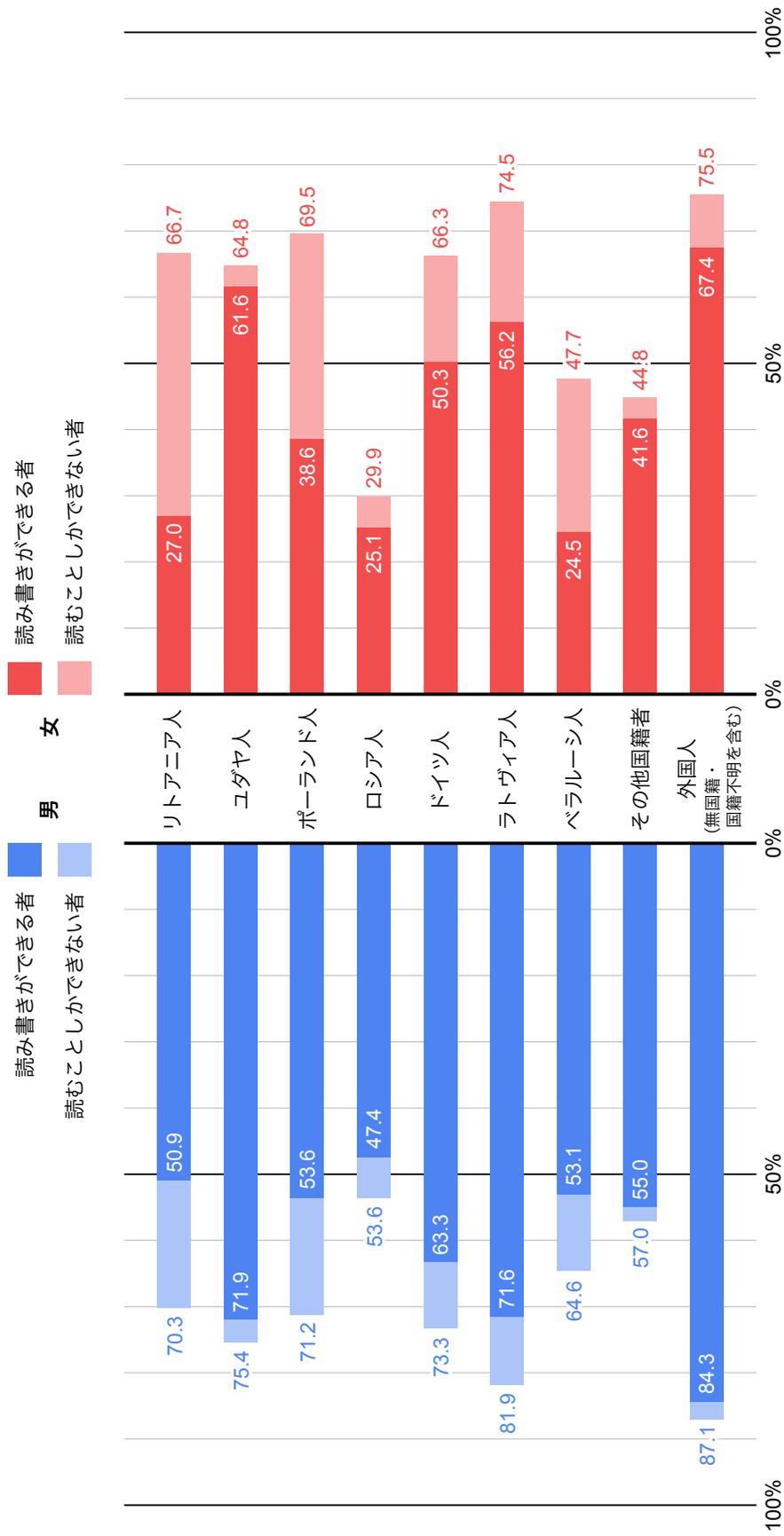
出典：Lietuvos gyventojai, 54–82.

表8 識字率（1923年）

	識字率（15歳以上） （読み書きができる者のみ）			識字率（15歳以上） （読むことしかできない者も含む）		
	男	女	全体	男	女	全体
リトアニア人	50.9%	27.0%	38.1%	70.3%	66.7%	68.3%
ユダヤ人	71.9%	61.6%	66.4%	75.4%	64.8%	69.7%
ポーランド人	53.6%	38.6%	45.6%	71.2%	69.5%	70.3%
ロシア人	47.4%	25.1%	35.9%	53.6%	29.9%	41.3%
ドイツ人	63.3%	50.3%	56.6%	73.3%	66.3%	69.7%
ラトヴィア人	71.6%	56.2%	63.0%	81.9%	74.5%	77.8%
ベラルーシ人	53.1%	24.5%	39.2%	64.6%	47.7%	56.2%
その他	55.0%	41.6%	47.7%	57.0%	44.8%	50.4%
リトアニア国籍者・計	52.9%	30.2%	41.0%	70.4%	65.8%	67.9%
外国人（無国籍・ 国籍不明を含む）	84.3%	67.4%	77.3%	87.1%	75.5%	82.2%
合計	53.1%	30.4%	41.1%	70.5%	65.8%	68.0%

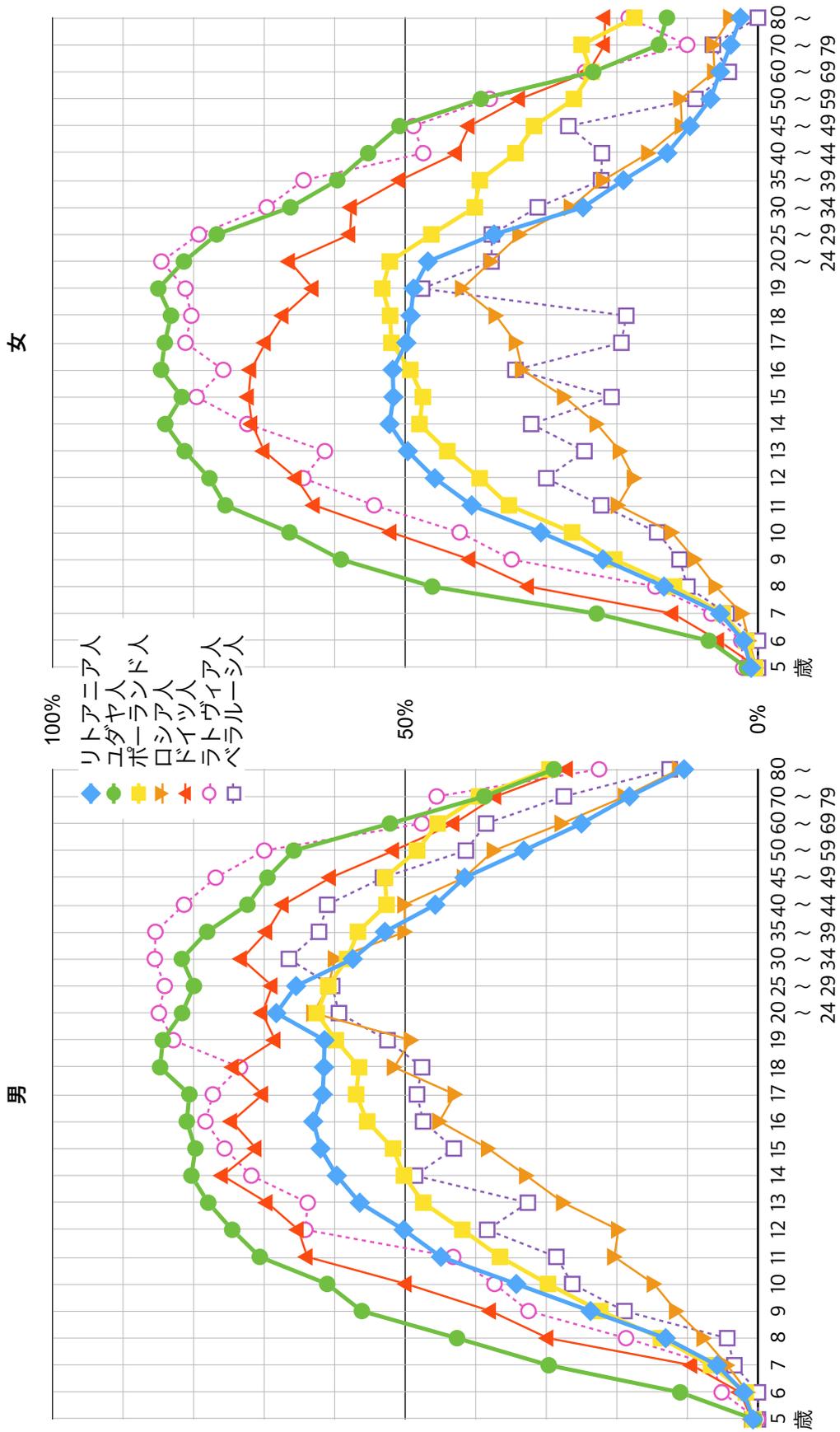
出典：Lietuvos gyventojai, 92–176.

図4 識字率（1923年）



出典：Lietuvos gyventojai, 92-176. をもとに筆者が作成。

図5 年代別識字率（読み書きができる者のみ）（1923年）



出典：Lietuvos gyventojai, 92-176. をもとに筆者が作成。

図6 年代別識字率（読むことしかできない者も含む）（1923年）

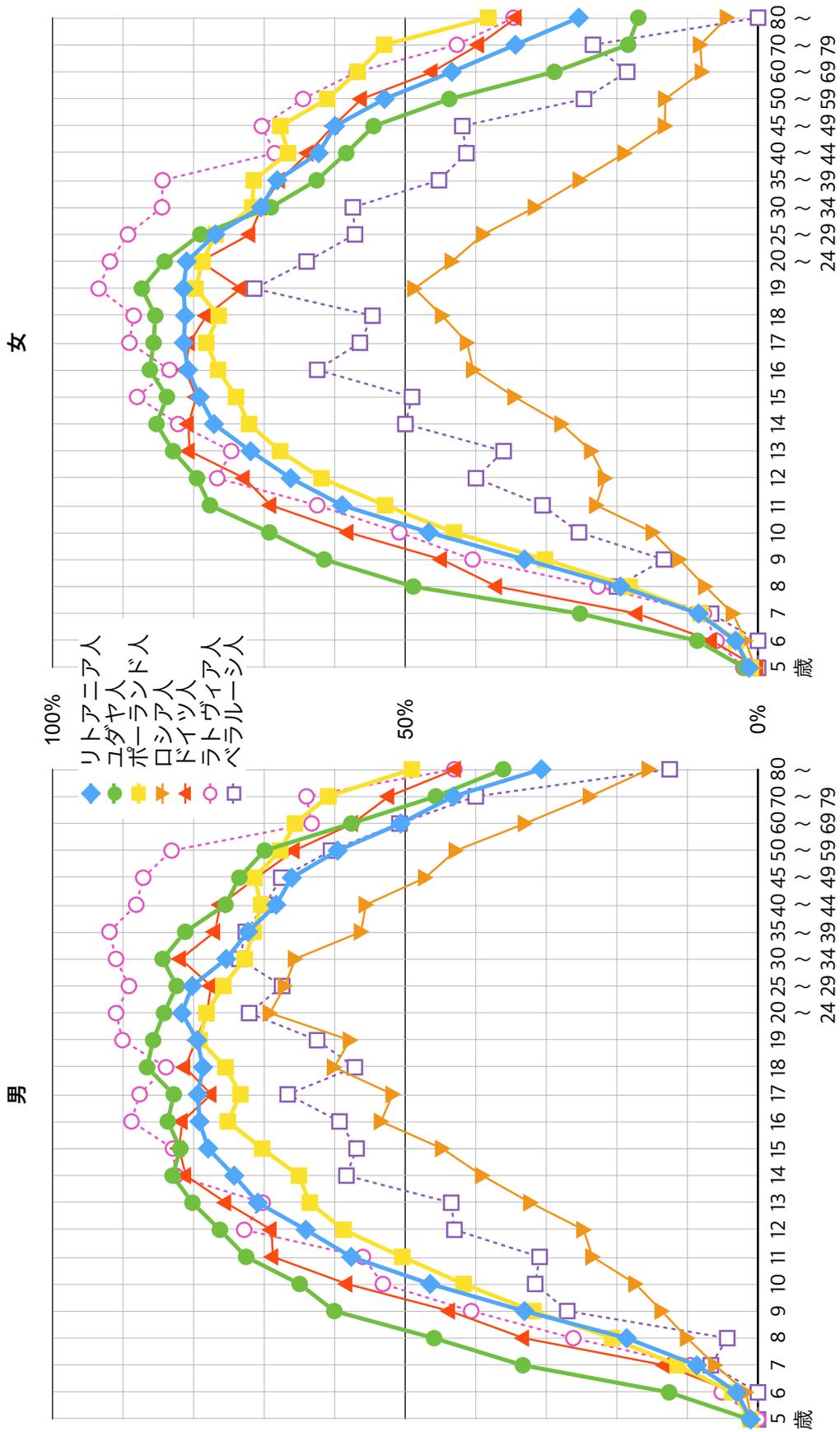
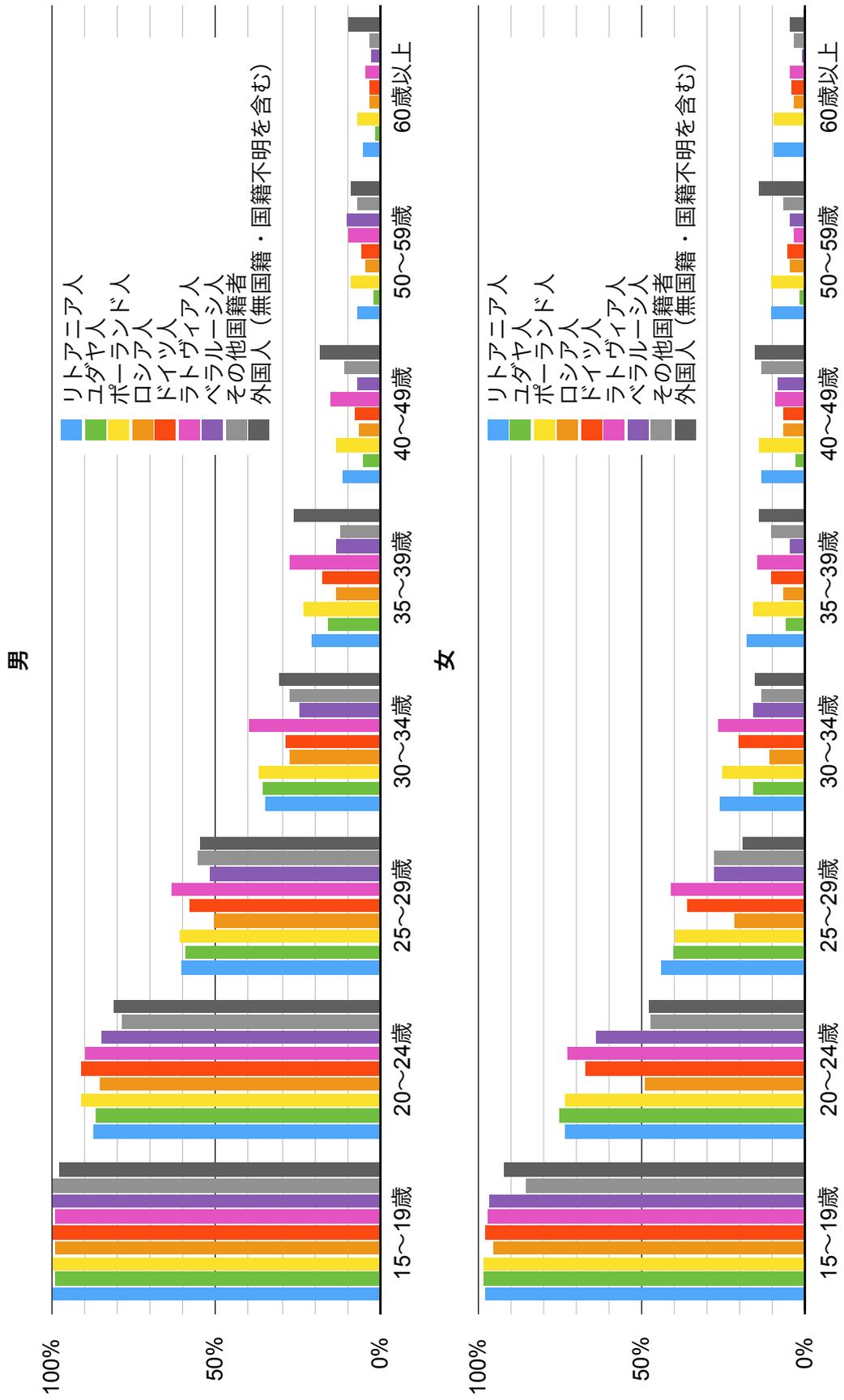


図7 未婚率 (1923年)



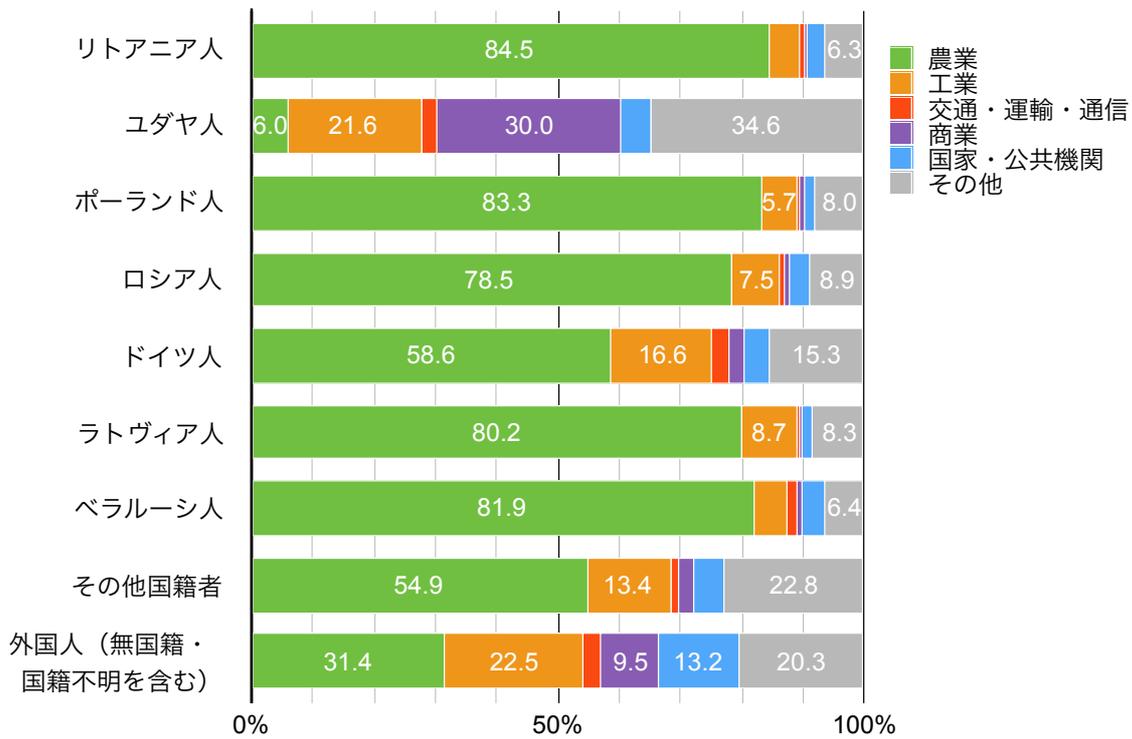
出典：Lietuvos gyventojai, 178-217. をもとに筆者が作成。

表9 各業界の従事者数 (1923年)

	独立生計者										不明	合計
	農業	工業	交通・運輸・通信	商業	国家・公共機関	その他	計	被扶養者	不明	合計		
リトアニア人	995,927 58.5%	56,243 3.3%	9,363 0.6%	5,667 0.3%	36,600 2.2%	74,716 4.4%	1,178,516 69.2%	523,161 30.7%	186 0.0%	1,701,863 100.0%		
ユダヤ人	4,996 3.2%	18,107 11.8%	2,348 1.5%	25,132 16.3%	4,180 2.7%	29,028 18.9%	83,791 54.5%	69,911 45.5%	41 0.0%	153,743 100.0%		
ポーランド人	37,307 56.9%	2,550 3.9%	238 0.4%	319 0.5%	776 1.2%	3,596 5.5%	44,786 68.3%	20,806 31.7%	7 0.0%	65,599 100.0%		
ロシア人	26,436 52.4%	2,535 5.0%	354 0.7%	271 0.5%	1,077 2.1%	3,003 6.0%	33,676 66.7%	16,757 33.2%	27 0.1%	50,460 100.0%		
ドイツ人	10,836 37.1%	3,070 10.5%	473 1.6%	466 1.6%	809 2.8%	2,831 9.7%	18,485 63.2%	10,743 36.8%	3 0.0%	29,231 100.0%		
ラトヴィア人	8,650 58.1%	938 6.3%	51 0.3%	49 0.3%	203 1.4%	900 6.0%	10,791 72.5%	4,086 27.5%	6 0.0%	14,883 100.0%		
ベラルーシ人	2,545 57.6%	165 3.7%	51 1.2%	25 0.6%	120 2.7%	200 4.5%	3,106 70.3%	1,314 29.7%	1 0.0%	4,421 100.0%		
その他国籍者	557 35.0%	136 8.5%	13 0.8%	26 1.6%	51 3.2%	231 14.5%	1,014 63.7%	574 36.1%	4 0.3%	1,592 100.0%		
外国人 (無国籍・国籍不明を含む)	1,562 21.8%	1,119 15.6%	150 2.1%	474 6.6%	655 9.1%	1,007 14.0%	4,967 69.2%	2,197 30.6%	15 0.2%	7,179 100.0%		
合計	1,088,816 53.7%	84,863 4.2%	13,041 0.6%	32,429 1.6%	44,471 2.2%	115,512 5.7%	1,379,132 68.0%	649,549 32.0%	290 0.0%	2,028,971 100.0%		

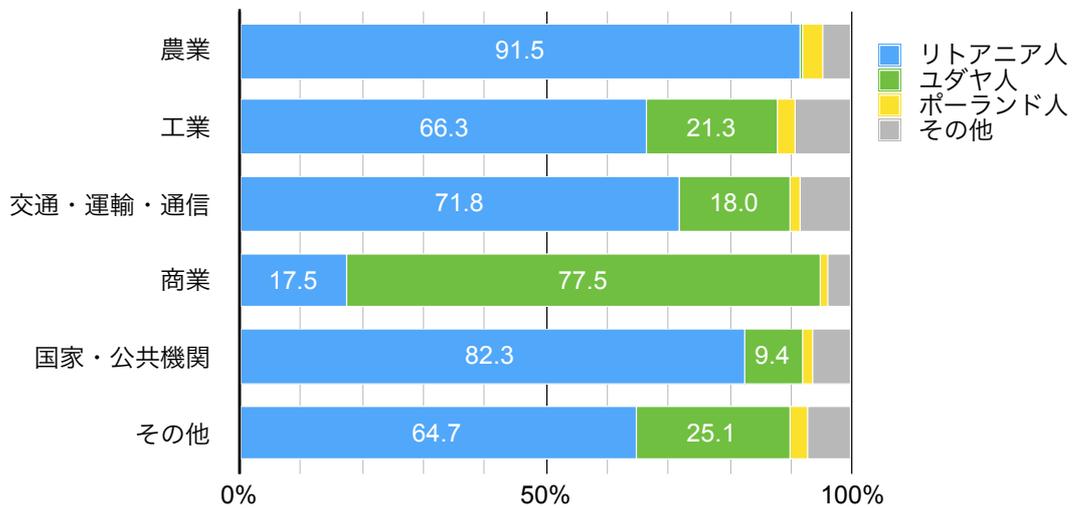
出典：Lietuvos gyventojai, 295-296.

図8 独立生計者に占める各業界の従事者の割合（1923年）



出典：Lietuvos gyventojai, 295–296. をもとに筆者が作成。

図9 業界に占める各民族の割合（1923年）



出典：Lietuvos gyventojai, 295–296. をもとに筆者が作成。

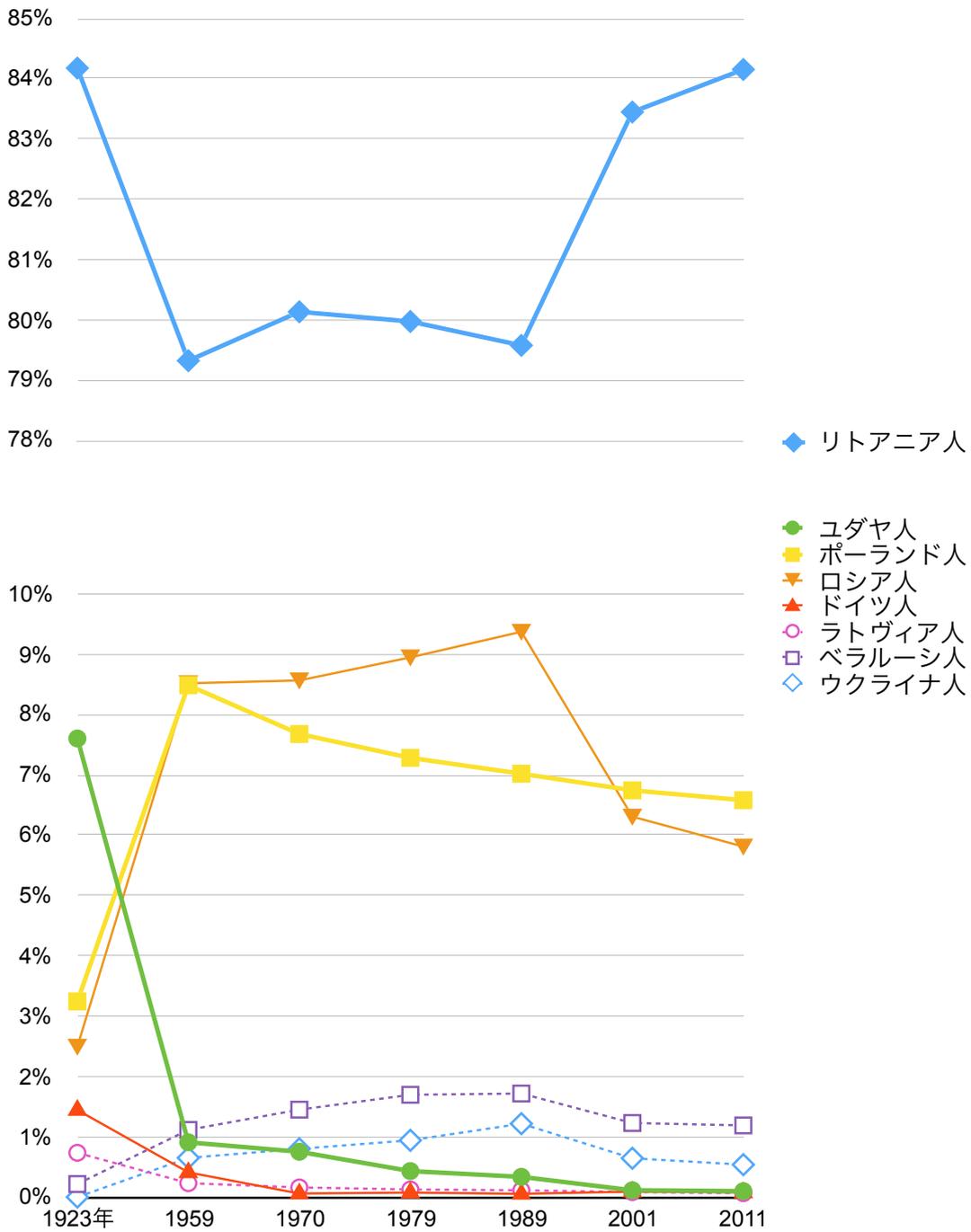
表10 各国勢調査における民族別人口（外国人などを除く）

	1923年	1959年	1970年	1979年	1989年	2001年	2011年
リトアニア人	1,701,863	2,150,767	2,506,751	2,712,233	2,924,251	2,907,293	2,561,314
	84.2%	79.3%	80.1%	80.0%	79.6%	83.4%	84.2%
ユダヤ人	153,743	24,672	23,564	14,697	12,392	4,007	3,050
	7.6%	0.9%	0.8%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%
ポーランド人	65,599	230,107	240,203	247,022	257,994	234,989	200,317
	3.2%	8.5%	7.7%	7.3%	7.0%	6.7%	6.6%
ロシア人	50,460	231,014	267,989	303,493	344,455	219,789	176,913
	2.5%	8.5%	8.6%	8.9%	9.4%	6.3%	5.8%
ドイツ人	29,231	11,166	1,904	2,616	2,058	3,243	2,418
	1.4%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
ラトヴィア人	14,883	6,318	5,063	4,354	4,229	2,955	2,025
	0.7%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
ベラルーシ人	4,421	30,256	45,412	57,584	63,169	42,866	36,227
	0.2%	1.1%	1.5%	1.7%	1.7%	1.2%	1.2%
ウクライナ人	43	17,692	25,099	31,982	44,789	22,488	16,423
	0.0%	0.7%	0.8%	0.9%	1.2%	0.6%	0.5%
その他	1,549	9,453	12,251	17,509	21,465	46,342	44,942
	0.1%	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	1.3%	1.5%
計	2,021,792	2,711,445	3,128,236	3,391,490	3,674,802	3,483,972	3,043,629
	100%						

注：1923年はクライペダ地方およびヴィルニウス地方を含まない。

出典：Lietuvos gyventojai, xxxvi, 13–18; *Itogi vseosoziной peremisi naselenia 1959 goda: SSSR (Svodnyy tom)* (Москва: Госстатиздат, 1962), 207; „Gyventojai pagal tautybę, gimtąją kalbą ir tikybą: Lietuvos Respublikos 2011 metų visuotinio gyventojų ir būstų surašymo rezultatai.“ Lietuvos statistikos departamentas, 2013 m. kovo 15 d., 7.

図10 総人口に占める各民族の割合の推移



注：1923年はクライペダ地方およびヴィルニウス地方を含まない。

出典：Lietuvos gyventojai, xxxvi, 13–18; Итоги всеобщей переписи населения 1959 года: СССР (Сводный том) (Москва: Госстатиздат, 1962), 207; „Gyventojai pagal tautybę, gimtąją kalbą ir tikybą: Lietuvos Respublikos 2011 metų visuotinio gyventojų ir būstų surašymo rezultatai,“ Lietuvos statistikos departamentas, 2013 m. kovo 15 d., 7. をもとに筆者が作成。

エッセイ

エスニック・マイノリティとジェンダー

北田 依利

エスニック・マイノリティ研究には、なぜジェンダーという分析概念が欠かせないのか。エスニック・マイノリティを考える際に女性の抑圧やセクシュアリティの規範を省略することは問題であり、同時に、ジェンダーを論じる際に人種やエスニシティを分析枠組みに入れられないことは問題ではないだろうか。以下では、米国の人文・社会科学における議論を主に参考にしながら、三つの事柄に注目してエスニック・マイノリティ研究とジェンダー分析の分かちがたさを提示する。

1. インターセクショナルリティ

ブラックフェミニズム（米国の非白人、とくに黒人女性の言論活動や社会運動）は、人種とジェンダーという経験、分析のカテゴリーを相互排他的に扱うことの問題を指摘してきた。非白人女性は、非白人男性の利益を優先する反人種主義と、白人女性の利益を優先する反性差別主義それぞれの運動と知的潮流の中で周縁化されてきた歴史経験を持っている。ブラックフェミニズムの思想は、19世紀の奴隷制廃止運動と女性参政権運動の時代にすでにその萌芽が見られたが、20世紀の終わりになって、人種やジェンダーなどのカテゴリーを別個にではなく、その交差に注目して分析するための「インターセクショナルリティ（intersectionality: 交差性、領域横断性）」という概念を生み出した。数学用語であったインターセクショナルリティという言葉が社会構造の分析に適用したのは、法学者キンバレー・クレンショーである。クレンショーは、1989年の論文「人種と性の交差点を脱周縁化させる」において、黒人「男性」の経験から黒人の経験を、「白人」女性の経験から女性の経験を考察する傾向のために、人種主義や性差別主義の分析が一部の人の経験のみを反映した偏ったものになっていることを指摘し、ゆえに人種主義と性差別主義の交差点に位置づけられた黒人女性の分析が重要であると主張した¹。さらに1991年の論文、「周縁をマッピングする」では、ドメスティック・バイオレンスと性暴力を事例に非白人女性の経験をより広く扱い、市民権のない移民女性や非白人の同性愛者の不可視性についても触れた²。クレンシ

¹ Kimberle Crenshaw, "Demarginalizing the Intersection of Race and Sex: A Black Feminist Critique of Antidiscrimination Doctrine, Feminist Theory and Antiracist Politics," *University of Chicago Legal Forum* 1989 (1989): 139-68; 本論文が掲載されたシカゴ大学の法学雑誌の1989年号の議題は、「法におけるフェミニズム：理論、実践、批判」であった。本号の他の論文のタイトルを見る限り、人種とフェミニズムの問題を合わせて扱ったものは見られない。1980年代後半は、米国において批判的人種理論（Critical Race Theory）が隆盛した時期と重なる。「客観的な」法制度そのものが特定の人種やジェンダー（白人男性）を基準に作られてきたことを、非白人、とりわけ非白人女性の法学者たちが厳しく問い、非白人（女性）の経験へのアクセスの難しさとその重要性を主張した。クレンショーは批判的人種理論の議論に貢献した一人であり、彼女のインターセクショナルリティは批判的人種理論から生まれたとも、理論を牽引したとも言える。批判的人種理論については、Richard Delgado and Jean Stefancic, eds., *Critical Race Theory*, 3 edition (New York: NYU Press, 2017).

² Kimberle Crenshaw, "Mapping the Margins: Intersectionality, Identity Politics, and Violence against Women of Color,"

ョーの議論の核は人種とジェンダーの交差点にあったが、彼女が市民権やセクシュアリティの問題をインターセクショナル리티の枠組みと繋げようとしていたことは重要である（一つ目の論文では階級差にも触れている）。

複数のカテゴリーの交差に注目するクレンショーのインターセクショナル리티の概念は、法学を超えて、歴史学、社会学、人類学、政治学、フェミニズム研究など様々な分野の研究と社会運動の実践に応用されてきた。著者自身はブラックフェミニズムに依拠しながら黒人女性の経験における人種とジェンダーに基づく差別の分かちがたい結びつきを明らかにしたが、この概念は、人種とジェンダーに加えて、階級、市民権、セクシュアリティ、障がいなど様々なアイデンティティ、差異を生み出すカテゴリーを重ね合わせて検証するための方法論的枠組みとなった。というのも、インターセクショナル리티という概念は、労働者、移民、性的少数者、障がい者といった集団が非常に高い頻度で白人や男性によって代表されてきた状況を可視化させ、それを批判することを可能にしたからである。社会の周縁におかれた集団の内部で、主流社会の有り様を反映したさらなる周縁化が進行しており、社会運動やマイノリティを対象とした研究もまた、周縁化のメカニズムを補強し得るという問題をクレンショーは明示したのであった。

エスニック・マイノリティ研究にとって、インターセクショナル리티は必須の分析概念である。国民国家の周縁におかれた先住民、宗教的、言語的マイノリティのコミュニティの内部も、差異と権力の構造から無縁ではない。エスニック・マイノリティの中の女性、性的少数者、障がい者の経験を語ることは、多様な事例を提供し、集団に関する叙述を充実させるだけにはとどまらない。かれらの二重、三重に不可視なアイデンティティとカテゴリーの複層性についての分析は、国民国家や植民地主義、そして政治、経済、文化そのもののあり方を問うために重要である。例えば、米国の黒人レズビアン、トランスジェンダーの経験や、旧植民地地域における男性中心の反植民地主義運動下の女性の抑圧と抵抗、先住民コミュニティを存続するための人口の再生産をめぐる議論（女性、セクシュアリティ、障がいに関わる）は、エスニック・マイノリティ研究のテーマ、方法論をどのように再編成しうるであろうか。

2. ジョーン・W・スコットの『ヴェールの政治学』

本研究会の第 57 回と第 58 回は、イスラームを信仰する女性の一部が身につける「ヴェール／ヘッドスカーフ」をめぐる議論に焦点を当てた。米国でフランス史を専門に研究してきたジョーン・W・スコットの『ヴェールの政治学』は、世俗主義と宗教の衝突のように描かれるスカーフ論争を、ユダヤ・キリスト教の伝統を持つ白人のヨーロッパ人が旧植民地出身の自国の居留民に抱く偏見をあらわにするものと説明する³。本著は、世俗主義と個人主義に依拠するフランス共和主義、人種主義、植民地主義、といった構造やイデオロギーがいかに複雑に絡み合っテムスリム住民をめぐる世論を作り上げていることを明らかにしたが、ここでもジェンダーは必須の分析概念であった。スカーフ論争においてエスニック・マイノリティは、巧妙に、時に露骨に、人種化されジェンダー化されている。スコットはフランス人男

Stanford Law Review 43, no. 6 (1991): 1241–99.

³ ジョーン・W・スコット著、李孝徳訳『ヴェールの政治学』（みすず書房、2012年）。原著は Joan Wallach Scott, *The Politics of the Veil* (Princeton: Princeton University Press, 2007). 2016年12月発行の本研究会ニューズレター（3-4頁）ではヘッドスカーフに関する著作の要約が読める（最終閲覧日：2017年10月11日）。

<https://docs.google.com/viewer?a=v&pid=sites&srcid=ZGVmYXVsdGRvbWFpbXN0dWRpZXN8Z3g6N2VmNmY1MjEyNDE2NGViMQ>

性、フランス人女性、フランス人フェミニスト、イスラーム世界出身でスカーフ禁止を支持する女性、ムスリム男性、ムスリム女性など、様々な対象に着目し、かれらが発する／をめぐる言説を読み解いた。

人々を分類する複数のカテゴリーに着目し、差異が生み出す権力関係を分析したという意味において、スコットのアプローチはインターセクショナリティを提唱したクレンショ어의研究とも重なる部分がある。スコットは、ジェンダー史を牽引してきた人物である。彼女の1986年の論文、「ジェンダー：歴史分析の有効なカテゴリー」は、既存の歴史学の中でないがしろにされてきた女性の掘り起こしに重きをおく女性史を、性を取りまく権力構造の構築の分析、つまりジェンダー史へと転回させる大きな契機となった⁴。出版当時は論争をよんだものの、ジェンダー史は今日では歴史学の一分野となり、スコットの論文は古典となっている。この論文はジャック・デリダやミッシェル・フーコーなどポスト構造主義の議論を援用しながら、ジェンダーという言葉の語源だけでなく言葉の使用を考察し、言説分析というジェンダー研究の基本的な方法論を確立した。

人種やジェンダーなどのカテゴリーを、ある集団について記述をするためではなく分析枠組みとして活用、検討するスコットやクレンショ어의思考は、エスニック・マイノリティ研究にとって示唆に富む。先に述べたように、エスニック・マイノリティを取り巻く社会や集団内部の権力構造に目を向ける手がかりになるからである。さらには、「エスニック・マイノリティ」もまた、分析枠組みであると考えることができる。エスニック・マイノリティ研究の意義は、世界中の多様な事例を収集すること以上のものである。エスニック・マイノリティという分析枠組みは、マイノリティの包摂と排除を繰り返す国民国家の境界が流動的であることを明らかにする。そして、不安定な国民国家の境界を静的にさせようとする現象、ナショナリズムは、以下に見るように人種化され、ジェンダー化されている。

3. ナショナリズムとジェンダー

2017年2月11日、建国記念日の特集として「考える広場：この国のかたち 3人の論者に聞く」が中日新聞に掲載された⁵。建国記念日というナショナリズムを維持するための国民の祝日に際して、司馬遼太郎の著書『この国のかたち』を引用して名付けられたインタビューには、日本人男性、日本人女性、日本在住の白人男性が登場し、日本の現状そして未来を論じた。記事の設定自体が、人種やジェンダー、市民権などに関する日本社会のイデオロギーを内包しており、エスニック・マイノリティとジェンダーの交差を考えさせるものである。

しかしながら、注目を集めたのは日本人女性を代表した上野千鶴子氏の発言であった。日本のフェミニズムを牽引してきた上野氏の欄には「平等に貧しくなろう」との小見出しがつけられ、外国人移民の受け入れの議論に関する彼女の意見が掲載された。「日本はこの先どうするのか。移民を入れて活力ある社会をつくる一方、社会的不公正と抑圧と治安悪化に苦しむ国にするのか、難民を含めて外国人に門戸を閉ざし、このままゆっくり衰退していくのか。どちらかを選ぶ分岐点に立たされています。」⁶

⁴ Joan W. Scott, "Gender: A Useful Category of Historical Analysis," *The American Historical Review* 91, no. 5 (1986): 1053–75. 電子化された学術論文を所蔵する電子図書館 JSTOR において、最もダウンロードされている論文である。なお、日本語で読むことができる。J. W. スコット著、荻野美穂訳『ジェンダーと歴史学』（平凡社、1992年）、第二章。

⁵ 「考える広場：この国のかたち 3人の論者に聞く」、2017年2月11日中日新聞（最終閲覧日：2017年10月11日）、<http://www.chunichi.co.jp/article/feature/hiroba/list/CK2017021102000006.html>

⁶ 同上。

これは、女性差別の構造的な問題を論破してきた知識人が、移民を受け入れると治安が悪化するという排外主義の短絡的な論理や、日本国籍を持たない人々が近年突然現れたような語りを、公の場で発信したという「事件」になった。2月13日、上野発言のいくつかの問題点を指摘するために、移住連こと特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク・貧困対策プロジェクトは、中日新聞に公開質問状を提出した⁷。2月16日、質問状に対して、上野氏はウィメンズ・アクション・ネットワーク (WAN) のウェブサイト上で応答し真意を説明した⁸。しかし、彼女の考えが中日新聞に掲載された記事と変わらないことを受けて、移民研究者やフェミニズム研究者などがさらに見解を述べ、言論活動が活発に行われた⁹。

ナショナリズムは、人種化とジェンダー化のプロセスが複雑に絡み合っている。繰り返しになるが、国民の祝日に際して国家の行方を語る資格を持ち、マスメディアに表象されたのは、日本人男性、日本人女性、日本在住の白人男性の三者であった。上野発言に見られた、人口減少ゆえの、日本の未来のための移民労働力の必要性という論理も、直接的に言語には現れないものの、人種化されジェンダー化されている。国民人口の再生産の「停滞」を埋めあわせる移民像は、特定の出身国、エスニシティと結びついている¹⁰。こうした特定の移民はまた、建設現場や工場での男性化された労働と、上野氏が言及した家事や介護をはじめ幅広いケアの労働、女性化された仕事の両方に従事してきた¹¹。同じく人口停滞の解決策として日本人女性の「社会進出」を検討する議論においても、「これから」移民・外国人がやってきて問題が起こるという時間性と、移民を「選んだ」かれらを日本国民は受け入れるか否かというヒトの移動が「裁量圏内にある」ことを前提にした問いは、自然化されている。ナショナリズムがエスニック・マイノリティ研究の射程であるならば、ジェンダーは必要不可欠な分析枠組みではないだろうか。

終わりに

本稿では、米国の黒人のフェミニズム、フランスのスカーフ論争、日本のナショナリズムという別々の事例を取り上げながら、エスニック・マイノリティとジェンダーが複雑かつ分かちがたく結びついていることを論じた。

⁷ 移住連貧困対策プロジェクト、『中日新聞』『東京新聞』（2017年2月11日）「考える広場 この国のかたち 3人の論者に聞く」における上野千鶴子氏の発言にかんする公開質問状、2017年2月13日（最終閲覧日：2017年10月11日）、<http://migrants.jp/archives/news/170213openletter>

⁸ 「人口減少か大量移民か? : ちづこのブログ No.113」、2017年2月16日（最終閲覧日：2017年10月11日）、<https://wan.or.jp/article/show/7070>

⁹ とりわけ、WANのウェブサイトへ寄稿された以下3つの文章が参考になった。岡野八代、「移民問題は、「選抜の問題」か? : 上野さんの回答を読んで」、2017年2月18日（最終閲覧日：2017年10月11日）、<https://wan.or.jp/article/show/7073>。清水晶子、「共生の責任は誰にあるのか: 上野千鶴子さんの「回答」に寄せて」、2017年2月19日（最終閲覧日：2017年10月11日）、<https://wan.or.jp/article/show/7074>。樋口直人、「研究者による運動のあり方を、フェミニズムに学ぶ」2017年3月15日（最終閲覧日：2017年10月11日）、<https://wan.or.jp/article/show/7129>

¹⁰ 国際事業研究協同組合が「国別の介護技能実習生のポテンシャル」という表をウェブサイトに公開し、東南アジア出身の実習生を国ごとに格付けしていたことは記憶に新しい。差別的であるとの批判を受けて、そのページは削除された。「外国実習生を国別に採点: 受け入れ団体HP「差別的」批判受け削除」『東京新聞』、2016年11月26日（最終閲覧日：2017年10月11日）、<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201611/CK2016112602000248.html>

¹¹ 「人口減少か大量移民か?」

三つの事例はまた、フェミニズムという知的潮流が素地になっている¹²。スコットが一翼を担った女性史からジェンダー史への転回は、「単なる女性の歴史」を超えてより幅広い視座を提供するようになった、と説明されることがある。しかしながら、フェミニズムが問うのは、女性の歴史（かつ非白人、性的少数者、障がい者などの歴史）を「単なるものに過ぎない」と見なす認識のあり方そのものである。エスニック・マイノリティ研究はフェミニズムの知見をどのように生かすことができるであろうか。

¹² 例えば、竹村和子『フェミニズム』（岩波書店、2000年）はコンパクトにまとまっている。

■ ■ ■ 第七期研究会報告 ■ ■ ■

第七期 (2016年8月～2017年7月) には、計9回の研究会 (内訳: 書評会1回、研究報告会5回、研究ワークショップ3回) を開催した。

下記の研究会報告にもあるが、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター平成28年度「プロジェクト型」共同研究に関する活動が第七期では大きな比重を占め、最終的には2017年3月に北海道大学で開催したワークショップへと結び付いた。

その他、マイノリティの文化実践、および少数民族の言語と文化に関するワークショップなどもあり、前期と比べてさらに多彩な活動報告となった。

また、以上のプロジェクト以外にも会員による多様な研究報告も行われた。そして、いつもながらのことではあるが、それぞれの研究会では、参加者による闊達な議論が交わされた。

第五十九回研究会

(2016年10月16日、

於: 東京外国語大学海外事情研究所)

【研究報告】東欧の「境界 (ボーダー)」における領域性・空間認識の比較研究: 戦後チェコ国境地域(Pohraničí)をめぐる方法論的試論

【報告者】森下 嘉之 (茨城大学)

概要

北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター平成28年度「プロジェクト型」共同研究利用の一環として、翌年(2017年)3月のワークショップにむけての準備報告を行った。まず、第二次世界大戦直後の時期に限定したチェコ「国境地域」をめぐる概念整理と研究動向の紹介を行い、どのような視点から東欧における「境界領域の変容」というテーマを共通論題として取り上げるのかについてのすり合わせを行った。具体的には、戦後直後の当該地域において開催された「戦後復興」を主

題とした博覧会、および入植政策のプロパガンダについての分析を行った。本研究の特色として、近年の研究動向における焦点である地理学研究の方法論がどこまで適用されるのかについて、現地の地理学研究者と情報交換を行ったことがあげられる。

(森下 嘉之)

第六十回研究会

(2016年11月20日、

於: 東京外国語大学海外事情研究所)

【研究報告】トランシルヴァニアをめぐる学術政策と領土修正: 第二次ウィーン裁定後のコロジュヴァールを題材に(1940～44年)

【報告者】辻河 典子 (近畿大学)

概要

第二次ウィーン裁定(1940年8月)により、ハンガリーは第一次世界大戦後にルーマニアへ割譲したトランシルヴァニアのうち、北部の地域を1944年夏まで再び支配した。本報告ではトランシルヴァニアでの主要な文化都市コロジュヴァール〔クルージュ〕における1940～44年の学術組織の活動に注目した。この時期の同市には、第一次世界大戦後のセグドへの移転から「再開」された大学、政府主導で設立されたトランシルヴァニア学術研究所、19世紀の国民博物館創立を目指す運動から始まって戦間期を通じて活動を続けたトランシルヴァニア博物館協会が鼎立していた。各組織はハンガリー文化の調査や教育を通じて交流もみられたが、博物館協会内からは政府主導のトランシルヴァニア学術研究所の活動への批判もあった。

報告を受け、トランシルヴァニアという地域の歴史的な位置づけとハンガリーの学術政策との関連や、第二次ウィーン裁定によってトランシルヴァニア内に引かれた国境線が現地住民に与えた影響などについて議論がなされた。

(辻河 典子)

第六十一回研究会

（2016年12月10日、於：獨協大学）

【WS】マイノリティの文化実践と現代社会
：台湾原住民の例を中心に

[登壇者]（登壇順）

- 松岡 格（獨協大学准教授）
岡田 紅莉子（上智大学大学院）
田本 はる菜（筑波大学大学院）
李 依真（東京大学大学院）
奈良 雅史（北海道大学助教）
井垣 昌（明治大学等兼任講師）
栗林 大（中央大学客員研究員）
香坂 直樹（跡見学園女子大学等兼任講師）
角田 延之（四日市大学等兼任講師）
山田 仁史（東北大学准教授）
山本 芳美（都留文科大学教授）

概要

2016年12月10日に、獨協大学にて「マイノリティの文化実践と現代社会：台湾原住民の例を中心に」と題するワークショップを開催した。

冒頭では、趣旨説明を兼ねて、筆者（獨協大学准教授・松岡格）が「多文化時代の文化実践と国家・民族：フランスのヴェール問題が投げかけるもの」と題する報告を行った。主として本研究会で数度にわたって扱ったいわゆる「ヴェール問題」に関する議論を手がかりにして、多文化時代における文化実践のあり方について検討し、台湾原住民の文化実践についての検討を提起するものであった。

続いて岡田紅莉子（上智大学大学院博士課程）が「都市アミの表象：イリシン（豊年祭）にみる台湾原住民族アミの都市移住者が織りなす『文化』と自己」と題する報告を行った。台湾原住民の中でも郷里を離れて都市で生活する人々の文化実践を観察対象とし、豊年祭実施に関する観察・考察をふまえて、都市における豊年祭への参与を通して主体的なアイデンティティ構築を行う原住民の姿を描き出した。

田本はる菜（筑波大学大学院博士課程）は「纏う布と見る布：北部台湾原住民と布をめぐる営みの複数性」と題した報告を行った。原住民の伝統衣装というのは、近年、台湾社会内でその価値が認められ、より広く流通することによって商業化の道をたどってきた。その流れにしたがって原住民の服飾製作は変化してきたが、一方でその一種の時流とは異なる方向の服飾製作をめぐるこだわりというものも存在する。そのような現代の台湾原住民の服飾製作を通じた文化実践の多様な経路の存在を指摘した。

李依真（東京大学大学院博士課程）は「境界措定的力としての首狩り：法秩序の権/暴力 (Gewalt) の視点から見る台湾原住民族の首狩り」と題する報告を行った。台湾原住民の文化実践のうち、いわゆる「首狩り」をとりあげて、それが文化実践として途絶えた後も、台湾社会における原住民イメージに大きな影響を与えたことを指摘し、法秩序についての哲学的な論考を通して近代法的権力を共同体を維持する法秩序措定権力の一種としてそれを再考することで、首狩りを理解可能なものとしてとらえることができることを指摘した。

奈良雅史（北海道大学助教）は「イスラーム復興と民族観光のもつれ：雲南省回族社会における民族間関係の変化をめぐる」と題する報告を行った。中国雲南省に暮らすムスリム住民、回族は現在、従来より積極的に外部の観光を受け入れるようになっている。従来議論では政府と宗教実践を追究しようとする回族についての対抗関係に注目が集まったが、回族によるより柔軟な宗教実践の試みとして理解すべきことを指摘した。

以上の報告に対して、井垣昌（明治大学等兼任講師）、栗林大（中央大学客員研究員）、香坂直樹（跡見学園女子大学等兼任講師）、角田延之（四日市大学等兼任講師）、山田仁史（東北大学准教授）、山本芳美（都留文科大学教授）等が、それぞれの研究事例に適宜言及しつつコメントを行った。

（松岡 格）

第六十二回研究会

（2017年1月8日、

於：東京外国語大学海外事情研究所）

【研究報告】

- ・「スロヴァキア」の領域を科学的に見る戦間期の取り組み
- ・モンテネグロ国民か、セルビア正教徒か：社会主義ユーゴスラヴィアにおけるニェゴシュ廟をめぐる論争

[報告者] 香坂 直樹（跡見学園女子大学）
中澤 拓哉（日本学術振興会）

概要

まず、香坂直樹が『「スロヴァキア」の領域を科学的に見る戦間期の取り組み』の題で報告した。香坂はまず第一次世界大戦直後のチェコスロヴァキアにおいて、チェコ諸領邦と比較し「スロヴァキア」の領域が把握されていなかったことを指摘する。そしてハンガリー王国時代からのセンサスとその解釈を検討し「上部ハンガリー」から「スロヴァキア」への領域概念の転換を跡づけた。

続いて、中澤拓哉が「モンテネグロ国民か、セルビア正教徒か：社会主義ユーゴスラヴィアにおけるニェゴシュ廟をめぐる論争」の題で報告した。中澤は社会主義期にモンテネグロ・ナショナリズムを支える制度的基盤が整ったことを指摘したのち、ニェゴシュ廟の建設をめぐる論争を社会主義下で形成された「モンテネグロ民族」の実在性をめぐると位置づけた。

（中澤 拓哉）

第六十三回研究会

（2017年2月10日、於：獨協大学）

【WS】彝（い）語の世界

：言語・文字とその世界観

[登壇者]（登壇順）

飯島 一彦（獨協大学教授）
浅山 佳郎（獨協大学教授）

関根 謙（慶應義塾大学教授）

吉克・依楚（彝族伝統文化継承者）

立克・達曲（彝族伝統文化継承者）

松岡 格（獨協大学准教授）

村松 彰子（相模女子大学専任講師）

佐藤 勘治（獨協大学教授）

Juan Carlos Galeano

（フロリダ州立大学教授）

概要

2017年2月10日、獨協大学にて国際シンポジウム「彝（い）語の世界：言語・文字とその世界観」を開催した。

シンポジウムでは、三部に分けて、中国の少数民族「彝族（いぞく）」の文化や社会、そして彝族が話す「彝（い）語（ご）」に関する研究成果が発表された。

第一部「彝族の社会と文化」では彝族の歴史と社会についての解説に続いて、飯島一彦（獨協大学国際教養学部教授）による「花の歌謡：彝族文化と日本文化」、浅山佳郎（獨協大学国際教養学部教授）による「母語教育としての彝語教育」の二報告が行われた。いずれも獨協大学の国際共同研究における調査成果を示すものであった。

続いて関根謙（慶應義塾大学文学部教授）による関連研究報告が行われた。これは関根教授等による彝族についての調査・研究の紹介と、その研究成果をふまえて彝族社会についての分析を示すものであった。

第二部「古彝文経典の世界」では古彝文経典についての解説につづいて、彝族の伝統文化継承者である吉克・依楚（伝統文化継承者）と立克・達曲（伝統文化継承者）による報告が行われた。吉克・依楚は儀礼の実践者の立場から、古彝文経典についての見解を示した。立克・達曲は、訳者の立場から今回シンポジウムで特に紹介した『生育経』の内容についての解説を行った。筆者（獨協大学国際教養学部准教授・松岡格）は、上記国際共同研究の調査・研究成果として、古彝文経典『生

育経』についての紹介と学術的分析を行った。

第三部「マイノリティの伝統的知識：比較と討論」では、彝族の事例について比較検討するため、二つの地域についての事例が報告された。村松彰子（相模女子大学人間社会学部専任講師）は「沖縄のシャマニズム」において、沖縄においてシャマニズムを実践する人々をとりあげ、沖縄の文化におけるその実践の重要性を指摘した。もう一つの事例は南米であり、まず佐藤勘治（獨協大学国際教養学部教授）によるアマゾンに暮らす森の民についての解説があった。その内容を受けて、Juan Carlos Galeano（フロリダ州立大学教授）は、自らの調査や詩作の紹介を通じて、森の民から見た世界観、そして人類の未来を展望するにあたってのその重要性を指摘した。

以上のような多彩な報告がなされ、これに対して活発な質疑応答が行われた。

（松岡 格）

第六十四回研究会

（2017年3月5日、
於：北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター）

【プロジェクト型共同研究 WS】

東欧の「境界」における領域性・空間認識の比較研究

[報告者]（報告順）

香坂 直樹（跡見学園女子大学）

辻河 典子（近畿大学）

森下 嘉之（茨城大学）

[コメンテータ]

佐藤 勘治（獨協大学）

松岡 格（獨協大学）

栗林 大（中央大学）

[アドヴァイザー]

家田 修（北海道大学・開催時）

北海道大学ワークショップを終えて

1年前から進めてきた研究プロジェクト、北海

道大学スラブ・ユーラシア研究センター平成 28 年度「プロジェクト型」共同研究利用におけるワークショップを、2017年3月5日に北海道大学にて開催した。まだ雪の残る札幌で当日は筆者を含め6人の報告者・コメンテータに登壇していただき、丸1日の長丁場であったがアドヴァイザーを含めて活発な討論を行うことができた。東欧の境界領域を台湾、米墨国境の事例から相対化することを目指した上で、個別報告のみならず全体の趣旨をまとめ、研究課題・議論を方向付けることは想像以上の難しい課題であった。登壇者および参加者からの鋭い提言によって、境界の「実体化」や入植住民の「所有権」の問題、国境管理と住民登録の方法といった今後の課題が提示されたことは今後への大きな収穫であった。

（森下 嘉之）

第六十五回研究会

（2017年4月29日、

於：東京外国語大学海外事情研究所）

【研究報告】新自由主義的世界における多文化主義の隘路：ガッサン・ハージのホワイト・マルチカルチュラルイズム批判に基づいて

[報告者] 栗林 大（中央大学）

概要

報告では、欧州諸国における「多文化主義の失敗」言説の広がり念頭に、今日的な多文化主義のネオリベラルな変容をとりあげ、その再構成の可能性に言及した。

初めに、W. キムリッカやC. ヨブケの議論を参照し、多文化主義政策の新自由主義的な変容を踏まえてリベラリズムと多文化主義の理念的なアポリアを指摘、リベラル多文化主義の陥りつつある隘路にふれた。次に、オーストラリアの人類学者G. ハージの議論を軸に、グローバリゼーションの下での国民国家／福祉国家のネオリベラルな転回とともに多文化主義のもつ統制的な側面や排外主

義的なナショナリズムが前景化するメカニズムを論じ、彼の議論の全体像とその援用可能性を検討した。最後に「ケア」の概念を起点としたオルタナティブな多文化主義への方向性を試論的に示唆した。

報告を踏まえて「多文化主義の失敗」言説の有効性や報告者の想定したリベラル多文化主義のアポリアに対して疑問が呈され、それを契機に活発な議論が交わされた。また、ハージの議論の射程にも関心が寄せられ、ハージの語る「思いやること(=care)」と「ケアの倫理」等で語られるケア概念との共約可能性など多岐に渡る示唆的な検討課題を得ることが出来た。

(栗林 大)

第六十六回研究会

(2017年5月14日、

於：明治学院大学白金キャンパス)

【研究報告】台湾原住民族の首狩とその歪められた表象の再解釈：法のゲヴァルトの視点から

【報告者】李 依真（東京大学大学院）

概要

台湾原住民族の慣習であった首狩は、祖霊信仰に密接な関係を持ち、かつて社会秩序を統合・維持する機能を有するものであった。しかしその暴力性とアニミズム的思考により、長い間、文明に背くような、野蛮な暴力とされていた。本報告の主旨は、首狩を文化的側面で解釈する捉え方が文明/野蛮という対立を解決できないとし、法のゲヴァルト（Gewalt、権力と暴力とを同時に含む力の概念）からアプローチすることを提言するものである。行為遂行的原理をもって首狩の力を分析し、その法措定・法維持的機能の前景化により、過去の原住民社会を固有の法秩序をもつものとして、近代的法体系と対置する。この対置を背景に、日本統治時期における、台湾の初めての近代国家への編入において、首狩をあらゆる根絶すべく野蛮

な行為の象徴とした政治的力学を分析する。本報告はまず、同時期の首狩表象と呉鳳物語の改編に遡り、次に1980年代の原住民運動と首狩表象の関係を説明し、最後に、近年台頭した移行期正義の言説において首狩の再解釈が歴史的正義の追求に要請されると主張する。

(李 依真)

第六十七回研究会

(2017年6月18日、

於：東京外国語大学海外事情研究所)

【書評】Eagle Glasheim, *Cleansing the Czechoslovak Borderlands*.

[担当] 森下 嘉之（茨城大学）

書誌情報：

Eagle Glasheim, *Cleansing the Czechoslovak Borderlands. Migration, Environment, and Health in the Former Sudetenland*, Pittsburgh, 2016.

概要

本書は、第二次世界大戦直後から社会主義期にかけてのチェコ「国境地域」の歴史をまとめた最新の研究。社会主義による開発と「近代性」については、J. スコットが提示した議論との整合性は認められる一方で、地域概念の歴史的コンテキストへの詰めが甘く、地域が実体化されているように読めたという議論が出た。また、本書の特徴として、近年の記憶研究の応用から「ノスタルジア」という概念を押し出しているが、個人的経験が全面に出て、アカデミックな議論ではないのではないかという議論もあった。さらに、21世紀のチェコ国境地域をめぐるチェコ・ドイツ記憶政策について（肯定的に）取り上げている部分は、両国の政治的意図への考察が甘いのではないかという議論も出た。様々な研究方法が試みられている反面、政治的に足をとられているかのように見える叙述が目立ち、文字通り「実験的」な研究であると感じられる。

(森下 嘉之)

■□■他学会参加報告■□■

西南民族大学での学会報告

昨年（2016年）10月末に、四川省成都西南民族大学で開催された「世界少数民族文学国際研究会」に参加し、発表と司会役を担当した。本来であればこの場をお借りしてこれまで私が参加した国内・海外の他の学会との比較や学会の内容説明等を行なうことを求められているのかもしれないが、比較しようにも学会であるというあまりにも根本的な点を除けば、むしろ共通点を見出すことが困難なくらい新鮮かつ異質な（それ故に、貴重かつ素晴らしい）空間であるように思われたため、比較はおこなわず、学会で感じた「空間構成」について簡単に話したいと思う。

私たちに馴染みのある従来の会場設定はパネリストもしくは発表者や講演者が壇上に位置し、聴衆がそれに「対峙する」という構図をとる。しかし、今回参加した西南民族大学での学会はパネリストが会場奥に陣取することは共通しているものの、他の発表者は大きなコの字に配置されたテーブルにすわり、他の聴衆はその後ろ側にある聴衆席に座った。つまり、パネル席と他の発表者の席が正方形の四辺を構成し、聴衆席はその後ろ側となる。この構図は実に興味深かった。というのは、この四辺に囲まれた空間は「舞台」を作り上げ、Q&Aの時間には発表者と聴衆からの質問というやりとりが中心になることはなく、発表者自身と司会、および他の発表者達が、自発的にコメントを述べ、皆で一つの発表を作り上げ、舞台空間に一つのパフォーマンス・アートを作り上げる。事実、開会式では彝族の学生らによる合唱が正方形の舞台の中心で披露され、舞台空間としての発表の場という性格付けをおこなった。私には、アカデミックな場としての同学会が、人文学が対象とする文化的活動そのものとの融合を図っているように感じられた。

以上が私なりの感想であるが、その他15分の発表時間が大会1週間前に8分に変更となったという連絡が運営側から届いたり、大会当日にパネルの司会を任されたりと、国際的になるということには高度の柔軟性が要求されることを痛感させられ、その意味でも大変勉強になった。

（JA 日下）

執筆者一覧

香坂 直樹	跡見学園女子大学等兼任講師
辻河 典子	近畿大学専任講師
森下 嘉之	茨城大学准教授
水野（角田） 延之	岐阜工業高等専門学校他非常勤講師
JA 日下	明治学院大学准教授
重松 尚	東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程
北田 依利	米国・ラドガーズ大学歴史学研究科博士課程

編集後記

大変お待たせいたしました。ようやくエスニック・マイノリティ研究会の雑誌 ENSG (『エスニック・マイノリティ研究』) の第1号が完成しました。企画から ISSN 番号の申請、原稿募集の呼びかけ、原稿の集約と編集を経て、発行まで足掛け1年以上もかかったこととなります。ニューズレター時代よりも格段に作業量が増えたため、予定よりも発行時期が遅れ、皆様にご心配とご迷惑をおかけしてしまい、申し訳ありませんでした。

しかし、研究会の第七期の活動で大きな比重を占めていました平成28年度北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター「プロジェクト型」共同研究利用の成果として「特集：東欧の「境界」における領域性・空間認識の比較研究」の枠内で3本の論文を掲載できました。この場を借り、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター及び共同研究利用のアドバイザーを務めていただきました家田修先生には改めて御礼を申し上げます。

また、特集以外でも論文や研究ノート、資料紹介、エッセイの形で多彩な原稿を掲載できました。普段の研究報告会と同様に分野やディシプリン、地域を横断する研究会の活動が、そして研究会の会員による多彩な知的生産が紙面からも伝わるのではないかと思います。

来年（2018年）の第2号でも今号と変わらぬ多様な内容を含む紙面を届けられるよう編集委員会も引き続き尽力してまいります。投稿規定は改めてお知らせいたしますので、会員の皆様による積極的な投稿を期待しております。

最後に、皆様からの忌憚ないご批判やご意見を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(ENSG 編集委員長 香坂 直樹)

ENSG
(Ethnicity, Nation, State, and the Globe)

No.1

エスニック・マイノリティ研究

第1号

発行：2017年10月31日（改訂：2017年11月20日）

ISSN 2432-9576

編集委員（名字五十音順）：

遠藤嘉広、JA 日下、栗林大、香坂直樹（編集長）、松岡格

発行所：エスニック・マイノリティ研究会

〒340-0042 埼玉県草加市学園町 1-1

獨協大学国際教養学部 松岡研究室内

URL: <http://sites.google.com/site/emstudies/home/ensg>

ENSG に掲載された論文等の著作権は著者と編集委員会がともに保持する。無断転用・転載を禁じる。
Copyright ©2017 by individual author and ENSG editorial board. All Rights Reserved. This material may not be published or reproduced without permission.